別紙１

接続料の算定等に関する研究会

第九次報告書

目次

はじめに **1**
第１章　モバイル接続料のさらなる適正化の推進 **4**
1. 検討の経緯 4
2. モバイル接続料の費用配賦 4
(1)固定資産価額比の算出方法について 8
(2)営業費用の配賦について 11
(3)その他 13
(4)省令等の整備等 14
3. 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い 15
(1)検討事項 15
(2)MNO3社における試算結果 17
(3)主な意見 17
(4)考え方 18
(5)届出接続料への反映 18
4. 予測値の算定方法 19
(1)検討事項 19
(2)主な意見 21
(3)考え方 22
5. 原価の適正性の確保 23
(1)検討事項 23
(2)主な意見 25
(3)考え方 27
6. 利潤の適正性の確保 28
(1)検討事項 28
(2)主な意見 30
(3)考え方 31
7. 需要の適正性の確保 31
(1)検討事項 31
(2)主な意見 33
(3)考え方 34
8. その他 35
(1)5G（SA方式）の機能開放に向けた協議の状況 35
(2)卸電気通信役務に係る協議の状況 37
(3)IMS接続に係る協議の状況 38
(4)番号ポータビリティ転送機能 39

(5)非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸電気通信役務 40
(6)接続料の検証コスト等削減に向けた要望 42
(7)接続における帯域設定変更の柔軟化 43
第2章 MNOとMVNOの間のイコールフッティングの確保(モバイルスタックテスト) 45
1. 検討の経緯 45
2. 議論の経過 46
3. これまでの検証対象サービス等の再検証の要否 47
(1)主な意見 48
(2)考え方 49
4. 検証対象サービス等の選定 50
(1)主な意見 50
(2)考え方 53
5. MNOによる検証結果の妥当性 57
(1)考え方 57
6. 次回以降の検証の進め方 60
(1)主な意見 60
(2)考え方 64
第3章 卸電気通信役務の適正性の確保(卸検証ガイドラインに基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸に関する検証) 66
1. 検討の経緯 66
2. 光サービス卸における卸料金の検証 68
(1)検証の結果 68
(2)主な意見 70
(3)考え方 76
第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸電気通信役務の協議の適正化等) 78
1. 検討の経緯 78
2. 主な意見 79
(1)改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況 79
(2)卸元事業者・卸先事業者間の協議(団体協議を含む。)の状況 80
(3)事業者間協議の円滑化等に資する追加的な措置の検討 81
(4)特定卸の対象役務の範囲 82
3. 考え方 86
第5章 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法 90
1. 検討の経緯 90

2. 主な意見 92
3. 考え方 97
第6章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処 99
1. 検討の経緯 99
(1)トラヒック・ポンピングに係るガイドラインの策定 99
(2)省令の整備 100
2. トラヒック・ポンピングに関するヒアリング 100
(1)ヒアリングの概要 100
(2)事業者ヒアリングの結果 100
3. 考え方 103

はじめに

本研究会では、令和6年9月に第八次報告書（令和6年9月 12 日公表）を取りまとめて以降も、同報告書で挙げられた接続ルールや卸電気通信役務に関する各種課題に加え、オブザーバーである関係事業者・事業者団体から新たに問題提起のあった論点について議論・検証を行ってきた。

移動通信分野については、令和6年 10 月の第 89 回会合から、モバイル接続料の適正性向上について検討を行った。また、昨年度に引き続き、同年 11 月からモバイル接続料費用配賦ワーキンググループを開催し、費用配賦の見直しの検証を行った。更に、継続的な論点として、移動通信分野のスタックテストに係る検討を実施した。

固定通信分野については、令和6年 10 月の第 89 回会合から、特定卸電気通信役務に関して対象とする役務の範囲や事業者間協議の進展状況を踏まえた対応等について検討を行うとともに、昨年度に引き続き「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証の評価を行った。更に、本研究会第六次報告書における整理に基づき、関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法についても検討を行った。

その他、「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処として、本研究会第八次報告書での議論を踏まえて令和6年9月に策定した「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組を把握するため、令和7年1月の第 92 回会合において関係事業者へのヒアリングを実施した。

本報告書は、これらの多岐にわたる論点について、関係者からのヒアリングでの意見や、議論の内容、それらを踏まえた本研究会としての考え方を整理するとともに、今後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示するものである。

本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が行われることを期待する。

【令和6年10月以降の会合開催状況】

日程	開催内容
第89回 令和6年10月30日	○モバイル接続料の適正性向上について ○固定通信分野における特定卸電気通信役務の対象について
第90回 令和6年11月19日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○固定通信分野における特定卸電気通信役務の対象に関するヒアリング

第91回 令和6年12月24日	○接続会計における費用配賦見直しの検証結果（モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおける検討結果）の報告 ○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証の対象サービス等に関するヒアリング ○固定通信分野における特定卸電気通信役務の対象に関する論点整理 ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果について（光サービス卸）
第92回 令和7年1月27日	○「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング ○「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組に関するヒアリング ○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（令和7年度の接続料の改定等） ○「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」での検討結果に関する報告
第93回 令和7年3月12日	○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング
第94回 令和7年4月28日	○移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果について ○「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理
第95回 令和7年5月16日	○モバイル接続料の検証について ○関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法について

第96回 令和7年5月30日	○モバイル接続料の検証に関するヒアリング ○関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関するヒアリング
第97回 令和7年6月16日	○モバイル接続料の適正性向上等について ○関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関する論点整理
第98回 令和7年6月25日	○第九次報告書（案）について
第99回 令和7年9月9日	○第九次報告書（案）に対する意見及びその考え方について

第１章　モバイル接続料のさらなる適正化の推進

１．検討の経緯

第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その設定対象機能（アンバンドル機能）や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）で規定されているとともに、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげている。本研究会第八次報告書においても、検証の結果等に基づく提言が行われた。

こうした取組については、毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを循環させていくことが望ましいと考えられるところ、今般、これまでの提言を踏まえ提出されることとなった算定根拠等を含め、新たに適用される接続料について接続約款の届出が行われ、総務省において、当該接続料についての検証が行われた。その検証結果を踏まえ、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて、検討を行う必要があると思われる事項について、MNO3社及び一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会（以下「MVNO委員会」という。）にヒアリングを実施し、議論を行った。

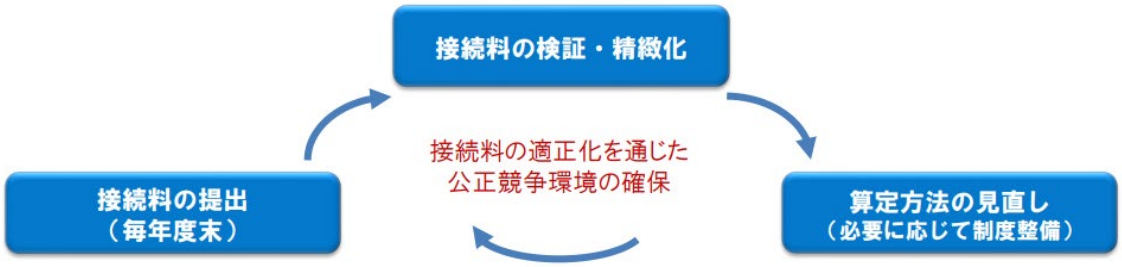

（出所）第 95 回会合資料 95－1（事務局資料）から抜粋

【図1－1　検証・精緻化のサイクル】

２．モバイル接続料の費用配賦

第二種指定電気通信設備制度における音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用／回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される。

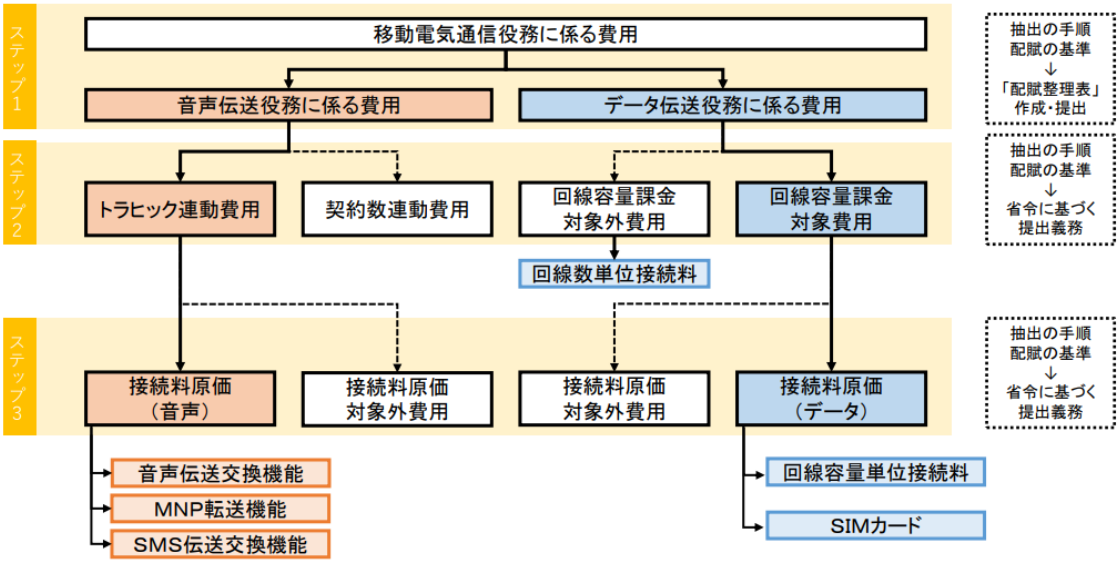

（出所）第 95 回会合資料 95－1（事務局資料）から抜粋

【図1－2　接続料原価抽出の3ステップの概要】

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号。以下「二種会計規則」という。）において配賦の基準が示されているとともに、MNO各社に配賦整理書の作成・提出が義務付けられており、その適正性について、本研究会第七次報告書において検討が行われた。具体的には、各社のステップ1の考え方を比較した結果、原価の大部分を占める「減価償却費」及び「施設保全費」の音声伝送役務／データ伝送役務間の配賦に用いられる「固定資産価額比」が、各社独自の考え方に基づいて算出されていることが確認された。この結果を受けて検討を行った結果、「各社の考え方は、特定の条件下では一定の合理性が認められ得るが、接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましく、総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当である。」との提言が行われた。

これを受けて、本研究会第八次報告書において、本研究会の下でモバイル接続料費用配賦ワーキンググループ（以下「費用配賦WG」という。）を開催し、詳細な検討を行うとともに、当該検討結果について本研究会においても確認を行った結果、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦等については以下のとおりとすることが適当とされた。

- 固定資産価額比の算出方法について
  - 以下の資産については、原則として、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産とすること。

【表1－1　音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき資産】

音声伝送役務に直課すべき資産	3G 音声交換機、VoLTE 交換機（P-CSCF、IMS-AGW）、関門交換機（MGW、MGCF、BGCF、IBCF）、音声回線交換サービス制御装置（AS）、音声メディア制御装置（MRFC、MRFP）、IMS 呼制御装置（S-CSCF、I-CSCF）、SMS 関連装置（GMSC）及びこれらに係るソフトウェア
データ伝送役務に直課すべき資産	3G パケット交換機（GGSN、SGSN）、ISP 提供装置及びこれらに係るソフトウェア

- トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産については以下のとおりとすること。

資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準
機械設備	以下設備以外（基地局設備、コア網設備等）	取扱量比（トラヒック比）
	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比
空中線設備	以下設備以外（アンテナ等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、鉄柱等	回線数比
市内・市外線路設備	以下設備以外（ケーブル等）	取扱量比（トラヒック比）
	鉄塔、電柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
海底線設備	ケーブル等	取扱量比（トラヒック比）
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比

資産区分	資産の種類	見直し後の配賦基準
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準じる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	交換機系ソフトウェア、障害対策システム等	ネットワーク資産額比
	研究開発用ソフトウェア	ネットワーク資産額比

（出所）第 81 回会合資料 81－1（事務局説明資料）から抜粋

【図1－3　トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産】

- トラヒック比の算出方法について、トラヒック測定箇所の違いによる影響を考慮する必要はないと考えられ、トラヒック比へのQoSの考慮については今後必要に応じて検討することとし、現時点ではトラヒック比の算出に当たり、QoSについて特段の処理を行わないこととすること。

- 減価償却費及び施設保全費の配賦について
  - 減価償却費及び施設保全費について、音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課できるものは直課した上で、配賦すべきものについては原則として、減価償却費は固定資産価額比（帳簿価額）、施設保全費は固定資産価額比（取得価額）で配賦すること。
  - その他、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準じること、また、配賦整理書については、少なくとも資産及び費用における全ての配賦基準を記載することとし、費用配賦の見直しに併せて、配賦整理書の記載の見直しを各社に求めること。
- 見直しの適用時期及び激変緩和措置

- 令和5年度接続会計から費用配賦見直しを適用としつつ、令和5～7年度のデータ接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）は、費用配賦の見直し前の水準を維持し、（音声接続料の）激変緩和措置は適用期間を1年間とし、その内容は費用配賦の見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として音声接続料（令和6年度届出接続料）の原価に戻すことができることとすること。

以上を踏まえ、総務省においては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年6月策定。以下「MVNOガイドライン」という。）の改定を行うとともに、MNO3社に対し、モバイル接続料の原価算定における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の見直しに関する措置についての要請を行った。

本研究会第八次報告書において、費用配賦見直しが接続会計に適切に反映されているかについて、令和6年度接続料届出を待たず、MNO3社から令和5年度接続会計報告書等が提出された後速やかに一定程度の検証を行うことが適当としていたところ、今般、MNO3社から令和5年度接続会計が令和6年6月に提出されたことを踏まえ、本研究会の下で費用配賦WGを再度開催[1]し、接続会計における費用配賦見直し結果の検証を行った。費用配賦WGにおける検証の結果、MNO3社において、基本的には、本研究会第八次報告書における検討結果及び改正後のMVNOガイドラインに沿った配賦基準の見直しが行われていることが確認された。その一方で、各社の見直し後の固定資産価額比については、見直し前よりは各社間の差が縮小しているが、見直し後においても一定の差が存在していることが確認された。このため、費用配賦WGにおいて、費用配賦の更なる見直しとして、以下の事項について詳細な検討を行った。

- 固定資産価額比の算出方法について
  - 無形固定資産に係る取得価額（総額）
  - 空中線設備の扱い
  - 無形固定資産（周波数移行費用及びブランド使用権等）の扱い
- 営業費用の配賦について
  - 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い
  - 試験研究費の配賦基準
  - 通信設備使用料及び試験研究費の内訳
- その他
  - 音声接続料における5G（SA）資産、費用の扱い

[1] 費用配賦WGの開催状況等については資料編参照。

- レートベースにおける正味固定資産価額及び激変緩和措置の計算方法

費用配賦WGにおける更なる見直しについての検討結果は以下(1)から(3)のとおりであり、当該検討結果について本研究会においても確認を行った結果、各事項について費用配賦WGにおける検討結果のとおりとすることが適当との結論を得た。

(1)固定資産価額比の算出方法について

各社の見直し後の配賦基準は以下のとおりであり、基本的に改正後のMVNOガイドラインに沿った配賦基準に見直しが行われていると考えられる。

	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
資産区分	固定資産項目	配賦方法	固定資産の種類	配賦基準	資産区分	配賦方法
機械設備	サービス制御系装置	契約数比	サービス制御系装置	回線数比	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比	電力設備等	ネットワーク資産額比	電力設備	ネットワーク資産額比
	その他	トラヒック比	上記以外	トラヒック比	上記以外	トラフィック比
空中線設備	鉄塔、鉄柱等	契約数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比
	その他	トラヒック比	上記以外	トラヒック比	上記以外	トラフィック比
通信衛星設備	トラヒック比		–		–	
端末設備	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
市内・市外線路設備	トラヒック比		鉄塔、鉄柱等	回線数比	鉄塔、鉄柱等	回線数比
			上記以外	トラヒック比	上記以外	トラフィック比
土木設備	契約数比		回線数比		回線数比	
海底線設備	–		(移動電気通信役務以外の電気通信役務に帰属)		トラフィック比	
建物	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
構築物	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
機械及び装置	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
車両	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
工具、器具及び備品	顧客系・料金系システム	契約数比	顧客系・料金系システム	回線数比	顧客系・料金系システム等	回線数比
	その他	ネットワーク資産額比	上記以外	ネットワーク資産額比	上記以外(測定機器等)	ネットワーク資産額比
土地	ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比		ネットワーク資産額比	
リース資産	鉄塔	契約数比	–		–	
	その他	ネットワーク資産額比				
建設仮勘定	電気通信事業に係る固定資産取得額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得額比		移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比	
無形固定資産	顧客系・料金系システム	契約数比	顧客系・料金系システム	回線数比	顧客系・料金系システム等	回線数比
	交換機系ソフト等の通信用ソフトウェア	ネットワーク資産額比	上記以外	ネットワーク資産額比	建設仮勘定(無形)	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比
	その他	ネットワーク資産額比			上記以外	ネットワーク資産額比

(出所)第 91 回会合資料 91－1(事務局説明資料)から抜粋

【図1－4 各社の見直し後の配賦基準】

その一方で、各社の見直し後の固定資産価額比については、見直し前よりは各社間の差が縮小しているが、見直し後においても一定の差が存在していることが確認された。このため、以下の事項について詳細な検討を行った。

① 無形固定資産に係る取得価額(総額)

各社の固定資産価額比(取得価額・帳簿価額)は、二種会計規則の別表第二 役務別固定資産帰属明細表における有形固定資産及び無形固定資産の固定資産価額(取得価額・帳簿価額)を加重平均することで算出可能である。この際、二種会計規則[2]においては、無形固定資産については取得価額及び減価償却累計額の記載を

[2] 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第82号)による改正時点。

求めておらず、各社の固定資産価額比（取得価額）自体や、当該比率が各社が施設保全費の配賦に用いる固定資産価額比（取得価額）と一致しているか等を総務省において確認することができない。このため、接続料算定の透明性の更なる向上のため、接続会計において、無形固定資産の取得価額等の記載・公表を求めることについて検討を行った。

会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）において、無形固定資産の表示について直接法[3]が求められていることを踏まえれば、接続会計の別表第二　役務別固定資産帰属明細表において、会社計算規則と異なる表示を求めることは必ずしも適当ではないと考えられる。他方、各社が施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比（取得価額）の算出に無形固定資産の取得価額（総額）を用いていることを踏まえれば、その比率の計算方法を総務省において確認できるようにすることは適当であり、接続会計における配賦整理書の別表の注記等の形で、無形固定資産の取得価額（総額）及び有形・無形固定資産合計の取得価額を含む、固定資産価額比（取得価額）の計算方法の記載（非公表）を求めることが適当である。

② 空中線設備の扱い

各社の見直し後の固定資産価額比について一定の差が存在しているところ、特に空中線設備について、音声伝送役務／データ伝送役務への配賦割合がMNO3社で大きく異なっている理由等について検討を行った。

空中線設備の内訳としては、各社とも、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」に大別され、「鉄塔、鉄柱等」については回線数比、「アンテナ等」についてはトラヒック比で配賦している点については3社共通となっている。他方、空中線設備全体に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、3社で相当の格差が存在しているが、各社のタイプ別基地局や各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した限りでは、格差が存在する明確な理由が判明しなかった。

「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に相当の格差が存在することにより、固定資産価額比の算出に影響し、3社の接続料水準に影響を与えているため、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当である。

なお、各社の空中線設備の構成（共通設備の配賦基準別）を確認した結果、フィーダー及びフィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、回線数比又はトラヒック比のどちらを適用しているかについて、必ずしも各社で考え方が統一されていないこ

[3] 会社計算規則第81条（無形固定資産の表示）　各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

とが判明した。この点、フィーダーについては、周波数に連動した資産（例えば、一のアンテナで3種類の周波数に対応している場合、3本のフィーダーが必要になる）であると考えられ、また、アンテナの更改や増設に伴ってフィーダーも更改や増設が必要になると考えれば、「鉄塔、鉄柱等」よりは「アンテナ等」に準じることが適当である。他方、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については、「鉄塔、鉄柱等」に含まれる、又はこれに付随するものと考えることが適当である。このため、各社において、令和6年度接続会計以降は、フィーダーについてはトラヒック比、フィーダーラック、架台・支持柱・取付金具については回線数比で配賦するよう、見直しを進めていくことが適当である。

③ 無形固定資産（周波数移行費用及びブランド使用権等）の扱い

各社の見直し後の固定資産価額比について一定の差が存在しているところ、特に無形固定資産について、音声伝送役務／データ伝送役務への配賦割合がMNO3社で大きく異なっている。無形固定資産にはソフトウェアが含まれており、特に「顧客系システム・料金系システム」については回線数比で配賦することとしているため、各社とも無形固定資産のうち一定の割合が音声伝送役務に配賦されているが、一部の事業者においては、周波数移行費用及びブランド使用権についても無形固定資産に計上し、回線数比で配賦していることが確認された。このため、周波数移行費用及びブランド使用権を無形固定資産に計上する場合、どの配賦基準で音声伝送役務／データ伝送役務に配賦することが適当か、また、そのような配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比に影響することについてどう考えるかについて検討を行った。

まず、周波数移行費用については、MNO3社は各社とも当該費用を負担している[4]が、事業者によってその会計上の取扱いが異なっている。周波数移行費用を長期前払費用として計上する事業者においては、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比の算出に当該費用の配賦が影響しない一方、周波数移行費用を無形固定資産として計上する事業者においては、当該費用の配賦が、接続料原価の算定に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えている。

周波数移行費用を長期前払費用に計上するか無形固定資産に計上するかの会計上の取扱いの違いが、接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられるため、周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当である。

これに関連して、インフラシェアリングにより他社が建設・設置した鉄塔・アンテナ等

[4] 特定基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき周波数移行費用を負担している。

を利用する場合に当該他社に支払う費用等についても、一部の事業者は長期前払費用として計上している一方、他の一部の事業者は設備使用権として無形固定資産に計上している。この場合の設備使用権についても、無形固定資産に計上する場合には固定資産価額比で配賦することが適当である。

なお、設備使用権については、今後新リース会計基準が適用される場合には、使用権資産の扱いと合わせて改めて検討することが適当である。

次に、ブランド使用権については、一部の事業者が、親会社から有償で取得したグループブランド使用権を無形固定資産に計上している一方、他の事業者は同様の資産は計上していない（他の事業者においても、サービスブランドロゴ等の商標権や意匠権といった無形固定資産は存在している）。

MVNOガイドライン[5]においては、無形固定資産に係る配賦基準として、トラヒック比、回線数比（顧客系システム・料金系システム）、ネットワーク資産額比（交換機系ソフトウェア、障害対策システム等、研究開発用ソフトウェア）を適用することとしているが、ブランド使用権や商標権、意匠権等の無形固定資産については、その計上の有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではないと考えられる。このため、ブランド使用権や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当である。

（2）営業費用の配賦について

営業費用の配賦については、各社の見直し後の配賦基準及び配賦結果を検証するとともに、特に施設保全費及び減価償却費の配賦の状況、施設保全費及び通信設備使用料の内訳について確認を行った結果、各社とも、施設保全費の配賦には固定資産価額比（取得価額）、減価償却費の配賦には固定資産価額比（帳簿価額）を用いている[6]ことが確認された。また、一部の事業者において、本研究会第八次報告書における検討結果[7]を踏まえ、従来は施設保全費に計上していた一部の費用を通信設備使用料に見直したことが確認された。その上で、費用配賦の更なる見直しとして、以下の点について検討を行った。

---

[5] 令和6年3月改定時点

[6] 一部の事業者においては、減価償却費の配賦に当たり、固定資産全体の固定資産価額比ではなく、減価償却費に対応した減価償却資産の固定資産価額比を適用している。

[7] 本研究会第八次報告書において、「費用配賦の見直しに当たっては、MNO各社において、施設保全費とすべきではない費用が含まれていないか改めて確認の上、必要に応じて見直すことが適当」としていた。

① 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等の扱い

MNOが他社に支払う費用のうち、鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料、コロケーション費用等については、これらを施設保全費に計上するか、通信設備使用料に計上するか等の取扱いがMNO3社で異なっている可能性があることが確認されたため、これらの取扱いについて検討を行った。

鉄塔使用料、管路使用料及び電柱添架料については通信設備使用料（回線数比）、コロケーション費用のうち土地・建物及び電気料については施設保全費（固定資産価額比（取得価額））、コロケーション費用のうち電力設備使用料及び空調設備使用料については通信設備使用料（ネットワーク資産額比）とする方向でそれぞれ見直すことが適当である。

② 試験研究費の配賦基準

試験研究費については、一部の事業者において額が大きく、その中には親会社に支払う性質のものも含まれている。二種会計規則においては、試験研究費の配賦基準は、原則として「営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比」とされているが、MNO3社が採用する配賦基準は異なっている[8]。音声接続料についてはMNO同士も払い合う接続料であることを鑑みれば、費用の整理の仕方について3社で共通的な考え方とすることが望ましいところ、試験研究費についての配賦基準について、例えば、固定資産価額比（取得価額）で配賦することを共通ルールとすることについて検討を行った。

試験研究費については、基礎研究に係る費用等も含まれていることを踏まえれば、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染ないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されると考えられる。このため、試験研究費のうち、特定の資産やサービス等への帰属が明確なものについては、固定資産価額比（取得価額）で配賦することが適当である。

③ 通信設備使用料及び試験研究費の内訳

接続料原価の大部分を占める減価償却費及び施設保全費については、本研究会第七次報告書を踏まえ、総務省において二種会計規則を改正し、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）において、その主要な費用項目と配賦基準、具体的な配賦比率等について記載を求めている。減価償却費及び施設保全費に次いで接続料原価への影響が大きいと考えられる通信設備使用料及び試験研究費についても、その主要な費用項目と配賦基準、具体的な配賦比率等について記載を求めることが適当かどうかについて検討を行った。

---

[8] NTTドコモ及びKDDIは営業収益額比、ソフトバンクは固定資産価額比（取得価額）を採用。

通信設備使用料は、施設保全費、減価償却費に次いで接続料原価において一定の規模を占めていること、基地局回線に係る光ファイバ接続料やインフラシェアリングに係る費用など基地局にとって必要不可欠な費用が含まれていることを踏まえれば、通信設備使用料についても、配賦整理書（別表第六、移動電気通信役務費用整理表）においてその内訳等について記載を求めることが適当である。

試験研究費については、一部の事業者においては、接続料原価のうち一定の割合を占めているが、他の事業者においてはその割合は小さい状況である。このため、試験研究費の内訳等については、配賦整理書において記載を求める対象とまではせず、総務省において、必要に応じてその内容を事業者に確認することが適当である。

（3）その他

その他、費用配賦見直しに関係する点として以下の点について検討を行った。

① 音声接続料における5G（SA方式）に係る資産及び費用の扱い

音声接続料の接続料原価に5G（SA方式）に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社間で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G（SA方式）に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討を行った。

5G（SA方式）においては、VoNRが普及されるまでの間、5GC及びNR基地局（gNB）からEPC及びLTE基地局（eNB）に端末を遷移させる「EPSフォールバック」により音声が提供されている。この際、音声接続料算定における5G（SA方式）資産及び費用の扱いについて確認したところ、資産整理においては、3社とも、5GC及びNR基地局（gNB）を、EPC及びLTE基地局（eNB）と同様、MVNOガイドラインに規定した基準により音声伝送役務とデータ伝送役務に配賦していることが確認された。その一方で、一部の事業者においてのみ、音声接続料の算定に当たり、5GC及びNR基地局（gNB）に係る費用のうち音声伝送役務に相当する費用を接続料原価から控除していることが確認された。

音声接続料はMNOが相互に払い合う接続料であることを鑑みれば、5G（SA方式）における音声の実現方法が各社とも同様の仕組みである場合には、接続料算定における資産や費用の整理の考え方についても3社で共通的な考え方とすることが望ましい。このため、音声接続料の算定に当たり、当該控除は行わず、5GC及びNR基地局（gNB）に係る費用のうち音声伝送役務に相当する費用を音声接続料原価に算入することが適当である。

② レートベースにおける正味固定資産価額及び激変緩和措置の計算方法

二種接続料規則[9]において、接続料の利潤の算定の基礎として用いる資産等の額は、接続会計の貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとされている。令和6年度届出接続料における利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額を計算する際には、令和5年度期首（＝令和4年度期末、見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額を用いることが想定されるが、費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化することが適当かどうかについて検討を行った。

レートベースにおける正味固定資産価額は、基礎事業年度の実績に基づく適正な利潤を算出するための基礎となる資産であり、その算出に当たり期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いることは、当該基礎事業年度の年間を通じた資産の状況を反映するためと考えられる。仮に、費用配賦見直し前後の固定資産価額を平均化する場合、見直し前の資産の状況を反映させることで、むしろ当該基礎事業年度における資産の状況を反映しないこととなると考えられる。

このため、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける「対象設備等の正味固定資産価額」を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末（見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものを用いるのではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当である。

激変緩和措置の計算方法については、本研究会第八次報告書における検討の結果、費用配賦見直しの激変緩和措置として、1年のみ、見直しにより増加するデータ接続料原価相当額の2分の1を上限として、データ接続料から音声接続料への原価戻しを認めることとしているところ、当該原価戻しの額の計算方法について検討を行った。

激変緩和措置における原価戻しは、あくまで原価相当額の算入を認めるものであるため、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合であっても利潤の算定には当該原価戻しに係る利潤の算入は認めないことが適当である。また、激変緩和措置としての原価戻しを行う場合には、音声接続料原価総額を各階梯に整理した結果の比率によって、原価戻しの対象となるデータ接続料原価相当額を各階梯の音声接続料原価に戻すことが適当である。

（4）省令等の整備等

以上の費用配賦WGにおける検討結果及び本研究会における確認の結果を踏ま

[9] 二種接続料規則第6条第2項

え、総務省においては、二種会計規則の改正について、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問の上、令和7年1月 22 日から同年2月 20 日までの間、意見募集を、令和7年2月 26 日から同年3月 11 日までの間、再意見募集をそれぞれ行い、その結果及び同審議会からの答申を踏まえ、同年4月 21 日に公布した。

また、以上の費用配賦WGにおける検討結果及び本研究会における確認の結果を踏まえ、総務省においては、MVNOガイドラインの改定について、令和7年2月6日から同年3月7日までの間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、同年3月 28 日に改定を行った。これらの改定は、令和6年度接続会計から適用される。

3. 現在の接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

（1）検討事項

本研究会第八次報告書において令和5年度に届出のあったデータ接続料[10]について検証を行った結果、接続料は令和7年度までは各社とも引き続き低減傾向、令和8年度は費用配賦見直しの影響もあり一部事業者で上昇する見込みとなった。具体的には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）についてはデータ接続料の低減が続く見込みであるが、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）及びソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）については令和8年度接続料が上昇に転じる見込みとなった。

【表1－2 データの予測接続料】

（10Mbps・月当たり）

	予測接続料		
	令和6年度接続料	令和7年度接続料	令和8年度接続料
NTTドコモ	12.8 万円(▲17.8%)	10.8 万円(▲15.5%)	10.7 万円(▲1.5%)
KDDI・沖縄セルラー・UQ	10.8 万円(▲17.3%)	10.1 万円(▲6.6%)	11.8 万円(+16.7%)
ソフトバンク・WCP	9.4 万円(▲25.3%)	8.9 万円(▲5.4%)	9.2 万円(+3.9%)

※ 括弧内は対前年度増減率

これについて、費用配賦見直しの影響のみならず、事業者によって、接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いが異なっている点が影響していると考えられた。このため、データ接続料について、 4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、MNOに試算を求め、これを検証することにつ

[10] 令和5年度に届出のあったデータ接続料は、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、令和6～8年度の予測接続料を算定。

いてどう考えるかについて検討を行い、接続料の算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて以下のとおり整理した。

- 総務省において、MNO各社に対して、データ接続料について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当である。
- 5G（SA方式）によるサービスは当面の間は4G・5G（NSA方式）サービスの延長線上と位置づけられること、4G・5G（NSA方式）の接続料と5G（SA方式）の接続料をそれぞれ算定する場合、各接続料が需要の大部分を占めるMNOの利用者の5G（SA方式）への移行の状況により、いずれかの接続料が高額になるリスクがあること等を踏まえれば、上述の試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当である。
- その際、データ接続料については、費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度接続料に適用されることを踏まえれば、少なくとも令和8年度接続料から、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定とする方向で検討することが適当である。
- 音声接続料については、接続料原価に5G（SA方式）に係る費用を算入するかどうかについて、MNO各社で共通的な考え方が採用されることが望ましいことから、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G（SA方式）に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期の接続料から共通的な考え方を適用することが適当である。
- なお、スライシング等の5G（SA方式）ならではのサービスの提供に向けた状況に応じて、5G（SA方式）の接続料の在り方について改めて検討することが適当である。

以上の本研究会第八次報告書における整理を踏まえ、総務省において、MNO3社に対し、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれのデータ接続料の推移の見込みについての試算を要請していたところ、今般、各社から試算結果について報告されたため、当該試算結果を踏まえ、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みとなっているか、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とする方向で問題ないか等について検討を行った。

（2）MNO3社における試算結果[11]

前提として、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定する場合、5G（SA方式）に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G（SA方式）に移行することにより、4G・5G（NSA方式）の需要が減少し、4G・5G（NSA方式）の接続料が上昇する可能性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大きく影響する可能性がある。

今般のMNO各社によるデータ接続料（回線容量単位接続料）の試算結果は、少なくとも令和8年度接続料においては、3社とも、原価全体に占める5G（SA方式）の割合を、需要全体に占める5G（SA方式）の割合が上回り、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となる結果となった。

具体的には、①5G（SA方式）に係る原価及び需要が早期に拡大すると予想する事業者においては、令和6年度接続料から、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と5G（SA方式）を一体として算定する接続料が同額、又は、5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となった一方、②5G（SA方式）に係る原価及び需要が当面は僅少と予想する一部の事業者においては、令和6年度接続料及び令和7年度接続料は、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が高額（ただし、接続料の水準差は小さい）となった。①、②いずれの事業者においても、令和8年度接続料においては、5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となった。

なお、データ接続料（回線数単位接続料）の試算結果については、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と5G（SA方式）を一体として算定する接続料で大きな水準差が存在しない結果となった。

（3）主な意見

① 構成員からの意見

- 回線容量単位の接続料は大幅な上昇等が生じない見込みであり、データで見た限りは問題はないと思う。令和8年度接続料で見れば、一体算定とする方が低額になることがデータで確認できたので、一体算定が望ましいということでよいと思う。

[11] 今回の試算は、令和5年度に届出された予測接続料をベースとし、令和6～8年度に適用される予測接続料を試算したもの。費用配賦見直し前の令和4年度接続会計を基礎として算定したものであり、費用配賦見直しの激変緩和措置として令和6年度及び令和7年度接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持し、令和8年度接続料は予め見直し後の接続料水準を予測し算定している。

- 需要が接続料に大きく影響を与えており、4G・5G（NSA方式）の需要は長期的に低減しつつ5G（SA）方式への移行が進めば、次に5G（SA方式）の需要が大きく伸びていくように見える。それを反映して、4G・5G（NSA方式）のみの接続料は一定あるいは長期的には上昇するトレンドが予想できる反面、5G（SA方式）を一体として算定する接続料は長期的に低下していくのだと思うので、一体化することで、多くの人がメリットを得られる状況になると思う。別の言い方で言うと、市場参加者はそれぞれ連続的にサービスを受けている又は提供していると思うので、長期的なトレンドを考慮し、一体算定することにより値下がりすることを期待できるといいと思っている。
- 4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）の3つを一体算定するという方向性に賛成。今の5G（SA方式）も、本来の特質・特徴を生かした新サービスが特段出ているわけではないということもあり、現状の帯域課金の継続ということで一体算定に合理性があると思う。
- ネットワークの仮想化が実現した暁には、5G（SA方式）のサービスが格段に増えて、特質を生かした新サービスが提供され、4G・5G（NSA方式）のサービスとの差別化も可能になると思うので、その際には改めて、そのサービスに見合った接続料の在り方ということについて議論が必要かと思う。

（4）考え方

MNO3社における試算の結果、少なくとも回線容量単位接続料については、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みとなっている。また、令和8年度接続料においては、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることから、仮に、5G（SA方式）導入意向がなく4G・5G（NSA方式）のみで十分だというMVNOが存在する場合であっても、一体算定が望ましいと考えられる。

以上の点及びデータ接続料について費用配賦見直しの激変緩和措置が令和6年度・令和7年度接続料に適用されることを踏まえれば、少なくとも令和8年度予測接続料から4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当である。

ついては、総務省において、MNO3社に対し、今年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも令和8年度接続料から、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定とすることを要請することが適当である。

（5）届出接続料への反映

以上の本研究会における検討結果を踏まえ、総務省において、令和6年 11 月 14 日にMNO3社に対して、少なくとも令和8年度接続料から4G・5G（NSA方式）と5G

（SA方式）を一体とした算定とすることを要請した。令和6年度においては、MNO3社から、これを踏まえた接続料の届出が行われた。

4. 予測値の算定方法

（1）検討事項

各種接続料のうち、データ接続料（回線容量単位接続料）については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用している。将来原価方式においては、①接続料の原価である「設備管理運営費」、②利潤算定に用いるレートベースの大部分を占める「正味固定資産価額」、③「需要」のそれぞれについて合理的な将来予測を行うこととしている。

本研究会第八次報告書では、次の点について提言した。

- 費用配賦見直しに対応した予測値の算定：令和6年度届出からは、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎とした算定が行われるところ、今後の「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、費用配賦見直しに対応した予測となるよう、必要に応じて算定方法を見直すことが適当。
- 予測値と実績値の乖離の検証：予測値と実績値の「乖離が生じた理由」については、算定根拠において、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載することとされているが、当該理由による乖離が、原価、利潤又は需要の乖離にどの程度影響を与えているかといった定量的な説明についても記載することが適当である。その上で、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当。
- MVNOへの情報開示：「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に関するMVNOへの情報開示については、今後も積極的な情報開示が必要であり、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当。

今般、令和6年度に届出のあった接続料の予測値の算定方法について、MNO各社の提出内容を比較・確認するとともに、本研究会第八次報告書において提言した点について、MNO各社における進捗状況を確認し、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討を行ったところ、次の点が確認された。

なお、予測値と実績値の乖離の検証に当たっては、各社の令和5年度接続料について予測値と実績値を比較することとなるが、令和5年2月の予測接続料の届出の時点で費用配賦見直しの結果を予測することは困難であるため、実績値については、費

用配賦見直しの激変緩和措置により費用配賦見直し前の水準を維持するため見直し前の接続会計の参考値により算定した精算接続料を用いることとした。

- 費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測値の算定：「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値について、各社とも、費用配賦見直し後の令和5年度接続会計を基礎とすることにより、原価に費用配賦見直しが反映されているほか、少なくとも令和8年度接続料から、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を行うことを踏まえたものとなっているが、予測の方法としては従前と同様の考え方に基づき算定が行われている。
- 予測値と実績値の乖離の検証：「予測値と実績値の差異」について、各社の令和5年度接続料について予測値と実績値（費用配賦見直しの激変緩和措置により費用配賦見直し前の水準を維持するため見直し前の接続会計の参考値により算定した精算接続料）を比較した結果、一部の事業者において、一定の乖離が存在しているが、令和4年度接続料における乖離よりは乖離幅が小さくなっており、同一の要因により継続的に大きな乖離が生じている状況ではないことが確認された。なお、「予測値と予測値の差異」については、令和4年度予測値と令和5年度予測値の間では、令和7年度接続料について、費用配賦見直しの激変緩和措置により費用配賦見直し前の予測接続料を上限としているため乖離は発生していないが、令和8年度接続料及び令和9年度接続料については、予測年度により、費用配賦見直しの更なる見直しの有無、5G（SA方式）を一体的に算定するかどうかが異なるため、単純比較が難しい。
- MVNOへの情報開示：MVNOへの情報開示については、一部の事業者においては、MVNOに対して、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても一定の情報開示が行われている。また、他の事業者においても、MVNOから要望があった場合には対応を行うとしている。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 次回、令和7年度届出における「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定に当たっては、引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当か。
- 「予測値と実績値の差異」について、次回、令和7年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（令和6年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、次々回、令和

8年度届出に当たっては、再び検証が可能となる。現時点において、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、MNOにおいては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き続き検討することが適当か。

- MVNOへの情報開示については、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等について、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当か。

（2）主な意見

① 事業者からの意見

＜費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測値の算定＞

- 当社は、従前より4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定しており、引き続き、費用配賦見直しも踏まえた予測値の算定に対応。【NTTドコモ】
- 引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当。【KDDI】
- 令和7年度届出接続料について、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応する考え。【ソフトバンク】

＜予測値と実績値の乖離の検証＞

- 当社は、令和2年度算定からトレンドではなく見込みを用いた算定を採用したことで、予測値と実績値の差異は僅少。【NTTドコモ】
- 令和5年度精算接続料の乖離率は前年度の乖離率から大きく低減しているが、今後も予測値の更なる精緻化に努めていく考え。【KDDI】
- 令和7年度以降の届出に当たり、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式第17の4の9へ記載する考え。今後も、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方に反映していく考え。【ソフトバンク】

＜MVNOへの情報開示＞

- 当社は、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、MVNOに対し、情報提供を実施。加えて、これまで都度申込みのあったMVNOに対して情報提供を行ってきたところ、MVNOへの更なる情報開示の強化に向けて、都度の申込みが不要となる運用整理を行っている。MVNOから追加の情報開示の要望等があれば、引き続き必要な情報提供に向け

て真摯に取り組む考え。【NTTドコモ】

- 接続料算定等に関してMVNOから開示要望をいただいている事項については情報の開示をしている。今後も御要望を踏まえ、引き続き情報開示に努めていく考え。【KDDI】
- 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、昨年に引き続き、総務省殿に届出している算定根拠をベースに、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に係る情報も含めて、今年も令和6年度届出に関する情報を積極的に開示。また、令和6年度届出に関する情報開示について、予測値と実績値の差異等を1月（昨年度は4月）に、予測値と予測値の差異等を4月に開示し、よりタイムリーな情報提供を実施。令和6年度以降に届出される精算接続料及び予測接続料を見込値及び上限により算定する場合の見直し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、現状、MVNO殿から問合せは頂いていないが、御要望があった場合は真摯に対応する予定。【ソフトバンク】
- 本研究会の報告書にて積極的な情報開示が必要であることとMNOによる情報開示状況を確認することが適当であると結論付けられているところ、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況であるものの、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声は引き続き上げられており、MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報の更なる充実が望まれる。【MVNO委員会】
- MVNO各社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できていないが、前項のような声がMVNOから上がっている現状を踏まえると、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しており、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をMNO各社に求めると共に、総務省殿による情報開示状況の確認が必要。【MVNO委員会】

（3）考え方

＜費用配賦見直しに対応した予測値の算定＞

令和7年度以降に届出される予測接続料は、費用配賦見直し後の接続会計を基礎とし、また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定が行われることから、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、引き続き費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当である。

＜予測値と実績値の乖離の検証＞

予測値と実績値の乖離について、今年度は昨年度と比べて乖離が小さく、同一の

要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、本研究会第八次報告書のとおり、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当であり、引き続き状況を注視する[12]ことが適当である。

＜MVNOへの情報開示＞

MVNOへの情報開示について、費用配賦見直しの激変緩和措置期間中においては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、MVNOから要望があった場合には、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、説明することが適当である。MNO各社からはMVNOに対して積極的に情報開示を行い、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOからは開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保してほしいとの要望があった。これらを踏まえ、引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当である。

5. 原価の適正性の確保

（1）検討事項

音声接続料及びデータ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用／回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される仕組みとなっている。

各社の接続料原価の構成比率を確認すると、音声接続料／データ接続料に関わらず、一貫して「減価償却費」及び「施設保全費」の占める割合が高い。

接続料原価の抽出・配賦プロセスのうち、ステップ2・3に関しては、抽出・配賦の考え方が不透明であったため、本研究会において累次の議論を実施し、各社の控除率の比較、費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加（省令様式の追加）、抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認すること等の明確化を図ってきた。

ステップ1の音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦に関しては、本研究会第七次報告書において、音声伝送役務／データ伝送役務で共用する設備の費用配賦に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラヒック比により算出すること、費用配賦の見直し後の接続料の適用スケジュールの検討の際に、必要があると認められる場合には激変緩和措置等を検討することとされた。また、費用配賦WGにおける

[12] 令和7年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（令和6年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、令和8年度届出に当たっては再び検証が可能となる。

検討を踏まえ、本研究会第八次報告書において、音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産、トラヒック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産等について整理するとともに、費用配賦見直しは令和5年度接続会計から適用すること、激変緩和措置として、令和5～7年度のデータ接続料は費用配賦の見直し前の水準を維持すること等を整理した。

その後、費用配賦見直しを踏まえた令和5年度接続会計が提出・公表されたところ、費用配賦WGにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行い、更なる見直し等について、主に次のとおり整理した[13]。

- 固定資産価額比の算出について、空中線設備において、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当。
- 周波数移行費用を無形固定資産に計上する場合には、固定資産価額比で配賦することが適当。
- ブランド使用権や商標権、意匠権等の無形固定資産については、固定資産価額比で配賦することが適当。
- 試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産価額比（取得価額）で配賦することが適当。

この確認結果を受けて、次の論点について議論を行った。

- ステップ1については、費用配賦WGにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に空中線設備について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当としている。
  この点、音声接続料については、各社とも需要が減少傾向となっている一方で、原価については、費用配賦見直しを踏まえても、音声／データ間の費用配賦についてトラヒック比によらず回線数比等で配賦する割合が一定程度あることから、必ずしも需要の減少に連動して原価が減少せず、今後も需要の減少傾向が継続する場合には、音声接続料が上昇傾向となる可能性がある。
  他方、仮に、空中線設備の配賦方法をトラヒック比に見直すような場合には、データ接続料への影響が想定されるところ、今後の配賦方法についてどう考えるか。

[13] 費用配賦WGにおける費用配賦見直し結果の検証等については、本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。

- ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当か。

（2）主な意見

① 事業者からの意見

＜ステップ1＞

- 音声接続料における昨年度の需要は、新型コロナウイルス感染症の5類移行やトラヒック・ポンピング対策による減少であり、特殊要因によるものと考えている。今年度に届出する接続料水準は低減する見通しであり、その状況を注視いただきたい。【NTTドコモ】
- 前年度の検証の結果、空中線設備に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合について、3社で格差が存在する明確な理由が判明しなかったことを踏まえ、追加の検証を検討してはどうか。【NTTドコモ】
- 配賦基準見直しにより、二種指定事業者間で固定資産及び主要な営業費用の配賦基準の統一化が図られたが、結果、令和7年度以降（激変緩和措置適用無し）の音声接続料の水準格差が拡大すると推測している。回線数比については、これまで整理した考え方も一定の合理性があると考えるが、音声トラヒックの減少が続く中、主要コストの配賦基準に回線数比を採用し続けることは、以下のような影響があることから必ずしも回線数比が将来にわたって最適な配賦基準とはならない。
  - トラヒック減少に見合うほどのコストが下がらず、接続料水準が上昇し続けるおそれ
  - 主要コストである空中線設備について、鉄塔（回線数比）とアンテナ（トラヒック比）で異なる配賦基準を採用した結果、二種指定事業者間で音声／データのコスト配賦に大きな差が発生
  - 今後、データ専用IoT機器のますますの増加が想定され、二種指定事業者各社の当該分野への取組状況によって各社の回線数比に大きな差が生じるおそれ。結果、二種指定事業者間で音声／データのコスト配賦に大きな差が生じるおそれ

  そのため、主要な固定資産（空中線設備）の配賦基準は原則のトラヒック比に見直すべき。トラヒック比に見直すことでモバイル音声接続料の水準差縮小及び水準の低減が見込まれる一方、接続料が上昇傾向にある固定電話接続料との水準差を生じさせるおそれがあることから、その対処を検討することが必要。【KDDI】
- 音声トラヒックは今後も減少傾向が継続することが想定される。音声接続料につ

いては、通信業界全体で規制コストや事業者間協議・精算実務に係るコストの最小化を目指す必要があり、接続料の在り方についても抜本的に見直すことが必要。具体的には、自網のNWコストを削減した事業者が競争上優位となるビル＆キープ方式を全事業者に導入し、全事業者にコスト削減インセンティブをより働かせることが必要。【KDDI】

- 令和5年度、令和6年度に実施された費用配賦WGにおいて、各資産・費用の適切な配賦ドライバは十分に議論のうえ整理済みであり、本整理にのっとり算定された接続料であれば、適正性は確保されている。まずは、上記の議論結果を踏まえ見直された接続会計に基づき算定される接続料（令和7年度届出接続料）を検証いただくことから始めるべき。【ソフトバンク】
- 今後予定されている空中線設備における各社の差分についての検証は、各社の資産管理方法等の違いについても考慮して議論する必要がある。単に接続料を下げることや、各社の接続料差分を縮小することを目的に以下二つの観点を無視して見直しをすることは不適切。【ソフトバンク】
  - 利用実態に則した適正なコスト回収
  - 規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差分が生じること
- モバイル接続料の費用配賦について、MNO各社においては接続料の低廉化に取り組んでいただきたい。また、総務省殿にはMNO各社の取組が接続料の低廉化につながっているかについて、引き続き注視・検証を行っていただきたい。【MVNO委員会】

＜ステップ2・3＞

- ステップ2・3は、毎年度の検証により、各社の考え方や配賦・抽出の状況について一貫性が担保されていることを確認されており、昨年度の検証では、費用配賦見直し後においても、その一貫性が担保されていることを確認されている認識。引き続き、届出した別表を用いて確認いただくことが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式第17の4の10にて御報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。【ソフトバンク】

② 構成員からの意見

＜ステップ1＞

- 空中線設備について、意見を聞いていくと決めづらいという点があると思うので、影響からの逆引きによる幾つかのシミュレーションを行い、こちらで比率を決めてしまうという方法も検討してはどうか。
- 追加検証を検討すべきという意見に賛同。各社における資産の定義、資産の何をもって資産の価額を決めているのかという点について、物的なものはわかりやすいが、役務の部分の資産への計上の仕方、具体的には人件費等の処理の方法等が恐らく違っていて、各社の計算結果に乖離が出てくるのではないかと思うので、この点を検証することを進めていただきたい。
- 空中線設備に係る追加検証項目（案）の項目2について、直近のアンテナ投資額については、5G向けあるいはミリ波向けのアンテナの投資額が相対的に大きくなると思われ、過去のプラチナバンド等のアンテナの投資額とは直ちに結びつかない可能性もあるため、調査結果を検証する際には留意すべき。
- 空中線設備に係る追加検証項目（案）の項目4及び5について、仮に各社において処理が異なる場合には結果が大きく変わると思われるため、検証を行うべき。

（3）考え方

＜ステップ1＞

ステップ1について、費用配賦WGにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に空中線設備について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当としている。

「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、以下のような項目について、追加の検証を行うことが適当である。その上で、当該追加検証結果及びIoT回線の増加による回線数比への影響等も踏まえて、今後の配賦方法について検討することが適当である。

	検証内容	検証目的
1	**タイプ別基地局数** ・タイプ別（ストリート、ビル、鉄塔、コンクリート柱（小規模基地局、開空間ブースタ）、その他）に各社の基地局数を確認。 ・前回検証時は、事業者ごとにカウント方法（サイト／ロケーション数、周波数別基地局数）が異なり、単純比較が難しかった。今回は、サイト／ロケーション数に統一して比較。	・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、３社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。 ・鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局はストリートタイプ、ビルタイプの基地局に比して鉄塔、鉄柱等の資産額が大きいと思われる。このため、鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局数が多い場合には、「鉄塔、鉄柱等」の割合が高くなることが想定される。
2	**直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額** ・直近１年間のアンテナの投資額（フロー）を確認。 ・あわせて、無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置の計上の仕方を確認。	・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、３社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。 ・無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置を機械設備に計上している場合には、「アンテナ等」の割合が低くなることが想定される。
3	**基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い** ・基地局創設時のモデルケースにおける工事費の内訳及び扱いを確認。	・基地局の創設等の工事（無機工事及び建設工事）に当たり、物品費のみならず請負費等についても空中線設備に資産計上しているかどうか等を確認。
4	**空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い** ・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかを確認。 **資産除去債務**：取得した有形固定資産を将来除去する必要がある際に発生する費用を合理的に見積もり、当該固定資産の取得価額に加算するとともに、加算相当額を負債として計上するもの	・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかどうかが事業者により異なる可能性がある。（一部の事業者は、電気通信設備は、移動電気通信事業の特性上、事業を展開するうえで永続的に必要となるものであり、基地局設備等は撤去を前提とせず「原状回復費用」という概念がないことから見積が困難として計上していない。） ・資産除去債務を計上する事業者と計上しない事業者がいる場合、計上する事業者においては、特に「鉄塔、鉄柱等」の資産額が相対的に大きくなり、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合の格差の理由となり得る。
5	**ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い** ・ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めているかどうかを確認。 **ネットワーク資産額比**：移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。	・貸借対照表上、リース資産を区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することの双方が認められている。 ・この際、ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めるかどうかが事業者により異なる可能性がある。 ・リース資産であっても、自己の資産と同様に減価償却費が発生し、施設保全を行っているのであれば、減価償却費及び施設保全費の配賦に適用する固定資産価額比の算出に用いるネットワーク資産額比の算出に当たってはリース資産も含めることが適当か。
6	**回線数比の算出方法** ・各社の回線数比の算出方法を確認	・各社の回線数比（契約数比）の算出方法を確認。 ・IoT回線の増加による回線数比の変動の有無を確認。

（出所）第 97 回会合資料 97－1（事務局説明資料）から抜粋

【図1－5　空中線設備に係る追加検証項目（案）】

＜ステップ2・3＞

ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要である。

6. 利潤の適正性の確保

（1）検討事項

利潤の算定には、様々な項目が用いられているが、将来原価方式の導入に当たっては、レートベースの大部分を占める「正味固定資産価額」のみが予測値の算定対象とされた。レートベースを構成する「投資その他の資産」や「貯蔵品」については、本研究会第四次報告書において「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測接続料に与える影響が相当程度大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当」とされたことを踏まえ、本研究会において検討を行ってきた。

この点、本研究会第八次報告書においては、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」について、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、接続料に与える影響が軽微であることから、予測の算定対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断するこ

とが適当とされた。

また、同報告書においては、費用配賦見直しを踏まえ、レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度届出の際に、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当とされた。

その後、費用配賦見直しを踏まえた令和5年度接続会計が提出・公表されたところ、費用配賦WGにおいて、令和6年度届出接続料の利潤の算定に当たり、レートベースにおける正味固定資産価額を計算する際に、費用配賦見直し後の令和5年度期首の固定資産価額を算定できない場合には、令和4年度期末（見直し前）及び令和5年度期末（見直し後）の固定資産価額の合計を二で除したものを用いるのではなく、令和5年度期末の固定資産価額を年間を通じた資産の状況とみなし、令和5年度期末の固定資産価額のみを用いることが適当と整理した[14]。

以上を踏まえ、今般、令和6年度に届出のあった接続料に関し、「投資その他の資産」及び「貯蔵品」のレートベース全体に占める割合等について確認したところ、データ接続料の利潤の算定において「投資その他の資産」がレートベースに占める割合について、一部の事業者において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。「貯蔵品」がレートベースに占める割合については、引き続き僅少となっており、大きな変化は見られない。

また、令和6年度に届出あった接続料においては、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しにより、レートベースの大部分を占める正味固定資産の額が変動している。

データ接続料における利潤の水準について、一部の事業者においては、費用配賦見直しによる令和5年度のレートベースの増加もあり、令和5年度精算接続料及び令和7年度から令和9年度の予測接続料における利潤が増加するが、激変緩和措置により、令和7年度接続料までは見直し前の水準が維持される。

この確認結果を受けて、次の論点について、議論を行った。

- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当か。
- 正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、データ接続料における利潤の水準については、激変緩和措置により、令和7

[14] 費用配賦WGにおける費用配賦見直し結果の検証等については、本章の「2. モバイル接続料の費用配賦」参照。

年度接続料までは見直し前の水準が維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは、令和8年度接続料以降となることが想定される）。費用配賦見直しについては、令和6年度接続会計において更なる見直しが予定されているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされているところ、今後の接続料届出に際しても、引き続き正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当か。

（2）主な意見

① 事業者からの意見

＜「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加＞

- 当社においては、レートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微。【NTTドコモ】
- レートベースに占める「投資その他資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は軽微であるため、特に予測は不要。なお、一定の割合の閾値をどうするのか、また、一定の割合を超過した場合の取扱いについては、十分な議論が必要。【KDDI】
- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない。【ソフトバンク】

＜正味固定資産価額の算出＞

- 令和6年度接続会計より費用配賦の更なる見直しが予定されているため、MNO3社において、昨年度のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の提出後、検証いただきたい。今後の接続料届出については、配賦方法の変更等がある場合は、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則にのっとり届出予定の各種様式を通じて検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。【ソフトバンク】

（3）考え方

＜「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加＞

「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく、予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当である。

＜正味固定資産価額の算出＞

レートベースにおける正味固定資産価額については、令和6年度接続会計において更なる費用配賦見直しが予定されているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされていることから、次回届出の際に、原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当である。

7. 需要の適正性の確保

（1）検討事項

本研究会におけるこれまでの議論においては、需要の適正性確保に向けて次のとおり整理された。

- 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なるが、各社ごとの設備運用方針の下で確保した一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする考え方は事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の設備運用方針を総務省に報告し、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当。
- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、設備容量が明らかに過大となっていないかについて総務省において確認することが適当。
- 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒック（1年のうち最もトラヒックが多い日の値）の比率を、複数年度（例えば3年度分）にわたって確認しながら、状況を注視することが適当。

特に、本研究会第八次報告書では、主に次の点について整理された。

- MNOは、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、接続事業者

向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当。

- 最繁時トラヒックの算出方法について、MNO3社の考え方が必ずしも共通となっていないため、平等な検証を行う観点から、できる限り共通の考え方とすることが望ましいが、具体的な算出方法については引き続き検討することが適当。
- 各社の設備運用方針については、引き続き一貫性が確保されているかとの観点から確認を行うことが適当。設備運用方針においては、①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等についてMVNOに対して情報提供を行った内容、について追記することが適当。
- 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合には、措置を講じることが適当。

今般、以上を踏まえ、令和6年度に届出のあった接続料及び当該届出に際し併せて提出のあった各社の設備運用方針を確認したところ、次の点が確認された。

- 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きく変動しておらず、一貫性が確保された。また、各社の接続料算定の需要に用いる設備容量と最繁時トラヒックは乖離しておらず、例えば、接続料算定の需要に用いる設備容量を任意に設定することにより、接続料水準を恣意的に調整するといった恣意的な運用はされていないと考えられる。
- 各社の設備運用方針において、MVNOによる冗長設備の利用可能性やMVNOによるPOIの冗長化について追記がなされている。
- 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」については、他社に比べて著しく設備容量が過大な設定であると考えられる社は存在しなかった。

以上を踏まえ、次の論点について議論を行った。

- MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていたところ、MNOにおいて、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA

締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当としたが、状況が改善しているか。

- 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当か。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要か。
- 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

（2）主な意見

① 事業者からの意見

＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性（POI冗長構成）＞

- 当社では、従前よりMVNO各社の要望に応じて冗長構成に関しても協議を行ってきたところではあるが、本研究会の議論を受けて、冗長系を地域分散（別拠点に設置）する構成を当社ホームページに掲載し、明示的に情報提供を実施。今般明示的に情報提供を実施すること等で、MVNOから問合せがあり、また、協議等で提案を実施。その他MVNOについても、POI更改のタイミング等で、冗長構成に関する提案を実施する考え。MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、引き続きMVNO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】
- 冗長構成・接続料の要否を、MVNO向け公表資料（標準プラン）で情報提供。今後も適時適切に情報提供を実施しMVNOから具体的な御要望があれば協議のうえ更なる改善に努める考え。【KDDI】
- MVNO殿がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのかについて、令和6年6月に案内。【ソフトバンク】
- 本研究会第八次報告書において、「①MVNOも特段の手続は必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等については、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当」とされており、MNO各社においては接続事業者向けの公表資料等に反映をいただいた。MVNOが設備構成を検討する上での前提事項として共通理解が図れたという点で進展が見られた。【MVNO委員会】

＜設備運用方針（一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」）＞

- 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと認識。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】
- 引き続き確認していくことが適当。【KDDI】
- 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」（MVNOガイドラインp.21）、すなわち現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される。設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、過大や過少といった評価ができるものではない。また、MVNO殿は利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき。【ソフトバンク】

＜設備運用方針に追加的に記載すべき事項＞

- 特段追加的に記載すべき事項はない。【KDDI】

② 構成員からの意見

＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性（POI冗長構成）＞

- MVNOにおいて全国規模で事業展開されている場合には、エリア内だけではなく、拠点間（東西間）においても冗長性を確保することを促進することは、業界のためにも良いことだと思う。
- 冗長用の設備については平時は使用していないとのことだが、冗長用の設備によってネットワークの品質が向上し、また、MVNOにおいても使用可能であるならば、接続料の算定において考慮されて良い。実際には、接続料の課金対象としてはカウントしておらず、もともとの原価が上がっているということで問題ない。

（3）考え方

＜MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性（POI冗長構成）＞

MNOとMVNO間のPOIの冗長構成について、MNO各社から公表資料等によりMVNOに情報提供を実施しているとの報告があり、MVNOからもMNOから情報提供があり共通理解が図れたとの報告があった。MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には情報の更新を行うことが適当である。

＜設備運用方針（一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」）＞

各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当である。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要である。

8. その他

その他、令和6年度に届出のあった接続料の検証を行う際に、5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の促進や、移動通信分野における卸電気通信役務の適性性の確保等、本研究会でこれまで検討を行ってきた論点に関する事業者間の協議の状況等について確認を行い、必要な検討を行った。

また、番号ポータビリティ転送機能及び非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸電気通信役務との関係等について、関係する事業者から論点の提起があったところ、必要な検討を行った。

（1）5G（SA方式）の機能開放に向けた協議の状況

① 検討課題

本研究会第八次報告書において、5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進について議論した結果、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当とした。特に、L2接続相当がアンバンドルの要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当とし、事業者間協議が着実に進むよう、協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることとした。

これを踏まえ、今般、特にL2接続相当に係る事業者間協議の状況について確認し、必要な検討を行った。

② 主な意見

I. 事業者からの意見

- 令和6年度は2社と計13回協議を実施。従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式を検討し、当社より提案・議論を実施。【NTTドコモ】
- 現時点では、アンバンドル要件のうち「アンバンドルすることが技術的に可能で

あること」や「アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」について、まだ明確に満たしている状況にはない。そのため、引き続き、事業者間協議の状況を注視することが適当。【KDDI】

- 5G（SA方式）L2接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中。したがって、アンバンドル機能についてはMNO各社において本方式の仕様・提供時期についての具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべき。【ソフトバンク】
- 協議状況を会員企業にアンケートを行ったところ、それぞれについて各社が協議に着手しており、少なからず進展があったものと推察される一方、協議に課題・問題を感じている会員も存在。【MVNO委員会】

II. 構成員からの意見

- 協議の状況等について、引き続きMNOから四半期ごとの報告を求め、定期的に確認することが良い。

③ 考え方

5G（SA方式）の機能開放のうち、特にL2接続相当について、事業者間で協議が継続している状況であることが確認された。また、一部の事業者間では、従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式も含めて検討が行われていることが確認された。

本研究会第八次報告書にあるとおり、既にMNOは5G（SA方式）の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当である。

事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、引き続き協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当である。また、一部の事業者間で、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についても検討が行われていることを踏まえれば、事業者間で当該方式について協議が進展した場合には、必要に応じて、当該方式が「アンバンドル機能」又は「開放を促進すべき機能」[15]に該当するかどうかについて検討を行うことが適当である。

---

[15] MVNOガイドラインにおいて、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものと位置づけられた機能。アンバンドル要件（①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること（具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点か

（2）卸電気通信役務に係る協議の状況

① 検討課題

本研究会第八次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について検討した際に、一部のMVNOから、費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があり、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と整理した。これを踏まえ、今般、MVNOへの音声卸料金への反映の状況について確認した。

また、同報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、5Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があり、5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争環境に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当とした。これを踏まえ、今般、協議の状況について確認した。

② 主な意見

（音声卸）

I. 事業者からの意見

- MVNOが音声卸をより使いやすくなるように音声卸料金を見直し。音声卸を選択しているMVNOに御利用いただき、御好評いただいている状況。【NTTドコモ】
- 費用配賦見直しの激変緩和措置の適用がなくなる音声接続料の届出を行った暁には、現行の卸料金水準や、固定電話接続料を含めた他社接続料の動向等も踏まえてモバイル音声卸料金の見直しの要否等の検討を行っていく考え。【KDDI】

ら多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。））を全て満たさない機能のうち、要件④を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、要件②、要件③を満たす可能性がある場合に設定される。

- 卸料金は接続料の改定にあわせて毎年見直しを実施。基本的に音声卸料金は音声接続料に一定程度連動。【ソフトバンク】

（5Gホームルーターサービス）

I. 事業者からの意見

- 5GホームルーターサービスのMVNOへの提供に向け、前向きに協議を実施中。本研究会第八次報告書にて特定卸役務には当たらないと整理された位置特定機能や端末設備も含め提供を予定。【NTTドコモ】
- 本研究会第八次報告書が整理された以降の状況について、MVNOから5Gホームルーターサービスの卸提供の御要望は現時点ではいただいていないが、御要望があれば真摯に協議に応じる考え。【KDDI】

③ 考え方

費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況について、一部の事業者では音声卸料金の見直しが行われていることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当である。

5Gホームルーターサービスについて、引き続き事業者間で協議を行うことが適当である。

（3）IMS接続に係る協議の状況

① 検討課題

本研究会第八次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、IMS接続における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった。これを踏まえ、今般、協議の状況を確認した。

② 主な意見

I. 事業者からの意見

- 令和7年4月に契約締結し、令和7年度第4四半期の機能提供開始を目指し、順調に推移。IMS接続機能の提供が開始された際は、音声卸と接続との代替性について改めて御判断いただきたい。【NTTドコモ】
- 協議状況を会員企業にアンケートを行ったところ、それぞれについて各社が協議に着手しており、少なからず進展があったものと推察される一方、協議に課題・問題を感じている会員も存在する。【MVNO委員会】（再掲）

③ 考え方

IMS接続の協議状況について、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった点も含め、事業者間で協議が進展していることが確認された。引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当である。

（4）番号ポータビリティ転送機能

① 主な意見

I. 事業者からの意見

- IP網における番号ポータビリティの実現方式は、PSTNマイグレーションによりENUM方式[16]に統一され、法定機能である番号ポータビリティ転送機能は利用されていない。全音声相互接続事業者（30社）がPSTNに戻さない限り当該機能を利用できず、全音声相互接続事業者に対してヒアリングした結果、当該機能の利用要望はなかったことから、法定機能の対象外としていただきたい。【NTTドコモ】
- PSTNマイグレーションに伴い、番号ポータビリティ回線へのルーチングの実現の方式としては、IP－POI経由での「ENUM方式」に原則一本化されており、STM－POI経由での番号ポータビリティ回線へのルーチング方式であった「転送方式」は利用されなくなった。このことから、「番号ポータビリティ転送機能」は、アンバンドル機能から削除すべき。なお、協定事業者に対しては、改めて「転送方式」の利用予定の有無の確認を二種指定事業者連名で実施したが、利用意向を表明した協定事業者はいないことを確認済み。【KDDI】
- IP網への移行後は各社ENUM方式により番号解決を実施するため、番号ポータビリティ転送方式は利用されない。そのため、二種接続料規則第4条第1項による法定機能（アンバンドル機能）から、番号ポータビリティ転送機能を削除すべき。【ソフトバンク】

II. 構成員からの意見

- MNO各社が提案している内容については理解できる。

② 考え方

番号ポータビリティ転送機能について、PSTNからIP網への移行により利用されなくなったことで、アンバンドル要件[17]のうち、少なくとも①及び④を満たしていない状態

[16] TTC標準JJ90．30及びTTC標準JJ90．31に基づく網間信号接続の方式。
[17] 本章の「8．その他」の脚注15参照。

であることが想定されることから、総務省において、アンバンドル機能から削除することを検討することが適当である。

（5）非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸電気通信役務

① 主な意見

I. 事業者からの意見

- 非常時における事業者間ローミング（以下「非常時ローミング」）は、自然災害や通信障害等の非常時においても、他事業者のネットワークを利用し、国民生活や経済活動に不可欠な携帯電話サービスを継続的に提供することを目的として、令和7年度末の導入を検討中。
  非常時ローミングは、MNO間の「卸方式」にて実施する方向であることから、「特定卸役務」に整理される可能性はあるものと想定。
  他方、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月16日）」によれば、公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要とされているところ。
  この点、非常時ローミングは、政策的に導入されたものであり、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段であると考えられるところ、競争を目的としないものであり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして「特定卸役務」の対象外と考えられるのではないか。
  加えて、非常時ローミングは、①4MNOグループ連名による双務的な卸契約により実現すること、②各MNOユーザだけでなく被災事業者をホストMNOとするMVNOユーザも含め等しく救済すること、③政策的に導入されるものであることといった経緯があることを踏まえれば、仮に「特定卸役務」に該当するとした場合においても、卸提供を拒否する正当な理由になる。【NTTドコモ】
- 携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることから、自然災害や通信障害等の非常時でも、利用者が臨時的に他の事業者のネットワークを利用して通信サービスを利用できるよう、令和7年度末頃の事業者間ローミングの導入に向けて官民を挙げて検討・準備中。
  IPネットワーク設備委員会のSWGでは、この非常時における事業者間ローミングの役務について、卸電気通信役務契約に基づき救済事業者から被災事業者に対して提供するものと整理。救済事業者が被災事業者向けに非常時ロー

ミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被災事業者の利用者と併せて、被災事業者をホストMNOとするMVNOの利用者も、ホストMNOを通じて非常時における事業者間ローミングのサービスを利用できるようになる予定（MVNOが非常時における事業者間ローミングの契約を個別に締結する必要はない。）。
そのため、非常時における事業者間ローミングに関して、救済事業者が提供する卸電気通信役務については救済事業者からMVNOに対して直接提供する必要性がないことから、特定卸電気通信役務に含まれるものなのかどうか、また仮に含まれる場合においても提供義務を課す必要があるものなのかどうか等について整理する必要がある。【KDDI】

- 非常時における事業者間ローミングについてはMNO間で卸役務にて提供予定。当該卸役務は適正な競争関係に影響を及ぼさないため、特定卸電気通信役務から除外すべき。
  仮に除外されないとしても、当該サービスをMVNO殿に卸提供する必要性はないことから当該卸役務に関する提供義務・情報提示義務は生じないものと整理すべき。【ソフトバンク】

II. 構成員からの意見

- 特定卸電気通信役務には該当しないという整理が良いのか、あるいは、元々特定卸電気通信役務の制度でも然るべき理由があれば提供を拒むことができるということになっているので、特定卸電気通信役務ではあるけれども、必ずしもMVNOに提供する必要がないという形で整理する方が良いのか、様々な選択肢があるかと思う。
- 利用者の存在を前提とすれば、特定卸電気通信役務に該当するものと整理し、MVNOから要望があった場合に提供を拒むことができるかどうかについては、実際に非常時ローミングの仕組みが動いていない中で決めずに慎重に検討を行うとする2段階の対応が、法的にもすっきりしている。

② 考え方

MNO各社からの説明を踏まえれば、非常時における事業者間ローミング（非常時ローミング）に係る救済MNOによる卸電気通信役務は、被救済MNO向けの役務であり、救済MNOから直接MVNO向けに提供することは想定されていない。救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングを提供することにより、被救済MNOをホストMNOとするMVNOも、ホストMNOを通じて非常時ローミングを利用したサービスを提供できるようになる予定。

仮に、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務が特定卸電気通信役務に該当すると整理する場合、救済MNOは、正当な理由がある場合を除き、当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならないこととなるが、救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被救済MNOのネットワークを利用するMVNOも非常時ローミングを利用したサービスを提供可能である場合には、救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同様の卸電気通信役務を直接MVNOに対しても提供する必要性は必ずしも認められない。

他方、「MVNOの利用者に対してもローミングサービスを同様に提供する」ことが非常時ローミングの基本方針であるが、仮に被救済MNOをホストMNOとするMVNOの利用者が非常時ローミングを利用したサービスを利用できない等の場合、MNOとMVNOとの間の競争関係に影響を及ぼす可能性があることを踏まえれば、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務を、あらかじめ「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」として特定卸電気通信役務の対象外と整理することは、必ずしも適当ではない。

以上を踏まえれば、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務は特定卸電気通信役務に該当するものとしつつ、仮にMVNOから救済MNOに対して、救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同等の卸電気通信役務の提供の要望があり、救済MNOがその提供を拒む場合には、MVNO側に当該卸電気通信役務の提供を要望する適当な理由があるかどうか等も踏まえた上で、救済MNOにその提供を拒む正当な理由があるかどうかについて慎重に検討を行うことが適当である。

（6）接続料の検証コスト等削減に向けた要望

① 主な意見

I. 事業者からの意見

- モバイル接続料の算定は、配賦見直しの議論等により、行政・事業者双方の規制コストが増大。接続料届出に係る各種報告物について、影響の少ないものは廃止し、必要となった場合に各事業者へ請求する対応とできないか。【NTTドコモ】
- 接続料の検証コスト等削減に向けたNTTドコモの意見に賛同。様式等が増えており、事業者負担が増大しているという点について、課題認識を持っている。分析や検証に資する有効な内容であるかどうか、また、その分析によって得られる効果の程度という二点を踏まえた上で、廃止が可能と判断される項目については、ぜひ積極的に見直しを検討いただきたい。【ソフトバンク】

② 考え方

接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当である。

(7)接続における帯域設定変更の柔軟化

① 主な意見

I. 事業者からの意見

- NTTドコモが第81回研究会にて説明した帯域設定変更の柔軟な対応について、帯域設定変更作業の自動化などハードルが存在することは想定されるが、毎日のトラヒックが集中する時間帯において、一時的な増速が臨機応変に可能な環境が整備されることで、MVNOのユーザがより快適にサービスを利用できるようになるのではないか。【MVNO委員会】
- 現在のデータ接続においては、トラヒックの増減の変動が基本的には1日を単位として収まっているため、1日を最小単位として帯域の増速減速を行っている。ネットワーク自体を最大トラヒックのキャパシティーに合わせてつくっているため、それ以外の時間帯で費用の負担がない場合は、それ以外の時間の費用については、MNOのユーザが負担するということになると思っており、MNOユーザとMVNOユーザとの間の公平性の観点で課題がある。【NTTドコモ】

II. 構成員からの意見

- 将来的に、例えば時間貸しのような制度へ変更することについて検討する場合であっても、MNO側からそのような提案は行われないので、借手であるMVNO側から、どのようなニーズがあって、どのような制度を検討して欲しいということなのか要望を出していただくことが、検討するきっかけとしては必要だろう。
- 例えば特定の時間帯に限定した時間貸しの仕組みを検討する場合、MNOのネットワーク全体の中の空きスペースを探すことができれば良いが、そうでない場合には、MNO側の設備増設要因になり得るため、その部分については、例えば時間貸しの単価が何割増しかになるといった形で、設備を利用するMVNO側が一部その料金を負担しなければならないだろう。現状の接続制度の中に組み込んで、単価を変えずに貸すといったことにはならないだろうと思っており、今後、将来的な検討課題として、時間単位のような接続料制度が検討できるようなことがあれば、改めてその際に検討に含めれば良いと考える。
- 接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMV

NOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきたという経緯があると理解している。時間貸しという考え方を究極に推し進めていくと従量課金に近くなってくると思われ、本質的な議論に踏み込む可能性がある。

- ピーク時に必要になる帯域を1日中使うと考えれば接続料は高くなり、仮に平均使用帯域分の支払いだけでよいということであれば接続料は安くなる。前者の場合はMVNOには厳しいであろうし、後者の場合はMNOは接続料収入以上の設備投資が必要になると思う。実際に検討する場合には、統計的な分析もできると思うので、何らかの分析をした上で、例えば、前者の何%引きになるといった考え方を整理していただければ良いのではないか。

② 考え方

帯域設定変更の柔軟化の要望については、まずは事業者間で協議を進めていくことが適当である。

第２章 MNOとMVNOの間のイコールフッティングの確保（モバイルスタックテスト）

１．検討の経緯

接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）については、固定通信分野において、接続料の妥当性を検証することを目的として平成11年から検証が行われてきており[18]、平成20年以降は、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成19年７月策定）[19]に具体的な実施方法を定め、検証が行われていた。平成30年には、本研究会第一次報告書の議論を踏まえ、総務省において、利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨を明確化するとともに、利用者料金等の他の原因により不当競争性の排除が困難な場合、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定すること等を規定するため、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月策定）を策定した。

移動通信分野においては、令和2年10月以降、MNO3社が新たな大容量の料金プランを相次いで発表したことに伴い、本研究会において、当該プランについて、MNO3社の試算の結果等に基づく携帯電話料金と接続料等の関係に係る検証を行った[20]。MNOとMVNOの間のイコールフッティングの適正性の確保の観点から更なる検証を行うため、その後も検討を継続し、本研究会第六次報告書において、移動通信分野におけるスタックテストの実施方法の具体的な考え方について提言した。これを受け、総務省において、令和4年11月に「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（以下「モバイルスタックテスト指針」という。）が策定され、令和4年度以降は、モバイルスタックテスト指針に基づく検証が実施されている。

その後、本研究会第七次報告書においては、モバイルスタックテストにおいてFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当[21]との提言を行い、これを受けて、総務省において、令和5年11月にモバイルスタックテスト指針が改定された。

---

[18] NTT東日本・西日本あて行政指導「接続料の算定に関する事項」（平成11年8月31日郵電業第101号）及び「接続料と利用者料金の関係等について」（平成13年1月31日総基料第16号）に基づきNTT東日本・西日本が検証・公表するほか、一部のサービスについて総務省が検証を行い、情報通信審議会に報告していた。

[19] 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日情報通信審議会答申）を踏まえて総務省が策定。

[20] 検証の結果、「直ちに原価割れの状況だとは言い切れないものの、MVNOがMNO3社の『新料金プラン』に対抗するサービス提供に鑑みてデータ接続料等の水準が適切なものなのかとの観点の疑義は残った」（本研究会第五次報告書）。

[21] 「FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争WGにおいて、固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかという観点で検証が行われてきたが、今般、FTTHアクセスサービスとモバイルサービスの値引き額の按分比（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス

令和5年度末には、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づく検証が実施された。具体的には、本研究会における議論を経て検証対象サービス・料金プラン（以下「サービス等」という。）となった、NTTドコモのirumo（3GB及び6GB）、KDDIのUQ mobile（4GB）及びソフトバンクのY!mobile（4GB）について、MNO3社による検証が行われ、その後、本研究会において当該検証結果等について議論を行った。その結果、本研究会第八次報告書においては、検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とするともに、モバイルスタックテストにおいてワイヤレス固定ブロードバンドアクセスとのセット割引及び特定決済方法割引[22]の影響を考慮することが適当[23]との提言を行った。

2. 議論の経過

本研究会第八次報告書[24]を受けて、総務省においては、意見募集を経て令和6年11月にモバイルスタックテスト指針を改定し、検証対象サービス等の選定時及び検証時には、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセス等のセット割引適用サービス[25]とモバイル契約のセット割引及び特定決済方法割引の影響を考慮することとした。

今般、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づき検証を行うに当たり、次の点について検討を行った。

＜検証対象サービス等の選定＞

モバイルスタックテスト指針においては、MNOが提供するサービス等[26]のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを検証対象とすることとしている。

① MNO3社が現に提供しているサービス等のうち、その料金の月額相当額が、MVNOが現に提供している同等のサービス等の料金の月額相当額を下回る、又

＝1：2～3）が明らかとなったところ、FTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きいことを踏まえれば、モバイルスタックテストにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することが適当である」（本研究会第七次報告書）。

[22] 特定のクレジットカード等を用いた決済方法により利用者料金を支払うことを要件とする割引。

[23] 「ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」、「特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」（本研究会第八次報告書）。

[24] 「ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」、「特定決済方法割引について、モバイルスタックテストにおいて考慮すること」（本研究会第八次報告書）。

[25] FTTHアクセスサービス、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービス（当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含み、電気通信役務に限る。）

[26] 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

はこれと近接している[27]もの

② ①に示すサービス等のうち、MVNO又はその関連団体から具体的な課題[28]に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合（本研究会）において認められたもの

また、本研究会第八次報告書において、前回検証対象となったサービス等については「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当」としている。

本研究会では、以上を踏まえ、まずはMVNOから検証対象となると考えるサービス等について提示を受け、まず、これまでの検証対象サービス等の再検証の要否について検討を行い、その後、その他のサービス等について条件を満たすかについて検討を行った。

＜MNOによる検証結果の妥当性＞

以上の議論の結果、検証を行う合理性が本研究会において認められたサービス等について、総務省から当該サービス等を提供するMNO3社に通知した（令和7年1月27 日）。MNO3社は、令和7年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当該サービス等について検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。本研究会では、MNO3社の検証結果の妥当性について検討を行った。

＜次回以降の検証の進め方＞

このほか、モバイルスタックテストの手法等について、MVNOから、①過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化、②「お試し割」が適用されるプランに係る検証、③営業費相当額について要望があったところ、これらの点についても検討を行った。

最後に、以上の検討結果を踏まえ、次回以降の検証に向けた方針について検討を行った。

3. これまでの検証対象サービス等の再検証の要否

検証対象サービス等の選定に当たり、MVNOからこれまでに検証対象となったサービス等について再度要望が寄せられたため、まず、これまでの検証対象サービス等

[27] MNOのサービス等にセット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合は、当該セット割引及び特定決済方法割引を適用した料金とMVNOのサービス等の料金（MVNOのサービス等にもセット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合、当該セット割引及び特定決済方法割引を考慮した料金）を比較する。

[28] 「具体的な課題」の例として、「MVNOからMNO3社へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合」や「MVNOが①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合」等が挙げられる。

の再検証の要否について検討を行った。これまで、令和4年度及び令和5年度に行われたモバイルスタックテストの概要は以下のとおりである。

- モバイルスタックテスト指針に基づき、本研究会における検討を踏まえ、MVNOから要望が寄せられたサービス等のうち、以下のサービス等を検証対象サービス等として決定。
  令和4年度：NTTドコモの ahamo（20GB）、KDDIの povo2.0（3GB）及びソフトバンクのLINEMOミニプラン（3GB）
  令和5年度：NTTドコモの irumo（3GB及び6GB）、KDDIのUQ mobile（4GB）及びソフトバンクの Y!mobile（4GB）
- MNO3社は、検証対象サービス等について、モバイルスタックテスト指針に基づき検証を実施し、いずれも「接続料等」が「利用者料金」を下回っているとの結果を公表した。
- 本研究会においてMNO3社の検証結果の妥当性を確認したところ、検証対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とされた。

（1）主な意見

MVNO委員会、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」という。）、株式会社オプテージ（以下「オプテージ」という。）及びMNO3社に対しヒアリングを実施したところ、これまでの検証対象サービス等の再検証の要否について、次のとおり、事業者から意見があった。

事業者からの意見

- これまでの検証対象サービス等は、MVNOのサービス等と料金が近接。【MVNO委員会】
- これまでの検証対象サービス等は、MVNOのサービス等と料金が近接。モバイルスタックテスト指針改定という状況変化を踏まえて再検証が必要。【IIJ、オプテージ】
- ahamo は、実質的な利用者料金の改定を行っており、検証対象とすることに異論はない。irumo（3GB及び6GB）は、競争環境の変化が認められないため、再検証の必要はないと考える。なお、モバイルスタックテスト指針の改定は環境変化に該当するものではない。【NTTドコモ】
- povo2.0（3GB）及びUQ mobile（4GB）は、前回検証時から利用者料金の変更は行っておらず、接続料の上昇もなく（特にデータ接続料水準は大きく低廉化）、UQ mobile（4GB）は、前回検証結果で利用者料金と接続料等との差分は営業費相当額の基準値を大きく上回っていることから、モバイルスタックテスト

指針改定を考慮しても検証結果は変わらないため、再検証は不要。【KDDI】

- LINEMO（3GB）及び Y!mobile（4GB）は、前回検証時から利用者料金の変更がなく、データ接続料も大幅に低下、また、 Y!mobile（4GB）は、前回検証時にFTTHアクセスサービスに加え、ワイヤレス固定ブロードバントとのセット割引を適用していることから、特筆すべき状況変化はないため、検証不要。【ソフトバンク】

（2）考え方

本研究会第八次報告書において、「今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。」とされたことを踏まえ、令和6年度の検証対象サービス等を選定する時点において、検証時から利用者料金や接続料等について状況変化が見られるかについて確認した。

これまでの検証対象サービス等	利用者料金 (*1)		接続料等						セット割、特定決済方法割引の対象
			音声接続料等				データ接続料		
			音声接続に係る基本料(*2)		音声接続料				
	検証時	2025年１月現在	検証時	2025年１月現在	検証時	2025年１月現在	検証時	2025年１月現在 (*3)	
令和４年度検証									
ahamo (20GB) (*6)	2,970円	2,970円 (-)	(*4, *5)	(*4, *5)	7.54円/3分	7.47円/3分 (▲0.8%)	20.3万円 /10Mbps	12.8万円 /10Mbps (▲36.9%)	対象外
povo2.0 (3GB)	990円	990円 (-)	(*5)	(*5)	9.35円/3分	8.23円/3分 (▲11.9%)	21.2万円 /10Mbps	10.8万円 /10Mbps (▲49.1%)	対象外
LINEMO (3GB)	990円	990円 (-)	(*5)	(*5)	9.27円/3分	9.70円/3分 (+4.6%)	18.8万円 /10Mbps	9.4万円 /10Mbps (▲50.0%)	対象外
令和５年度検証									
irumo (3GB)	2,167円	2,167円 (-)	(*4, *5)	(*4, *5)	7.47円/3分	7.47円/3分 (▲0.02%)	15.6万円 /10Mbps	12.8万円 /10Mbps (▲17.9%)	対象
irumo (6GB)	2,827円	2,827円 (-)	(*4, *5)	(*4, *5)	7.47円/3分	7.47円/3分 (▲0.02%)	15.6万円 /10Mbps	12.8万円 /10Mbps (▲17.9%)	対象
UQ mobile (4GB)	2,365円	2,365円 (-)	(*5)	(*5)	8.23円/3分	8.23円/3分 (-)	13.1万円 /10Mbps	10.8万円 /10Mbps (▲17.6%)	対象
Y!mobile (4GB)	2,365円	2,365円 (-)	(*5)	(*5)	9.15円/3分	9.70円/3分 (+6.0%)	12.6万円 /10Mbps	9.4万円 /10Mbps (▲25.4%)	対象

(*1) 税込表示 (*2) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）を含む
(*3) MVNOから本件検証を実施する旨の要望があった時点で、MVNOがMNOに支払っている予測接続料 (*4) 課金情報提供機能を含む
(*5) 緊急通報等に係る卸料金（コストベース）は、接続約款に金額を公表していないため、構成員限り (*6) 2024年10月１日からデータ容量が20GBから30GBに増量

（出所）第 92 回会合資料 92－1（事務局資料）より抜粋

【図2－1　これまでの検証対象サービス等に係る検証時からの状況変化】

これまでの検証対象サービス等のうち、令和4年度検証対象サービス等であるahamo（20GB）については、実質的な利用者料金の改定が行われており、状況変化が認められるため、モバイルスタックテスト指針に示された要件を全て満たす場合には、改めて検証の対象とすることが適当である。

その他のこれまでの検証対象サービス等（令和4年度検証対象サービス等であるpovo2.0（3GB）、LINEMO（3GB）、令和5年度検証対象サービス等である irumo（3

GB及び6GB)、UQ mobile(4GB)及びY!mobile(4GB))については、いずれも利用者料金についてはこれまでの検証時から変化がなく、接続料等についてはこれまでの検証時よりも低廉化しており、「利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である」とされたこれまでの検証時から状況変化が見られないと考えられる。

なお、MVNOからは、令和5年 11 月のモバイルスタックテスト指針の改定が状況変化に該当するとして再検証を要望されているが、指針改定が行われるたびに、これまでの検証対象サービス等の全てについて再検証を行うことは現実的ではなく、再検証の要否については、モバイルスタックテスト指針改定の内容等も踏まえ、総合的に判断することが適当である。

この点、今般のモバイルスタックテスト指針改定は、FTTHアクセスサービスに加えて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(共用型)、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引や特定決済方法割引についてスタックテストにおいて考慮することとしたものであるが、一部のMNOから、モバイルスタックテスト指針改定の内容を考慮しても検証結果は変わらないとの説明があったとおり、モバイルスタックテスト指針改定の内容、これまでの検証結果、接続料等がこれまでの検証時よりも低廉化している等を踏まえれば、再度の検証を行う必要性は低いと判断することが適当である。

以上のことから、その他のこれまでの検証対象サービス等については、状況変化がない限りは、今次のモバイルスタックテスト指針改定を理由とした、再度の検証は不要とすることが適当である。

4. 検証対象サービス等の選定

(1)主な意見

検証対象とすべきサービス等について、MVNO委員会、IIJ、オプテージ及びMNO3社に対しヒアリングを実施したところ、次のとおり、事業者及び構成員から意見があった。

① 事業者からの意見

<u>＜基準①:料金の近接＞</u>

【大容量帯プラン】

- ahamo(30GB)、povo2.0(360GB/365日間を1か月当たりに換算)、UQ mobile(30GB)、LINEMO(30GB)及びY!mobile(20GB+10GB増量オプション)はMVNOのサービス等の料金と近接又は下回る。
  ※povo2.0(360GB/365日間を1か月当たりに換算)及びY!mobile(20GB+10GB増量オプション)について、MVNO委員会は音声準定額込みで、IIJ及びオプ

テージはデータ通信量のみで、それぞれ比較。【MVNO委員会、IIJ、オプテージ】

- ahamo（30GB）は、検証対象とすることに異論はない。【NTTドコモ】
- UQ mobile（30GB）は、MVNO料金を下回る、または近接。povo2.0（360GB/365 日間）は、1か月当たりに換算して比較した場合、MVNO料金を下回っているが、360GB分の料金（26,400 円）を前払いするプランである点、必ずしも 12 か月間平均的にデータが利用されるわけではなく、数ヶ月で使い切る利用者が存在している等を踏まえると、30GB/月プランとの競合ではない。【KDDI】
- Y!mobile（20GB+10GB）の方が割引適用後料金が安価、営業費相当額が高いため、同プランを検証すればLINEMO（30GB）は検証不要。【ソフトバンク】

（参考）【低容量帯プラン】

- MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo（3GB）、povo2.0 （3GB）、LINEMO （3GB）、UQ mobile（4GB）、Y!mobile（4GB）は、MVNOのサービス等の料金と近接している状況（固定通信とのセット割引及び特定決済方法割引を考慮）。【MVNO委員会】
- MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo（3GB）、UQ mobile（4GB）、Y!mobile（4GB）は、MVNOのサービス等の料金と近接。モバイルスタックテスト指針改定という状況変化を踏まえて再検証が必要。【IIJ】
- MNO3社の提供するサービス等のうち、irumo（3GB及び6GB）、povo2.0（3GB）、LINEMO（3GB）、UQ mobile（4GB）、Y!mobile（4GB）について、モバイルスタックテスト指針改定という状況変化を踏まえて再検証を要望。【オプテージ】
- irumo（3GB及び6GB）は、競争環境の変化が認められないため、再検証の必要はないと考える。なお、モバイルスタックテスト指針の改定は環境変化に該当するものではない。【NTTドコモ】（再掲）
- povo2.0（3GB）及びUQ mobile（4GB）は、前回検証時から利用者料金の変更を行っておらず、接続料の上昇もなく（特にデータ接続料水準は大きく低廉化）、UQ mobile（4GB）は、前回検証結果で利用者料金と接続料等との差分は営業費相当額の基準値を大きく上回っていることから、モバイルスタックテスト指針改定を考慮しても検証結果は変わらないため、再検証は不要。【KDDI】（再掲）
- LINEMO（3GB）及びY!mobile（4GB）は、前回検証時から利用者料金の変更がなく、データ接続料も大幅に低下、また、Y!mobile（4GB）は、前回検証時にFTTHアクセスサービスに加え、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割を適用していることから、特筆すべき状況変化はないため検証不要。【ソフトバンク】（再掲）

＜基準②：具体的な課題に基づく要望＞

- 当社サービス等からMNOのサブブランド等（irumo、UQ mobile、Y!mobile）及び廉価プラン（ahamo、povo 2.0、LINEMO）への転出割合は、前年度に大きく増加してから同様の傾向が継続。【IIJ】
- MNO3社への転出は依然として大きな割合を占めている状況。特に、サブブランドへの転出は継続的に高い水準にあり、直近の状況としては増加傾向。容量帯を問わず、MNOのサブブランド等への転出割合は継続して高い傾向。大容量帯（20GB以上）では、サブブランドに加え、ahamoの転出割合も高い状況。【オプテージ】
- MVNOにおける、第90回研究会での提示内容は非公開であるため、「継続的移行の有無」は、MNOには判断できない状況。そのため、総務省殿及び本研究会構成員にて確認・検証が必要。特に、今回検証要望のあった料金プランは提供開始後間もないことから、同プランへの継続的移行の有無をどのように判断するか、MVNOの提示内容が「説得力のあるデータ」となっているか等についても確認が必要。【KDDI】

＜基準③：検証の合理性＞

- povo2.0（360GB/365日間）は、1か月当たりに換算して比較した場合、MVNO料金を下回っているが、360GB分の料金（26,400円）を前払いするプランである点、必ずしも12か月間平均的にデータが利用されるわけではなく、数ヶ月で使い切る利用者が存在している等を踏まえると、30GB/月プランとの競合ではない。【KDDI】（再掲）
- povo2.0 360GB/365日のプラン（税抜24,000円）は単純に1か月換算すると月2,000円/30GBだが、MVNO等が提供する一般的な月額プランと異なるのは、1か月30GBを超えて利用できる点。このようなユーザは、povo2.0 360GB/365日のプランを上限30GB/月のプランとは考えていない可能性が高く、例えば、60GB/月利用するユーザであれば、月4,000円/60GBのプランと捉え（6か月で360GBを使い切るために、6か月毎に360GB/365日のプランを購入）、競合プランは上限60GB/月プランや無制限プランと捉えている可能性がある。 そのため、単純に1か月換算した上限30GB/月のプランの競合とはいえない。（略）30GB/月を超える利用実態があるにもかかわらず、利用者料金は月額換算の30GB相当の2,000円とし、接続料相当額は30GBを超えて利用したユーザも含め、全ユーザの平均使用通信量で算定した場合、利用者料金と接続料相当額の算定方法について平仄が取れておらず、問題。（略）そのため、当該プランを「上限30GB/月、月額2,000円」のプランと見做して検証することは適切ではない。仮に、当該プランを上限30GB/月プランの競合としてスタックテストの対象とする場合、検証時にデータの補正（月30GBを超える利用分を除外した上で月間の平均使用

通信量を算出）が必要。【KDDI】（追加質問回答）

- Y!mobile（20GB+10GB）の方が割引適用後料金が安価、営業費相当額が高いため、同プランを検証すればLINEMO（30GB）は検証不要。【ソフトバンク】

② 構成員からの意見

- 3つの基準にしたがって検討した結果、ahamo（30GB）、UQ mobile コミコミプラン＋（30GB）及びY!mobile シンプル2M（20GB＋10GB）について、本件の検証対象とする合理性を認めることで良いと思う。

（2）考え方

以上の各者意見も踏まえた、検証対象サービス等の選定に係る本研究会の考え方は次のとおりである。

＜基準①：料金の近接＞

【今回の議論の対象となったサービス等】

今回の議論の対象となったサービス等は以下のとおりである。

大容量帯プラン		MVNOプラン		MNOプラン				
		IIJmio	mineo	ahamo	povo2.0	UQ mobile	LINEMO	Y!mobile
データ容量		30GB	20GBを30GBに換算	30GB	360GB/365日を1ヶ月当たりに換算	30GB		20GB+10GB
データ通信料金		￥2,700	￥3,267(*1)	￥2,970	￥2,200(*2)	￥3,278	￥2,970	￥4,565
セット割引総額		(-￥660)	(-￥330)	-	-	-	-	-￥1,650
家族割引		-￥100	(-￥55)	-	-	-	-	(-￥1,100) (*3)
特定決済方法割引		-	-	-	-	-	-	-￥187
音声５分定額料金		￥500	-	基本料に含む	￥550	-	基本料に含む	-
音声10分定額料金		￥700	￥550	-	-	基本料に含む	-	￥880
月額料金	データ通信料金のみ	￥2,600	￥3,267	-	￥2,200	-	-	￥2,728
	音声5分定額込み	￥3,100	-	￥2,970	￥2,750	-	￥2,970	-
	音声10分定額込み	￥3,300	￥3,817	-	-	￥3,278	-	￥3,608
備考		(*4)	(*4)	R4検証済				(*4)

(*1) 20GBプラン（2,178円）を30/20を乗じて30GB相当の料金に換算。(*2) 月額基本料金0円に、365日間有効の360GBトッピング料金（26,400円）を１か月間当たりに換算したものを加算。(*3) セット割引との併用不可。
(*4) MVNOは、MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せず、MNOの料金にはセット割引を全額適用して比較。
※各社プランの内容は2024年11月12日時点のもの。料金は税込。

（本研究会第90回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオプテージ資料等を参考に総務省で作成）

（出所）第 92 回会合資料 92－1（事務局資料）より抜粋

【図2－2　議論の対象となったサービス等（大容量帯プラン））】

なお、低容量帯プランについては、いずれもこれまでの検証対象サービス等であり、今次のモバイルスタックテスト指針改定を理由とした、再度の検証は不要とすることが適当であると考えられるため、以下では、大容量帯プランについて整理している。

低容量帯プラン	MVNOプラン		MNOプラン					
	IIJmio	mineo	irumo	povo2.0	LINEMO	UQ mobile	Y!mobile	irumo
データ容量	5 GB		3 GB			4 GB		6 GB
データ通信料金	￥990	￥1,518	￥2,167	￥990(*1)	￥990	￥2,365	￥2,365	￥2,827
セット割引総額	(-￥660)	(-￥330)	-￥1,100	-	-	-￥1,100	-￥1,100	-￥1,100
家族割引	-￥100	-	-	-	-	-	(-￥1,100) (*2)	-
特定決済方法割引	-	-	-￥187	-	-	-￥187	-￥187	-￥187
月額料金	￥890	￥1,518	¥880	￥990	￥990	¥1,078	¥1,078	¥1,518
備考			R5検証済 (*3)	R4検証済	R4検証済	R5検証済 (*3)	R5検証済 (*3)	R5検証済 (*3)

(*1) 月額基本料金0円に、30日間有効の3GBトッピング料金990円を加算。(*2)セット割引との併用不可。
(*3) MVNOは、MVNOのFTTHセット割引額は全額FTTHから割り引いているとして、MVNOの料金にはFTTHセット割引を適用せず、MNOの料金にはセット割引を全額適用して比較。
※MVNOは、低容量帯については、全てのサービス等について、音声定額料金を含まない形で比較。
※各社プランの内容は2024年11月12日時点のもの。料金は税込。

(本研究会第90回MVNO委員会資料、IIJ資料及びオプテージ資料等を参考に総務省で作成)

(出所)第 92 回会合資料 92－1(事務局資料)より抜粋

【図2－3 (参考)低容量帯プラン】

料金近接性を確認する際に、両サービス等でデータ容量が異なる場合、同じ容量に換算して比較する必要がある。このため、mineo のプランの月額料金を、議論の対象となったMNOのサービス等と同じ容量の 30GBに換算し、料金の近接性を確認した。また、一部のサービス等には音声準定額サービスが基本料に含まれていること等を踏まえ、データ通信料金のみの場合／音声準定額オプションを加算する場合の、両方の方法で確認した上で総合的に判断することとした。

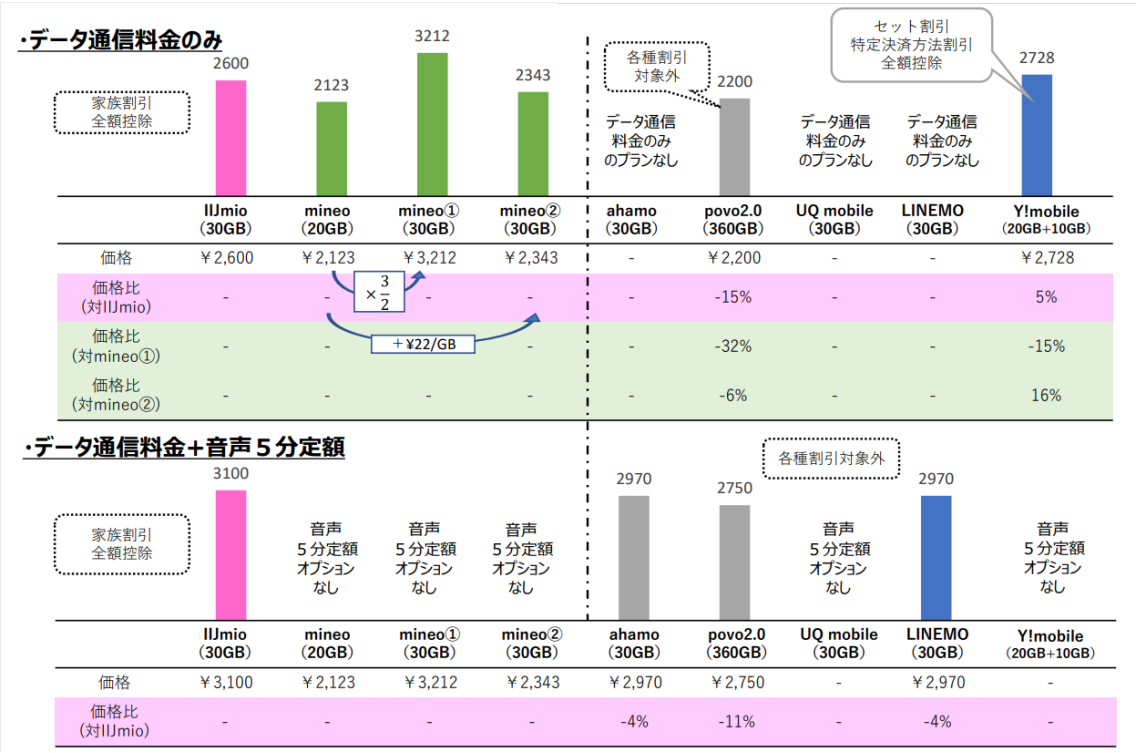

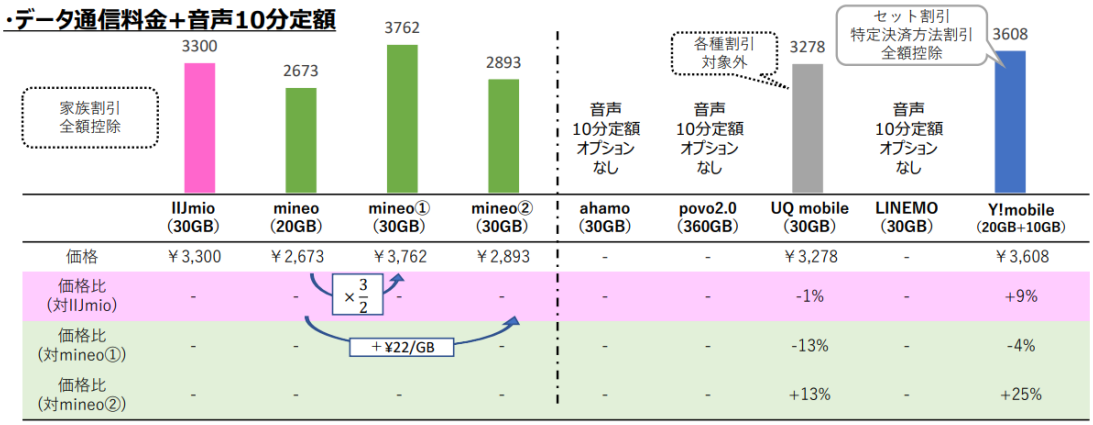

（出所）第 92 回会合資料 92－1（事務局資料）より抜粋

【図2－4　料金の近接状況に関する分析（大容量帯プラン（30GB））】

この結果、ahamo（30GB）については、MVNOの料金を下回っている（-4%）ため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

povo2.0（360GB/365　日）については、1か月当たりに換算して比較した場合、MVNOの料金を下回っている（-32%～-6%）ため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

UQ　mobile（30GB）については、MVNOの料金との近接度合いが高く（-13%～13%）、特に IIJmio 及び mineo①の料金を下回っているため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

LINEMO（30GB）については、MVNOの料金を下回っている（-4%）ため、基準①を満たすとみなすことが適当である。

Y!mobile（20GB+10GB）については、セット割引及び特定決済方法割引を全額控除した場合、MVNOの料金との近接度合いが高く（-15%～25%）、特に mineo①の料金を下回っていることから、基準①を満たすとみなすことが適当である。

＜基準②：具体的な課題に基づく要望＞

MVNOからは、昨年度と同様、転出する利用者に対して実施した転出先に関するアンケートの結果により、ブランド単位での具体的な転出データが示された。

MVNOから寄せられた利用者の転出に関する課題を踏まえれば、大容量帯については、特に ahamo（30GB）、UQ　mobile（30GB）及び Y!monile（20GB+10GB）が基準②を満たすとみなすことが適当である。

＜基準③：検証の合理性＞

検証の合理性については、KDDIから、povo2.0（360GB/365 日間）は 30GB/月プランとの競合ではないとの意見が示された点及びソフトバンクから、Y!mobile（20GB+10GB）を検証すればLINEMO（30GB）は検証不要との意見が示された点について検討を行った。

まず、povo2.0（360GB/365 日）については、必ずしも 12 か月間平均的にデータを利用されるわけではないが、そのような利用も可能であることを踏まえれば、基準①及び基準②の検討に当たっては、月 2,200 円/30GBの料金プランとみなして検討を行うことは一定の合理性があると考えられる。（この点、仮に、1か月当たりに換算して比較した場合、MVNO料金を下回っていることを踏まえれば、基準①を満たしていると考えられるが、基準②の観点からは、MVNOから寄せられた転出に関する課題を踏まえれば、今回の検証においては、UQ mobile を優先的に検証することが適当と考えられる。）

他方、仮に povo2.0（360GB/365 日）の検証を行う場合、利用者料金は月額換算の30GB相当の 2,200 円とし、接続料相当額は 30GBを超えて利用したユーザも含む全ユーザの平均使用通信量で算定することは、利用者料金による指定事業者の収入を正確に捉えておらず、必ずしも適当ではないと考えられる。povo2.0（360GB/365 日）について、より正確な検証を行うには、例えば、利用者料金を 26,400 円とし、365 日間の設備等費用と比較することなどが考えられるが、当該プランは、2024 年 10 月 18 日から提供開始されたプランであることから、十分な利用実績が把握されていない。

以上を踏まえれば、povo2.0（360GB/365 日）については、少なくとも今回の検証の対象としないこととし、十分な利用実績の把握が可能となる来年度以降、改めて検証対象とするかどうか等について検討することが適当である。

次に、LINEMO（30GB）については、ソフトバンクからは、Y!mobile（20GB+10GB）を検証すれば、LINEMO（30GB）は検証不要との意見が示されているが、検証の要否についてはそれぞれの料金プランについて個別に検討することが適当である。（この点、LINEMO（30GB）については、基準①は満たすが、基準②の観点からは、今回の検証においては、Y!mobile（20GB+10GB）を優先的に検証することが適当と考えられる。）

＜検証対象サービス等について＞

以上の基準①、②、③に係る検討を踏まえ、本研究会第 94 回会合においては、以下のサービス等について、本件検証の対象とすることが適当とした。

事業者	ブランド等	データ容量	サービス等	備考
NTTドコモ	ahamo	30GB	ahamo（大盛りオプションを除く）	2024年10月1日より、データ容量を20GBから30GBに増量
KDDI	UQ mobile	30GB	コミコミプラン＋	2024年11月12日より提供開始
ソフトバンク	Y!mobile	20GB （+10GB）	シンプル2 Mプラン （データ増量オプションを含む）	2024年11月11日より、「データ増量オプション」のデータ容量を5GBから10GBに増量（2025年1月1日より、30GB（+5GB）に増量）

（出所）第 94 回会合資料 94－1（事務局資料）より抜粋

【図2－5　検証対象サービス等】

なお、いずれのサービスも、最近に提供開始又はデータ容量が増量されていること、増量オプション等が存在しているが、今般の検証における設備等費用の算定に用い

る実績の対象期間、対象オプション等については以下のとおりとなっている。

NTTドコモ	・実績の対象期間：2024年10月から12月の平均使用通信量、平均通話時間を使用 ・対象オプション：「1G追加オプション」は算入し、「大盛オプション」は控除
KDDI	・実績の対象期間：2024年12月１日から12月31日までの期間（11月の実績については含まず。） ・対象オプション：コミコミプラン＋のご利用者全て（以下①および②）を検証対象（※①②合わせて1つの料金プランとして検証） ①「コミコミプラン＋（33GB*）」増量オプションⅡ（5GB）なし（計33GB/月） ②「コミコミプラン＋（33GB*）」増量オプションⅡ（5GB）あり（計38GB/月）
ソフトバンク	・実績の対象期間：例年通り今年度第3四半期までのデータを利用 ・対象オプション：増速オプションも含めY!mobileシンプル2 Mプランとして提供しているため、オプション非加入ユーザ・加入ユーザは分けずに検証を実施（昨年度Y!mobileシンプル2 Sプランの検証時も同様に実施）

（出所）第 94 回会合資料 94－1（事務局資料）より抜粋

【図2－6　検証を行う際に設備等費用の算定に用いる実績の対象期間、対象オプション等（赤字は第 92 回会合資料 92-1（事務局資料）から変更があった箇所）】

総務省においては、これらのサービス等について当該サービス等を提供するMNOに通知した（令和7年1月 27 日）。これを踏まえ、MNO各社は、令和7年3月末、モバイルスタックテスト指針に従って当該サービスについて検証を実施し、その結果を一部公表するとともに総務省に報告した。

事業者	対象サービス等	検証に用いた項目	検証結果
NTTドコモ	ahamo（30GB）	（1）設備等費用 ①データ接続料相当額 ②音声接続料相当額 ③その他の設備費用（国際ローミングに係る費用、インターネット接続サービスに係る費用等） （2）営業費相当額 （3）利用者料金	○
KDDI	UQ mobile　コミコミプラン＋（30GB）		○
ソフトバンク	Y!mobile　シンプル２ Mプラン（20GB+10GB）		○

※検証対象サービス等の利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を”○”とする。

（出所）第 94 回会合資料 94－1（事務局資料）より抜粋

【図2－7　MNO各社における検証結果】

5. MNOによる検証結果の妥当性

（1）考え方

MNO各社が実施した検証結果は、いずれのサービス等についても利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当である。

なお、検証に用いられた各項目については、本研究会において次のとおり考え方の妥当性が確認された。

＜設備等費用①:データ接続料相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、データ接続料相当額は次の式にしたがって算出することとされているが、MNO3社において適切に算出されていることが確認された。

$$\frac{\frac{\text{設備容量の上限値[Mbps]}}{10} \times \text{届出接続料[円}/10Mbps\text{・月]}}{\frac{\text{最繁時トラヒック量}[GB/BH]}{\text{最繁時集中率[\%]}} \times 30.4\text{[日]}}$$

なお、以上の式の「設備容量の上限値」、「最繁時トラヒック量」及び「最繁時集中率」は、これまでの検証時と同様、MNO3社いずれも、対象サービス等ごとの値ではなく、全ブランド共通の値を採用しており、MNO3社で共通した考え方が用いられていることが確認された。

＜設備等費用②:音声接続料相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、音声接続料相当額は、MNOがMVNO（の利用者）に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうちどの程度の割合が接続機能を利用しているかにより、次のとおり算出することとされている。

- (i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合
  基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。
- (ii)接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合
  基本料については音声伝送役務に係る卸役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定設備設置事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

この点、MNO3社において、各社とも「全契約数の過半数が接続機能を利用している場合」に該当することから、以上のうち(i)に基づいて算出していることが確認された。

＜設備等費用③:その他の設備費用＞

モバイルスタックテスト指針において、その他の設備費用については、インターネット接続サービスに係る費用、P－GW[29]に係る費用、他事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出することとされているところ、MNO3社においてモバイルスタックテスト指針に従って算出していることが確認された。

＜営業費相当額＞

モバイルスタックテスト指針において、営業費相当額は、二種会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費（社会貢献活動に係る営業費

[29] Packet Data Network Gateway

等指定事業者のサービス等（それに付随するものを含む。）の提供を直接目的としないものを除く。また、検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用については営業費から除く。）の割合の直近5年間の平均値により算出することとされている。

この点、今般の検証においては、ahamo（30GB）についてはオンライン限定プランであるため店頭販売に係る営業費等の控除を行い、その他の検証対象サービス等については店頭で契約可能なプランであるため店頭販売に係る営業費等の控除は行わずに、令和元年度から令和5年度の営業費比率の平均を用いて営業費相当額の割合を算出していることが確認された。

＜利用者料金＞

モバイルスタックテスト指針において、利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出することとされている。

この点、MNO3社において、音声通話料は対象サービス等の契約者に占める定額プラン加入者、準定額プラン加入者及びプラン未加入者の構成比等に基づき算出していることが確認された。

また、モバイルスタックテスト指針において、利用者料金に関する割引[30]については、以下に基づき、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとされている。

- 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあっては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあっては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- セット割引適用サービスとのセット割引にあっては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額[31]。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。
    - 検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立

[30] 特定決済方法割引を含む。社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの並びにセット割引適用サービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。

[31] セット割引が適用されるセット割引適用サービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

販売価格[32]及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該セット割引適用サービスに案分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。

検証対象サービス等αとあるサービスβとのセット割引におけるα1回線あたりの割引額：D
αの独立販売価格：P_α
βの独立販売価格：P_β（同種のサービスが複数存在する場合は加重平均により算出）
当該セット割引に紐付くα1回線あたりにおけるβの回線数の割合：r

$$D \times \frac{P_\alpha}{P_\alpha + P_\beta \times r}$$

- 検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

今回の検証においては、Y!mobile（20GB+10GB）を除く検証対象サービス等については、いずれも各種割引の対象外であったが、Y!mobile（20GB+10GB）については、利用者料金から、「セット割引適用サービスとのセット割引」に係る割引額が控除されるとともに、「検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引」として家族割、親子割、特定決済方法割引及び1GB以下割に係る割引額が控除されており、モバイルスタックテスト指針に従って利用者料金を算出していることが確認された。

6. 次回以降の検証の進め方

（1）主な意見

① 事業者からの意見

＜過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化＞

- 過去検証済みのプランについて、検証実施時に用いた数値が大きく変わる場合は、「環境の変化」があるものとして再検証を実施する基準の明確化を要望。【MVNO委員会】
- 再検証の実施基準について、例えば以下のような内容を明確にしていただくことを要望。【IIJ】
  - 一度、検証対象サービス等となったものは「検証時点からの環境の変化」が発生した場合に再度検証を行うこと
  - 「検証時点からの環境の変化」は、以下のようなことが考えられる
    - ➢ データ伝送役務に係る接続料が前年度より上昇した場合

[32] 財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

- 「営業費相当額」が前年度と比べて著しく上昇した場合
- 「利用者料金」に変化（GBあたりの月額料金が低廉となった、検証に考慮する割引等が増えた等）がある場合

- 再検証の要否は、モバイルスタックテスト指針に規定された検証対象の選定要件にのっとり、その要件の該非を都度議論すべきであり、再検証を実施する基準を定める必要はないのではないか。【NTTドコモ】
- モバイルスタックテスト指針の改定は環境の変化に該当するものではなく、モバイルスタックテスト指針の改定のみを理由とした再検証は不要。【NTTドコモ】
- MVNO殿提示の再検証実施基準について、過去検証時と比較して接続料・営業費相当額・利用者料金等の各パラメータの変動を総合的にみて、検証クリアとなる見込みが高いと判断可能な場合は検証不要とすべき。【ソフトバンク】

＜「お試し」が適用されるプランについての検証＞

- MNO各社により「お試し」を目的とした通信料金割引が行われるプランについては、定例の検証とは別に臨時の検証を行うなど早期に競争影響を確認していただきたい。【MVNO委員会】
- 新規契約を条件とした通信料金割引（6か月以内）が「お試し」として認められることとなり、12/26の制度改正後、「お試し」が適用されるプランが発表された場合は、来年度の検証を待たず、可能な限り速やかに個別の検証が実施されることを要望。【IIJ】
- 検証に当たっては、利用実績を把握する期間が必要なため、検証期間は御考慮いただきたい。【NTTドコモ】
- 各社から発表されたお試し割の内容を踏まえ、検証方法を検討する必要があるのではないか。【NTTドコモ】
- 「お試し」は、最大6か月間の限定施策であり、「お試し」終了後も相当数のユーザは継続利用することから、あたかも「お試し」が永続的に適用されているかのような検証方法になってしまうのは実態に即さず不適切。そのため、検証に当たっては、提供開始から検証実施まで一定の期間を設ける、あるいは、検証実施時に何らかの補正（※）を適用する等の検討を要望。【KDDI】
  ※例えば、6か月の期間限定の割引である場合、12か月の単月平均割引額に補正する等
- 「お試し」割引施策開始直後は実績データが十分に蓄積されていない等の状況が想定されるため、検証の精度を確保するための方策を検討するべきと考えます。例えば、一定程度の期間経過後に検証を実施する、利用者料金については将来の収入も考慮する等、立ち上がり期の一断面での検証とならないよう、検証時期及び検証方法につき、二種指定事業者と調整することを要望。【ソフトバンク】

＜営業費相当額＞

- 検証に用いる「営業費相当額」について、直近5年間の平均値ではなく直近1年間の値を用いることで、検証実施時の実態により即した形での検証が実施されることを要望。【MVNO委員会】
- データ接続料相当額や営業費相当額等について、メインブランドの数値が含まれることにより、過少となるおそれがあるため、対象プランごとに数値にて算定を行うことが必要。【MVNO委員会】
- 検証時の「営業費相当額」算出方法は、直近5年間の平均値ではなく、直近1年間の値での検証を要望。【IIJ】
- 営業活動に係る費用は、時期や環境により短期的に変動するものである一方、モバイル通信サービスは利用者料金として長期的に回収するものであるため、1年間の実績では評価が難しく、5年間の平均値で検証することが合理的。【NTTドコモ】
- 当社はサブブランドを有しておらず、ahamo、irumoはプラン名称であり、サブブランドではない。プランごとの営業費について把握する仕組みがないため、対象プランごとの算出は不可。現状も検証対象サービス等の利用者料金に接続会計における営業収益に対する営業費の割合を乗じている点を踏まえると、サービスごとの営業費相当額を考慮していると考える。なお、営業費相当額には、ドコモショップやコールセンターの運営費等、既存契約者向けのものも含まれ不可分なので、新規加入者数による案分は適切ではない。【NTTドコモ】
- 営業費相当額は、可能な限り最新のデータを用いて検証するべきとの考えは理解できるものの、直近1年間など短期的な値を用いる場合、特殊要因による一時的な変動の影響を受けやすくなることを懸念。本研究会第八次報告書において、「接続会計を基に直近5年間の平均値によって営業費相当額を算出するという現在の方法は、各社のモバイルサービスにおける平均的な営業費相当額を算出するという点で、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することが適当」との考え方が示されたため、弊社としては、現行のモバイルスタックテスト指針のとおり、直近5年間の平均値を用いる検証で良い。【KDDI】
- 営業費相当額は、ブランド単位で直課／配賦の費用を把握する仕組みがなく、ブランド単位での算出は困難。新規加入に係るコストは営業費の一部に過ぎないことを踏まえると、新規加入者数により営業費相当額をブランドごとに案分することは適切ではないため、収入額に応じた現状の算出方法（サービス・プランごとの利用者料金に全体の営業費比率を乗じて算定）を変更する必要はない。【KDDI】
- 本研究会第八次報告書にも記載のとおり、現在の営業費相当額の算出方法に

ついては一定の合理性があるとされており、再度の検証は不要と考えます。なお、直近1年間の営業費相当額では、その年のみ生ずる特有の要素を排除できず、一断面での検証となる可能性があることから、モバイルスタックテスト指針のとおり5年平均とすべき。【ソフトバンク】

- 営業費は新規加入者の獲得だけではなく、既存加入者の維持にも係ることからも、新規加入者数による案分は不適当。【ソフトバンク】

② 構成員からの意見

＜総論＞

- サービス・プランが最近変わったときの扱いについて、年間スケジュールがおおよそ決まっている中で、MNO各社において、1年の特定の時期にプラン変更するとモバイルスタックテストの実施が難しくなるということは良くない。ギリギリのタイミングでプラン変更があった場合にどのようにするかという点については、来年に向けて、事業者の意見も伺った上で方針を検討しても良いのではないか。
- NTTドコモとKDDIにおいて、特に対象期間をより新しいサービスに移行してからの期間に限定するより正確な変更がされたことは良いと思う。
- 割引をするユーザ数の大幅な増加や、競争状況が変化し、ユーザの意向が非常に大きくなるなど市場の変化が起こった場合には、三つの基準に照らして適宜判断していけば良いと思う。

＜過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化＞

- 本研究会第八次報告書において、再度の検証について、あるいは現行のモバイルスタックテスト指針において必要に応じて臨時の検証といった文言があるが、基本は現行のモバイルスタックテスト指針の3要件に照らして検討していくことが肝要ではないか。あわせて、モバイルスタックテスト指針が改定されたことのみをもって再度の検証を行うのは現行のモバイルスタックテスト指針の運用上望ましくないのではないか。

＜営業費相当額＞

- 変化の激しい現在においては、直近値で見るということは合理性があるとは思うが、その際は比較対象となる利用者料金収入と接続料収入の差分についても同様に1年間の値を用いることが必要。また、単年の数字は特殊事情により変動することもあることから、1年間の数字と、5年が長ければ3年でも良いので平均値の両方を見た方が良いのではないか。
- 未来形ではあるが、特に今後非常時の事業者間ローミングが実現する際には、事業者から是非周知をお願いしたいということを議論しているため、特殊事情による特定の年の変動の例の一つとして考えられる。

（2）考え方

＜過去検証済みのプランについて再検証を実施する基準の明確化＞

本研究会第七次報告書及び第八次報告書においては、当時スタックテストの対象となったサービス等について、「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当」としている。他方、現行のモバイルスタックテスト指針においては、検証対象について、①料金が近接していること、②具体的な課題に基づく要望があること、③検証の合理性が認められること、の3つの要件全てを満たすものとしている。

検証対象は、過去検証を実施したサービス等であるかどうかにかかわらず、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って判断することが適当であり、どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、特に要件③の検証の合理性が認められるかどうかの観点から、本研究会において、都度、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って、総合的に判断することが適当であり、再検証の基準をあらかじめ具体的に定める必要性はない。

＜「お試し」が適用されるプランについての検証＞

MVNOからは、当該割引が適用されるプランが発表された場合は、来年度の検証を待たず、可能な限り速やかに個別の検証を実施することが要望されている。他方、MNOからは、検証時期、検証期間、検証方法等についての検討が要望されている。

「電気通信事業法第 27 条の3等の運用に関するガイドライン」の改正により、乗換え検討先事業者の通信サービスの質を「お試し」として利用しやすくするため、端末購入を条件としない、新規契約を条件とする割引（ただし、割引に係る期間は6か月以内、割引を受けられるのは一事業者につき一回、割引額はその他の利益提供の上限額である2万円の内数）が可能となったが、現時点ではMNO各社から当該割引に係る具体的な発表は行われていない。このため、今後、各社の具体的な発表を踏まえて、検証時期、検証期間、検証方法等について検討を行うことが適当である。

＜営業費相当額＞

MVNOからは、直近5年間の平均値ではなく、直近1年間の値を用いて検証を実施することや、新規加入者数による案分等、より適当な算出方法について検討することが要望されている。他方、MNOからは、営業活動に係る費用は短期的に変動するものであるが、モバイル通信サービスは利用者料金として長期的に回収するものであるため、1年間の実績では評価が難しいこと、直近1年間の値を用いる場合、特殊要因による一時的な変動の影響を受けやすくなることといったことから、引き続き5年間の平均値で検証することが適当、営業費相当額には既存契約者向けのものも含まれるため、新規加入者数による案分は適切ではないといった意見が示された。

接続会計を基に営業収益の割合の直近5年間の平均値により営業費相当額を算

出する現在の方法は、一定の合理性があると考えられることから、引き続き現在の方法を維持することとし、今後、MNO各社の営業費比率が前年度と比べて著しく上昇しているような場合には、必要に応じて改めて検討することが適当である。

＜次回以降の検証に向けた方針＞

今回検証対象となったいずれのサービス等についても、利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと認められたことから、今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。

どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、特に要件③の検証の合理性が認められるかどうかの観点から、本研究会において、都度、モバイルスタックテスト指針に示された要件に沿って、総合的に判断することが適当である。

なお、今般検証を行った大容量プランについては、サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用に占めるデータ接続料相当額の割合が相対的に大きいことから、費用配賦見直し等によるデータ接続料の上昇や、データ容量の増量に伴う平均使用通信量の増加については注視することが適当である。

検証の実施時期については、モバイルスタックテスト指針の規定に基づき、臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プランが発表された場合であって競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速やかに検討することが適当である。

検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当である。

第３章　卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸に関する検証）

１．検討の経緯

事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の電気通信設備を利用する場合には、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、相対協議を基本とする「卸役務」による利用形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかしながら、指定設備を用いる卸電気通信役務（以下「指定設備卸役務」という。）の料金の適正性については累次の課題が指摘されてきたことから、本研究会としては、指定設備卸役務について、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証　最終答申」（令和元年 12 月 17 日情報通信審議会答申）における取りまとめ[33]を踏まえ、接続と卸役務の代替性に関する検証について議論を進め、本研究会の議論を基に策定された「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月策定）（以下「卸検証ガイドライン」という。）による検証の状況について随時確認をしている。

固定通信分野においては、FTTHアクセスサービスを提供する事業者向けに東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）・西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本及びNTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）[34]がFTTHアクセスサービス等を提供する卸電気通信役務について、接続との代替性が不十分とされている[35]ところ、令和2年度に実施した第1回、令和3年度に実施した第2回、令和4年度に実施した第3回の検証、令和5年度に実施した第4回の検証[36]に引き続き、今般、第5回の検証結果について総務省から報告を受け、卸

---

[33] 接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するための措置として、接続料相当額をベンチマークとした卸料金の検証等を示した上で、「一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当」とされた。

[34] 令和7年7月1日に、「東日本電信電話株式会社」は「NTT東日本株式会社」に、「西日本電信電話株式会社」は「NTT西日本株式会社」にそれぞれ商号を変更した。

[35] 卸役務では、NGN及びアクセス部分（加入光ファイバ）がユーザ単位で利用されている一方、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、ユーザ単位での接続料設定がされていないことから、代替性が不十分と評価されている（本研究会第四次報告書）。このこと等を踏まえ、光サービス卸に関する検証の実施について令和2年10月27日に総務省からNTT東日本・西日本に通知（「『指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン』に基づく検証の実施について（通知）」令和2年総基料第270号）。

[36] 第1回検証については、令和3年2月9日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第42回会合（令和3年2月24日）において総務省から本研究会に報告、議論。第2回検証については、令和3

先事業者（指定設備卸役務の提供を受ける事業者（以下「卸先事業者」という。））等（卸先事業者のほか、一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会（以下「FVNO委員会」という。）及び一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（以下「JAIPA」という。）をいう。）からヒアリングを実施した。

具体的には、第八次報告書において、「本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せられており、

- どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
- 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、

等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。

第八次報告書時点においては、本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないとの結論に至ったが、この点の説明が不十分である場合、『その他の検証』の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。」としているところ、卸先事業者に、NTT東日本・西日本の対応として、これまでの議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、第八次報告書を踏まえた検証が行われているか、第八次報告書の指摘に基づき追加的に開示された情報等は適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか、また、透明性の確保に寄与していない場合はどのような情報の開示が必要と考えるかといった観点からヒアリングを行い、議論した。

年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第52回会合（令和4年1月31日）において総務省から本研究会に報告、議論。第3回検証については、令和4年11月30日にNTT東日本・西日本から総務省に報告があり、第68回会合（令和5年2月20日）において総務省から本研究会に報告、議論。第4回検証については令和5年11月30日にNTT東日本・西日本から報告があり、第79回会合（令和5年12月19日）において総務省から本研究会に報告、議論。

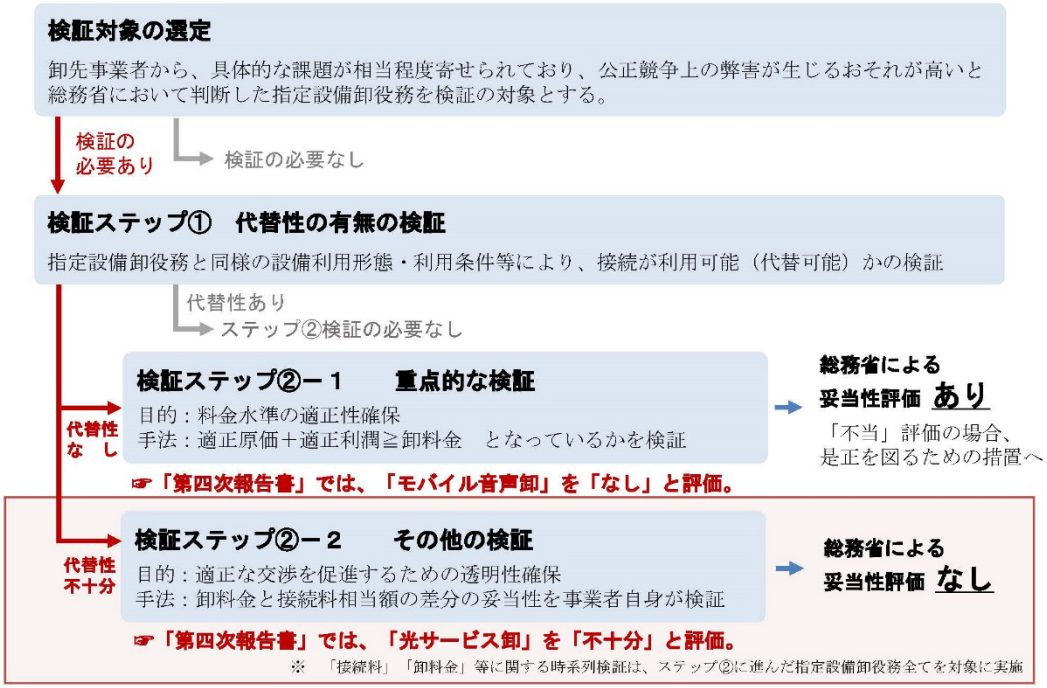

（出所）第 82 回会合資料 82－2（事務局資料）より抜粋

【図3－1　卸検証ガイドラインに基づく検証スキームの概要】

2. 光サービス卸における卸料金の検証

（1）検証の結果

第 91 回会合において、NTT東日本・西日本が卸検証ガイドラインに基づき検証した令和5年度の「その他検証」及び「時系列検証」の結果[37]について、総務省から報告があった。その概要は次のとおりである。

①「その他検証」の結果

本検証では、卸料金と接続料相当額[38]の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本が自ら差分の妥当性を検証した。

NTT東日本・西日本からは、令和5年度における卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小しており、令和6年度においても当該差額は接続料の上昇によりさらに縮小する見通しであることが示された。その上で、当該差分において回収しようとしている費用項目として、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額が示された。具体的には、令和5年度の卸料金と接続料相当額

[37] 令和6年11月29日付け
[38] 卸検証ガイドラインにおいて、役務提供の際に必要となる営業費は含まれないこととされている。

の差額は、卸料金に対してNTT東日本で概ね4割弱、NTT西日本で3割強程度[39]であったが、上述のコストに加えて、

- 市場環境、競争状況の変化に対応し、新たなサービス開発や設備増強に係る投資へ対応する必要があること
- 卸先事業者からの要望をカウントし結果をフィードバックする仕組みによって受付を行った多数の要望について順次対応するなど、サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応が必要であること
- 設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資や、令和7年2月に運用が開始された「コラボ光―接続事業者間の引込線転用（光回線再利用）」のような新たなスキームの導入、卸先事業者の様々な要望に対応していく必要があること
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う光サービスの特需の一巡や家庭用ブロードバンドサービスの多様化等の影響による光の需要動向が厳しいと想定されること、直近の人件費や原材料費、燃料費の高騰、光ケーブルの耐用年数を見直しにより今後減価償却費が増加する見通しであること、メタル回線も含めた固定通信市場全体の需要縮小により、メタル回線と共有する設備の1回線あたり負担額が上昇する見通しであることを踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込めず、直近2年間の加入光ファイバの接続料が前年度と比較して上昇していること
- 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じてリニアに増減させるものではないこと

等を踏まえると、NTT東日本・西日本それぞれにおいて、当該差分について妥当であるとの自己評価であった。

②「時系列検証」の結果

本検証では、接続料相当額、卸料金、小売料金について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合はどのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証した。

NTT東日本・西日本からは、卸料金について、今回の検証対象である令和5年度までに複数回にわたり値下げを実施しており、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定していることから、「その他検証」で述べたような観点を踏まえれば、令和3年度から令和5年度におけるコストの変動と卸料金の関係は、NTT東日本・西日本においてそれぞれ妥当との自己評価であった。また、併せて、次の点についても報告があった。

[39] 第1回検証においては「概ね3割程度」、第2回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」、第3回検証においては「NTT東日本は概ね4割程度、NTT西日本は概ね3割程度」、第4回検証においては「NTT東日本は概ね4割強程度、NTT西日本は概ね4割弱程度」。

- 今般の時系列検証の対象期間以外も含めた値であるが、令和5年度末までに戸建住宅向け、集合住宅向けとして、累計で相当額の値下げを行ってきた旨が報告された（具体的な額は非開示）。
- 加えて、今般の時系列検証の対象期間ではないが、「これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではあるが、光コラボレーション事業者とともに純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため」とした上で、令和5年9月に戸建住宅向けで一定額の値下げを実施したことが報告された（具体的な額は非開示。なお、本件検証と合わせてNTT東日本・西日本より令和6年度以降の接続料相当額の試算等のほか、同試算の結果について特定卸電気通信役務に関する接続料相当額指数として卸先事業者等の団体に自主的に開示する旨、補足説明があった。（令和6年1月に開示済み））。

（2）主な意見

（総論）

＜事業者意見＞

- 中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが現状厳しくなっている。多くの加盟事業者にとって、光コラボ以外に回線の調達手段がなかなか無い中で、協議の基礎となる本検証の内容は重要であり、この辺りについて御理解いただき、追加的な説明を求めていきたい。【FVNO委員会】
- 光サービス卸の検証については、適正な情報開示が不足しているため、総務省や研究会による牽制効果も働きにくい構造。卸料金の十分な低廉化という目的を達することができず現在に至っており、引き続き、本研究会での適切な検証を要望。【JAIPA】
- 卸料金については独自の理論で設定されているような印象。透明性の下、卸料金を検証する前提が崩れているのではないか。総務省においても課題の把握は非常に困難であると考えられ、接続と同等レベルでの規制・検証がなされるべき。【JAIPA】
- NTT東西の光サービス卸は、ボトルネック設備であるNTT東西の光アクセスを利用した卸サービスであること、依然としてブロードバンド市場における圧倒的な市場支配力を有していること、それから、接続との代替性が不十分であるといった特殊性をもって一般的な卸とは異なるサービスである。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- 卸は相対契約が基本であること、また光コラボ事業者と当社（NTT東日本・西日本）の利害は相反するものではないといったことから、過剰な規制は不要。モバイルも含めた競争激化によって当社の光サービスのシェアは年々低下しており、

直近では 50%を下回る状況。当社の影響度が少し低下していることも踏まえれば、規制をこれ以上強化する状況にはないのではないかと考える。

- 光サービス卸をより使いやすいものとするために、①コストが上昇する中でも値下げを実施、②卸料金の値下げと接続料の上昇によって卸料金と接続料相当額の差分は縮小、③卸料金の透明性確保のために情報開示と丁寧な協議を実施、④運用コストの効率化やサービスレベルの向上のため課題解決に向けた協議を重ねながら運用を改善、といった情報開示以外の部分も含めて取り組んできた。

といった回答があった。

＜構成員意見＞

- 今後の市場環境の変化、特にワイヤレス固定ブロードバンドとの競争等に関する指摘があるが、ワイヤレス固定ブロードバンドの取扱、固定市場との関係をどう取り扱うかは注視しなければならない。
- 接続料は上がってくるけれど、卸料金は何らかの形で上がらないようなことがあるとすれば、接続を使う事業者と卸を使う事業者との間のイコールフッティングが議論になり得るので、その辺も踏まえて、卸料金・接続料のトレンドがどういう形で市場に影響を与えるか、関心を持って見ていきたいと思う。

（検証結果）

＜事業者意見＞

- （卸料金と接続料の）連動性があるかを確認するために、サービス開始当初からコスト推移を明らかにすることが必要。さらには、複数年度での需要コスト、将来の投資等を踏まえた料金設定をしているため、サービス開始当初からのコスト推移を明らかにした上で、中長期でのコストとの連動性を確認・検証すべき。【FVNO委員会】
- 1回線当たりかかっているコストの部分はNTT東西の経営情報でもあると思うが、卸先事業者側の妥当性判断のためにも、原価、特にその他費用における各コストの比率及び推移を開示の上、今後議論したい。【FVNO委員会】
- サービス運営コストに関して、光サービス卸の契約者数が微増にとどまる中で、令和6年には新規機能の実装はさほど増加しておらず、従前からのコストの増加要因は少ないのではないか。【JAIPA】
- 投資等の対応については、光クロスなどの強化要因については理解するも、償却満了となる開発項目もあり、償却費ベースでは卸原価全体への影響は限定的ではないか。【JAIPA】
- 人件費について、外部の指数を用いて 113%の増加ということだが、指数がNTT東西の実績ではないため、実態については不明。ジョブ型人事制度等の中で

報酬が増加することもあり得るが、全体で満遍なく 13%増加というのが実態か否か理解しかねる。【JAIPA】

- 契約者数は、対前年で微増となっており、光卸の収入自体に大きな変動はないのではないか。一方で、（資料 92-3 の 10 ページ目にある図）下段の営業費用について、まず人件費は対前年で 25 億円の減少、経費も、電気代の上昇を含めても 109 億円の減少、償却費は増加しているが、光サービス卸の償却費のインパクトは限られるのではないか。【JAIPA】
- 自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式、サービス開始当初から過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で（投資額が）二重回収になる懸念に関し、投資回収における定量的な基準・計算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドに対する共通理解がないと、個々の費目の定性的な御説明のみでは十分な説明がなされているとは言えないのではないか。【JAIPA】
- 光サービス卸は平成 27 年にサービスが開始されて、令和6年、現時点で 1,700 万を超える契約者数を有しており、常識的に考えて初期投資は既に回収済みと想定されることから、卸料金に関しては接続料とその他費用を含む原価と一定程度連動した見直しを実施して、市場へ還元すべき。【ソフトバンク】
- 単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を変動させるものではないとか、中長期の需要で投資回収可能な料金設定をしているといった説明があったかと思う。それから設備投資の考え方も、市場環境、競争状況の変化に対応しているとか、老朽化や将来の技術の進展に伴う設備投資を踏まえた上での料金設定をしているといった考え方が示されていたかと思うが、いずれも定性的な説明に終始しており、具体的な投資回収の設定期間や将来必要な投資の規模が不明のため、全体として料金妥当性の客観的な評価ができない。【ソフトバンク】
- 需要増等で1ユーザ当たり単価は恐らく減っている、低減されていると思うが、（1ユーザ当たりの）単価自体の低減による収支の実態等が不透明なため、これも一面的な情報の開示のみで、突っ込んだ議論がこれ以上できない状況。【ソフトバンク】
- 料金改定時期と合わせた卸料金改定を実施しない合理的な理由の説明は、これまでされていないという認識。【ソフトバンク】
- 時系列の検証について、直近3か年の比較になっているため、中長期での料金や原価推移を踏まえた評価ができないと考える。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- （自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式に関する意見に対して）光サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネ

スモデルのため、その料金は現在のコストのみならず市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定している。そのため、計算式によって機械的に算定されるものではない。

- （投資額が二重回収になる懸念に関する意見に対して）投資額は減価償却費に二重に計上されて、接続料として二重回収されることはない。
- 接続料金の上昇と卸料金の値下げでその差分は改善の方向に向かっていっている。

といった回答があった。

＜構成員意見＞

- 単年では依存しなくても、トレンドとしては、接続料変化がそれなりに卸料金に影響しているだろう。
- トレンドとしては、次第に卸料金と接続料の近接性が進んでいるように見える。但し、示されたコストデータでみると、トレンドとしては接続料が高まっていくということになっている。そうすると、卸料金と接続料の関係が適正であるという前提で言えば、今後人件費等のコストが上昇し、接続料が増加するトレンドであれば、卸料金も上げざるを得ないのではないかと思う。きちんと適正な方法で卸料金が決まっているのであれば、接続料増加に伴いトレンドとして卸料金も上がりますよと言っているようにも見える。私としては、本当に適正に努力しても、コストが上がっているなら当然、卸料金も上がってくるのはあり得ること。
- 接続料に関しては、今後どんどん料金が下がっていくことが見込めるときには将来原価方式を適用することで、先取りして料金を安くするというメカニズムがあるが、今後、設備更改等で高くならなきゃいけないというときに、それをどう適切に接続料を反映していくかということについては、あまりきちんと議論してこなかったのかなというような気がする。これとは別の場かも知れないが、気をつけて考えていかなければいけない課題。
- 接続料というのは大体毎年のように変わり、卸料金も毎年のように変わるが、卸先事業者が、最後は利用者からその分回収するのだろうから、利用者料金というのも毎年のように変わっているのか。これはそれぞれの会社の方針だと思うが、割と数年間一定のような気もしている。
- 卸の料金が適正で透明性が高いものであってほしいが、それはなぜかというと、最終市場で競争が機能して、市場で適正な料金競争やサービス競争が実現できているかが大事と考えるからだと思う。最終市場において、例えば競争上コラボがどういう市場のポジションにあるか、料金やサービス、シェア、あるいは自己設置とかモバイルルータやワイヤレス系のサービスがどれだけのユーザを獲得しているか、どういう競争状況にあるのか、一度見ておく必要があると感じている。これは総務省の方で一度まとめて、委員に御報告いただけるとありがたいと

思う。

（情報開示の在り方）

＜事業者意見＞

- NTT東西から、人件費や電気料金、部材費等の大枠の説明はいただいているが、世間一般的な人件費、部材費等の高騰等と、NTT東西内のコスト状況は必ずしも一致しているものではないのではないか。原価に占める人件費等コストの比率が分からず、卸料金の影響がどれぐらいか一部不明快。【FVNO委員会】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- 従業員の給与水準と、それから企業物価指数については、日本労働組合連合会や日本銀行が公表する一般的なものを示しているといったところだが、前回の研究会の事業者様の要望を踏まえ、例えば、従業員給与の部分については、当社の従業員給与水準に対するデータ等に変えていくことも含めて、前向きに取り組んでいこうと考えている。

といった回答があった。

＜構成員意見＞

- （資料 91-6の4ページ，5ページについて）接続料以外にも卸料金に影響するいろいろな費目があることが示されているが、定量的な説明が足りない。例えば各費用の割合がそれぞれどういう状況にあるか、各費用のトレンドがどういう状況にあるか、人件費の上昇が卸料金にどれだけどのように影響するかといったことをより丁寧に提示していただけると、少し透明性が高まると思う。定性的な説明ではなくて、もう少し数字に置き換えたもので説明いただけると分かりやすいと思う。
- 接続料相当額以外の 40％の費用部分に関しては、ビジネス上、企業としていろいろ工夫されているところだと思う。ただ、単年で見ると接続料とリンクしない。より一層の情報公開が必要。
- コストが上昇傾向にあるという説明に関して、一般的な人件費、物価指数等を示しているが、例えば令和2年度を 100 としたらNTT東西自体の人件費がトレンドとしてどのくらい増加しているのか等、一般的なデータではなくNTT東西個別のデータがないと、卸料金のコストの動きに対する説明としては不十分なのかなと思う。
- 情報の取扱いのルールについてはNDAが締結されているということだが、情報の取扱いのルールについても、少し見直して、なるべくNTT東西が開示をしやすいような環境をつくることも大事。
- 費用の水準、構成割合、推移、例えばサービス開始時からの時系列の比較ができるような情報等、具体的な要望が多く挙がっている。これらの多くが直ちに対応できるものとは思わないが、基本的には、できる限り、対応できる・できないをきちんと説明していただきたい。できない場合は、ただ経営情報であることを

理由にするのではなく、できない合理的な理由も含めて適切に対応いただいて、少しでも競争事業者の納得性、理解を高めてほしい。

- 外部のインデックス、市場一般のインデックス等ではなく、NTT東西自身のコストのトレンドが分かるような情報開示を進めていく（との姿勢がみられた）というのは、今までの議論を踏まえて改善できたところで良い。今まで以上に協力的に情報開示を進め、予見性を高め適正性を理解できるような情報開示を進めていきますという非常にポジティブな発言があったと思うので、ここはぜひ期待したい。

（東西同一料金）

＜事業者意見＞

- 東西同一料金とした理由の説明はあったが、NTT東西の間のコスト構造の差分や料金の均一化の方法についての具体的な説明がなく、料金妥当性の判断や議論ができない。【ソフトバンク】
- 東西の同一料金に関して、そもそも同一料金になっている料金の設定、水準がどうなっているか、料金水準の透明性がまだ確保できていないというのが我々の問題認識で、東西コスト構造の差分、均一化するならどういうやり方で均一化、統一料金にしているのかというところをさらに情報をいただきたい。料金の設定の仕方は東のコスト構造に合わせているのか、西のコスト構造に合わせているのか、あるいはその真ん中をとっているのかというところすらも、我々は理解が及んでいないところがあるので、その辺りのコスト構造を含めた内訳というか、その辺りの透明性をもう少し説明いただけると助かる。【ソフトバンク】

こうした意見に関し、NTT東日本・西日本からは、

- 光サービス卸は可能な限り全国均一のスペックで提供しており、（東西で）効用が同一あることや東西均一の料金のほうが運営しやすいといった事業者様の御意見を踏まえて、東西で提供料金を統一してきたところ。今般、接続料研究会の議論を踏まえて、（全コラボ事業者に）御意向を確認（するアンケートを実施）したところ7割強の事業者が東西同一料金を希望しており、東西別料金を希望しているのは1割未満だった。事業者の多くが東西同一料金を希望されているところも踏まえて、当社としては光サービス卸の料金について、今後も引き続き東西同一料金とする考え。
- コストと市場環境と競争環境等を含めて、総合的に決めているとしか言いようがないが、そういった意見も踏まえて、何か出せる情報がないかどうかというのは考えていきたい。

といった回答があった。

＜構成員意見＞

- 東西別料金に関してはアンケートを実施されたのはいいことだと思うが、アンケ

ートの結果をもって、料金がどうあるべきかが決まるわけではないのではないか。

- 東西で効用が同じだから卸料金が同じという説明（があったが、）最終市場では効用が同じだけど光のユーザ料金が東西で違うということになるのか。効用というのは誰の何の効用で、NTTの説明がどういう論理をベースにしているのかが分からない。

（3）考え方

光サービス卸については、接続との代替性が「不十分」であるとして、「その他の検証」及び「時系列検証」が行われている。これら検証の目的は、指定設備卸役務の提供における適正な交渉を促進するための透明性の確保であり、指定設備設置事業者たるNTT東日本・西日本において自ら検証を行うが、総務省における妥当性評価はなされない。

今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は5回目となるが、第4回の検証を踏まえた第八次報告書において、それまでの本研究会における議論の経緯・指摘等を踏まえ、「（NTT東日本・西日本は）単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要」との提言があったところである。今回の検証においては、NTT東日本・西日本から、構成員や事業者団体等の議論を踏まえ、卸料金と接続料相当額の中長期での連動性に関するデータ（モデル収容率におけるアクセス回線接続料の推移）や、卸料金と接続料相当額の差分の透明性を高めるためのデータ（卸料金原価の設備コストと営業コストの比率や、その内訳である人件費や物件費の上昇傾向）が示されたこと等の点において、昨年度の時点更新にとどまらないため、卸料金の透明性向上について一定の寄与があったと思われ、当研究会においてもその点は一定の評価をすべきである。

一方、今回開示された卸料金原価の内訳である人件費や物件費の上昇傾向については、NTT東日本・西日本のデータではないため、構成員や事業者団体等から、卸料金と接続料相当額の差分の透明性に係る検証には不十分であるとの指摘がなされた。この点について、NTT東日本・西日本から、自社のデータ等の開示も含めた開示データの充実について、次年度の協議に向けて検討していく考えが示された。

今回の検証において構成員や事業者団体等の指摘を踏まえて、開示データの充実について今後も検討していく旨の説明があったが、第八次報告書でも示したとおり、引き続き、NTT東日本・西日本からの説明が不十分である場合、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、

本研究会等においてその内容を継続的に注視することが重要である。

卸料金と接続料相当額の差分については、接続料相当額の上昇に伴い前年と比較して縮小しているところであるが、事業者団体等からは、差分の適正性に関する説明が不十分との指摘もなされていることから、本研究会等において、引き続きNTT東日本・西日本からの説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当である。

さらに、NTT東日本・西日本で卸料金が同一になっていることについて、第八次報告書の提言を踏まえてNTT東日本・西日本が全コラボ事業者に対してアンケートを実施したところ、7割強の事業者が東西同一料金を希望したことから、光サービス卸の料金について、今後も引き続き東西同一料金とする考えが示されたが、構成員や一部の卸先事業者から、東西コスト構造の差分を踏まえた東西同一料金の設定根拠等に関する説明が不十分であるとの指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、アンケートの結果も踏まえつつ、より一層丁寧な説明を行うことが適当である。

また、その他の論点として、利用者料金や小売市場の状況に関して、構成員から、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む固定系ブロードバンドサービス市場における環境の変化等を注視すべきという意見や、市場で適正な料金競争やサービス競争が実現できているかという観点で最終市場における光コラボとその他のサービスの競争状況等について確認する必要があるとの意見があったことを踏まえ、総務省において、引き続き必要な取組を検討することが適当である。

第4章　卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務の協議の適正化等）

1．検討の経緯

卸役務については、事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で指定設備卸役務は、例えば光サービス卸やモバイル音声卸[40]等の広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたる料金の高止まりが指摘されていた。

こうした指摘を踏まえ、総務省において、卸検証ガイドラインを整備し、検証を実施している（第3章を参照）。また、令和4年6月17日に成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」（以下「改正電気通信事業法」という。）では、

- 正当な理由のない限り指定設備卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
- 料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置

等が規定されているところ、本研究会では、この法律の施行を踏まえて、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定設備卸役務（以下「特定卸役務」という。）の範囲や提示義務を課す情報の範囲に加えて、固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理を行い、制度の運用状況等について確認を行ってきたところである。

今般、本研究会第八次報告書（令和6年9月12日公表）までの議論を踏まえ、指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化や卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む。）の進展状況、事業者間協議の円滑化等に資する追加的な措置の検討、特定卸役務の範囲等について、関係事業者の意見も聴取しつつ、所要の検討を行った。

[40] MVNO向けにMNOが音声サービスを提供する卸電気通信役務（令和7年6月時点では株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の3社が提供）

2. 主な意見

（1）改正電気通信事業法の施行後の指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 近年、接続料との乖離差は若干縮まってきたものの、まだまだ値下げ状況は乖離しているとコラボ事業者の中では認識。引き続き、接続料との一定の連動性があるべきであり、接続料改定時期と合わせた卸料金の改定が必要。【FVNO委員会】
- 値下げに伴い卸の原価が累計でどれだけ下がったかという情報も必要。中長期での回収とか、その辺りの中長期的な目線で回収して卸料金を決めているのだという議論にも資する重要な情報であると思っているので、これに相当する累計の卸の還元額が幾らになるかというところを、事業者に全部つまびらかに開示できるものなのか、あるいは全く開示できないのか、構成員限りなら開示できるかといったところを確認させていただきたい。【ソフトバンク】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 平成 27 年度の光コラボの提供開始から、今まで総額 2,100 億円規模の値下げを行ってきた。
- 接続料相当額の実額の積み上げについて、開示されているフレッツ光の契約者数で接続料相当額を割ると、構成員限りとしている接続料相当額の実額の情報が透けて見えてしまう。更なる情報開示の要望があることを改めて認識をしたので、要望通りに開示ができるか分からないが、何か出せるものがないかどうか検討したい。

＜構成員からの主な意見＞

- 物価高がものすごい御時世の中で卸料金が下げられているということ自体はシンプルに大変ありがたいことだと思っている。
- 時宜を得た形で値下げにより需要を喚起する。あるいは需要拡大をするということも必要かとは思うが、他方で、そのような形での値下げというのは持続性を持つかどうか、特に卸先事業者の卸料金に対する予見性、あるいは安定性というのが、これを追求することで損なわれるおそれもあることを危惧。そういう意味では、卸先事業者の予見性等の観点から、中長期的な視点での卸料金の安定性といった点は首肯されるのではないか。

（2）卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む。）の状況

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 光コラボの運用の取組改善に関して、ポータルサイトで公開されている要望が、公開情報で約 70 件。これに対して解決が1，2割程度となっており、課題解消についてはもう少し踏み込んだことをしていかないといけないのではないか。【FVNO委員会】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- （光コラボの運用の取組改善に関して）要望を実現したものが4割、継続検討中のものが2割、事実誤認による要望が1割。できないもの、大規模システム改造が必要等の理由で対応困難、現実的ではないものが3割といったところなので、この辺り、（FVNO委員会との）認識の齟齬については、個別にすり合わせを実施した。
- 直近1年間で計 11 回、いろいろな協議を実施。当社の正当な利益を害さない範囲で可能な限り情報開示は進めていく。
- （本研究会資料 93-1 11 頁において、）アクセス回線接続料、2ユーザ収容の場合と4ユーザ収容の場合と、卸料金を並べている。卸料金のところ、今回委員限りにしているが、実際このデータがインターネットにオープンになってしまうという関係上、委員限りとしたもので、事業者は既にこの料金を知っており、事業者に対しては委員限りの部分も見せた上で協議は実施。
- 今回新たに出すものとしては、（本研究会資料 93-1 11 頁の）さらなる情報開示の部分。令和7年度の接続料については、既に申請が終わっているので、その料金も含めて開示。こういった取組を事業者との協議の間で進めており、今後もこういった情報は出していく考え。
- （本研究会資料 93-1 12 頁において、）中長期の連動性を確認できるデータということで、接続料相当額の見通しを指数化して出したもの。これは法令では当年度までしか義務づけられていないが、令和7年度の接続料は既に申請しており、分かる限りは引き続き、先のものをお出ししていく。

＜構成員からの主な意見＞

- 要望する事業者は事業者間協議において、どんな情報が欲しいのかを、明確にする形でやっていただきたい。いつも情報の非対象性が問題になっており、卸元事業者と卸先事業者の間でのキャッチボールがうまくできていないように感じる。
- 引き続き、努めて冷静で継続的な協議と取組というのを今後も続けていっていただきたい。
- NTT東西が非常に努力していることは分かる。最近の流れとしては、原価が上

がったらそれは適切に反映できる、裏返して言うと今、（卸料金を）下げられるであれば今下げるのが最近の流儀に感じる。一方、競争も激化している中、卸料金を上げると言ったら撤退するという卸先事業者が出てくるリスクもあり、NTT東西としては、そのようなリスクも見込んで値段を設定する必要があるかもしれない。原価が上がっている中でどう料金を設定していくかということについて、卸先事業者とよくコミュニケーションをして決めていく必要があると思う。

- 最初、大原則のところで相対と言いつつ、特定卸については、基本的には事業者間、同じ料金というのが原則かとは思う。その中で多分、今、下げられるなら下げてくれという事業者も中にはいるだろうし、長期的に上がるのは嫌だから絶対に上がらないようにしてくれという事業者もいる。東西別料金のところでも同じようなことがあったかと思うが、なかなか卸先事業者としても違う考えを持った方がいると思う中で、特に原価が上がる傾向の中での料金設定というのは難しいだろう。
- さらに外部のインデックス、市場一般のインデックス等ではなく、NTT東西自身のコストのトレンドが分かるような情報開示を進めていくというのは、本研究会のこれまでの議論を踏まえて改善できたところでよかったと思う。NTT東西から、今まで以上に協力的に情報開示を進め、予見性を高め適正性を理解できるような情報開示を進めていくという非常にポジティブな発言があったと思うので、期待したい。

（3）事業者間協議の円滑化等に資する追加的な措置の検討

第八次報告書とりまとめ時には営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象の追加が必要との意見があったところ、それ以降の事業者間協議の円滑化等の進展状況を踏まえ、追加的な措置の要否やその内容について検討を行った。

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 「時系列比較による検証」の項目の追加が必要。サービス開始当初、平成 27 年度からのデータ検証をぜひさせていただきたい。費用項目については、今、卸料金と接続料相当額が出ているが、これに加えて、その他の費用として、光サービス卸の運営に係るコストと、卸事業者の支援にかかるコストも追加いただきたい。サービス開始当初からの増減率を追加していただきたい。【ソフトバンク】
- 投資回収の観点で、ぜひ累計値下げ額に関する情報を追加いただきたい。接続料相当額の累計値下げ額、それからその他の費用、光サービス卸の運営に係るコスト、卸事業者支援に係るコストの累計値下げ額についても、併せて追加で開示、提示をしていただきたい。最低限開示いただきたい項目としては、直近3か年の各費用項目及び卸料金の増減率と開始当初からの増減率であり、この2つで価格の連動性について確認し、評価、議論したい。【ソフトバンク】

＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞

- 当社がどのような販売リソースとか、サービス運営体制で競争市場に向き合っているかというのを類推させる極めて重要な情報であるといったことと、やはり当社のみが開示を強いられるといったことは、一方的に競争的な不利益を被ると考えている。いわゆる競争に公平性に欠けると思うので、この営業コストに関する情報開示というのは御容赦いただきたい。
- サービス卸はパートナーといったところであるが、やはり自己設置とサービス卸を両方ともやっている事業者さんに対しては、パートナーという側面と競争という側面があるので、競争の側面の方の事業者に我々の営業の情報をオープンにするといったことは公正競争上に大きな影響があると考える。逆に言うと自己設置、接続とサービス卸をやっている事業者様への対応がすごくよくなってしまうということは、サービス卸だけをやっている事業者様との不均衡も生じさせてしまうことから、一定、歯止めは必要なんじゃないかというところで、営業コスト自体の開示については少し限界がある。

＜構成員からの主な意見＞

- 開示できない情報の中には、予測情報の部分など、技術的にNTT東西自身が把握できないものもあると思う。その辺は切り分けして、できる限り開示していただきたい。
- 営業費の開示については、全部開示するというのは無理だろうとは思っている。ただ、何が開示できて、何が開示できないかについてはもう少し議論を深める必要があって、特に同じようなビジネスをやっている競争事業者から情報をいただくことで判断できるかと思っている。とりわけMNOは、MVNOから同じように情報提供を求められているわけで、自分が何の情報を出せて何が出せないか分かるはずなので、そういう状況下にあるMNOとして、きちんとNTT東西に対してどういう情報であれば開示できるだろう、こういう形であれば開示できるだろうという具体的な御意見をいただきたい。

（4）特定卸の対象役務の範囲

「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月6日公表）において、光 IP 電話は、特に法人利用者 において固定電話番号を変更したくないという需要があること等を踏まえ、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸役務の範囲に含めることが適当とした上で、光サービス卸の卸先事業者においても、第一種指定設備との接続等により光 IP 電話の提供が可能であることも鑑み、双方向番号ポータビリティが可能となった場合には、光 IP 電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当と整理された。

他方、NTT東日本・西日本が提供する「ひかり電話ネクスト」については、第八次報告書において、「ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる『光回線を利用した電話単体サービス』であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべき」とされた。

こうした経緯を踏まえ、令和7年1月に双方向番号ポータビリティが開始されることから、ひかり電話ネクストについて競争環境への影響や代替性等に基づき、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かについて改めて検討を行った。

＜卸先事業者からの主な意見＞

- 第 80 回においても説明のとおり、メタル回線による 0AB-J 音声単独市場は現在において 1,400 万契約存在し、電話のみを需要する利用者ニーズは依然として高い状況に変わりない。【ソフトバンク】
- ひかり電話ネクストは、電話単体サービスを提供する卸先事業者のビジネスにとって重要なサービスであり、こうした状況の中で卸電気通信役務から除外された場合、適正な競争環境に及ぼす影響が大きい。【ソフトバンク】
- ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外する条件として、本研究会の第八次報告書において「メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。」と明記されている。【ソフトバンク】
- メタル設備の縮退もしくは廃止後も、音声単体サービスの提供を維持し続ける必要があり、ひかり電話ネクスト卸に関しては、その移行先のソリューションとして有効なサービスであると認識している。一方で、NTT東日本・西日本から加入電話(メタル回線)の縮退を進める場合の代替サービスに関する具体的な提供計画は明らかにされていない。【ソフトバンク】
- 百万単位の規模を抱えた法人の利用者が(いる)メタルが縮退していくなか、電話サービスの代替的なソリューションを考える必要がある状況において、相当割合いる中小の法人利用者にとって、ひかり電話ネクストの卸は、唯一のソリューションとして考えており、ひかり電話ネクストの利用は増えていくと想定している。【ソフトバンク】
- メタル回線廃止後、ひかり電話ネクストの卸役務に代替する小規模法人向けの 0AB-J 音声単体サービス(接続や他サービス)が存在しない状況に変化はない。【ソフトバンク】
- シングルスター方式は大規模回線の収容を前提のため小規模法人での利用は

非効率、シェアドアクセス方式の加入光ファイバは収容率の課題があり、NTT東日本・西日本との価格競争ができないことから、0ABJ 音声単独サービスについて接続による代替は事実上困難。【ソフトバンク】

- モバイル 0ABJ はモバイル電話網と固定電話網とのハイブリットとなることから、次の観点より品質・機能を求める法人向け代替サービスとはならない。
  - 提供品質について、電波状況に依存する（電波不感知エリア・連続通話品質）
  - 複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等がある
  - 緊急通報において、災害時優先接続を含む「回線保留又は呼び返しもしくはこれに準ずる機能」等、一部機能において制限あり。【ソフトバンク】
- （本研究会資料 90-5 6頁において）緊急通報について、加入電話と同等機能を持ったサービスとして、au ひかりマンションタイプが挙げられている。この点、当該サービスは基本的に集合住宅向けのサービスになっているため、自宅を事務所と兼務で使っているケースはあるかもしれないが、広く一般的に中小法人向けのサービスというものではないため、一般的な代替サービスとしての説明には、少し違和感がある。【KDDI】
- （本研究会資料 90-5 6頁において）①から③をそれぞれ個別に満たせば代替性があるとは言えず、①から③について全て満たさないと代替とは言い切れないと思われる。ニーズの有無にかかわらず、（①から③を満たす）全ての代替になり得るかといった議論が大事ではないか。また、①のクラウド電話に関しては、比較的大規模な回線・チャネルがないと採算性が合わないサービスとなっている。③については、（ひかり電話ネクストとモバイル 0ABJ 番号の）提供エリアは相当大きな差があると認識している。【ソフトバンク】

<u>＜NTT東日本・西日本からの主な説明＞</u>

- 特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多寡については、市場における当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべきものと考える。
- アプリ等による音声の代替の進展や SNS による新たなコミュニケ―ション形態の創出等の結果、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の一つに過ぎなくなり、その効用は相対的に低下している。
- 利用者は多様なサービス・ツールから通話手段を選択しており、光 IP 電話はその中のワンオブゼムに過ぎない。
- 電話サービス市場（固定・モバイル）におけるNTT東日本・西日本の固定電話（加入電話及び 0ABJ-IP 電話）が占める割合は、約 11%となっているところ、今回の論点であるひかり電話ネクストが占める割合は 0.07%（卸のみでは 0.02%）であり、こうした市場における規模やシェアから見て、ひかり電話ネクストが公正

競争に与える影響は極めて小さいものと考える。

- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画、代替サービス（現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定）については、通信政策特別委員会の議論等も踏まえつつ、現在検討中であり、提示できるタイミングで公表するとともに、事業者に対しても、丁寧な説明を実施する考え。
- 市場における規模やシェアから見て公正競争に与える影響は極めて小さいこと、個別の論点となっている代替性に係る当社の見解を踏まえ、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画の公表前であっても、（ひかり電話ネクストを）特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきと考える。
- 中小法人向けの 0ABJ 電話サービス市場において、ひかり電話ネクスト以外にも様々なサービスや代替手段が存在しており、中小法人ユーザは多様な選択肢の中から費用対効果等を鑑み、サービスを選択可能であると考えている。
  ① モバイル 0ABJ-IP 電話やクラウド電話でも複数回線・複数チャネルを持ったサービスは多数存在（Arcstar IP Voice ワイヤレス、UniTalk 等クラウド電話）
  ② 加入電話と同等機能を持ったサービスは存在（au ひかりマンションタイプ）[41]
  ③ ひかり電話ネクストにおいても光提供エリア外には提供できず、提供不可エリアがある点では同等
- ひかり電話ネクストは、既存設備・機能を活用しつつ必要最低限の機能開発にて提供を実現しており、また、事業者から優先転送機能を用いて「ひかり電話ネクスト」に相当するサービスを実現することの具体的な要望がないことから、現時点において優先転送機能を提供していない。要望がない理由としては、需要縮小が続く固定電話サービス市場に対し、事業者において新たに機能開発（当社の開発費用も負担）してまで、優先転送機能を活用した固定電話のみサービスを提供するニーズがないと推測。

＜構成員からの主な意見＞

- 令和7年1月以降の双方向番号ポータビリティの実施について、開始からどう動いていくかといった状況把握が必要。その後、代替サービスの登場といった観点から、継続的なモニタリングが求められていると思う。
- （本研究会資料 90-5 5頁において、）現在、ひかり電話ネクストの契約数は 18 万程度で市場に占める割合は少ないとあるが、メタルIP電話は 1,300 万契約程度あるなかで、現段階でメタルIP電話の利用者が乗り越える先として、ひかり電

[41] 0A0番号通知または緊急通報を利用できないサービスも多数存在。中小法人ユーザは、費用対効果等も鑑みて、0A0番号通知になることを容認、または緊急通報を利用できない場合であってもモバイル端末で補完する等で対処しているものと想定される。

話ネクストが有望であるように思われる。また、メタル縮退計画については悠長な話でもないと思っており、現時点において、ひかり電話ネクストが 18 万契約であるということをもって除外する理由になっているかという点に少し引っかかっている。

- メタルIP電話の契約者の方に契約変更を勧めるようなトラブルが入り始めている。
- 一般的な市場を画定するという場合、需要者、この場合は利用者の観点から見ていくことが非常に重要な出発点になると思っている。（資料 90-56頁において、）ひかり電話ネクストが①から③のいずれの機能も有しているなかで、他のサービスは①、②、③いずれかの機能だけを持っているといった場合、その代替性を比べるということは非常に難しいと思われ、利用者にとって、果たして本当に代替性があるのかといったような議論がある。つまり、機能の分化について個々の代替性を比較したとしても、全体としてサービス提供されているものとの間の代替性があるのかといったことは、また別の議論であると理解している。
- また、選択肢があるというものと、選択肢として存在はするけれども、果たしてそれが利用者にとって実際のところの経済的、技術的に乗り換えることができるのかといったことも少し議論が必要ではないか。
- ひかり電話ネクストはコストミニマムに提供する観点から、既存設備・機能を活用しつつ必要最小限の機能開発にて提供を実現しているという点について、同じスペックのサービスを一から開発した場合、NTT東日本・西日本においてもこの値段では提供できなかった、ましてや競争事業者が、必要な費用をNTT東日本・西日本に対して負担することも含め、これから開発したのでは、同じスペック及び料金でサービスを提供するのは恐らく難しかろうと考えているということでよいか確認したい。
- 提供品質と緊急通報に関して、通信政策特別委員会のユニバーサルワーキンググループにおける報告書では、モバイルの固定電話固有の技術水準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通信品質、緊急通報等を確保できる水準を検討し、それを課せばユニバーサルサービスとして足りることにするということが記載されている。将来的にこのようなモバイルの固定電話についての技術水準等についての検討が進んだとき、機能面に関して複数回線・複数チャネルといった点ではモバイル 0ABJ 番号が劣位にあるにしても、他の要素によっては代替不可能な部分がなくなってくることを期待したい。

3．考え方

（1） 総論

接続料と卸料金との乖離差は若干縮まってきたものの、まだまだ接続料と卸料金の

値下げ状況は乖離していると事業者団体等からの意見があった。一方で、構成員からは、物価高が進む中でも卸料金の値下げがなされていること等を評価する意見や、卸料金の値下げを過度に追求することで、持続性や、卸先事業者の卸料金に対する予見性・安定性を損なうリスクも考えられるとの意見もあった。

事業者間協議の状況に関しては、NTT東日本・西日本と卸先事業者との間において直近1年間で計 11 回開催され、今後も協議が進展する可能性があることや、FVNO委員会の要望を踏まえ開設された卸先事業者向けポータルサイトの運用改善にNTT東日本・西日本が取り組んでいること、ポータルサイトにおいて卸先事業者から寄せられた要望のうち約4割について実現していることなどを踏まえると、現時点において、追加的な更なる制度的対応は不要といえる。一方で、今後の事業者間協議においては、卸元事業者・卸先事業者において情報の非対称性等が問題となっており、両者間で丁寧なやりとりを求める意見が複数あったことにも留意する必要がある。

令和5年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることから、その効果を注視するため、本研究会等においては、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況について、継続的に把握する必要がある。

その上で、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、本研究会等において追加的な措置を検討することが適当である。

（2） 情報提示義務の範囲

第八次報告書において、情報提示義務の範囲について、「卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当」とされているところ、事業者団体等からは、光コラボの卸料金と加入光ファイバ（シェアドアクセス（SA）方式）の接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求める意見や、中長期的な時系列での検証を行うためにも営業費相当額について更なる情報開示を求める意見が寄せられている。

営業費相当額に関連する情報については、事業者団体等からは卸料金の検証や事業者間協議の活性化に必要との意見が示されているが、NTT東日本・西日本から具体的な額、費用項目の構成比を示すことに対する競争上の懸念等が示されたことには十分な留意が必要である。また、構成員からは、全ての情報を開示することは困難であり、MNOがMVNOから開示を求められた際に提供できる情報も参考にしながら、開示すべき情報に係る検討を行うべきとの指摘もあった。

こうした議論を踏まえ、引き続き、NTT東日本・西日本は卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適当である。その上で、開示すべき情報の範囲については、本研究会等で継続的に検討を行うことが適当である。

（3） 特定卸の対象役務の範囲

ひかり電話ネクストについて、卸元事業者（NTT東日本・西日本）からは、

- 特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多 寡については、市場における当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべき
- ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、電話サービス市 場全体に対して 0.07％（卸のみでは 0.02％）と公正競争に与える影響は限りなく少ない
- 中小法人向けの 0ABJ 電話サービス市場において、ひかり電話ネクスト以外にも様々なサービスや代替手段が存在しており、中小法人ユーザは多様な選択肢の中からサービスを選択可能

との意見があった。

一方、卸先事業者からは、

- 光回線を利用した電話単体サービスは実質的にひかり電話ネクストのみであり、接続代替性がない状況が継続
- 加入電話(メタル回線)の縮退を進める場合の代替サービスに関する具体的な提供計画が明らかにされていない
- ひかり電話ネクストは、電話単体サービスを提供する卸先事業者のビジネスにとって重要なサービスであり、こうした状況の中 特定卸電気通信役務から除外された場合、適正な競争環境に及ぼす影響が大きい、

等の理由から、本研究会第八次報告書の整理も踏まえ、引き続き特定卸電気通信役務の対象とすべきとの意見があった。

この点、特に代替性の検討にあたっては、NTT東日本・西日本からはひかり電話ネクストが有する個別機能ごとに代替性に関する説明があったものの、構成員からは、利用者視点から代替性の有無を検討することが必要であり、個々の機能ごとに別のサービスとの代替性を検証しても、サービス全体の代替性について評価することはできないのではないかとの指摘がなされた。加えて、技術的・経済的観点から利用者が実際に他の選択肢に乗り換えることができるかという点も、代替性を評価する際には重要な論点ではないかといった指摘があった。

また、例えば、競争事業者がひかり電話ネクストと同等のスペックを有するサービスを一から開発する場合、必要な費用をNTT東日本・西日本に対して負担することも含め

て考えれば、同じ価格帯でサービスを提供するのは非常に困難があるのではないかといった疑義も構成員から呈されたところである。

こうした論点や、NTT東日本・西日本からメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画が依然として明らかとならない状況を踏まえると、現時点においてひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではない[42]。また、本件については、NTT東日本・西日本によるメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画や、他の電話サービスの提供状況等の市場動向を踏まえて、必要に応じて改めて検討することが考えられる。

[42] ひかり電話ネクストについては、告示改正（令和7年総務省告示第83号）により、引き続き特定卸電気通信役務の対象となっている。

第５章　関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料の算定方法

１．検討の経緯

FTTHアクセスサービスなどのIP通信の役務（卸電気通信役務を含む。）の提供のために、NTT東日本・西日本が構築するNGNにISP等の他事業者が接続する方式としては、PPPoE（Point-to-Point Protocol over Ethernet）方式[43]とIPoE（Internet Protocol over Ethernet）方式[44]の両者が並存している。

NTT東日本・西日本とISPとの接続点には、PPPoE方式では網終端装置、IPoE方式ではゲートウェイルータ（以下「GWR」という。）が設置されるところ、これら関門系ルータの扱いについては、本研究会において継続的に議論・検討が行われてきたところである。

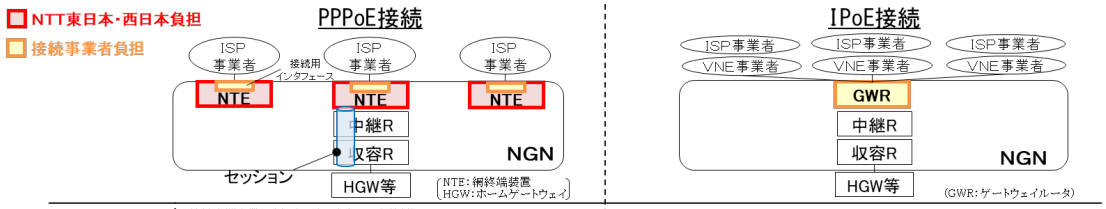

接続事業者数	・接続事業者数に制限なし（現時点で75者接続）	・技術的な要因から、接続事業者数の上限は現在16者。（現在は9者が接続）
接続点	都道府県ごとに設置	東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道、茨城、栃木、宮城、福島※1 大阪、兵庫、愛知、広島、福岡、静岡、京都、岐阜、三重、熊本、鹿児島、岡山、長崎、山口、滋賀、石川、富山、奈良、愛媛、香川、佐賀、沖縄、大分、和歌山、宮崎、福井、徳島、島根、鳥取、高知※1
接続帯域・ポート	小容量あり	大容量のみ（小容量化については、接続事業者の具体的要望に基づき検討）
接続用設備の費用負担	一部のメニューを除き、原則として、NTT東日本・西日本が費用を負担	GWRについて網使用料として接続料を設定 接続事業者が負担
接続用設備の増設	原則としてNTT東日本・西日本が増設可否を判断（増設基準）	接続事業者が自由に増設することが可能
IPアドレスの付与	インターネット用アドレスを接続事業者が付与（NGN用はNTT東日本・西日本が付与）	VNE事業者から預かったインターネット用アドレスをNTT東日本・西日本が付与
通信の管理	・インターネット用IPアドレスを用いた通信の全てを接続事業者が管理（接続事業者が完全なフィルタリング等を提供可能） ・NGN内の利用者との通信であってもインターネット用IPアドレスを用いた通信の全てが接続事業者経由	・インターネット用IPアドレスを用いた通信で接続事業者の管理できないものが生じるおそれ
網内折り返し通信	NGN利用者間の直接の通信※2においては、インターネット用とは別のIPアドレスが必要	NGN利用者間の直接の通信※2がインターネット用のIPv6アドレスと同じアドレスで可能
優先パケット利用	NGNの優先パケット関係機能の利用不可	NGNの優先パケット関係機能の利用が可能
その他留意事項	－	他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における卸役務等の①概要、②利用に係る問合せ窓口等の情報開示の手続き、③提供の請求及びその回答を受ける手続きの整備・公表の義務を接続約款で義務付け。

※1　令和7年5月時点で確認できているもの。（NTT東西より聴取）※2　NGN利用者間の直接の通信とは、網内折り返し通信を指す。出所：令和４年２月21日接続料の算定等に関する研究会（第54回）資料54－3を基に一部修正

（出所）本研究会（第 97 回）資料 97-2（令和7年6月 16 日）を基に作成

【図5－1　NGNのISP接続の方式（インターネット通信等のための接続の方式）】

43　平成20年3月のNGN商用サービス開始時から用いられている方式であって、ホームゲートウェイ等の利用者端末と、他事業者との接続用設備である網終端装置の間に、論理的なトンネル（セッション）を構築し、NGN外との通信（インターネット通信等）は他事業者の割り当てるIPアドレスにより全て当該セッションを通過し他事業者の設備との間で伝送されるが、NGN内に閉じた通信（フレッツ利用者間の光IP電話等）は、NGN用の別のIPv6アドレスの割当てを受けて行う方式である。

44　NGNにおいてIPv6によるインターネット接続サービスを提供するための一方策として、平成21年8月から用いられているもので、NTT東日本・西日本が他事業者に割り振られたIPv6アドレスを預かった上で各利用者端末に割り当てることにより、NGN外との通信も、NGN内の通信も当該IPv6アドレスにより行うことができる方式である。

関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の接続料の算定方法は、本研究会「NGNのISP接続（PPPoEとIPoE）に関する当面の方向性」[45]において、「NGNからインターネット接続する形態は、NGN の利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPoE方式であれ、IPoE方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用（間接利用を含む。）が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる」とされたことを踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第6号）により、網使用料として接続料を設定する機能とされた。但し、それ以前は網改造料として接続料が設定されていたことを踏まえ、経過的な特例措置として、当該省令の附則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された。

一方で、経過的な特例措置を適用する「当分の間」がいつまでなのか、具体的な整理が行われてこなかったことから、令和4年の本研究会で関係事業者へのヒアリング等を行った結果、第六次報告書（令和4年9月9日公表）において、「NTT東日本・西日本による単県POI[46]の増設が現在も続いている状況であり、（中略）このような変動期において、原則（網使用料での算定）に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」とされた一方で、「当該増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当」と整理されたところである。

こうした経緯を踏まえ、関門系ルータ交換機能の利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかなどを検討するため、以下の項目を中心に改めて関係事業者等にヒアリングを行い、議論した。

- NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、第六次報告書以降に状況の変化はあったか。特に、単県POIの増設状況や今後の増設の見通し、利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等はどうか。
- 状況の変化があった場合、NTT東日本・西日本及び関係事業者等において、利用中止費の経過措置の維持についてどう考えるか。

[45] 平成30年2月公表。

[46] IPoE接続においては、全国集約POI（全国（NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする）、ブロックPOI（複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする）、単県POI（一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする）の3種類のPOIがあり、IPoE接続を利用する接続事業者（VNE事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。

2. 主な意見

（単県POIの増設状況や今後の増設の見通し等）

＜事業者意見＞

NTT東日本・西日本からは、下記の通り説明があった。

- 前回プレゼン時の令和4年4月から現在に至るまで、25 県において単県POIが開設済み。2県においては今月末に開設予定で動いている。また、第六次報告書取りまとめ時点で開設計画が具体化していなかった残りの6県については、事業者と協議をしており、要望に基づいて、令和9年から令和 10 年の間の開設を目指して現在調整を進めている。
- 全国POIについては、複数事業者の利用中止によって利用ポート数が減。ブロックPOIについて、単県POI未開設のところは除いて複数事業者の利用中止による利用ポート数の減という状況。単県POIについては、全POIで利用ポート数が増えている状況。
- 全国POI・ブロックPOIから単県POIへの移行、今後もPOIの開設が継続するということを踏まえると、トラヒックが増えているという定常的な増設だけでなく、当面の間は単県POIへの移行が段階的に行われるのではないかと想定。事業者においてどの程度、移行の余地があるか確認し、事業者ごとの利用中止率について、分母を利用開始ポート数とし、分子を利用中止ポート数として算出してみたところ、ばらつきがあり、0から66.7%となっている。事業者によってスピードも異なり、戦略的な経営計画といったものに基づいてやっていることが見えると思う。
- 令和7年4月現時点においてもVNE事業者が利用するPOI種別・ポート数については、変動が生じているのではないかという点、また、今後においても一部事業者から要望いただいているという点、そして第六次報告書の取りまとめ時点では具体化されていなかった単県POIの開設計画も追加となったという点を踏まえると、POI開設に伴う変動は今後も続くということが想定される。
- 東北等のエリアについては、単県POIの開設が進めば、ブロックPOIも減ってくる。
- ポート数というのは何によって変動するのかといった点については、トラヒックが伸びてくれば、当然ポート数は足りなくなるため、増設することはある。
- なぜVNE事業者が県単位に移っていくのかという点について、おそらく、単純に言うと経済原則に則っているのではないか。県間のPOIは使っていただきたいが、それよりも市場価格が安いという経済原則に基づいてVNE事業者は単県に移っていると思う。
- 確かにGWR自体の費用はVNE事業者に負担いただいているが、そこまで接続するまでの設備や網内のことを踏まえると、正直、集約されているほうが我々の網

的には効率的なのではないかと考えている。しかしながら、VNE事業者は戦略的パートナーで、お互いがウィン・ウィンになるところを見い出しながらやっている。

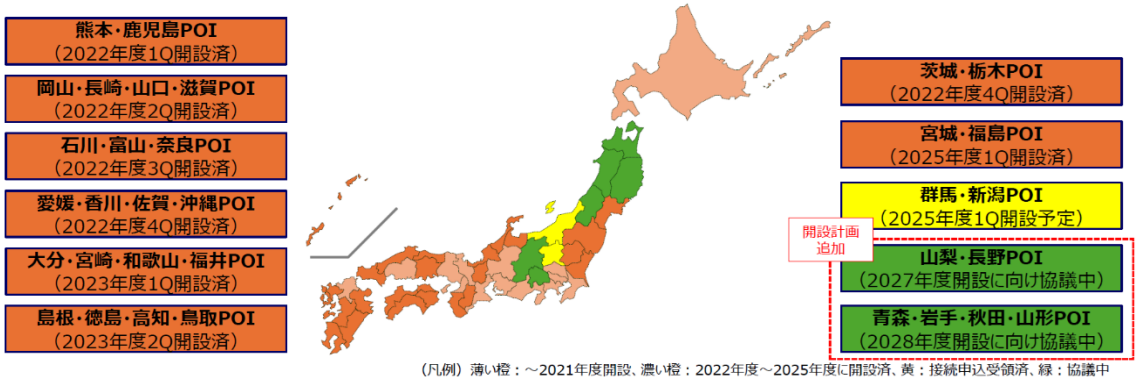

（出所）本研究会（第 95 回）資料 95-3（令和7年5月 16 日）から抜粋

【図5－2　IPoE方式のPOI開設状況及び追加となった開設計画】

NTT東日本・西日本からの単県POIの増設状況や今後の見通しを等に関する説明を受けて、関係事業者からは下記の通り意見があった。

- IPoEの利用者数は現在 1,600 万回線、ポート数でいうと直近では大体 480 になっており、利用者数は伸び切っている状況と思う。【JAIPA】
- トラヒックは相変わらず伸びており、トラヒックが伸びれば、やはりポートの数もどんどん増えていくところ。【IPoE協議会】
- 利用中止しているケースが生じている全国のPOIでは 43 から 23 ポートに、ブロックPOIでは 48 から 26 ポートというようにポート数が減っている。単県POIは、これ以上さらに分散することはないので、178 から 384 ポートと増えている。単県POIが未設置のエリアがあり、単県POI開設がまだ継続中であるので、今後もトラヒック増に伴って、単純にポートが増えるという話だけではなくて、単県POIに移行する減設がかなり行われる。【IPoE協議会】

＜構成員意見＞

- VNE事業者は何故単県POIに移っていくのか。トラヒックの伸びやトラヒックの面的な広がり、あるいは集約されたPOIに接続するためのコストといったものに何か閾値があり、移行が進むのか。県単位にだんだん移っていく実態や、VNE事業者が単県POIに移行する理由・メリットといった点について教えてほしい。
- 数値的には西に比べて東は県単位のPOIへの移行が遅れているように見えるところ、これは単にコストメリットでの判断というか、トラヒックがやはり伸びていないといったマーケットの事情があるということなのか。
- 各社が投資して自己負担したものが減価償却し終わっているといった経済的な理由があって、単県POIに移行することで網改造費から網使用料へスムーズに移行できるといったことなのか。

- NTT東西に対する経済的な影響を教えてほしい。集約POIの方が、NTT東西としては各県に県単位で作らなくてよい分、コスト的には良いようにも思う。県単位にして、VNE事業者の要望に応えて投資を打っているということは経済的にはマイナスなのか。あるいは、コストベースで料金を設定していれば、どちらでも損も得もないか。

(利用中止費が原則に戻ることを念頭においた検討の状況等)

＜事業者意見＞

- VNE事業者との協議状況について、いつか(利用中止費の扱いが)原則に戻るということも踏まえて、利用中止時期の具体化といった移行に必要な検討要素について、令和6年度に3回、令和7年度に2回の計5回ディスカッションを行っている。【NTT東日本・西日本】
- 将来的に利用中止費が原則に戻るということを踏まえて、NTT東西と当協議会及び関係者の間で準備を進めていくことが必要だと考えている。【IPoE協議会】
- (本件検討にあたって市場の公平な競争環境確保の観点から、)特に、新規にVNE事業に参画する潜在的な事業者も含め、VNE事業者間でビジネス競争性以外の観点で外的な要因での大きな損得が発生しないようにすることが重要と認識。具体的には(ユーザトラフィックの増分変動を加味した上での)減設時点での利用VNE事業者間での割り戻し方法の検討、減設後の参入VNE事業者の負担分を低減・除外する方法の検討、といった検討等が含まれると考える。【IPoE協議会】

(利用中止費の経過措置の維持について)

＜事業者意見＞

- 県単位への移行が進めば網使用料に切り替えて良いというその前提の考え方について、利用中止費がやはり問題になっていると思う。単県POIに移行されれば、例えばブロックPOIが利用中止になるということがある。そうすると当然、装置が転用できるかどうかといった話もあるし、それ以外に設置費用といったものを必ず頂くことになるので、そのような中で、網使用料として接続料を設定すると、利用中止費が、その利用中止に関係ない事業者にも負担が転嫁されてしまう。単県POIが全部開設されて一定の時期が過ぎれば、そうしたことが落ち着くのではないか。【NTT東日本・西日本】
- 現時点においてもVNE事業者が利用するPOI種別やポート数の変動期が続いているため、網使用料での算定に戻すのは適切ではないのではないか。経過措置の継続要否については、単県POIの開設完了後にVNE事業者がどのような計画をしているか等を踏まえて丁寧に検討することが必要ではないか。【NTT東日本・西日本】

- 3年前も本研究会において、GWRの利用中止費に関する特例措置については過渡的な措置であり、速やかに本則通りの措置にすべきとの主張をしたが、基本的には今でもその時の主張と変わっていない。【JAIPA】
- 今後については、接続事業者が予見できるように、利用中止費の経過措置を継続する前提条件を明示いただきたい。【JAIPA】
- 一部の事業者が集約POIから単県POIに移行するため、この段階で生じる集約POIの利用中止費の負担はその事業者のみが負担するという、今の網改造料の制度で運用されるのが公平であるという主張は理解できる。【JAIPA】
- 地域ISP事業者がIPoE接続を使う場合には、既存のVNE事業者から提供を受けてIPoE接続を提供しているという状況。しかしながら、当協会の地域ISP事業者の中には、単県で直接NTT東西とIPoE接続をしたいという事業者がいる。そういった事業者は、小規模ということもあり、GWRは1社当たり一、二台程度しか使わないと思う。GWRの利用中止費は本則に戻って、網使用料になったほうが参入はしやすい。【JAIPA】
- IPoE方式は、日本のインターネットインフラを支えている根幹であると考えている。IPoE方式に対するその制度の設計及びその変更が価格に影響し、デジタル競争力に直結するという認識。したがって、拙速な原則、網使用料への復帰は、市場の安定性、それから公平性を損なうというおそれがあり、慎重に検討を進める必要がある。【IPoE協議会】
- 利用中止費の網使用料化によっての影響は、事業者間での不公平な負担を発生させるリスクがある。利用を中止した事業者だけがその利用中止費を支払うというのが現行だが、網使用料化した場合には、そのコストが翌々年度に（他事業者が支払う費用として）発生する。それはすなわち、利用を中止したVNE事業者へのコスト負担がないということだけではなく、現在接続中の事業者の負担、それから、将来接続する事業者、新規参入事業者のコスト負担にもなり得る。これにより予期せぬ負担増の発生、あるいは事業予見性が失われる。【IPoE協議会】
- （将来的に既存VNE事業者の単県POIへの移行が落ち着いた段階と判断することができるためには）、集約POI・ブロックPOIから、単県POIへの設備移行を理由とする使用ポート数の減少がある程度落ち着くことが必要（単県POIへの移行が収束することで、他VNE事業者への予期せぬ負担増、第三者の行為により事業予見性が失われることが少なくなる段階に移行できる）と考える。【IPoE協議会】

＜構成員意見＞

- 利用中止費の計算方法において、単県POIに移る場合と、本当に事業撤退するからやめるような場合での利用中止費の扱いは全く同一なのか。もしPOIを移すことによって転用可能な設備等があるのであれば、その分は何がしか考慮されてもいいのかなという気がする。

- 集約POI中止のコストが本当にどのくらいあるかという点を数字で確認できると良いと思う。
- 集約POIから単県POIに移行するにあたり、意思決定に必要なリアルなコストや負担について、その時間軸や需要の変動に伴いどのように動いていくのか見えると良い。

（その他）

＜事業者意見＞

- フレッツ光ネクストにおけるIPoE方式の割合は7割を超えており、IPoE方式は、現在ではNGNにおける主要な方式となっている。【JAIPA】
- 地域ISP事業者が単県でIPoE方式に参入をするのは困難[47]。PPPoE方式ではできていることがIPoE方式では難しいというのは、1つには経済的条件がある。金額について、広域での接続となると、東京では月間料金として 100G/bps で 45 万 8,000 円プラス 690 万円と、小規模な地域ISP事業者には非常に敷居が高い状況。【JAIPA】
- コストの低下あるいは柔軟化によって地域ISP事業者がIPoE方式に参入できるようになると、FTTHサービスの市場がさらに拡大し、さらに地域の活性化に寄与するのではないか。【JAIPA】
- VNE事業者としては、要望ベースで設備の増設が行えることがトラヒックの増大に対する対応策として大事だと考えている。トラヒックはまだ増大しつつあるので、我々の要望ベースで増設が行えるということは維持されるべき。【IPoE協議会】
- 現在のIPoE方式に変更が必要だという主張があるのであれば、今回の話とは独立して別の場で議論されるべき。【IPoE協議会】
- 現在、IPoE方式を利用する地域ISP事業者も増えてきているため、ある意味では地域ISP事業者のサポートもあって現在の仕組みができていると考えている。【IPoE協議会】
- ブロックPOIについて、全事業者が使わなくなった場合で、かつ今後も使われないだろうというときには、基本的に無駄な設備になってしまうので、それは閉じるということになるかと思う。【NTT東日本・西日本】

＜構成員意見＞

[47] 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、IPoE接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせて全ての県域と接続する必要がある（NGNの県間通信用設備を用いずにIPoE接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある）。なお、令和7年1月現在においては、NTT西日本において全県域に単県POIが設置されているものの、NTT東日本においては単県POIが設置されていない県域が存在し、NGNの県間通信用設備を用いずにIPoE接続を行っているVNE事業者は存在しない。

- インターネットプロバイダー業界では、まだ小さい範囲で事業をしている事業者がかなりいる。その事業者にとって、現状のIPoE方式では使いにくい側面があり、今議論しているような形のIPoE方式での接続というのが今後もずっと主流であるのかについても、IOWNなどが出てくる中での状況を見つつ、判断していく必要がある。
- 一部のブロックPOIではもう利用者がいなくなるケースが考えられる状況になると、POI自体を廃止するというようなことになるのか。そうした場合、10 者目の事業者がつなぎたいといった希望を出したときに、その事業者はもう使えないことになるのか。

3. 考え方

単県POIの増設状況や今後の増設の見通しについてヒアリングを実施した結果、NTT東日本・西日本からは、

- 第六次報告書とりまとめの時点では開設計画が具体化していなかった県においても、関係事業者からの要望に基づき、令和 10 年までの単県POIの開設を目指して調整が進んでいる
- 令和4年2月時点から、全国POI及びブロックPOIについては利用ポート数が減少傾向にある一方、単県POIについては全てのPOIで利用ポート数が増加している
- VNE事業者各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化しており、利用中止費が発生する事業者についても偏りがみられる
- 今後も、単県POI開設に伴う全国POIやブロックPOIからのVNE事業者の移行は続くことが想定される

との説明があった。

こうした状況を踏まえて、利用中止費の経過措置の維持について、関係事業者（JAIPA）からは、

- 利用中止費の特例措置については過渡的な措置であり、速やかに本則どおりの措置にすべきとの主張に変わりはない
- 利用中止費が本則に戻った方が、地域ISP事業者にとってもIPoE方式に参入しやすい

との意見がある一方で、

- 一部の事業者による集約POIから単県POIへの移行が発生している段階における集約POIの利用中止費の負担は、当該事業者のみが負担するという網改造料の制度で運用されることが公平であるということは理解（JAIPA）

- VNE事業者が利用するPOIの種別やポート数の変動が続いている中で網使用料での算定に戻すことは適切ではなく、経過措置の継続要否については単県POIの開設完了後にVNE事業者の計画等も踏まえて丁寧に検討することが必要（NTT東日本・西日本）
- 利用中止費の網使用料化により、事業者間での不公平な負担を発生させるリスクがある。単県POIの整備完了後、変動期が収束することを見据えて、利用中止費の扱いを原則に戻していく検討を行うことが必要（IPoE協議会）

等、利用中止費の扱いを原則に戻すことに慎重な意見が挙がった。

第六次報告書とりまとめ時点からの事情の変化として、NTT東日本・西日本による単県POIの増設や特定のVNE事業者による単県POIへの移行という変動期が今後も継続する見通しであることから、総務省においては、今後、NTT東日本・西日本による単県POIの増設の完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるかについて検討し、原則に戻す時期について決定することが適当である。

なお、関係事業者からは、IPoE方式の単県接続の柔軟化に関する意見が示されたほか、構成員からも通信技術の動向を踏まえながら現行のIPoE方式での接続が主流であり続けるかを判断していく必要であるとの指摘がなされたところ、IPoE方式での接続の柔軟化に係る技術的可能性や市場の動向等を注視することが求められる。

第6章 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

1. 検討の経緯

トラヒック・ポンピングとは、着信インセンティブ契約（音声伝送役務における接続協定[48]の一方の事業者が他方の事業者の電気通信役務の利用者（以下「利用者」という。）との間で締結する契約であって、着信側の事業者（以下「着信側事業者」という。）が、発信側の事業者（以下「発信側事業者」という。）の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等[49]を支払うもの[50]をいう。）を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることを指すと考えられる。

本研究会におけるこれまでの議論を踏まえ、総務省は、トラヒック・ポンピングに関し、以下の取組を行った。

（1）トラヒック・ポンピングに係るガイドラインの策定

トラヒック・ポンピングについて、「速やかな解決を要する問題である」との認識に立った上で、本研究会としては、総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行い、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用について考え方を示すことが適当と整理されたことから、総務省は、第73回会合において、トラヒック・ポンピングにおいて見られる、いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方を公表（令和5年5月30日）した。

本研究会第八次報告書においては、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取り扱いについて、接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとすることが適当とされた。また、トラヒック・ポンピングを抑止するとともに、トラヒック・ポンピングが発生した場合の迅速な解決を図るため、総務省は、これらの整理についてガイドライン等において示すことが適当とされた。

これを踏まえ、総務省において作成した「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」（以下この章において「ガイドライン」という。）の策定について、令和6年6月29日から同年7月29日ま

---

[48] 発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されているものに限る。

[49] インセンティブの態様が金員であるか否かを問わないので、例えば、特定の電話番号への通話時間に応じて懸賞として景品等を提供する場合も含む。

[50] 卸電気通信役務の提供を受ける事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。

での間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、同年9月12日に策定した。

（2）省令の整備

電気通信回線設備との接続に係る接続拒否事由との関係については、電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、「これに応じなければならない。」（接続応諾義務）ことが規定されており、同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができるとされている。

本研究会第八次報告書においては、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすることが適当とされた。

これを踏まえ、総務省においては、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の改正について、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問のうえ、令和6年10月３日から同年11月１日までの間、意見募集を行ったのち、令和6年11月11日から同年11月24日までの間、再意見募集を行い、その結果及び同審議会からの答申を踏まえ、同年12月27日に電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第122号）を公布・施行した。

2. トラヒック・ポンピングに関するヒアリング

（1）ヒアリングの概要

総務省は、ガイドライン公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組を把握するため、第 92 回会合において、以下のとおり関係する事業者（MNO及び固定電話事業者計4社）にヒアリングを行った。

＜対象事業者＞
（MNO）
・NTTドコモ
・KDDI
・ソフトバンク
（固定電話事業者）
・Coltテクノロジーサービス株式会社（以下「Coltテクノロジーサービス」という。）

（2）事業者ヒアリングの結果

ヒアリングに対して、事業者及び構成員から、主に次の意見があった。

③ 事業者からの意見

＜トラヒックの状況＞

- ガイドライン策定後は、着信インセ契約等の情報開示が進んでおり、ガイドラインの策定により、事業者間協議が進展し、トラヒック・ポンピングの解消に大きく寄与したのではないかと考える。また、電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由の追加の省令改正も行われたことにより、協議の実効性は今後も高まると考える。【NTTドコモ】
- 発着信通話時間比率について、ガイドラインの策定前は数十倍から数百倍だったところが、策定後は数倍程度に落ち着いてきており、当社の平均と比較してもほぼ遜色のない数値になっている。当社としては、トラポンはある程度解消できたのではないかと考える。【NTTドコモ】
- 「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」の公表（令和5年5月）以降、一部トラヒック・ポンピング疑義事業者においては、発着通話秒数比率の乖離が縮小し、ガイドライン案の公表以降は他事業者についても発着通話秒数比率の乖離が縮小する傾向があり、ガイドラインの策定が、トラヒック・ポンピングの改善に寄与していると考える。【KDDI】
- 過去疑義のあった事業者の状況について、全体的な傾向として、現状トラヒックは特筆すべき状況にはないという状況。【ソフトバンク】

＜トラヒック・ポンピング防止に係る取組＞

- かけ放題について、条件を大幅に逸脱するような使い方をしている場合は、事前通知の上、従量課金に切り替えている。また、月々の事業者間精算業務において、例えば対前月比、非常に大きく精算額が増えるなどの特異なトラヒックの増減が見られた場合は、その事業者に確認するようにしている。その他、着信インセンティブ契約に関する考えについて、令和5年7月から8月にかけて全固定事業者様へヒアリングを行った。【ソフトバンク】
- かけ放題の制限について、当社もソフトバンク社と同様に、従量課金に切り替えている。加えて、当社は、主に発信の多い音声ユーザに対しある一定の閾値を超えると、発信時にいわゆるガイダンスを流し、そのガイダンスの中で数字を入れないと通話ができないという取組を実施している。【NTTドコモ】
- 定額サービスの制限を約款に記載しており、いわゆる機械的な発信のようなものを検知した場合には、まず警告文を送り、それでも収まらない、止まらない場合には通話停止や、最悪、解約するといった対応を取っている。【KDDI】
- トラヒックモニタリングの実施、番号の提供数の制限、ＫＹＣ（Know Your Customer）のプロセスの実施、定期的な事業者間のチェック、与信審査、約款に

よる不正利用禁止といった6つの取組を実施している。【Coltテクノロジーサービス】

＜今後の進め方＞

- 非指定事業者は接続料の水準の規制がないため、代理業者へのインセンティブ等を接続料原価に算入することが可能という状況は変わらない。こうした状況を踏まえると、新たな手法により意図的にトラヒックを増加させる可能性があるのではないかと考えており、いわゆるいたちごっこになるのではないかという点を懸念。今後も総務省による定期的なモニタリングが必要になっていくのではないか。モニタリングを行った結果、新たな手法が発見された場合は、ガイドラインの目的に照らして、迅速な解決をお願いしたい。また、ガイドラインの事例の追加や所要の行政上の対応を行うことも必要。【NTTドコモ】
- トラヒック・ポンピングについて、ガイドライン策定前に比べると非常に改善されているものの、一部事業者が本当に完全になくなったと言えるのかどうかという点は、まだ少し怪しい部分等もあるため、引き続き総務省において、こうした取組を継続いただき、新たな問題が発生した場合には必要な対応を取っていただきたい。【KDDI】
- 総務省におかれては、電気通信市場の健全性確保のため、今後の定期的な注視いただくなど、疑義が生じた場合、適宜御相談をさせていただきたい。【ソフトバンク】
- 発信事業者側における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認や、利用顧客に対する十分なKYC（Know Your Customer）の実施、同一の電話機から同一の番号へ発信する場合、数分間に1回に制限するなど、こうした規制も併せて検討されるべきではないか。【Coltテクノロジーサービス】
- 日本国外におけるトラヒック・ポンピングへの対処方法について、例えば、通信業界全体の対応として、疑いのある事例を監視して対処したり、もしくは報告するような制度が導入されているところもあり、通信事業者とリセラーの間でのレベニューシェアリングの規制や、顧客との契約に適用するFair Usage Policy、公正利用ポリシーの採用など、トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ仕組みとして、こういったものを参考にすることも必要なのではないか。【Coltテクノロジーサービス】

④ 構成員からの意見

- （トラヒック・ポンピングの状況について、）今後もチェックを定期的に行うことが重要であり、引き続きやっていただければと思う。
- トラヒック・ポンピングについては、そもそも論として、かけ放題というサービスが狙われており、ソフトバンク社から自主的取組として紹介があったように、かけ放題

を制限して従量制にすると効果が大きかったと認識。そういう独自取組の情報共有なども引き続きやっていただきたい。

- トラヒック比等を見て、異常な状況が起こった場合、できるだけ速やかに対応することが必要。定期的にトラヒック比、発着比率等を総務省に提出すること、あるいは総務省として状況を定点観測していくか、異常と思われる事例が散見されたときには直ちに本研究会に情報提供するといったことを継続して進めていただきたい。
- トラヒック・ポンピングに関して事業者間協議には相当時間がかかっていると承知。事業者間協議の対応のプロセスについてもルールメーキングをすべき。
- （トラヒック・ポンピングへの対処について、）外国でのグッドプラクティスの調査を総務省で行っていただきたい。

３．考え方

総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について注視し、必要に応じてガイドライン等の見直しを検討するほか、行政上の必要な対応を講じていくことが適当である。

資　料　編

目　次

「接続料の算定等に関する研究会」開催要綱並びに構成員及びオブザーバー……106

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催要綱及び構成員等……109

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催状況……111

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について……112

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定案に対する意見及びその考え方……113

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン……117

モバイル接続料の適正性向上に関する資料……179

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針の改定案に対する意見及びその考え方……188

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針……193

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果……200

令和5年総務省告示第183号（電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を改正する告示案に対する意見及びそれに対する考え方……202

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定等）……203

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和7年度の接続料の改定等）……215

令和7年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）……257

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」に対する意見及び考え方……261

トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン……266

電気通信事業法施行規則の一部改正について……272

「接続料の算定等に関する研究会」開催要綱

１．目　的

電気通信ネットワークのＩＰ化が進展する中、我が国の基幹的な通信網においても、ＩＰ網が基軸となってきている。その中で、ＩＰ網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続等を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきている。これを踏まえ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行う、「接続料の算定等に関する研究会」を開催する。

２．名　称

本研究会は、「接続料の算定等に関する研究会」と称する。

３．検討項目

本研究会は、次の事項について検討する。

（１）接続料の算定方法
（２）ＮＧＮの優先パケットの扱い
（３）ＮＧＮの県間伝送路のルール
（４）コロケーションルール及びその代替措置
（５）接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）
（６）指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務のルール
（７）その他

４．構成及び運営

（１）本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
（２）本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
（３）オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加するものとする。座長は、必要と認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
（４）本研究会には座長及び座長代理を置く。
（５）座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
（６）座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
（７）本研究会は、必要があると認めるときは、構成員・オブザーバー以外の者から意見を聴取することができる。
（８）座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
（９）構成員は、本研究会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
①　構成員は、本研究会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
②　構成員は、本研究会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
（10）その他、本研究会の運営に必要な事項（ワーキンググループの運営に関する基本的な事項を含む。）は、座長が定めるところによる。

５．議事の公開

（１）本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
①　公開することにより事業者の正当な利益若しくは事業者以外の個人の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合（通常公開されている内容であるため、又は公益上特に必要であるため公開することが適当であると座長が認めた場合を除く。）
②　その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合

（２）本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

６．庶　務

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

（別紙）

「接続料の算定等に関する研究会」構成員及びオブザーバー

【構成員】（五十音順、敬称略）

相田　仁　　（東京大学特命教授）

酒井　善則　（東京工業大学名誉教授）

佐藤　治正　（甲南大学名誉教授）

関口　博正　（神奈川大学経営学部教授）

高橋　賢　　（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

武田　史子　（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

西村　暢史　（中央大学法学部教授）

西村　真由美（公益社団法人全国消費生活相談員協会常務理事）

【オブザーバー】

ＮＴＴ東日本株式会社

ＮＴＴ西日本株式会社

ＫＤＤＩ株式会社

ソフトバンク株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人ＩＰｏＥ協議会

株式会社ＮＴＴドコモ

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催要綱

１　目的

本ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）は、「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）の開催要綱に基づき、研究会の下に開催されるＷＧとして、モバイル接続料の適正性向上に関し、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方等について、集中的に検討することを目的とする。

２　名称

本ＷＧは、「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」と称する。

３　検討事項

（１） モバイル接続料の原価の算定に用いる固定資産価額比の算出方法
（２） 施設保全費及び減価償却費の配賦
（３） 配賦の見直しによる影響評価
（４） その他

４　構成及び運営

（１） 本ＷＧの構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
（２） 主査は本ＷＧを招集し、主宰する。
（３） 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ＷＧを招集し、主宰する。
（４） 主査は、必要があると認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
（５） 主査は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は外部の関係者に出席を求め意見を聴くことができる。
（６） 構成員は、本ＷＧにおける情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
① 構成員は、本ＷＧで知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
② 構成員は、本ＷＧで知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
（７）その他、本ＷＧの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

５　議事・資料等の扱い

（１）本ＷＧは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）本ＷＧで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（３）本ＷＧの議事概要は、原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

６　その他

本ＷＧの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

（別　紙）

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」　構成員等

（敬称略・五十音順）
（◎は主査、〇は主査代理）

【構成員】

◎相田　仁　　（東京大学特命教授）

〇関口　博正　　（神奈川大学経営学部教授）

高橋　賢　　（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

【オブザーバー】

株式会社ＮＴＴドコモ

ＫＤＤＩ株式会社

ソフトバンク株式会社

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催状況

日程	開催内容
第４回 令和６年11月６日	○接続会計における費用配賦見直し結果について
第５回 令和６年12月13日	○接続会計における費用配賦見直し結果について

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について

（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化を踏まえた規定の整備）

改正の概要

1

- 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第６項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならないとされている。
- 今般、「接続料の算定等に関する研究会」（座長：相田　仁　東京大学特命教授）における議論を踏まえ、令和５年度接続会計において費用配賦見直しが行われ、同研究会において見直し結果の検証が行われたところ、その検証結果を踏まえ、**第二種指定電気通信設備接続会計規則**（平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）**において、以下の規定整備を行う**。

① 減価償却費及び施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比の計算方法を総務省において検証可能とするため、**配賦整理書の移動電気通信役務費用整理表において、固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額（総額）及び固定資産の範囲の記載を求める**。

② 減価償却費及び施設保全費に加えて、**通信設備使用料についても移動電気通信役務費用整理表の対象に追加**する。

第二種指定電気通信設備接続会計における規定整備【二種接続会計規則 別表第６】

別表第六　移動電気通信役務費用整理表の様式（第5条及び第10条関係）

（略）

様式第１　直課及び配賦に係る費用項目　（単位　円）

役務の種類	移動電気通信役務						合計
	音声伝送役務			データ伝送役務			
	直課している費用	配賦している費用	小計	直課している費用	配賦している費用	小計	
施設保全費							
減価償却費							
通信設備使用料							

様式第２　主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				
通信設備使用料				

（記載上の注意）（略）

様式第３　主要な配賦対象の費用項目

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用（単位：円）	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					
通信設備使用料					

（記載上の注意）

１～３（略）

4 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比（固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。）を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。

5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。

※　改正省令の附則において、改正後の二種接続会計規則は、令和６年度接続会計（令和７年３月31日に終了する事業年度に係る接続会計報告書及び配賦整理書）から適用することを規定

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の
改定案に対する意見及びその考え方

（意見募集期間：令和7年2月6日（木）～同年3月7日（金）
案件番号：145210441）

意見提出者一覧

意見提出者　5件（法人：4件、個人：1件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	KDDI株式会社
4	ソフトバンク株式会社
5	個人A

意見	考え方	修正の有無
意見１ ●　データ伝送交換機能の接続料の算定に当たり、４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）と５Ｇ（ＳＡ方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことに賛同。	考え方１	
○　設備の態様や、利用者から見たサービスの連続性等を踏まえると、４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）と５Ｇ（ＳＡ方式）に係る費用及び需要を一体算定とすることに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　賛同の御意見として承ります。 なお、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定電気通信設備設置事業者」といいます。）においては、「接続料算定における５Ｇ（ＳＡ方式）に係る費用及び需要の扱いについて」（令和６年11月14日総基料第191号）のとおり、令和６年度以降を基礎事業年度とする予測接続料及び令和８年度以降を基礎事業年度とする精算接続料の算定に当たっては、４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）と５Ｇ（ＳＡ方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことが適当と考えます。	無
○　データ接続料はＭＶＮＯのコストの大宗を占め、接続料水準が大幅に上昇等するといった場合は、ＭＶＮＯの経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）と５Ｇ（ＳＡ方式）を一体の接続料として算定する場合と４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）のみを接続料として算定する場合の影響について（第89回）接続料の算定等に関する研究会にて、検証頂いたことについて、感謝申し上げます。 ○　検証の結果、特段の問題等が生じない見込みであることを確認頂き、また、2026年度接続料においては、４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）のみ接続料と比べて５Ｇ（ＳＡ方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることを確認頂いたことから、４Ｇ・５Ｇ（ＮＳＡ方式）と５Ｇ（ＳＡ方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことについて賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		
意見２ ●　接続料の算定における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しに賛同。	考え方２	
○　本改定は、接続料の算定等に関する研究会におけるモバイル接続料費用配賦見直し及びその検証結果を踏まえ、必要な規定整備であると理解しております。 ○　本取り組みは、接続料算定の適正性向上に資するものと認識しており、賛同するとともに取り組みに感謝申し上げます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　賛同の御意見として承ります。	無
意見３ ●　音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、接続料の適正性の向上に資するものと認識しており、共通的な配賦基準が示され	考え方３	

たことについて賛同。		
○　５Ｇ（ＳＡ方式）時代においてＭＶＮＯがＭＮＯと同等の競争力を持つために、接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう適切かつ共通的な考え方を用いることが、適正性確保の観点から重要であると考えます。 ○　今般の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、ＭＮＯ各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に資するものと認識しております。 ○　この点、固定資産価額比の算出及び営業費用の配賦にあたって、共通的な配賦基準が示されたことについて賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　賛同の御意見として承ります。	無
意見４ ●　接続料の算定における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦について、トラヒック比以外の配賦基準を採用するかどうかを含め適正な配賦基準等の検討を早期に行っていくことが必要と考える。	考え方４	
○　「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ（第４回・第５回）」における検証の結果、令和５年度の接続会計において、「空中線設備全体に占める『鉄塔、鉄柱等』と『アンテナ等』の割合については、３社で相当の格差が存在」していることが確認されており、「空中線設備について、各社の『鉄塔、鉄柱等』と『アンテナ等』の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和６年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当。」という考え方が示されています。 ○　空中線設備の固定資産配賦を含めた配賦見直しの影響として、令和５年度の接続会計において、営業費用の「音声伝送役務」と「データ伝送役務」の構成比についても二種指定事業者間で相当の格差が生じる結果となっております。 ○　これは、原則としてのトラヒック比以外の配賦基準が採用された空中線設備を含めた特定の区分の電気通信設備の固定資産額価額の多寡やトラヒック比とトラヒック比以外の配賦基準との間の配賦比率の差によって生じているものであり、令和７年度以降の音声接続料については、激変緩和措置の適用がなくなることから、二種指定事業者間の接続料水準の格差が拡大してしまうことが想定されます。	○　空中線設備について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和６年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当と考えます。	無

○　そのため、上述の考え方を踏まえて、引き続き、原則としてのトラヒック比以外の配賦基準を採用するかどうかを含めて適正な配賦基準等の検討を早期に行っていくことが必要と考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】		
意見５ ●　脚注50に係る見直しの実施時期等については、総務省と引き続き調整したい。	考え方５	
○　当社会計上、現時点では今回の見直しで求められる水準の詳細な費用管理を行っておらず、改めて費用の精査等を詳細に行う必要があることから、実施時期等については総務省殿と引き続き調整したく考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　接続料の算定の精緻化や適正化の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点より、見直しについては、速やかに適用することが望ましいと考えられることから、第二種指定電気通信設備設置事業者においては、可能な限り令和６年度接続会計から今般の改定後のガイドラインに示す考え方に基づき固定資産及び営業費用を整理し、遅くとも令和７年度接続会計までには改定後のガイドラインに基づく対応を完了させることが適当と考えます。 　なお、第二種指定電気通信設備設置事業者においては、令和６年度接続会計の整理に当たり、改定後のガイドラインに示す考え方に基づき行うことが困難な部分がある場合であっても、最終的に接続料の算定に用いる原価に含まれる費用の内容が、改定後のガイドラインに示す考え方に基づき整理した場合の費用の内容と同程度となるよう、接続会計の整理又は接続料の算定に当たり必要な措置を講ずることが適当と考えます。	無
意見６ ●　脚注51及び脚注52に係る見直しについては、ＭＮＯ各社による会計の整理の統一化を目的に議論された結果によるものと認識しているが、当該見直しにより当社は会計上の管理の一部を根本から精査する必要が生じ、現時点で当該見直しに要する期間等が不透明な状況にある。 ●　今後、接続会計に関連する見直しの議論を行う際は、各社の会計上の管理の相違、財務会計への影響、会計の継続性への影響及び対応に係る事業	考え方６	

者の負荷等について十分に考慮した上で、慎重に議論いただくことを要望。		
○　本見直しは、各社の考えが異なることが課題とされ、それを統一化することを目的に議論された結果によるものと認識しています。 ○　一方、各社の会計上、個々の費用項目に対する計上基準など、細部では会計上の管理が相違していること、IRで公表している財務会計との整合性及び当該会計の継続性に及ぼす影響があることや見直しによる会計の再整理に相当な負荷が生じることといった観点での議論が十分になされなかったと考えます。結果として、当社は会計上の管理の一部を根本から精査する必要が生じ、現時点で本見直しに要する期間等が不透明な状況にあります。 ○　つきましては、今後、接続会計に関連する見直しの議論がなされる際は、各社の会計上の管理の相違、財務会計への影響、会計の継続性への影響及び対応にあたっての事業者の負荷等について十分に考慮したうえで、慎重に議論いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	○　頂いた御意見については、参考として承ります。	無
意見７ ●　脚注53について、ブランド使用権と、試験研究費のうち特定のサービスへの帰属が不明確なものについては、資産か費用かの違いはあるものの、特定のサービスへの帰属が明確でないという点と、接続料の水準に影響を与えるという点で共通であり、これらに用いられる配賦ドライバは同一とすべきであることから、当該試験研究費の配賦基準については少なくとも2025年度接続会計から固定資産価額比とすることが適当であると考える。	考え方７	
○　資産であるブランド使用権においては、特定のサービスへの帰属が不明確にもかかわらず、「その有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではない」という理由から固定資産価額比で配賦するよう整理されました。 ○　一方、費用である試験研究費のうち、特定のサービスへの帰属が不明確なものにおいては、収益額比で配賦することを許容する整理がなされました。 ○　しかしながら、ブランド使用権と当該試験研究費は、資産か費用かの違いはあるものの、配賦という観点からは「特定のサービスへの帰属が明確でない」という点と、「当該費用は接続料の水準に影響を与える」という点で共通であるため、ブランド使用権と当該試験研究費に用いられる配賦ドライバは同一のものとすべきであることから、少なくとも2025年度接続会計から当該試験研究費は固定資産価額比とすることが適当であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　「接続料の算定等に関する研究会」及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」における検討の結果、試験研究費については、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されると考えられるとされた一方で、試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当とされたところです。今般のガイドラインの改定は、同研究会及び同ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえて行うものであり、第二種指定電気通信設備設置事業者においては、改定後のガイドラインに示す考え方に基づき費用配賦を行うことが適当と考えます。	無
意見８ ●　電気通信事業報告規則第２条第３項及び第４項に基づく利用者数の報告について、改定案の記載に誤りがあり修正する必要があると考える。	考え方８	
○　「①　料金の支払いを要するものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合」、「②料金の支払いを要しないものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合」に当該利用者数の平均を年度終了後１か月以内にＭＶＮＯが総務大臣へ報告する旨が追加されておりますが、電気通信事業報告規則第２条第３項および第４項に照らすと閾値が異なっており、修正する必要があると考えます。 【修正内容】 ①：900万以上 ⇒ 450万以上 ②：450万以上 ⇒ 900万以上 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　御意見のとおり電気通信事業報告規則の定めに合わせ、「①料金の支払いを要するものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合」と記載していた箇所を「①料金の支払いを要しないものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合」と修正し、また、「②料金の支払いを要しないものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合」と記載していた箇所を「②料金の支払いを要するものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合」と修正します。	有
意見９ ●　ＭＶＮＯは、単に安いというだけでなく、国民がよりインターネット利用で得られる便利さを知ってもらう活動をしているか。促す言葉を入れてはどうか。 ●　ＭＶＮＯは、利用者と密接に関係性を持つと思うで、誠実さを担保して国民から信頼を失うことが無いようにくぎを刺す言葉を入れてはどうか。	考え方９	
○　ガイドライン策定作業、お疲れ様です。 ○　ＭＮＯとＭＶＮＯとの関係性に指針をだしていただき、ありがとうございます。 ○　ＭＶＮＯは、単に安いというだけでなく、国民がよりインターネット利用で得られる便利さを知ってもらう活動をしているか？促す言葉を入れては	○　頂いた御意見については、参考として承ります。	無

いかがでしょうか。 ★「電話だけできればいい」という人が多いですが、アプリ1つをスマホに入れるだけで凄く便利になることを知らない人がまだまだ多いと思います。 ★ＭＶＮＯは、利用者と密接に関係性を持つと思うで、誠実さを担保して国民から信頼を失うことが無いようにくぎを刺す言葉を入れてはいかがでしょうか？ 以上、２点になります。 【個人Ａ】		

以上

ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

（平成１４年６月策定
令和７年3月最終改定）

総務省総合通信基盤局

目　次

１　ガイドラインの目的等 3
（１）ガイドラインの目的 3
（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲 3
１）ＭＮＯ 3
２）ＭＶＮＯ 4
３）ＭＶＮＥ 4
２　電気通信事業法に係る事項 6
（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続 6
１）電気通信事業の登録・届出 6
２）電気通信番号使用計画の認定等 6
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係 6
１）卸電気通信役務の提供による場合 7
ア　卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律 7
イ　二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律 8
ウ　特定卸電気通信役務の提供に係る規律 9
２）事業者間接続による場合 12
ア　事業法第３２条に基づく一般的規律 12
イ　二種指定事業者の接続に係る規律 17
３）ＭＮＯ等によるＭＶＮＯの兼営 36
４）市場支配的なＭＮＯに係る規律 37
５）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議に関する事項 37
ア　ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化 37
イ　ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化 38
ウ　接続等関連情報の取扱い 39
エ　ネットワークのふくそう対策 40
オ　ＭＶＮＯによる端末の調達 40
カ　電気通信番号の適切な管理 41
キ　障害情報の提供 43
６）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議が円滑に行われない場合 43
ア　法制上の解釈に関する相談 43
イ　意見申出制度 43
ウ　協議が調わなかった場合の手続 44
（３）ＭＶＮＯと利用者との間の関係 45
１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係 45
２）消費者保護規律 47
（４）その他 49
１）業務協定の認可の申請 49
２）通信量等の報告 49
３）事業開始の届出内容の変更の届出等 49
４）契約数等の報告 50
ア　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上であるＭＶＮＯ50

イ　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（他のＭＶＮＯに卸電気通信役務として提供している場合に限る。） 50
５）利用者数の報告 50
６）電気通信番号の使用状況の報告 51
３　電波法に係る事項 52
（１）事業開始の際に必要な手続 52
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係 52
４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連） 54
（１）国内ローミング 54
（２）国際ローミング 54
５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯ 56
（１）電波法第２７条の１４第６項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行 56
（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行 56
６　見直し 58

１　ガイドラインの目的等

（１）ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者（ＭＮＯ:Mobile Network Operator）の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には､ＭＶＮＯの事業展開やＭＮＯ間の接続等に関連する電気通信事業法(昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、ＭＶＮＯと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、ＭＶＮＯとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、ＭＶＮＯの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、ＭＮＯ、ＭＶＮＯ及びＭＶＮＥを次のように便宜的に定義（working definition）し、用いることとする（今後、ＭＶＮＯの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。)。

なお、次の定義に必ずしも該当しないＭＶＮＯであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

１）ＭＮＯ

ＭＮＯとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

２）ＭＶＮＯ

ＭＶＮＯとは、

① ＭＮＯの提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、

② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者

と定義する[1,2]。

３）ＭＶＮＥ

ＭＶＮＥ（Mobile Virtual Network Enabler）とは、ＭＶＮＯとの契約に基づき当該ＭＶＮＯの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。ＭＶＮＥは今後のＭＶＮＯの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の２つの形態を想定する。

① ＭＶＮＯの課金システムの構築・運用、ＭＶＮＯの代理人として行うＭＮＯとの交渉や端末調達、ＭＶＮＯに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合

② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例、ＭＮＯ及びＭＶＮＥとの関係

---

[1] 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

[2] なお、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項第19号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。」と定義している。

の例（いずれもイメージ図）】
⇒　図１のとおり。

２　電気通信事業法に係る事項

（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続

１）電気通信事業の登録・届出

ＭＶＮＯは、その事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない[3]（事業法第９条及び第１６条第１項、事業法施行規則第４条及び第９条第１項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにＭＶＮＯとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第１０条第１項）[4]。

２）電気通信番号使用計画の認定等

ＭＶＮＯは、その事業を営もうとする場合、電気通信番号[5]を使用して電気通信役務を提供することになることから、事業法及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）の規定に基づき、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定（ＭＶＮＯが自ら電気通信番号の指定を受ける場合には、当該電気通信番号の指定を含む。）を受けなければならない（事業法第５０条の２第１項及び電気通信番号規則第２章）。

ただし、総務大臣が定める標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第７号）と同一の電気通信番号使用計画を作成する場合には、申請等の手続きを行うことなく、認定を受けたものとみなすことを可能としている（事業法第５０条の２第３項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係

ＭＶＮＯとＭＮＯとの関係について、ＭＮＯからＭＶＮＯに対する卸電気通信役務

---

[3] その設置する電気通信回線設備が事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

[4] 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄32の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

[5] ①電気通信番号規則別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号（020又は0200から始まる番号）、②同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号（060、070、080又は090から始まる番号）、③同表第9号に掲げるIMSI、④同表第11号に掲げる付加的役務識別番号（1XY）及び⑤同表第12号に掲げる緊急通報番号（110、118及び119）が代表的な電気通信番号であり、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

の提供、又はＭＮＯとＭＶＮＯとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】
⇒　図２のとおり。

１）卸電気通信役務の提供による場合

ア　卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律

ＭＶＮＯが、ＭＮＯから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、ＭＶＮＯは電気通信事業者であることから、ＭＮＯがＭＶＮＯに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第２９条第１項第１０号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第６条）。そのため、ＭＮＯは、ＭＶＮＯから他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、ＭＮＯは、他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、ＭＮＯが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第１２１条）[6]。ＭＮＯが卸電気通信役務の提供に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある[7]（事業法第２９条第１項第

[6] 認定電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒むことの出来る正当な理由としては、①天災、事故等により電気通信設備に故障が生じ役務提供が不能となる場合、②申込者が過去に料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合、③その申込みを承諾することにより当該電気通信事業者の利益を不当に害し、又は他の利用者に著しい不便をもたらすおそれがある場合、④正常な企業努力にもかかわらず、速やかに需要に応ずることが出来ない場合等が想定されている。

[7] 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。
総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）に記載されており、次のような行為がこれに該当する。
（例）
・MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

１０号）。

ＭＮＯがＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する場合、ＭＮＯがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、ＭＶＮＯとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

ＭＶＮＯが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、ＭＶＮＯの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

イ　二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律

第二種指定電気通信設備（事業法第３４条第１項に基づき、令和元年総務省告示第１８１号[8]により総務大臣が指定した設備）を設置するＭＮＯ（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第３８条の２第１項に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（当該ＭＮＯから事業法施行規則第２５条の７に定める卸電気通信役務[9]の提供を受ける者が、当該ＭＮＯの特定関係法人[10]であるＭＶＮＯ（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５万未満のものを除く。）である場合又は当該ＭＮＯから当該卸電気通信役務の提供を受ける者がその提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５０万以上のＭＶＮＯである場合には、これらのＭＶＮＯごとの料金その他の提供条件等を含む。）[11]を総務大臣に届け出なければならない（こ

・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。
また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第5項）。

[8] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

[9] 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

[10] 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう（事業法第12条の2第4項第1号）。以下同じ。

[11] 具体的には、事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

れらを変更等するときも同様）[12]。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるＭＮＯは、報告規則第４条の９に定める卸電気通信役務[13]を当該ＭＮＯの特定関係法人であるＭＶＮＯ（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５０万以上のＭＶＮＯに対して、提供する業務を行うときは、これらのＭＶＮＯごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第４条の９）。

ウ　特定卸電気通信役務[14]の提供に係る規律

（ア）　提供義務

二種指定事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第３８条の２第２項）。ここで正当な理由とは、次の①～④に掲げる場合等が想定される。

①　二種指定事業者による電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者がＭＶＮＯの特定卸電気通信役務の提供の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該二種指定事業者のＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者の利用者の個人情報等がＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者における周波数の不足等[15]により当該二種指定事業者の利用者[16]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[17]

---

[12] 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている（事業法第39条の2）。

[13] 第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

[14] 携帯電話、全国BWAアクセスサービス及びセルラーLPWAの卸電気通信役務であり、当該卸電気通信役務に付加的に提供される役務（料金情報、転送電話、国際ローミング等）については除く。

[15] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する特定卸電気通信役務の提供形態・サービス内容や二種指定事業者の事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[16] 当該二種指定事業者が周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[17] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する二種指定事業者は、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯに対して、合理的な必要性を示して、二種指定事業者による適切なふくそう対策の実施に対する協力又はＭＶＮＯによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[18]

② 特定卸電気通信役務の提供が二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[19]

・ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が二種指定事業者に特定卸電気通信役務の提供を申込む場合であって、当該ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合[20]

・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネス[21]を提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他のＭＶＮＯに提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

③ 特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、特

---

[18] ふくそう対策は、二種指定事業者とMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、二種指定事業者がMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、二種指定事業者には、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

[19] 二種指定事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

[20] 特定卸電気通信役務の提供の申込みを受けた二種指定事業者の利益を不当に害すると認められるためには、特定卸電気通信役務の提供を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

[21] 電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルを指す。

定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[22]

④　特定卸電気通信役務の提供の申入れに応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であるとき

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために二種指定事業者側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、特定卸電気通信役務の提供に係る最低契約期間の設定や期間内契約解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[23]

（イ）　情報提示義務

特定卸電気通信役務を提供する二種指定事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れをＭＶＮＯから受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをしたＭＶＮＯの負担すべき金額その他の提供条件について提示をする時までに、当該申入れをしたＭＶＮＯから、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない（事業法第３８条の２第３項）。

特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資す

---

[22] 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

[23] 最低契約期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、契約期間の設定や違約金の預入れを求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

る事項として、次に掲げる事項を提示するものとする（事業法施行規則第２５条の７の６第１項）。

・接続料相当額

二種指定事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を事業者間接続により提供しようとする場合に当該二種指定事業者が取得すべき金額に相当する額であって、当該特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

・特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

また、正当な理由とは次の①及び②に掲げる場合が想定される。なお、二種指定事業者がこれに違反した場合は、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第３８条の２第４項）。

① 提示することによって二種指定事業者の競争上の利益が不当に害されるおそれがある情報の提示を求められたとき

（例）

・二種指定事業者と特定卸電気通信役務の提供を受ける者との間で締結された秘密保持契約によって保護されている情報であって、当該特定卸電気通信役務の提供を受ける者に固有の情報であることが明らかであるものの提示をＭＶＮＯから求められた場合

・二種指定事業者が自社の利用者（卸電気通信役務の利用者を除く。）向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報の提示をＭＶＮＯから求められた場合

・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネスを提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務の接続料相当額の提示をＭＶＮＯから求められた場合

② 特定卸電気通信役務のうち、原価情報を提示することが困難であると考えられるものについて接続料相当額の提示を求められたとき

（例）

・特定卸電気通信役務の一部を構成する役務であって、その原価情報を抽出することが困難である役務（緊急通報、優先電話及び発信者番号通知等）について接続料相当額の提示をＭＶＮＯから求められた場合

２）事業者間接続による場合

ア 事業法第３２条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

ＭＶＮＯは、その電気通信設備をＭＮＯ及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「ＭＮＯ等」という。）の電気通信回線設備[24]と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、ＭＮＯ等は、ＭＶＮＯからその電気通信設備をＭＮＯ等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第３２条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってＭＶＮＯが取得する情報[25]その他の接続条件については、まずはＭＶＮＯにおいて提示すべきものであり、ＭＮＯはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第３２条第１号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該ＭＮＯのＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯへ課金情報を提供する際に、当該ＭＮＯの利用者の個人情報等が当該ＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯにおける周波

---

[24] 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電気的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

[25] 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）

・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報

・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報

・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報

・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

数の不足等[26]により当該ＭＮＯの利用者[27]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[28]

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯに対して、合理的な必要性を示して、ＭＮＯによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はＭＶＮＯによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[29]

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第３２条第２号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯの社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[30]

・ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が他のＭＮＯに接続を申込む場合であって、当該ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合[31]

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第１号）

（例）

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であっ

---

[26] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[27] 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[28] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

[29] ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

[30] 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

[31] 接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害すると認められるためには、接続を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

て、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[32]

④　接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第２号）

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するためにＭＮＯ側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[33]

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない[34]。

また、ＭＮＯが接続に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

（イ）利用者料金の設定権の帰属

---

[32] 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

[33] 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

[34] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1　裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、ＭＶＮＯが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、ＭＶＮＯ及びＭＮＯが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる[35]。

（ウ）接続料の課金方式

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、ＭＮＯが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる[36]。

（エ）接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のＭＮＯにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成２８年総務省令第３１号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

（オ）接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

---

[35] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2　裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

[36] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3　裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

（カ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のＭＮＯにおいても、事業法施行規則第２３条の９の５第１項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ　二種指定事業者の接続に係る規律

（ア）接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第３２条に基づく一般的規律に加え、事業法第３４条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第３４条第２項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第２３条の９の３に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第１７の４の２から様式第１７の４の７まで、様式第１７の４の９、様式第１７の４の１０（二種接続料規則第１６条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式第１７の４の２から様式第１７の４の１０まで）[37]及び平成２９年総務省告示

[37] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html

第３７号[38]に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第３４条第４項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第３４条第５項に基づき、当該接続約款を公表[39]する義務を負う。

（イ）標準的接続箇所

事業法第３４条第３項第１号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第２３条の９の４第１項に規定されている。

なお、同条第２項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第１項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第１項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

（ウ）アンバンドル機能等

事業法第３４条第３項第１号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第４条第１項に規定されている。

ア）基本的な考え方

二種接続料規則第４条第１項に定める機能について、ａのとおり「アンバンドル[40]等の判断基準」を定めるとともに、イ）のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ）のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

---

[38] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

[39] 接続約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（事業法施行規則第23条の8）。

[40] 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

ａ　アンバンドル等の判断基準

（ａ）アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

①　他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
②　アンバンドルすることが技術的に可能であること
③　アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
④　必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること[41]

（ｂ）開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

ｂ　プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ）アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第４条第１項の表に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

[41] 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

① 音声伝送交換機能
② データ伝送交換機能[42]
③ 番号ポータビリティ転送機能
④ ショートメッセージ伝送交換機能

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが[43]、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある[44]。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、二種接続料規則第３条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ）開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑥までに掲げる機能が該当する。

① 料金情報提供機能
② 携帯電話のＥメール転送機能
③ パケット着信機能
④ 端末情報提供機能
⑤ ＨＬＲ／ＨＳＳ連携機能
⑥ リモートＳＩＭプロビジョニング（ＲＳＰ）機能[45]

---

[42] データ伝送交換機能の接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料に限る。）の算定に当たっては、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うこととする。

[43] 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

[44] アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

[45] MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報（SIMプロファイル）のSIMへの書込み（SIMプロビジョニング）をオンラインで遠隔操作により行うための機能。その形態としては、MNOの調達するRSPのシステムをMVNOが利用する形態と、MVNOの調達するRSPのシステムをMNOのネットワークに連携させる形態があり得る。「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）において示されたとおり、二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう本機能の開放が行われることが望ましい。

（エ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第３４条第３項第１号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第２３条の９の５に規定されている。また、同条第１項第１号イ⑴の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成２８年総務省告示第１０７号[46]（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア）頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第２３条の９の５第１項第６号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ）役務利用管理システム又はＳＩＭカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第２条第５号に基づく、ＭＶＮＯの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はＳＩＭカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、ＭＶＮＯ側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

（オ）接続料の算定

事業法第３４条第３項第２号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成２８年総務省告示第１１０号[47]に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第４条第１項の表に掲げる機能に係る接続料

[46] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html
[47] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第３４条第３項第２号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「２　電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

ア）接続会計における固定資産の整理

二種接続料規則第５条では、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成２３年総務省令第２４号。以下「接続会計規則」という。）別表第３の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第２の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

また、接続会計規則第７条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和６０年郵政省令第２６号）第１１条第２項では、「二以上の種類（別表第二の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。」とされている[48]。

この際、音声伝送役務とデータ伝送役務に共用される固定資産をそれぞれの役務の勘定に整理するに当たっては、表１に掲げる固定資産をそれぞれの役務に直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に共有される固定資産を原則としてトラヒック比によりそれぞれの役務に配賦する。ただし、表２に掲げる固定資産については、その性質に鑑みて次の基準により配賦する。

表１　音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産

音声伝送役務に直課する固定資産	データ伝送役務に直課する固定資産
専ら音声伝送役務に関連する固定資産 （例） ・3G音声交換機 ・VoLTE交換機 　・P-CSCF：Proxy-Call Session Control Function 　・IMS-AGW：IMS-Access Gateway ・関門交換機 　・MGW：Mobile Gateway	専らデータ伝送役務に関連する固定資産 （例） ・3Gパケット交換機 　・GGSN：Gateway GPRS Support Node 　・SGSN：Serving GPRS Support Node ・ISP提供装置

[48] 接続会計規則別表第3 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意においては、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。」とされている。

・MGCF：Media Gateway Control Function ・BGCF：Breakout Gateway Control Function ・IBCF：Inter- connection Border Control Function ・音声回線交換サービス制御装置 ・AS：Application Server ・音声メディア制御装置 ・MRFC：Media Resource Function Controller ・MRFP：Media Resource Function Processor ・IMS呼制御装置 ・S-CSCF：Serving Call Session Control Function ・I-CSCF：Interrogating Call Session Control Function ・SMS関連装置 ・GMSC：Gateway Mobile Switching Center ・上記に係るソフトウェア	・上記に係るソフトウェア

表２　トラヒック比以外の基準により配賦する固定資産

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
機械設備	サービス制御系装置（表３参照）	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比[49]
空中線設備[50]/市内・市外線路設備	鉄塔、鉄柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比

[49] 移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に整理した結果を加重平均した比率をいう。以下同じ。

[50] 空中線設備のうち、フィーダーはトラヒック比により、フィーダーラック及び架台・支持柱・取付金具は回線数比により配賦することとする。

車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	その他ソフトウェア（交換機系ソフトウェア、障害対策システム、研究開発用ソフトウェア等）	ネットワーク資産額比
	ソフトウェア仮勘定	固定資産全体の固定資産取得価額比
	その他無形固定資産（周波数移行費用、設備使用権、ブランド使用権、商標権、意匠権、のれん、特許権、借地権等）	固定資産全体の固定資産価額比

表３　回線数比により配賦するサービス制御系装置

世代	標準名	備考
3G	HLR:Home Location Register	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報（データベース）管理を行う装置
	SGW : Signaling GateWay	共通線信号（おもに3G方式に制御信号）の中継を行う装置　※S-GWとは異なる装置
4G	MME : Mobility Management Entity	基地局を収容し、モビリティ制御（端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御）などを提供する装置
	PCRF：Policy and Charging Rules Function	ユーザデータ転送のQoS（クオリティオブサービス：ネットワークサービスを安定して使用出来る様に、データを通す順序や量を調整すること）及び課金のための制御行う装置
	DRA : Diameter	EPCのシステムの１つである「PCRF」の機

	Routing Agent	能ブロックの１つで、加入者プロファイルを収容するPCRブレードを選択する機能のブレード
	HSS : Home Subscriber Server	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報(データベース)管理を行う装置
5G	UDM : Unified Data Management	5GCにおけるC-Plane上のNF（機能部）で、各ユーザーの加入契約情報や端末認証情報、端末の在圏位置情報を保持する機能を担う装置
	AMF : Access and Mobility Management Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時のモビリティ制御(端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御)などを提供する装置
	PCF : Policy Control Function	5GCの一部であり、ポリシー制御などを提供する装置
	CHF : Charging Function	5GCの一部であり、課金機能を提供する装置
	SMF : Session Management Function	5GCの一部であり、セッションを管理する装置
	NRF : Network Repository Function	5GCの一部であり、5GC-NFの管理する装置
	NSSF : Network Slice Selection Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時において、加入者が利用するネットワークスライスを選択する装置
	BSF : Binding Support Function	5GCの一部であり、5GC-NFと加入者の紐づけを管理する装置
共通	DNS : Domain Name System	インターネットを使った階層的な分散型データベースシステム。主にホスト名や、電子メールに使われるドメイン名とIPアドレスとの対応づけを管理するために使用する装置
	SMSC : Short Message Service Center	音声、映像、FAX等のメディア処理機能を集約・統合した付加サービス系のサービス提供ノード。ショートメール、留守番電話等を提供する装置
	SMLC : Serving Mobile Location Centre	位置測位に関する機能を持つ装置群

	eSMLC : Evolved Serving Mobile Location Centre	
	LMF : Location Management Function	
	SLP : Service Location Protocol	
	SM-DP/SR : Subscription Manager Data Preparation/ Secure Routing	eSIMに関する機能を持つ装置

イ）原価算定の３ステップ・プロセス

二種接続料規則第６条第１項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第７条第１項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、ａ及びｂに示す３ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが３ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

ａ　音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能

（ａ）ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

ａ）移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費[51]、試験研究費、研究費償

[51] 他事業者の局舎等に自らの設備をコロケーションする際の土地・建物に係る費用及び電気料を含む。以下同じ。

却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料[52]及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

ｂ）音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第３に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する[53]。

ｃ）施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア）に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

（ｂ）ステップ２においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。

ａ）契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用[54]が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

ｂ）契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

（ｃ）ステップ３においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

ａ）接続料原価対象外費用は、ｃに示す考え方に基づいて特定する。

ｂ）接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

ｂ　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第４条第２項第１号に掲げる部分に係る接続料）

（ａ）ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝

[52] 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料並びに他事業者の局舎等に自らの設備をコロケーションする際の電力設備使用料及び空調設備使用料を含む。以下同じ。

[53] 試験研究費のうち、特定のサービス又は資産への帰属が明確なものについては、ア）に示す考え方に基づいて算定する関連する固定資産取得価額比により配賦する。以下同じ。

[54] 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

ａ）移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

ｂ）音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第３に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する。

ｃ）施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア）に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

（ｂ）ステップ２においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

ａ）回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用[55]及び接続事業者が使用しない設備に係る費用[56]が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

ｂ）回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

（ｃ）ステップ３においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

ａ）接続料原価対象外費用は、ｃに示す考え方に基づいて特定する。

ｂ）接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

ｃ　接続料原価対象外費用となる営業費用

[55] 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。
[56] 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

（ａ）営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費
電気通信の啓発活動[57]に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費
エリア整備・改善を目的とする情報収集[58]に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費
周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

（ｂ）設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）
② 他の事業者が個別に負担している設備費[59]
③ 付加機能[60]の用に供する設備費

ウ）正味固定資産価額

二種接続料規則第８条第３項の正味固定資産価額は、ア）に示す考え方に基づくものとする。

エ）利潤の算定に用いる資本構成比

[57] 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。
[58] 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。
[59] 例として、POI回線に係る費用。
[60] 例として、留守番電話機能。

二種接続料規則第８条第６項の他人資本比率、同令第９条第２項の自己資本比率等の利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

オ）有利子負債の範囲

二種接続料規則第８条第７項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「１年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

カ）リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第９条第３項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、基礎事業年度（二種接続料規則第１７条第２項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

キ）主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第９条第３項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、１９５２年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

ク）音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第１１条第３項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。この際、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

① 第二種指定端末系交換設備
② 第二種指定中継系伝送路設備
③ 第二種指定中継系交換設備
④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
⑤ 第二種指定端末系無線基地局
⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
⑦ 信号用伝送路設備
⑧ 信号用中継交換機
⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
⑪ 設備への帰属が認められないもの

ケ）データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第１１条第２項では、需要は、実績原価方式においては「接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値」、将来原価方式においては、「接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値」とされており、同令第１３条第１項第１号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

コ）複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第１６条第１項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される[61]。

・ 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに

[61] 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第２項により読み替えて適用する同令第３章及び第４章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

ａ　原価算定

（ａ）算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「イ）原価算定の３ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ３において「接続料対象外費用」として控除する。

（ｂ）算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

ｂ　利潤算定

（ａ）利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

ａ）貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目
ｂ）損益計算書上の「営業外費用」の全科目

（ｂ）法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

サ）当年度精算

二種接続料規則第１７条第２項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、例えば、データ伝送交換機能の

回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当した。

ａ　暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

ｂ　接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、ＭＶＮＯの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するＭＶＮＯに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

シ）将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第４条第２項第１号及び第２号に掲げる部分については、二種接続料規則第１３条第２項の規定により、将

来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている[62]ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第７条第２項第２号、第８条第３項第２号及び第１１条第２項第２号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額[63]及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとＭＶＮＯの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、ＭＶＮＯと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきＭＶＮＯが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする[64]。

ａ　算定区分

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第３の移動電気通信役務収支表に記載されて

---

[62] 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料（同条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）及び精算接続料（同条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

[63] 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書（令和元年9月）では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。

[64] 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。

いる営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第２の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

ｂ　算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。見込みについては、具体的かつ細かな粒度とすることにより、見込みと予測値との間の因果関係を明確化することが適当である。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

また、データ伝送交換機能に係る接続料について、「予測値と実績値との間に乖離が生じた理由」及び「前年度の予測値と今年度の予測値との間に乖離が生じた理由」を分析した結果を、次期の接続料算定に反映することで、予測値の更なる精緻化に努めることが適当である。

ｃ　精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

精算接続料が予測接続料を上回ることでＭＶＮＯによる二種指定事業者への追加的な支払が生じる場合には、ＭＶＮＯからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等ＭＶＮＯへの負担軽減を図るための措置を二種指定事業者が自主的に行うことが望ましい。なお、当該措置に伴う債権保全措置を講ずる場合には、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』にのっとることが求められる。

ｄ　ＭＶＮＯへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、ＭＶＮＯにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第２条第１０号及び第１１号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったＭＶＮＯに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、ＭＶＮＯとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

（カ）接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第３４条第７項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてＭＶＮＯに情報提供するよう努めることが適当である。

・　第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

３）ＭＮＯ等によるＭＶＮＯの兼営

ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等（当該ＭＮＯの特定関係法人又は当該ＭＮＯを特定関係法人とする者をいう。以下同じ。）が他のＭＮＯのネットワークを利用してＭＶＮＯを運営すること（以下「ＭＶＮＯ運営」という。）については、事業法上禁止されておらず、行い得る。ただし、ＭＮＯが、有限希少な電波の割当を受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、ＭＮＯは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である。

ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等によるＭＶＮＯ運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第２９条第１項第１０号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる。例えば、ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等によるＭＶＮＯ運営が行われる場合であって、当該ＭＮＯにおいて、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為[65]が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるときや、当該ＭＮＯにお

[65] 例えば、当該MNOにおいて、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画

いて、ＭＶＮＯ運営を通じて得た他のＭＮＯに関する情報について、その目的外利用が行われるときは、公正競争上の弊害を引き起しているものと判断される。

また、上述のとおり、ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のＭＮＯの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合は、事業法第３２条の接続応諾義務の例外に該当することとなる。

４）市場支配的なＭＮＯに係る規律

事業法第３０条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なＭＮＯ（事業法第３０条第１項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下４）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録及び事業法第１１７条第１項の認定の取消対象となる（事業法第３０条第５項、第１４条第１項及び第１２６条第１項第３号）。

① ＭＶＮＯの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該ＭＶＮＯ及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第３０条第３項第１号）。
② 市場支配的なＭＮＯが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なＭＮＯの特定関係法人であるＭＶＮＯであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第３０条第３項第２号）。

５）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議に関する事項

ア ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとととともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、ＭＶＮＯとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい[66]。

に従った基地局整備を行わないことは、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠」に該当するものと判断される。また、例えば、収益性の低い地域において、当該MNOの基地局整備状況が、当該MVNO運営に係るネットワークを提供する他のMNOの基地局整備状況と比べて著しく劣っている状況が長期に渡り継続している場合は、合理的な理由がある場合を除き、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為」に該当するものと判断される。

[66] MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにＭＶＮＯに通知するなど、ＭＶＮＯの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ　ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

ＭＮＯが卸電気通信役務の提供又は接続に関してＭＶＮＯとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある[67]。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、ＭＮＯにおいてＭＶＮＯから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
・ＭＮＯの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の	・ＭＶＮＯが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系

認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（15頁）を参照）。

（例）

・ MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。

・ MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。

・ MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。

・ 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

[67] MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

・ MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラヒック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・ＭＮＯが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラヒック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）	・ＭＶＮＯの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態 ・ＭＶＮＯが提供するサービスの原価 ・ＭＶＮＯが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画 ・ＭＶＮＯが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先
・ＭＮＯによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）	

ただし、ＭＶＮＯが企図する事業形態は多種多様であることから、ＭＮＯに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、ＭＶＮＯの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、ＭＮＯにおいて、その聴取の合理的な必要性をＭＶＮＯに対して明示することが求められる。

ウ　接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続等関連情報」という。）[68]について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供（以下「接続等関連情報の目的外利用」という。）[69]が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある。

ＭＮＯによるＭＶＮＯに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、ＭＶＮＯの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。
ＭＶＮＯによるＭＮＯに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、ＭＮＯの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた

[68] 例えば、新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況等がこれに該当する。
[69] 例えば、自己の営業目的での利用、自己の特定関係法人への提供がこれに該当する。

具体的な措置を行うことが求められ[70]、それを怠った場合であって、事業の運営が適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

エ　ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、ＭＮＯは、ＭＶＮＯに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、ＭＮＯにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第２９条第１項第２号）。

オ　ＭＶＮＯによる端末の調達

ＭＶＮＯは、自ら端末を調達し、ＭＮＯのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準[71]を満たす必要がある（電波法に係る事項については、「３電波法に係る事項」を参照。）。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第５２条）こととされて

[70] 接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び入手した日時の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。

[71] 事業法第69条及び「端末設備等規則」（昭和60年郵政省令第31号）並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/）、「無線基準認証制度」（http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/）を参照。

おり、ＭＶＮＯが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をＭＮＯのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる。

なお、ＭＶＮＯの端末設備をＭＮＯのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、ＭＶＮＯの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、ＭＮＯは、当該費用の請求について、①ＭＮＯ及びＭＶＮＯ間で事前確認試験等が行われる場合には、ＭＶＮＯに対しその算定根拠、②ＭＮＯ及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、ＭＶＮＯに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第２条第７号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、ＭＶＮＯから要望があった場合には、開示しなければならない。

また、ＭＶＮＯが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、ＭＮＯのネットワークに係る情報が必要となる場合など、ＭＶＮＯのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、ＭＮＯがＭＶＮＯと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

そうした事前確認試験等を実施する際に、ＭＮＯが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第２９条第１項第２号）の対象となる場合がある。

カ　電気通信番号の適切な管理

（ア）電気通信番号の使用

移動通信サービスの提供に当たり使用する電気通信番号について、ＭＮＯ等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とＭＶＮＯが自ら指定を受けて使用する場合がある。

ＭＶＮＯがＭＮＯから卸電気通信役務の提供を通じて電気通信番号の提供を受け、当該番号を使用したサービスを提供する場合、事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象は電気通信役務の提供元であるＭＮＯであることから、ＭＶＮＯは、当該ＭＮＯに付与された電気通信番号の枠内でサービスを提供す

ることになり、必要に応じて当該ＭＮＯとの間において締結される卸電気通信役務契約において電気通信番号の使用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のＭＮＯからＭＶＮＯへの受け渡しの形態については、あくまでＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である[72]。

また、ＭＶＮＯがＭＮＯと接続してサービスを提供する場合、ＭＶＮＯの利用者は、ＭＶＮＯからだけではなく、無線ネットワーク等ＭＮＯの役務提供区間において、ＭＮＯからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電気通信番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られる（付番される）こととなる。

（イ）携帯電話の番号ポータビリティ

移動通信サービスの提供に当たり音声伝送携帯電話番号を使用する場合には、双方向での番号ポータビリティを可能としなければならない（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）第３の表「電気通信番号の使用に関する条件」欄）。この義務はＭＮＯ及びＭＶＮＯに等しく課せられたものであり、両者間で協議した上で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、番号ポータビリティ受付の対応その他の番号ポータビリティの実施において必要な措置を行わなければならない。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、ＭＶＮＯへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、ＭＮＯは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をＭＶＮＯへ提供することが望ましい。また、店頭でＭＶＮＯへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、ＭＮＯは、ＭＶＮＯがＳＩＭを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でＳＩＭを書き換える仕組みなど、必要な機能をＭＶＮＯへ提供することが望ましい。

---

[72] MNOが電気通信番号の指定を受ける際には、MVNOの需要の見込みを自らの電気通信番号の算定の根拠に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその算定の根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。
このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

キ　障害情報の提供

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和６２年郵政省告示第７３号）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第２条第４号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、ＭＶＮＯに通知しなければならない。

また、自身がＭＶＮＥとして他のＭＶＮＯに電気通信役務の提供を行っているＭＶＮＯにおいては、ＭＮＯ等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

６）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議が円滑に行われない場合

ア　法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、ＭＶＮＯ事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、ＭＶＮＯ及びＭＮＯ間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３５条第１項及び第３８条第１項）。

イ　意見申出制度

ＭＮＯとＭＶＮＯとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、ＭＮＯ（又はＭＶＮＯ）の業務の方法に苦情その他意見のあるＭＶＮＯ（又はＭＮＯ）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第１７２条第２項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申

出制度の運用に係るガイドライン」（０７年１２月）[73]に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第２９条に基づく業務改善命令等）を講じる。

ウ　協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該ＭＶＮＯは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３５条第１項及び第３８条第１項）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第３５条第３項及び第４項並びに第３９条において準用する第３５条第３項及び第４項）。

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

ＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第１５４条第１項及び事業法第１５６条第２項において準用する第１５４条第１項）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、ＭＶＮＯは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第１５５条第１項及び事業法第１５６条第２項において準用する第１５５条第１項）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛

[73] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

争処理マニュアル」[74]を参照。

（３）ＭＶＮＯと利用者との間の関係

１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係[75]

ＭＶＮＯと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、ＭＶＮＯに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第２９条第１項）。

① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（１５頁）を参照。

また、ＭＶＮＯが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、ＭＶＮＯがこれら

---

[74] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

[75] 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。
なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

の情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第４条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、ＭＶＮＯは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号）が適用される。ＭＶＮＯがＭＮＯの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、ＭＶＮＯが利用者の個人データ又は通信の秘密に係る個人情報をＭＮＯに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第１７条）。

この場合において、ＭＶＮＯは、個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない[76]。

また、ＭＮＯはＭＶＮＯから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するＭＶＮＯは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成１７年法律第３１号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきＭＶＮＯに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成１７年総務省令第１６７号）第２条ただし書[77]において、同法の適用を受

[76] 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html)参照

[77] 「法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事

ける携帯音声通信役務から除外されているため、ＭＮＯは、当該契約の締結に際して、ＭＶＮＯに対して本人確認等を行う必要はない。

２）消費者保護規律

一般消費者向けの主要な移動通信サービス[78]（法人契約[79]等を除く。以下この２）において同じ。）を提供するＭＶＮＯは、次に掲げる規律の対象となる。なお、①、③、④及び⑤の規律については、ＭＶＮＯに係る契約の媒介等を業として行う者も対象となる。

① 提供条件概要説明義務（事業法第２６条）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約の締結をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要について利用者に説明しなければならない（事業法第２６条）[80]。

② 書面の交付義務及び初期契約解除制度（事業法第２６条の２及び第２６条の３）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約の締結後に契約締結書面を利用者に交付しなければならない（事業法第２６条の２）。さらに、一部のサービスにおいて利用者は、当該書面受領後等から８日間は、電気通信事業者の合意なく契約解除できることとしている（初期契約解除制度（事業法第２６条の３））[80]。

③ 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第２６条の４）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への周知義務が課されている（事業法第２６条の４第１項）[80]。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ総務大臣に届け出ることとされている（事業法第２６条の４第２項）[80]。

④ 苦情等処理義務（事業法第２７条）

業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備により提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条（令和6年4月1日時点））

[78] 事業法第26条第1項第1号及び第3号の指定された電気通信役務のことを言い、携帯電話端末サービス（スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス）及び無線インターネット専用サービス（タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの）が含まれる。

[79] 法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）営利を目的としない非営利の法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

[80] 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）を参照。

主要な移動通信サービス[78]の利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第２７条）[80]。この場合、ＭＶＮＯに寄せられた苦情及び問合せが、ＭＮＯの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、ＭＮＯはＭＶＮＯと協力して対応する必要がある。

⑤　不実告知等の禁止（事業法第２７条の２第１号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの[81]について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止（事業法第２７条の２第１号）されている[80]。

⑥　自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止（事業法第２７条の２第２号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、その相手方に対して自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為が禁止（事業法第２７条の２第２号）されている[80]。

⑦　勧誘継続行為の禁止（事業法第２７条の２第３号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思（契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。）を表示した場合、勧誘を継続する行為が禁止（事業法第２７条の２第３号）されている[80]。

⑧　その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（事業法第２７条の２第４号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約について、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為が禁止（事業法第２７条の２第４号）されている。具体的には、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止及び期間拘束契約に係る違約金等の制限が規定されている[80]。

⑨　代理店に対する指導等の措置義務（事業法第２７条の４）

電気通信事業者には、代理店の業務を監督する責任者の選任等の代理店への指導等の措置[82]を行う義務（事業法第２７条の４）が課されている。

---

[81] 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」などの契約の締結を必要とする事情（いわゆる「動機」に当たるもの）に関する事項も含まれる。

[82] 措置の具体的な内容は、下記の①から⑨までのとおり。

①媒介等業務（以下この注において「業務」という。）を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置

②業務の実施状況を監督する責任者の選任

③業務手順等文書（適切な誘引の手段に関する記載を含む）の作成、研修の実施等

④媒介等業務受託者の届出を行ったことを確認し、遵守させるための措置

⑤業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等

⑥利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理

⑦業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等

⑧通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止に関する規定を遵守するために必要な措置

⑨各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

なお、総務大臣は、事業法第２６条、第２６条の２、第２６条の４、第２７条、第２７条の２及び第２７条の４の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（事業法第２９条第２項第１号）。

（４）その他

ＭＶＮＯは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

１）業務協定の認可の申請

ＭＶＮＯの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第４０条）。

２）通信量等の報告

上記１）の業務協定の認可が必要となるＭＶＮＯ及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するＭＶＮＯ並びにＭＮＯと接続して音声の移動通信サービスを提供するＭＶＮＯ（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第２条第８項及び第５条）。

３）事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称、住所、法人代表者の氏名の変更、提供区域の増加又は減少にあっては、変更後遅滞なく届け出ることを要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第１６条第３項及び第４項、事業法施行規則第９条及び第１０条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１７条、事業法施行規則第１１条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１８条第１項）。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第１８条第２項）。

４）契約数等の報告

ア　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上であるＭＶＮＯ

ＭＶＮＯのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上[83]であるＭＶＮＯは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第２条第１項及び様式第１５の３）。

具体的な報告内容は、次のとおり。

・提供元事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名）
・区分ごとの契約数（再卸[84]、ＳＩＭカード型[85]、通信モジュール[86]、単純再販[87]及びその他[88]）
・他のＭＶＮＯに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のＭＶＮＯの名称（契約数３万以上と３万未満の別）

イ　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（他のＭＶＮＯに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

ＭＶＮＯのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（ＭＮＯと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者をいう。）であって、他のＭＶＮＯに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のＭＶＮＯの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第２条第１項及び様式第１５の３の２）。

５）利用者数の報告

ＭＶＮＯは、年度終了後１か月以内に、自身が提供する仮想移動電気通信サービ

83　仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。
84　仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。
85　SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）、その契約数。
86　特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。
87　MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。
88　「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。

スについて、

① 料金の支払いを要しないものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合、

② 料金の支払いを要するものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合、

当該利用者数の平均について、総務大臣に報告しなければならない（報告規則第２条第３項及び第４項並びに様式１５の６）。

６）電気通信番号の使用状況の報告

電気通信番号を使用しているＭＶＮＯは、毎年度、電気通信番号の使用状況等について総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第８条）。

３　電波法に係る事項

（１）事業開始の際に必要な手続

ＭＶＮＯは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（１（２）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてＭＶＮＯとみなされる者（以下「みなしＭＶＮＯ」という（脚注１参照）。）が無線局の運用を行う場合には、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第４１条の２の４第１項において準用する同規則第４１条の２）。また、ＭＮＯは、遅滞なく、みなしＭＶＮＯの氏名又は名称、みなしＭＶＮＯによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第２項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係

ＭＮＯが無線局を自ら運用する場合には、ＭＮＯは、その運用に係る責任を有する[89]。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

ＭＮＯが無線局の運用を行う場合には、ＭＶＮＯの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「ＭＶＮＯの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はＭＮＯに課せられる。この混信の除去について、ＭＶＮＯはＭＮＯに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある[90]。

みなしＭＶＮＯが無線局の運用を行う場合には、みなしＭＶＮＯがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしＭＶＮＯに対して行われることになる（電波法第７０条の８第３項において準用する同法第７６条第１項）。

また、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならず（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第３項）、ＭＮＯがみなしＭＶＮＯに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、ＭＮＯが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第７６条第５項第４号）。

この他、ＭＶＮＯは、ＭＮＯに対して、実際に運用されているＭＶＮＯの利用者が

---

[89] MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

[90] 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（１）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域[91]に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第２９条第１項各号）。

（２）国際ローミング

ＭＶＮＯの利用者が日本国外において提供を受ける国際ローミングサービスについては、ＭＮＯと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、ＭＶＮＯにおいて、特段の行政手続を要しない。

ＭＶＮＯが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該ＭＶＮＯとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するＭＮＯは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第１０３条の６第１項及び第２項）。

① 外国の携帯電話端末等が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
② 外国の携帯電話端末等が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

[91] 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のＭＶＮＯからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯ

（１）電波法第２７条の１４第６項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合[92]、開設計画の認定を受けたＭＮＯは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

ＭＮＯが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合[93]、これは当該ＭＮＯの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和２５年電波監理委員会規則第１２号）第３条第７項）[94]。

（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

ＭＮＯは、事業法第９条の電気通信事業の登録、事業法第１２条の２の登録の更新又は事業法第１３条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第１６３条）を履行しなければならない[95]。

ＭＮＯが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第２９条第１項）。

---

[92] 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（平成30年総務省告示第34号）においては、既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

[93] 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針においては、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。当該規定により、認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされており、MVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況についても当該報告の対象となっている。

[94] 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

[95] 例えば、平成21年6月10日付け3．9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者が、事業法第9条の電気通信事業の登録又は事業法第13条の変更登録を受ける場合には、①MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、②コンテンツ配信事業者等に対しても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、③①及び②の実施状況について、総務大臣に報告することを条件として付しているなど、特定基地局の開設指針における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を踏まえた条件を付していることがある。

また、ＭＮＯが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第１４条第１項第１号）。

なお、当該ＭＮＯが事業法第９条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第２７条の１６第１項）[96]。

[96] このほか、当該MNOが、①事業法第9条の登録又は変更登録を拒否された場合、②事業法第9条の登録がその効力を失った場合、③その電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があった場合には総務大臣は、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができることとされている（電波法第27条の16第6項）。

６　見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるＭＶＮＯのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

（全般〔代表窓口〕）

ＭＶＮＯ支援相談センター（料金サービス課内）　TEL.03-5253-5845

（事業法関係）

電気通信事業部　事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）
TEL.03-5253-5835
（報告規則関係）　TEL.03-5253-5947
料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）
TEL.03-5253-5845
データ通信課（事業法に基づく届出関係）
TEL.03-5253-5852
電気通信技術システム課番号企画室（電気通信番号関係）
TEL.03-5253-5859

（電波法関係）

電波部　電波政策課　TEL.03-5253-5873
移動通信課　TEL.03-5253-5893

図 1

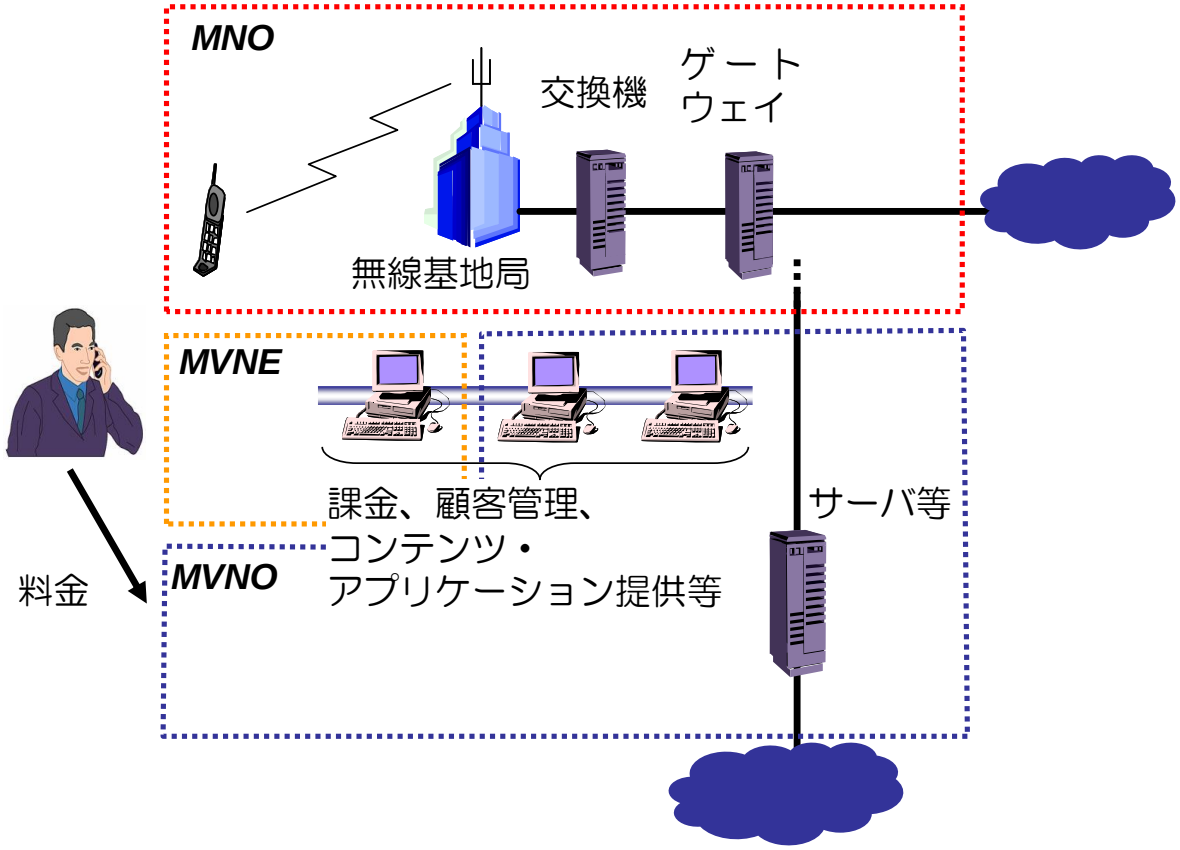
MNO
交換機
ゲート
ウェイ
無線基地局
MVNE
課金、顧客管理、
コンテンツ・
アプリケーション提供等
サーバ等
料金
MVNO

図 2

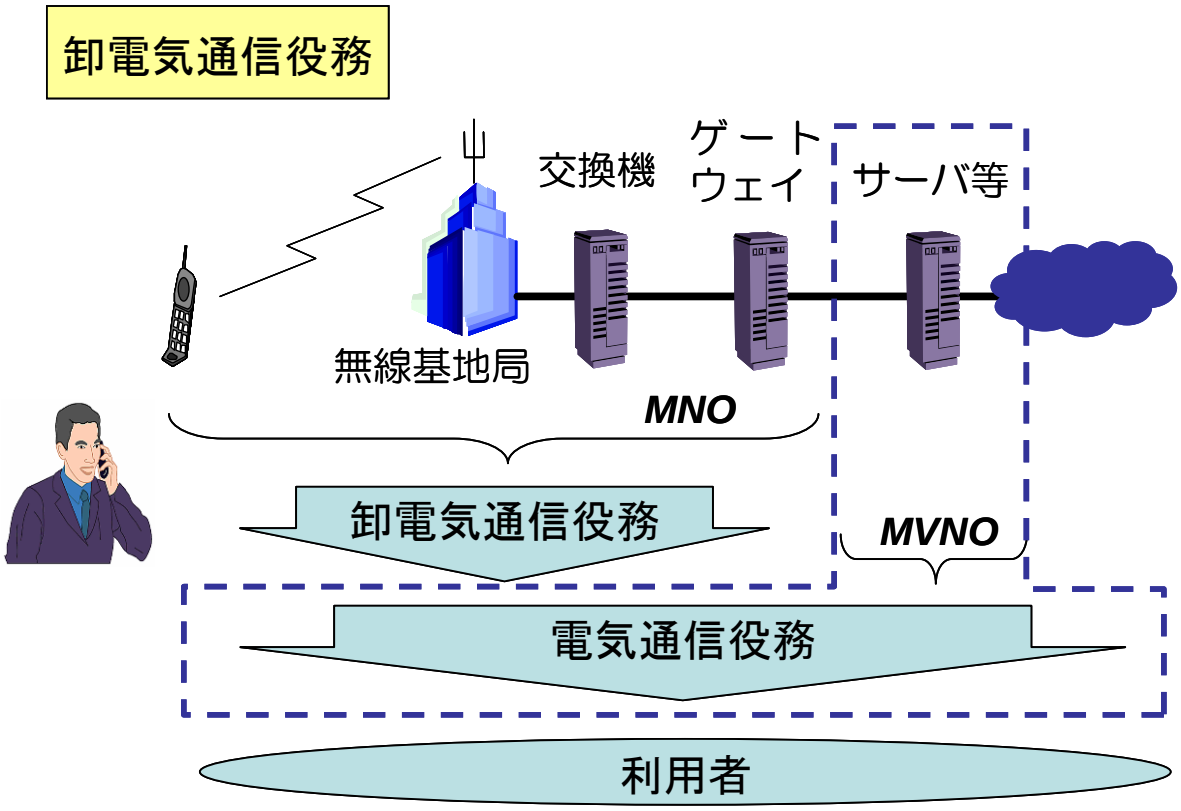
卸電気通信役務
交換機
ゲート
ウェイ
サーバ等
無線基地局
MNO
卸電気通信役務
MVNO
電気通信役務
利用者

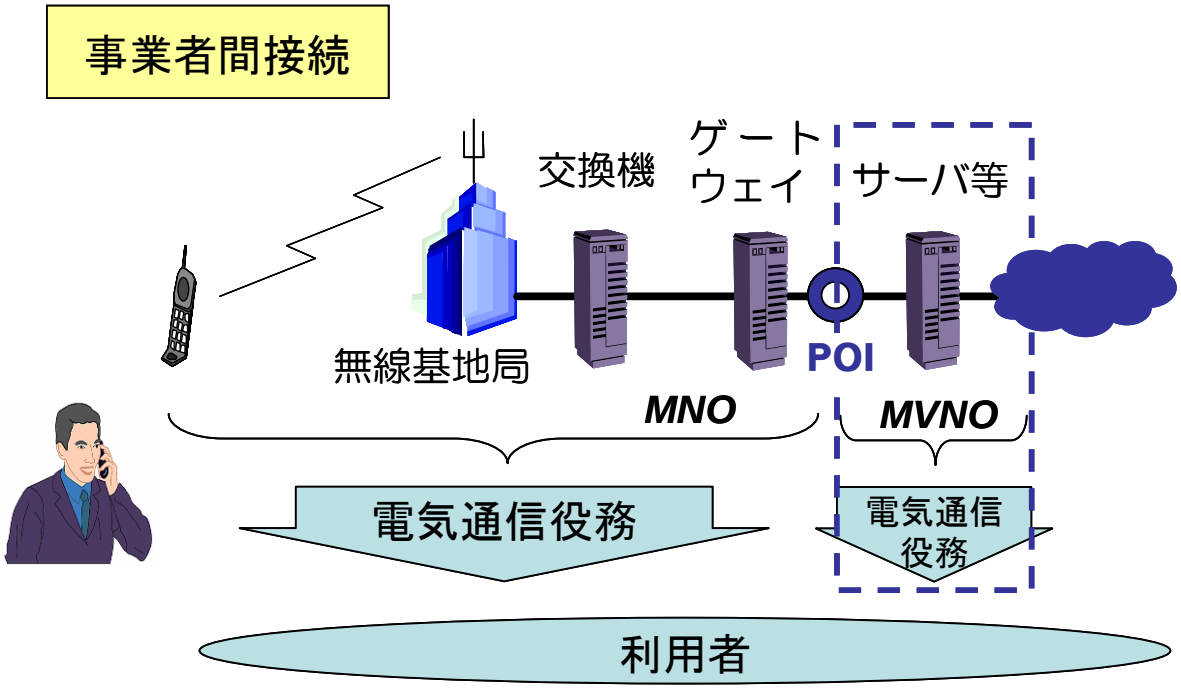
事業者間接続
交換機
ゲート
ウェイ
サーバ等
無線基地局
POI
MNO
MVNO
電気通信役務
電気通信
役務
利用者

モバイル接続料の
適正性向上に関する資料

接続料算定の検証と精緻化

1

◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第３項の規定により、**「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならない**とされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。

◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則に　おいて、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\text{接続料単価} \leqq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

【接続料精緻化のサイクル】

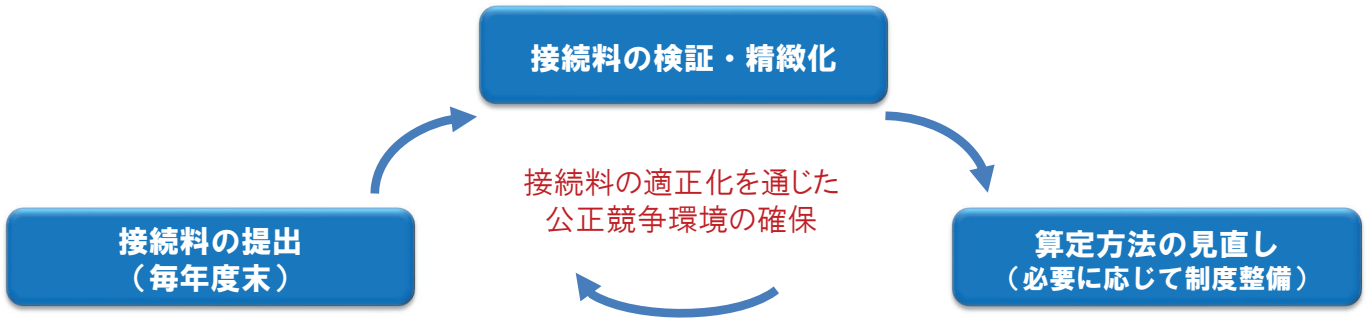

（参考）接続料の算定方法

2

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費※

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

＋

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定

※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 ＝ レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利子率

- **正味固定資産価額※**＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本
  - 二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額
  - 繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定
  - 設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数／365日）
- 負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定
- 有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利子率及び有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの
  - 有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定
  - 当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

＋

自己資本費用 ＝ レートベース × 自己資本比率（1－他人資本比率） **× 自己資本利益率**

- 期待自己資本利益率の過去３年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値
  - リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）
  - 移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は１のいずれか低い方の値

＋

利益対応税＝（自己資本費用＋レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

- 有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定
- 法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要※
（通信料等の実績値）

データ伝送交換機能の接続料の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

（参考）接続料の算定及び精算のスケジュールと費用配賦見直し

3

- ◆ 費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用。今般の検証の対象である2024年度届出接続料は、費用配賦見直し後の2023年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、**費用配賦見直しが反映**されている。
- ◆ ただし、データ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）については、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、**2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定**し、**2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限**としている。また、2024年度接続会計において更なる見直しを行うところ、**2026年度及び2027年度の予測接続料**については、**予め更なる見直し後の接続料水準を予測し算定**している。

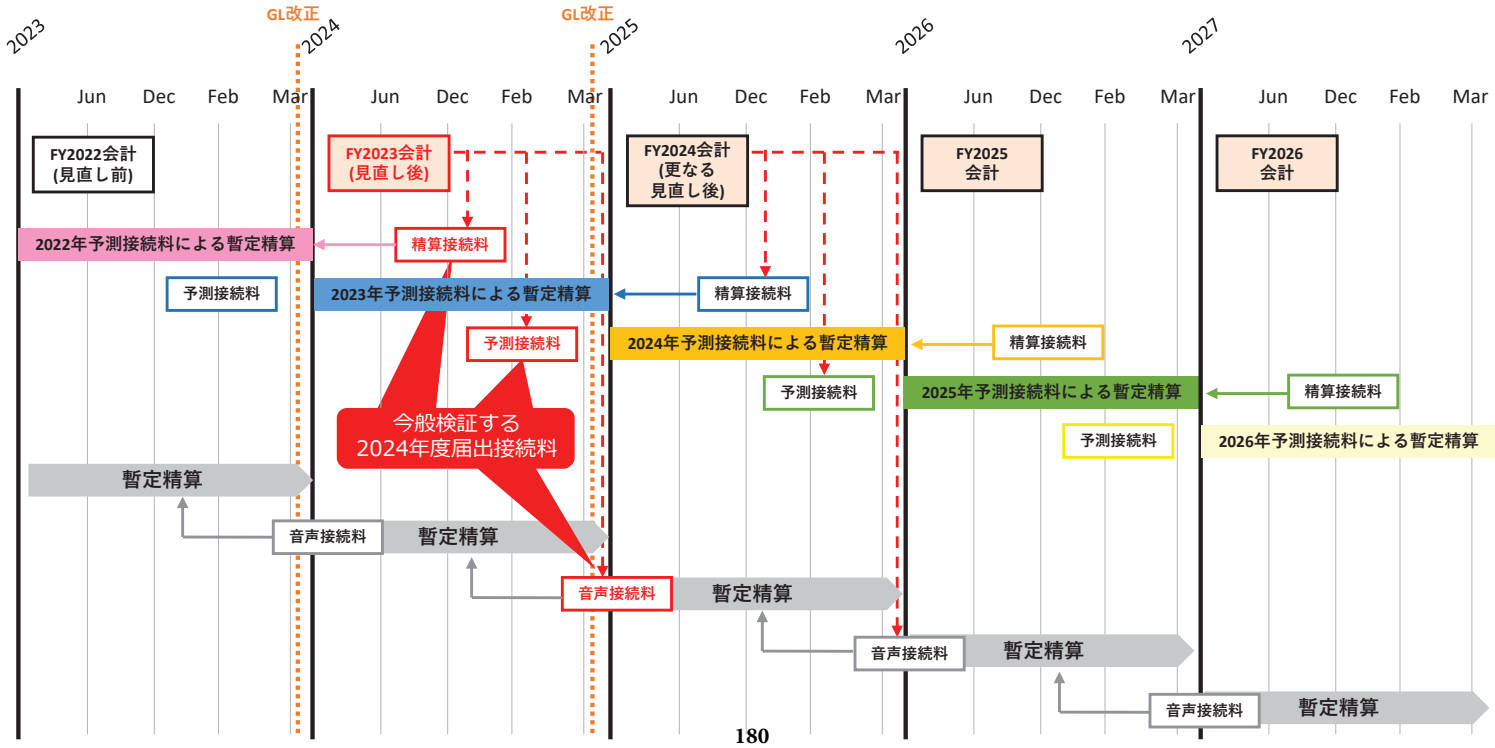

（参考）費用配賦見直しにおける更なる見直しとデータ接続料との関係

4

◆ 費用配賦の更なる見直しと、接続会計及びデータ接続料との関係は以下のとおり。

◆ MVNOの予見性を確保する観点から、2024年度に届出が行われた2025～2027年度の予測接続料のうち、2026年度及び2027年度接続料については、予め更なる見直し後の接続料水準を予測している。

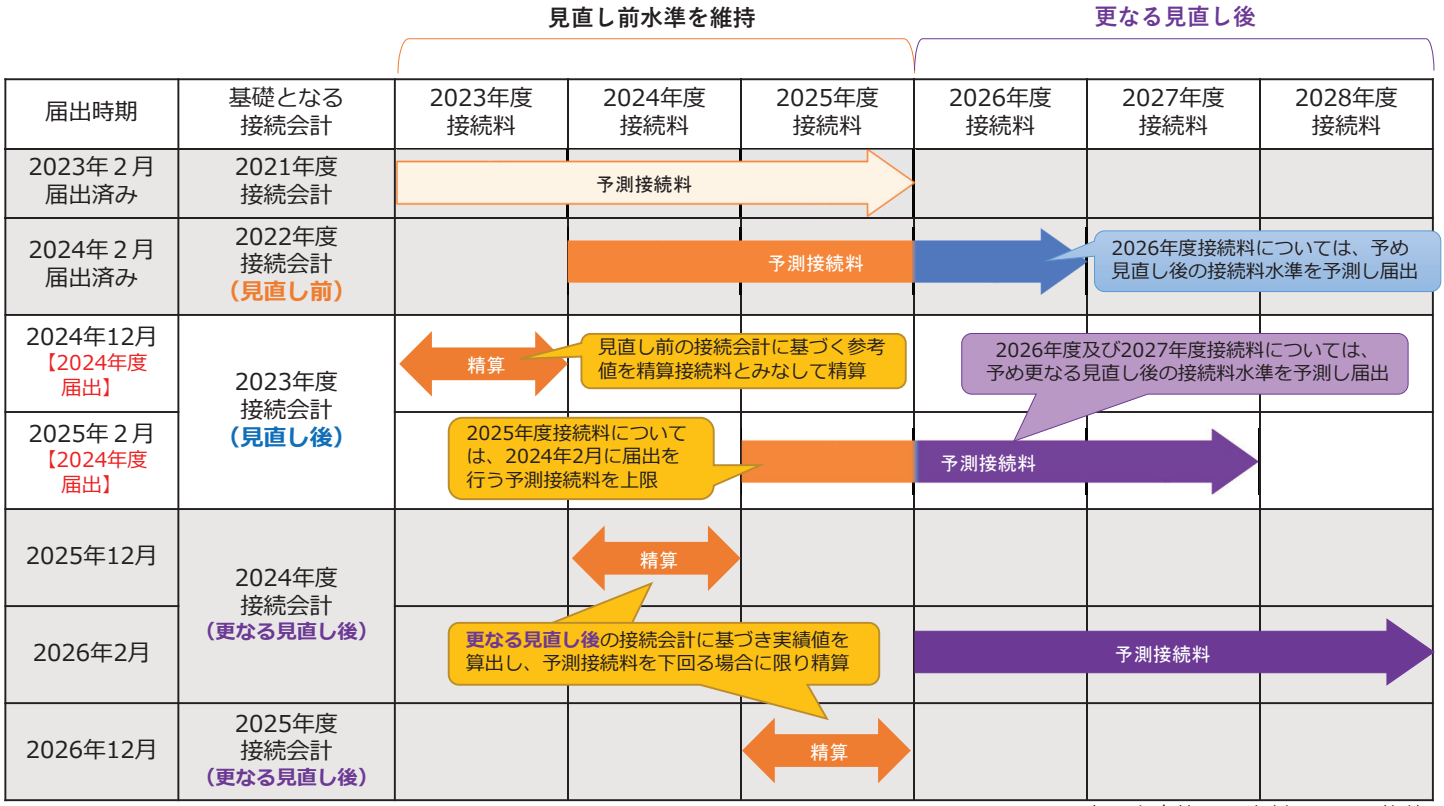

本研究会第91回資料91-1より抜粋

（参考）接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱い

5

◆ 本研究会第89回会合における議論を踏まえ、総務省からMNO３社に対し、2024年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも2026年度接続料から、4G･5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定とすることを要請している。

考え方

（前提）

◆ 4G･5G（NSA方式）及び5G（SA方式）に係る接続料を一体として算定する場合、5G（SA方式）に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G･5G（NSA方式）と5G（SA方式）の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G（SA方式）に移行することにより、4G･5G（NSA方式）の需要が減少し、4G･5G（NSA方式）の接続料が上昇する可能性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大きく影響する可能性がある。

（試算結果）

◆ 今般のMNO各社によるデータ接続料（回線容量単位接続料）の試算結果は、少なくとも**2026年度接続料においては**、３社とも、原価全体に占める5G（SA方式）の割合を、需要全体に占める5G（SA方式）の割合が上回り、4G･5G（NSA方式）のみ接続料と比べて**5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額**となる結果となった。

具体的には、①**5G（SA方式）に係る原価及び需要が早期に拡大**すると予測する事業者においては、2024年度接続料から、4G･5G（NSA方式）のみ接続料と5G（SA方式）を一体として算定する接続料が同額、又は、５G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっている一方、②**5G（SA方式）に係る原価及び需要が当面は僅少**と予測する一部の事業者においては、2024年度接続料及び2025年度接続料は、4G･5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が高額（ただし、接続料の水準差は小さい）となっている。①、②いずれの事業者においても、2026年度接続料においては、5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっている。

◆ なお、データ接続料（回線数単位接続料）の試算結果については、4G･5G（NSA方式）のみ接続料と5G（SA方式）を一体として算定する接続料で大きな水準差が存在しない結果となっている。

（試算結果を踏まえた考え方）

◆ 試算の結果、少なくとも回線容量単位接続料については、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みとなっている。また、2026年度接続料においては、4G･5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることから、仮に、5G（SA方式）導入意向がなく4G･5G（NSA方式）のみで十分だというMVNOが存在する場合であっても、一体算定が望ましいと考えられる。

◆ 以上の点及びデータ接続料について費用配賦見直しの激変緩和措置が2024年度･2025年度接続料に適用されることを踏まえれば、**少なくとも2026年度予測接続料から4G･5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当**である。

◆ ついては、総務省において、**MNO３社に対し、今年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも2026年度接続料から、4G･5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定とすることを要請することが適当**である。

◆ 考え方を踏まえ、「接続料算定における５G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて」（令和６年11月14日総基料第191号）を各社に発出。

本研究会第89回会合　資料89-1より抜粋の上一部修正

データ伝送交換機能

赤枠内構成員限り　6

◆ 2024年度に届出のあった接続料は以下のとおり。

◆ 回線容量単位接続料及び回線数単位接続料については、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定し、2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限としている。また、2026年度及び2027年度の予測接続料は費用配賦見直しの更なる見直し後の接続料水準を予測し算定している。

（1）データ伝送交換機能

①回線容量単位接続料

（10Mbps・月当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料] 2023年度	15.0万円	12.2万円	10.7万円
（参考）激変緩和措置適用前	15.8万円		
[予測接続料] 2025年度	10.8万円	10.1万円	8.9万円
（参考）激変緩和措置適用前	11.0万円		
2026年度	10.3万円	11.3万円	10.2万円
2027年度	9.0万円	10.4万円	9.9万円

②回線数単位接続料

（1回線・月当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料] 2023年度	65円	70円	90円
（参考）激変緩和措置適用前	67円		
[予測接続料] 2025年度	61円	64円	84円
（参考）激変緩和措置適用前	64円		
2026年度	62円	63円	87円
2027年度	59円	61円	85円

③SIMカード枚数単位接続料

（1枚当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
2024年度届出接続料	232円	159円	157円

様式17の４の５

音声伝送交換機能、MNP転送機能、SMS伝送交換機能

赤枠内構成員限り　7

◆ 2024年度に届出のあった接続料（2024年度接続料の精算に利用し、2025年度に暫定適用する接続料）は以下のとおり。

◆ 音声伝送交換機能に係る接続料について、2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の２分の１を上限として加算することを認めている。

（2）音声伝送交換機能

（1秒当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2024年度届出接続料	0.045645円	0.048963円	0.054571円
（参考）激変緩和措置適用前			
（参考）3分当たり	8.21円	8.81円	9.82円
激変緩和措置適用前			

（3）MNP転送機能

（1秒当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2024年度届出接続料	0.010110円	0.0061787円	0.009386円

（4）SMS伝送交換機能

（1通信当たり）

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2024年度届出接続料	0.28463円	0.37543円	0.484331円

データ接続料（回線容量単位接続料）の推移（３社比較）

8

- ◆ データ接続料については、「実績原価方式」により2023年度の精算接続料が、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2025年度から2027年度までの接続料がそれぞれ算定されている。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2023年度の精算接続料は見直し前の接続会計の参考値により算定し、2025年度の予測接続料は見直し前の予測接続料を上限としている。また、2026年度及び2027年度の予測接続料は費用配賦見直しの更なる見直し後の接続料水準を予測し算定している。
- ◆ 今般の届出によると、接続料は、**2025年度までは各社とも引き続き低減傾向、2026年度は費用配賦見直しの影響もあり一部事業者で上昇するが、2027年度は各社とも再び低減傾向となる見込み。**

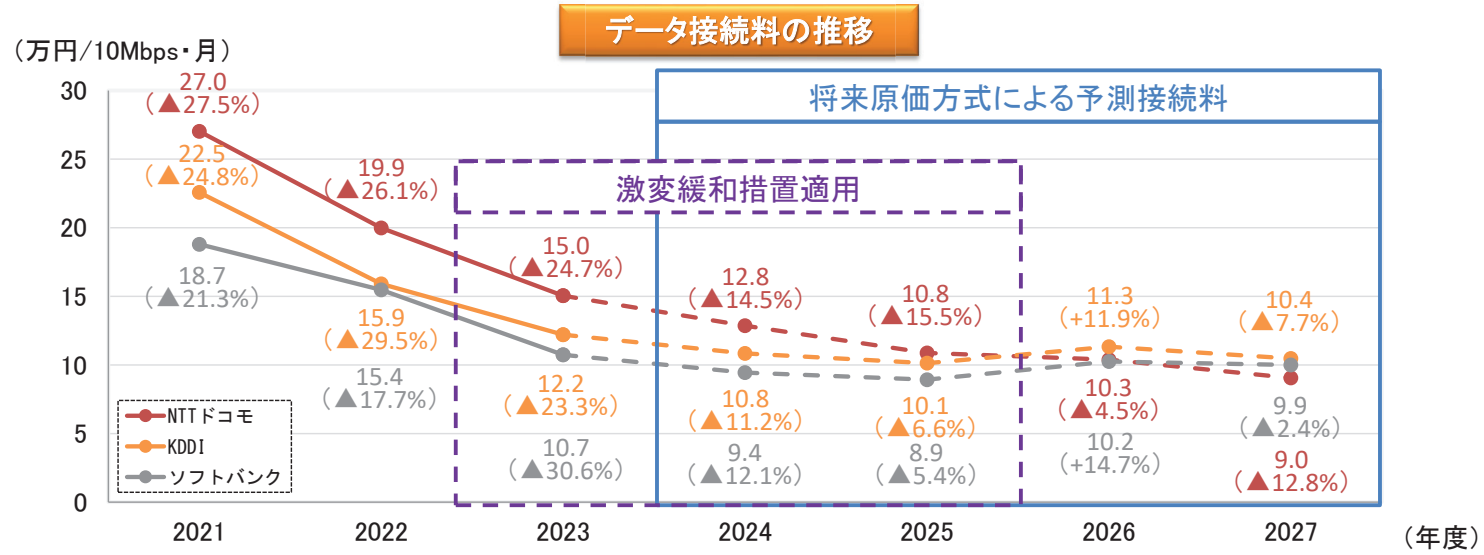

※ 2023年度までの値は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された精算接続料。
※ 2024年度の値は2024年2月に届出された予測接続料。
※ 括弧内は対前年度増減率。

（参考）データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leqq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要（回線容量）}}$$

様式17の４の５

音声接続料の推移（３社比較）

9

- ◆ 音声接続料については、2023年度を基礎事業年度とし、実績原価方式により、2024年度届出接続料（2024年度接続料の精算に利用し、2025年度に暫定適用する接続料）を算定。
- ◆ 接続料は引き続き横ばい傾向だが、**2024年度届出接続料はやや上昇**。
- ◆ 2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の２分の１を上限として加算することを認めている。

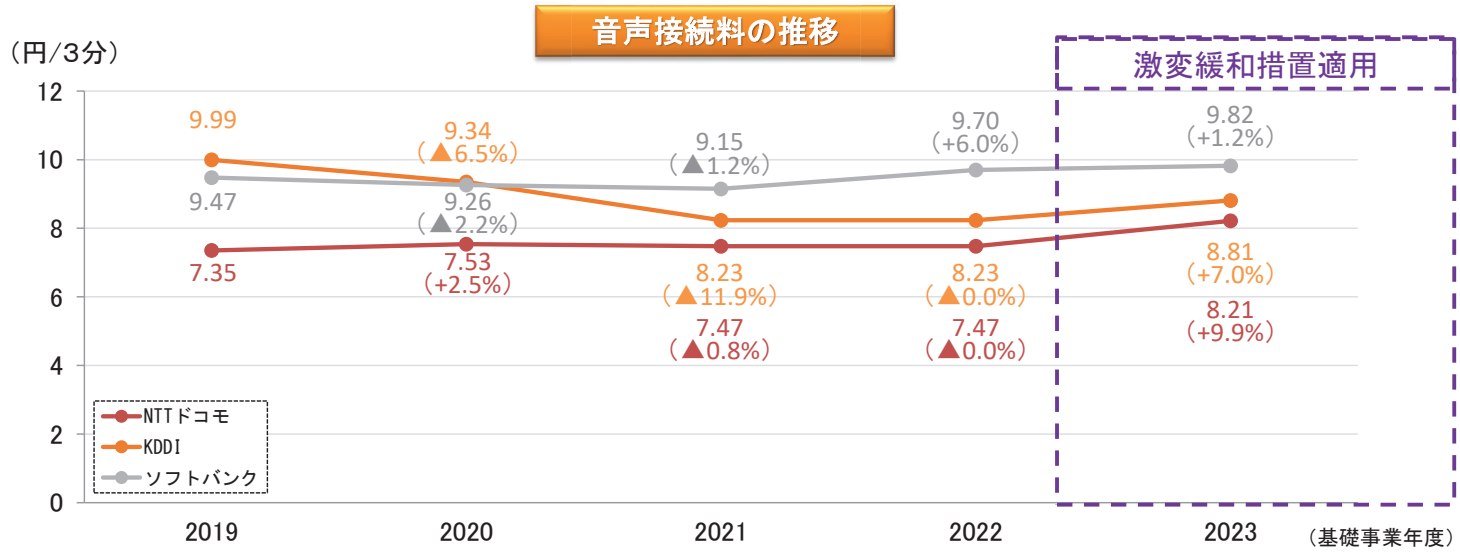

※ 括弧内は対前年度増減率。

（参考）音声接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leqq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

様式17の４の５

予測値（2023年度）と予測値（2024年度）（激変緩和措置適用後）の比較

10

- 2023年度に届出のあった予測接続料（2024年度～2026年度）と2024年度に届出のあった予測接続料（2025年度～2027年度）を比較。
- **2025年度に適用する予測接続料**について、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、見直し前の予測接続料を上限としているため、**2023年度に届出のあった予測接続料と2024年度に届出のあった予測接続料との間で乖離は発生していない**。
- 2026年度接続料及び2027年度接続料については、予測年度により、費用配賦見直しの更なる見直しの有無、5G（SA方式）を一体的に算定するかどうかが異なるため、単純比較が難しい。

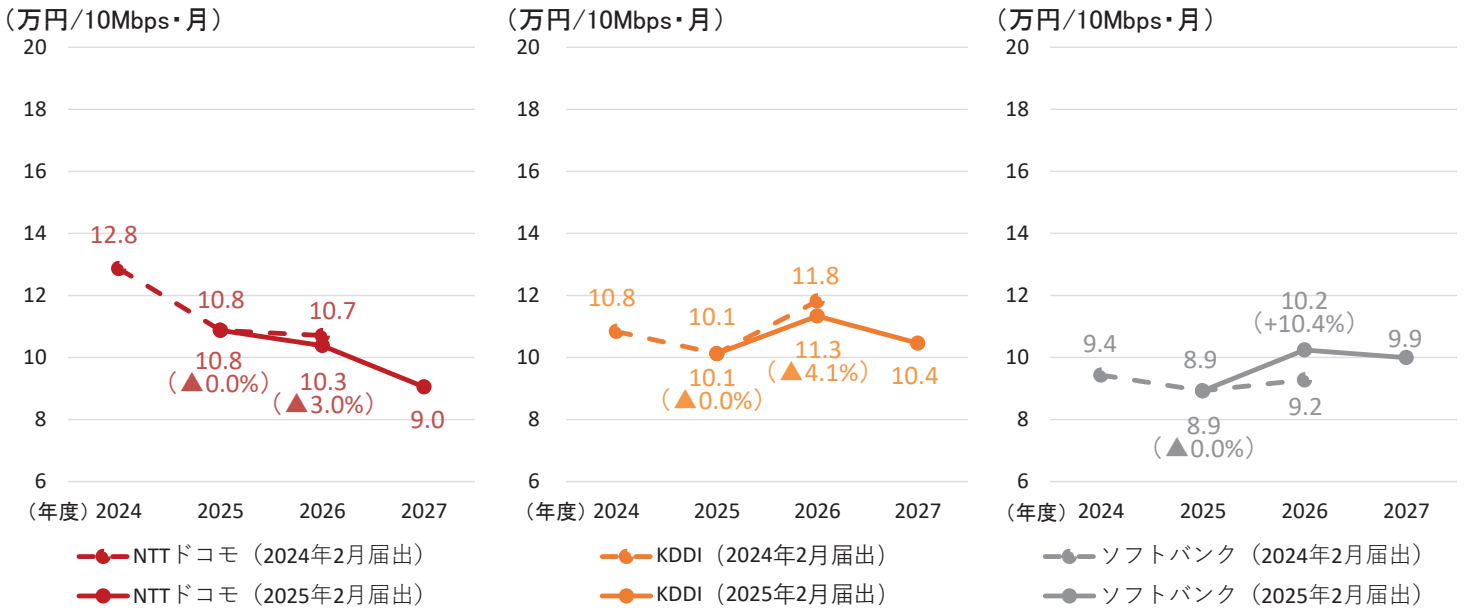

※ グラフは、各年度における当初支払額（精算前）の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。NTTドコモは2024年度接続料から、KDDI及びソフトバンクは2024年度に届出のあった2026年度接続料から、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体的に算定。

様式17の４の５

接続料原価抽出・配賦の考え方

11

- **音声/データ接続料の原価**は、**３ステップ**（ステップ１：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ２：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ３：接続料原価の抽出）**に基づき抽出**される。
- ステップ１については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ステップ２、３については、本研究会第５次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。

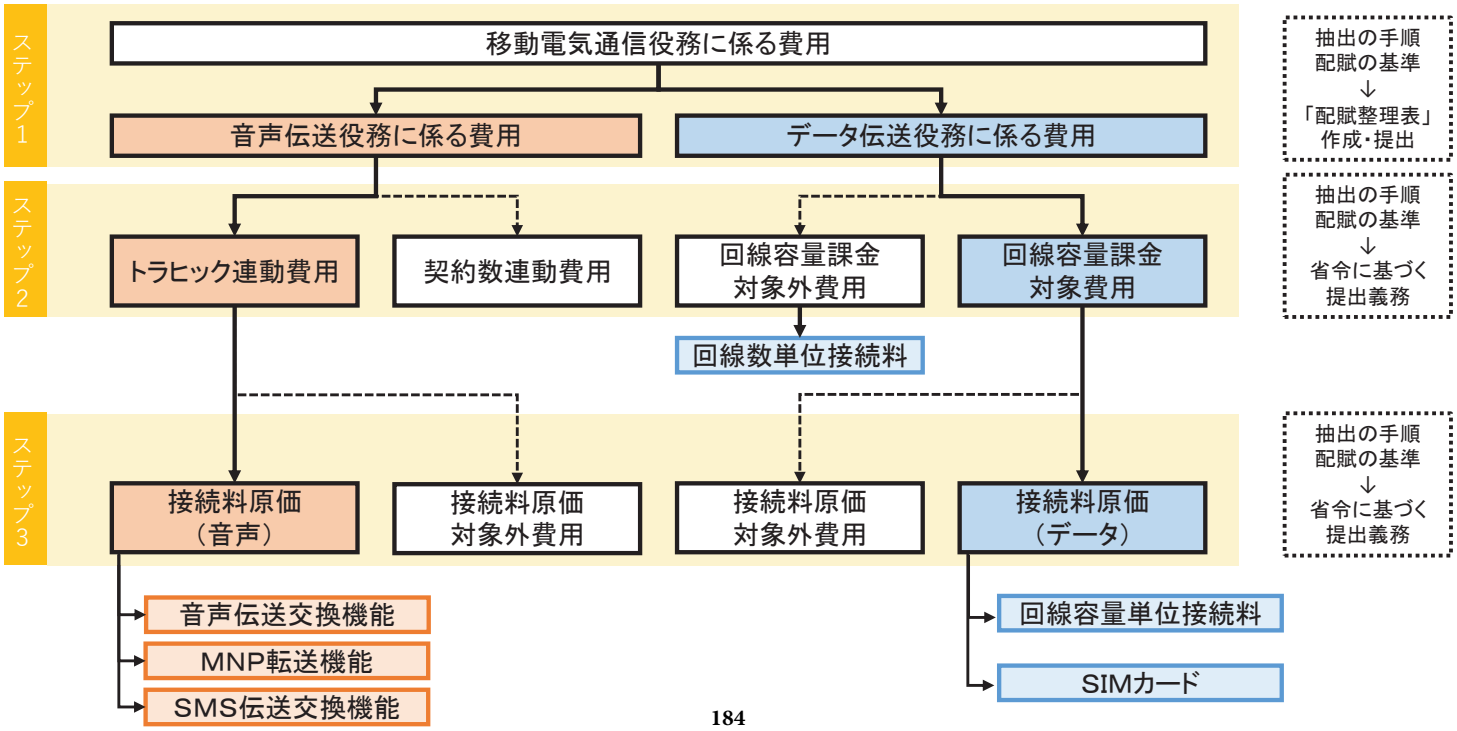

（参考）各費用項目の内容

12

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

（電気通信事業法会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第一　勘定科目表）

第二種指定電気通信設備制度

13

- ◆ 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- ◆ 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- ◆ 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

	第一種指定電気通信設備制度（固定系）	第二種指定電気通信設備制度（移動系）
規制根拠	設備の不可欠性（ボトルネック性）	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	業務区域ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定（1998年）	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ（2002年）、KDDI（2005年）、ソフトバンク（2012年）、沖縄セルラー（2002年）、WCP（2019年）、UQ（2019年）を指定
接続関連規制	■接続約款（接続料・接続条件）の認可制 ■接続会計の整理・公表義務 （※）その他、網機能提供計画の届出・公表義務	■ 接続約款（接続料・接続条件）の届出制 ■ 接続会計の整理・公表義務

算定・検証の仕組み

算　定	接続料	検　証
適正原価＋適正利潤を超えない額 （電気通信事業法第34条3項2号）		算定根拠の総務大臣への提出 （電気通信事業法施行規則（2016年5月））
接続料の算定方法 （第二種指定電気通信設備接続料規則（2016年5月））		接続会計の整理・公表義務 （第二種指定電気通信設備接続会計規則（2011年3月））

アンバンドル機能

◆ 電気通信事業法第34条第３項第１号ロの接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）は、二種接続料規則第４条に規定されている。

1　**音声伝送交換機能**	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2　**データ伝送交換機能**（注）	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※:L2接続のこと。
3　**番号ポータビリティ転送機能**	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4　**ショートメッセージ伝送交換機能**	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注：データ伝送交換機能は、次の３部分に区分して接続料を算定することとされている。

① ②及び③に掲げる部分以外のもの（単位：回線容量）

② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（単位：回線数）

③ ＳＩＭカードの提供に係るもの（単位：枚数）

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

（単位　円）

役務の種類			営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話															
		その他															
		小計															
	データ伝送役務	携帯電話・ＢＷＡ															
		その他															
		小計															
	小　計																
移動電気通信役務以外の電気通信役務																	
合　計																	

（記載上の注意）

1　第８条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第 15 条第２項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1)　二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

(2)　二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営業費	
窓口	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人件費比

(3)　二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

2　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

（単位　円）

役務の種類			移動電気通信役務							移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
			音声伝送役務			データ伝送役務			小計		
			携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計			
電気通信事業固定資産											
有形固定資産											
	機械設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	空中線設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	通信衛星設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	端末設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	市内線路設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	市外線路設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	土木設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	海底線設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	建物	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	構築物	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	機械及び装置	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	車両及び船舶	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	工具、器具及び備品	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	休止設備	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	土地	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	リース資産	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	建設仮勘定	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	有形固定資産合計	取得価額									
		減価償却累計額									
		帳簿価額									
	無形固定資産合計	帳簿価額									
電気通信事業固定資産合計											

（記載上の注意）

1　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

2　用紙の大きさは日本工業規格A列４番とすること。

「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証
に関する指針」の改定案に対する意見及びその考え方

（意見募集期間：令和６年９月 13 日（金）～同年 10 月 15 日（火）（案件番号：145210358））

意見提出者一覧

意見提出者　６件（法人：４件、個人：２件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人Ａ
2	個人Ｂ
3	ＫＤＤＩ株式会社
4	ソフトバンク株式会社
5	一般社団法人テレコムサービス協会
6	株式会社オプテージ

■　「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見１ ●　妥当と思われる。	考え方１	
○　妥当かと思われます。 【個人Ａ】	○　賛同の御意見として承ります。	無
意見２ ●　本改定案において、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスと移動通信サービスとのセット割引及び特定決済方法割引を考慮する旨が示されたことに賛同。	考え方２	
○　移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの公正な競争環境の下、競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されることが必要不可欠と認識しております。 ○　この点、本改定案において、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）・モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスと移動通信サービスのセット割引並びに特定決済方法割引を考慮いただく旨が示されたことは、移動通信市場の公正な競争環境の確保に繋がると考えますので、賛同いたします。 【株式会社オプテージ】	○　賛同の御意見として承ります。	無
３．検証の実施方法　（２）検証対象		
意見３ ●　本改定案において、検証対象サービス等選定時及び検証時に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）等とのセット割引や特定決済方法割引を考慮する旨が示されたことは、より実態に即した利用者料金での検証につながると考えることから、本改定案の考え方に賛同。	考え方３	
○　移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNO間の公正な競争を活性化させることが重要であり、そのためには引き続き、MVNOが適正な接続料によってMNOと品質面・価格面等において同等のサービスを提供できることが重要であると考えます。 ○　現状、モバイル市場においては、MNOサブブランドの料金値下げや廉価プランの登場等によりMNOとMVNOの料金水準が近接し、料金面と品質面のバランス等で	○　賛同の御意見として承ります。	無

優位なMNOサブブランド・廉価プランへの流出が増加する等、競争環境に影響が生じている状況であり、至近においても一部のMNO廉価プランにおいて、実質的な値下げが実施される等、MVNOを取り巻く競争環境は更に厳しい状況になりつつあると認識しております。 ○　この点、特にMNOサブブランドを中心に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）等とのセット割引や特定決済方法割引による価格訴求を継続的に実施している点を踏まえると、本改定案において、検証対象サービス等選定時及び検証時にそれらの割引を考慮する旨が示されたことは、より実態に即した利用者料金での検証につながると考えることから、本改定案の考え方に賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・ＭＶＮＯ委員会】		
意見４ ●　今後、モバイルスタックテストにおいて、「セット割引適用サービス」の対象を見直す場合、モバイル市場の競争へ与える影響や規制コスト等を踏まえ、慎重な議論・検討が必要と考える。	考え方４	
○　本指針の改定案において、検証対象サービス等の選定時及び検証の実施時において、FTTHアクセスサービスとのセット割引に加え、新たにワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引並びに特定決済方法割引が利用者料金に考慮されることとなりました。 ○　様々な割引サービスが存在する中、今後、モバイルスタックテストにおいて、「セット割引適用サービス」の対象を見直す場合、モバイル市場の競争へ与える影響やかかる規制コスト等を踏まえ、慎重な議論・検討が必要と考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　今般の指針の改定は、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引について、ＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当、モバイルルーターサービスとのセット割引やケーブルテレビサービスとのセット割引について、指針の見直しの検討に当たり総務省において慎重に検討することが適当とされたことを踏まえて行うものです。 　ＭＶＮＯはＭＮＯの割引後の利用者料金と競争しており、検証に当たってその割引を考慮しない場合には検証の有効性が担保できないことから、利用者料金に関する割引については、割引を加重平均して一人当たりの割引相当額を算出し、それを料金プランの料金額から控除した額を利用者料金とすることが原則であり、ＦＴＴＨアクセスサービスと同様の方法で考慮することが可能なセット割引については、同様の案分方法を適用し、考慮することが適当と考えます。	無

意見５ ●　料金近接性の確認において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）のサービス等の料金に割引を考慮する場合は、ＭＶＮＯのサービス等の料金においても同様の割引を考慮するなど、可能な限り二種指定事業者とＭＶＮＯの割引条件をそろえて比較すべき。ＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割はモバイルプランとセットであるからこそ発生する割引であることを踏まえれば、割引額の原資までも全額固定側から支出されているわけではなく、実態としては、二種指定事業者同様、モバイル・固定双方から支出されていると考えられることから、両者の比較条件の同等性を図ることが、より公正な料金近接判断に寄与するものと考える。	考え方５	
○　料金近接性の確認において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」）のサービス等の料金に割引を考慮する場合は、MVNOにおいても同様の割引を考慮するなど、可能な限り二種指定事業者とMVNOの割引条件を揃えて比較すべきと考えます。 ○　昨年度検証におけるFTTHアクセスサービスとのセット割引の扱いに関し、二種指定事業者はモバイルサービスからの割引を考慮した一方、MVNOはモバイルサービスからの割引を考慮しない形で料金近接性を確認しており、両者の比較条件の同等性が確保されていない状況となっています。 ○　この点、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書案に対する意見募集において、「FTTHアクセスサービスとのセット割引については、MVNOの会計上、当該セット割引の原資がモバイル・固定双方から支出されているのであれば、二種指定事業者と同様に割引を考慮して料金近接の判断を実施すべき」旨当社から意見し、総務省殿から「MVNOから、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額FTTHアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったことから、MVNOのサービス等の料金からはFTTHアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行っており、この考え方について一定の合理性がある」との考え方が示されました。 ○　しかしながら、FTTHアクセスサービスとのセット割はモバイルプランとセットであるからこそ発生する割引であることを踏まえれば、割引額の原資までも	○　「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（案）」に対する意見募集において同研究会が示した考え方72のとおり、現行の指針においても、ＭＮＯが提供しているサービス等にＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引が存在し、ＭＶＮＯが提供しているサービス等にもＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には、ＭＶＮＯのサービス等についてもセット割引を考慮した料金で比較することとしています。 　ただし、先般の検証においては、ＭＶＮＯから、ＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引に係る割引額は、全額ＦＴＴＨアクセスサービスの料金の割引である旨の説明があったことから、ＭＶＮＯのサービス等の料金からはＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引額は全額控除せずに料金近接性の確認を行ったものです。 ○　ＭＮＯが提供しているサービス等にセット割引適用サービスとのセット割引が存在し、ＭＶＮＯが提供している競合サービス等にも同	無

全額固定側から支出されているわけではなく、実態としては、二種指定事業者同様、モバイル・固定双方から支出されていると考えます。 ○　したがって、FTTHアクセスサービスとのセット割引について、MVNOもセット割引を実施している場合は、二種指定事業者と同様に割引を考慮し、両者の比較条件の同等性を図ることが、より公正な料金近接判断に寄与するものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	様のセット割引が存在する場合で、ＭＶＮＯにおけるセット割引に係る割引額の全部又は一部が競合サービス等の料金の割引であることが確認される場合には、当該割引額の全部又は一部について競合サービス等の料金から控除する等の形で比較することが適当と考えます。	
意見６ ●　シェアの大きい指定事業者による通信料金割引の実施は、モバイル市場の競争環境に大きく影響を及ぼすことも懸念されるため、価格圧搾等の確認を目的とした従来のモバイルスタックテストによる検証に加え、ＭＮＯとＭＶＮＯの競争状況の確認（至近の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を競争ルールの検証に関するＷＧと共同で実施するなど、公正な競争環境の更なる確保に向けた取組みについて、検討することを要望。	考え方６	
○　先般公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2024」では、通信料金割引規制に関する考え方として「今般の見直しにより認めることとなる通信料金割引については、シェアが大きい指定事業者も対象になることを踏まえれば、MNOとMVNO間のイコールフッティングを確保する観点から、MNOの設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを確認するために実施している、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証（モバイルスタックテスト）においても考慮される」と示されております。 ○　この点、シェアの大きい指定事業者による通信料金割引の実施は、モバイル市場の競争環境に大きく影響を及ぼすことも懸念されるため、価格圧搾等の確認を目的とした従来のモバイルスタックテストによる検証に加え、MNOとMVNOの競争状況の確認（至近の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を競争ルールの検証に関するＷＧと共同で実施いただく等、公正な競争環境のさらなる確保に向けた取り組みについて、ご検討いただくよう要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・ＭＶＮＯ委員会】	○　従来のモバイルスタックテストによる検証に加え、ＭＮＯとＭＶＮＯの競争状況の確認等の公平な競争環境のさらなる確保に向けた取組について検討を要望するとの御意見については、参考として承ります。	無
意見７ ●　昨年度届出のあったデータ接続料について、一部の事業者においては2026年度には上昇に転じる見込みであり、上昇後のデータ接続料を用いた場合と現時点のデータ接続料を用いた場合とでは、検証結果が異なる可能性があると考える。仮に、上昇後のデータ接続料にて同等の価格でＭＶＮＯが競合サービスを	考え方７	

提供できない状況が想定される場合、将来、ＭＶＮＯが市場から淘汰され、移動系通信市場が再びＭＮＯグループの協調的寡占となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並び等、利用者利便を大きく損ねる可能性があると想定。 ●　このため、データ接続料の上昇等、ＭＶＮＯの競争力に一定の影響を及ぼすことが想定される場合は、従来のスタックテストに加え、諸元となる接続料を上昇後の接続料に置き換えるなどの簡易な検証を実施するなど、ＭＮＯとＭＶＮＯ間のイコールフッティングの更なる確保に向けた事前措置について検討を要望。		
○　昨年度届出のあったデータ接続料について、一部の事業者においては2026年度には上昇に転じる見込みであり、上昇後のデータ接続料を用いた場合と、現時点のデータ接続料を用いた場合とでは、検証結果が異なる可能性があると考えております。 ○　この点、仮に、上昇後のデータ接続料にて同等の価格でMVNOが競合サービスを提供できない状況が想定される場合、将来、MVNOが市場から淘汰され、移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占となり、その結果、料金の高止まりやサービスの横並びなど、利用者利便を大きく損ねる可能性があると想定しております。 ○　このため、将来、データ接続料の上昇等、MVNOの競争力に一定の影響を及ぼすとことが想定される場合については、従来のスタックテストに加え、諸元となる接続料を上昇後の接続料に置き換える等の簡易な検証を実施いただく等、MNOとMVNO間のイコールフッティングのさらなる確保に向けた事前措置についてご検討をお願いいたします。 【株式会社オプテージ】	○　データ接続料の上昇等が想定される場合に、従来のスタックテストに加え将来の接続料を用いた簡易な検証を行う等のＭＮＯとＭＶＮＯ間のイコールフッティングのさらなる確保に向けた事前措置について検討を要望するとの御意見については、参考として承ります。	無
３．検証の実施方法（３）検証方法		
意見８ ●　特定決済方法割引の考慮に当たっては、二種指定事業者の会計処理に合わせて割引を考慮するものと理解。	考え方８	
○　利用者料金に関する割引について、特定決済方法割引の考慮にあたっては、二種指定事業者の会計処理に合わせて割引を考慮するものと理解しています。 【ソフトバンク株式会社】	○　接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、「割引の原資や会計上の処理に応じて、割引額のうちモバイルサービスに係る割引額を考慮することが適当」とされているとおり、特定決済方法割引の原資や会計上の処理に	無

	応じて、特定決済方法割引に係る割引額のうちモバイルサービスに係る割引額を考慮することが適当と考えます。	
意見９ ●　検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」という）が提供するサービスとのセット割引の考慮に当たっては、検証対象サービスの利用者料金からセット割引額の全額を控除することとなっているが、他事業者が提供するサービスとのセット割引においても、実際の会計処理方法に応じて当該割引原資額を考慮すべきと考える。	考え方９	
○　本指針の改定案において、検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者（以下、「他事業者」という）が提供するサービスとのセット割引については、検証対象サービスの利用者料金からセット割引額の全額が控除される算出方法が適用されています。モバイルスタックテストにおいて、指定事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引額の按分方法はMNOにおける実際の会計処理を踏まえて決定されたことを踏まえると、他事業者が提供するサービスとのセット割引においても、実際の会計処理方法に応じて当該割引原資額を考慮すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　現行の指針においても、「検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するＦＴＴＨアクセスサービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額」を検証対象サービス等に係る割引額とすることとしています。 　これは、指定事業者が提供する検証対象サービス等と当該指定事業者以外の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が提供するセット割引適用サービスとのセット割引において、指定事業者が当該セット割引に係る割引額の全額を自ら検証対象サービスの利用者料金から割り引いている場合には、他事業者から受領する販売奨励金等の有無、多寡等に関わらず、スタックテストにおいて、割引額の全額を考慮することとしているものです。 　なお、同様のセット割引において、当該指定事業者と他事業者の双方がそれぞれ自らのサービスの利用者料金から割り引いている場合には、指定事業者は自らが検証対象サービス等の利用者料金から割り引く割引額についてのみ考慮することが適当と考えます。	無
意見10	考え方10	

●　「競争ルールの検証に関する報告書2024」において、端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引を認めることが適当であること及びこの通信料金割引はモバイルスタックテストにおいても考慮されるとの見解が示されたと認識。この点、通信料金割引は新規獲得に大きな影響を与えるものであり、モバイルスタックテストにおける利用者料金からの控除については、新規獲得費用を新規加入者数で按分するなど、至近の競争状況を反映することが重要であると考える。一方で、モバイルスタックテストにおいて、検証対象を一部に限定することが難しい場合は、新規獲得に着目した検証を競争状況の確認の観点から実施するよう検討を要望。 ●　また、通信料金割引の適用対象となったプランが過去に検証済みであることを理由に検証対象から排除されないことを要望。		
○　「競争ルールの検証に関する報告書2024」において、端末購入を条件としない、新規契約を条件とする通信料金割引を認めることが適当であることと、この通信料金割引はモバイルスタックテストにおいても考慮されるとの見解が示されたと認識しております。 ○　この点、通信料金割引は新規獲得に大きな影響を与えるものであり、モバイルスタックテストにおける利用者料金からの控除については、新規獲得費用を新規加入者数で按分する等、至近の競争状況を反映することが重要だと考えます。 ○　一方で、モバイルスタックテストにおいて、上記のように検証対象を一部に限定することが難しい場合は、新規獲得に着目した検証を競争状況の確認の観点から実施いただくよう、ご検討をお願いいたします。 ○　また、通信料金割引を反映した検証を実施する場合には、通信料金割引の適用対象となったプランが過去に検証済みであることを理由に検証対象から排除されないことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○　「接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（案）」に対する意見募集において同研究会が示した考え方83のとおり、モバイルスタックテストにおいては、通信料金割引は、新規獲得費用ではなく、利用者料金の額から控除されることになると考えます。 ○　新規獲得に着目した検証を競争状況の確認の観点から実施することを要望するとの御意見については、参考として承ります。 ○　過去に検証対象となったサービス等については、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、「利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当」とされているとおり、利用者料金の低廉化等の状況変化が見られる場合には、再度の検証を行うことは妨げられないと考えます。	無
５．その他		
意見11 ●　移動通信分野において、販売される端末のＳＩＭロック無しは増えたが、周波数ロックが５Ｇｓｕｂ６周波数（3.7GHｚ~）で露骨にかけられている。周波数	考え方11	

ロックが無いことで利用できる周波数帯が多いことはパケ詰まりの抑止だけでなく、パケ詰まりを解消するために過剰に都心部に基地局を高頻度に設置するコスト（設備費・工事事業者の人件費）の抑制になる。		
○　移動通信分野で５G普及の為に販売奨励金の増額が決定されたが、販売される端末のSIMロック無しは増えたが、周波数ロックが５Gsub6周波数（3.7GHｚ~）で露骨にかけられている。 　現在、ほぼ全ての通信事業者でパケ詰まりと呼ばれる通信障害に近い主にデータ通信が不安定な状況が発生している。 ○　これは周波数ロックにより表向きSIMロックは解除したが、使える周波数が旧世代の３G（NTTドコモ）4G（700~900MHz、1.5GHz、1.7GHz、2GHzのMNO4社）しか使えず、4G+（2.5GHz au/SoftBannk）ですら使えない為、通信が周波数利用効率が悪くQoS（通信の優先順位を付けて輻輳を防ぐ技術）の限界を超えるトラフィックが発生する事がパケ詰まりが発生する元凶である。 ○　また、近年のiPhone及び中華製端末の国内専用販売品はほぼ周波数ロックがかかっておらずNTTドコモのSub6n79に対応する端末は少ないがau/SoftBank/楽天のn77/n78に対応している端末は新品・中古関わらず潤沢に供給され国内メーカの周波数ロックが掛かった端末は近年激増するトラフィックに対して不十分であると言わざるを得ない。 　なにより同じ新品で周波数ロック無しの国内メーカが携帯電話ショップでの割賦価格より異常に高い割にSIMフリー及び周波数ロックの無いXiaomiの方が3分の2の価格で購入できる時点で勝負にならないのは目に見えている。 ○　これ等がFCNT（旧富士通のスマートフォン）を筆頭に複数の国内系携帯端末メーカー市場撤退を招き国内エレクトロニクス産業に確実にダメージを与えた失策であると言える。 ○　携帯会社を変える度に端末買い換えをしていたら環境保護とは真逆であるし、周波数ロックが無いことで利用できる周波数帯が多い事はパケ詰まりの抑止だけでなく、パケ詰まりを解消する為に過剰に都心部に基地局を高頻度に設置するコスト（設備費・工事事業者の人件費）の抑制になる。 【個人Ｂ】	○　本改定案の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無

以上

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針

令和4年 11 月
(令和6年 11 月最終改定)
総　務　省

1.　目的

移動通信市場においては、令和2年 10 月以降、MNO3社が新たな大容量かつ低廉な料金プランを相次いで発表したことに伴い、MNO3社の新たな料金プランとMVNOの料金プランが近接し、MVNO にとって従来の強みであった利用者料金の価格優位性の低下が顕著となった。

このため、MNO と MVNO 間のイコールフッティングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び当該設備を用いる卸電気通信役務の料金(以下「接続料等」という。)と利用者料金の関係の妥当性を検証する必要がある。

本指針は、接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認する検証の実施方法について定めるとともに、その結果に応じて接続料等と利用者料金の関係の調整その他の対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2.　用語の意義

本指針において使用する用語は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年総務省令第 24 号)及び第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　指定事業者　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

(2)　競争事業者　指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備に接続し、又は指定事業者が第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者

(3)　接続料　第二種指定電気通信設備との接続に関し指定事業者が取得すべき金額

(4)　届出接続料　指定事業者が電気通信事業法第 34 条第2項(同条第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約

款に定める接続料

（5） **利用者料金** 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。以下同じ。）のうち、携帯無線通信（無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第3条第1号に規定する携帯無線通信をいう。以下同じ。）に係るものに関する料金

3. 検証の実施方法

（1） 検証実施事業者

指定事業者のうち、携帯無線通信に係る電気通信役務を提供する者

（2） 検証対象

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、次の①から③までの要件を全て満たすものを対象とする。

① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン（以下「サービス等[1]」という。）のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者が現に提供している同等のサービス等（以下「競合サービス等」という。）の料金の月額相当額を下回る、又はこれと近接している[2]もの（指定事業者が既に新規受付を終了するとともに当該サービス等の提供終了時期について公表しているものを除く。）

② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題[3]に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの

③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性が

---

1 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

2 指定事業者が現に提供しているサービス等について、ＦＴＴＨアクセスサービス、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービス（当該指定事業者以外の電気通信事業者が提供するものを含み、電気通信役務に限る。以下「セット割引適用サービス」という。）とのセット割引又は特定のクレジットカード等を用いた決済方法により利用者料金を支払うことを要件とする割引（以下「特定決済方法割引」という。）が存在する場合には、当該セット割引及び特定決済方法割引を適用した料金の月額相当額が競合サービス等の料金の月額相当額を下回る、又は近接していることを含む。この場合において、競合サービス等にもセット割引適用サービスとのセット割引又は特定決済方法割引が存在する場合には、当該競合サービス等のセット割引及び特定決済方法割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること。

3 「具体的な課題」としては、競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合や、競争事業者が①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合などが想定される。

あることが有識者会合[4]において認められたもの

（3） 検証方法

本件検証の対象となったサービス等（以下「検証対象サービス等」という。）ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当額」という。）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の算出方法は次のとおりとする[5]。

① データ伝送役務に係る接続料相当額

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う事業年度の前事業年度のうち最も通信量の多い１日における最大占有帯域及び設備容量の上限値（bps）を基礎として、月額 GB 単価（円/月・GB）を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量（GB）を乗じることで、算出する。

なお、具体的な計算式は、次のとおりとする。

［{設備容量の上限値×届出接続料※1の単価}／{最繁時（１時間）のトラヒック量/最繁時集中率※2×30.4 日}］×平均使用通信量

※１　競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※２　１年のうち最も通信量の多い１日内の最繁時（１時間）のトラフィック集中率

② 音声伝送役務に係る接続料相当額

音声伝送役務に係る接続料相当額は、指定事業者が競争事業者に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうち接続機能を利用している割合に応じ、次のとおり算出する[6]。

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合[7]

---

4 接続料の算定等に関する研究会

5 各項目は月単位で算出することとし、月単位以外の形態で提供されているサービス等については、月額相当額に換算することとする。

6 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和２年９月策定）に基づく検証の結果、音声伝送役務に係る卸電気通信役務について、接続による代替性が認められた場合には、接続機能を利用している契約数の割合によらず、(i)の方法により算出することとする。

7 競争事業者に対してプレフィックス自動付与機能を用いて音声サービスを提供している場合には、緊急通報等一部機能の卸料金についても接続料相当額に加えて計上するこ

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に 1 人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に 1 人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

③ その他の設備費用

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW(Packet Data Network Gateway)に係る費用、他の電気通信事業者との接続に際して支払う費用及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

④ 営業費相当額

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費[8](社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)の割合の直近5年間の平均値により算出する。

⑤ 利用者料金

(i) 利用者料金に関する割引[9]の取扱い

利用者料金に関する割引については、次のとおり、1人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。

- 指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあっては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- 検証対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあっては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割

とする。

8 検証対象となったサービス等の提供に際して発生し得ない費用がある場合、当該費用については営業費から除く。

9 特定決済方法割引を含む。社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの並びにセット割引適用サービス以外の通信サービス及び非通信サービス等とのセット割引を除く。

合に割引額を乗じた金額

・　セット割引適用サービスとのセット割引にあっては、検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額[10]。なお、検証対象サービス等に係る割引額は、次のとおりとする。

・　検証対象サービス等を提供する指定事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引においては、当該セット割引の割引額の総額を独立販売価格[11]及び当該セット割引に紐づく両者の回線数を基に当該検証対象サービス等及び当該セット割引適用サービスに案分するなど合理的な方法により算出するものとする。なお、具体的な計算式の例は次のとおりとする。

検証対象サービス等αとあるサービスβとのセット割引におけるα１回線あたりの割引額：D
αの独立販売価格：P_α
βの独立販売価格：P_β（同種のサービスが複数存在する場合は加重平均により算出）
当該セット割引に紐付くα１回線あたりにおけるβの回線数の割合：r

$$D \times \frac{P_\alpha}{P_\alpha + P_\beta \times r}$$

・　検証対象サービス等を提供する指定事業者以外の電気通信事業者が提供するセット割引適用サービスとのセット割引においては、現に検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とする。

(ii)　音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、検証対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出する。

（4）検証時期

指定事業者は、予測接続料について接続約款の変更の届出後から、当該変更届出を行った事業年度内に、本指針に基づき検証を行うものとする。なお、本件検証後、次の事業年度に行われる検証までの間に指定事業者がサービス等を新たに開始し、又は変更した場合には、必要に応じて臨時の検証を行うものとする。

10　セット割引が適用されるセット割引適用サービスにおいて、同種のサービスが複数存在する場合は、検証対象サービス等の利用者に占める各セット割引の対象者の割合に基づく加重平均により算出する。

11　財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格。

4. 結果の公表等

指定事業者は、本件検証の結果を、その検証に用いた設備等費用、営業費相当額及び利用者料金の具体的な算出方法並びにそれらの算出に当たって用いた数値及び当該数値の詳細な算出過程等と併せて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を遅滞なく公表するものとする。

5. 本件検証の結果を踏まえた対応

3(3)に基づき、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用を比較した結果、その差分が営業費相当額を下回る場合は、指定事業者及び総務省は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定事業者が講ずる措置

指定事業者は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

① 自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠として、検証結果の提出に併せて、次のいずれかを提示

- 本件検証の結果が、災害等事前に予測が困難な外的要因の影響によるものであることを示すもの
- 接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの
- その他検証対象サービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すもの

② 接続料等の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置

(2) 総務省が講ずる措置

指定事業者が(1)の措置を講じた場合、総務省においてその内容を確認し、なお価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第 34 条第3項の規定に基づき接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする。

6. その他

総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合には、指定事業者（必要な場合は、競争事業者）に対し関係するデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うことができる。

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果

各社公表内容（NTTドコモ）

接続料等と利用者料金の関係の検証結果

2025年3月31日
ＮＴＴドコモ

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
ahamo （大盛りオプションを除く）	・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用	○

※１　検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする
※２　検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を”○”とする

＜算定方法＞

利用者料金	基本料金	2,700円
	音声通話料金	契約者数及び各音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
設備等費用	データ接続料相当額	（接続料単価） MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（128,625円/10Mbps [2024年2月届出]）を使用 （平均使用通信量） 2024年10月～12月※4の平均使用通信量を使用 （設備容量の上限値の考え方） 2023年度の実績を使用（いずれのプランも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（69円[2024年3月届出]）、課金情報提供機能（8円[2024年3月届出])を使用 ②通話料 （接続料単価） MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.041526円/秒[2024年3月届出]）を使用 （平均通話時間） 2024年10月～12月※4の平均通話時間を使用
	その他費用	2023年度の実績を主に使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近５年平均（2019年度～2023年度）を使用 なお、検証対象サービス等の提供に際して発生し得ない営業費は算定から除外

※３　MVNOの音声契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料を使用/緊急通報の卸料金（コストベース）を含む
※４　今次検証においては、20GBから30GBへのデータ増量後の期間に限定

2025年３月31日　ＮＴＴドコモ公表資料より　https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/interconnection/stack/stack_03.pdf

各社公表内容（KDDI）

移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証結果（2025年3月31日）

<検証結果>

検証対象	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
UQ mobile コミコミプラン＋（増量オプションⅡ含む）	・データ伝送役務に係る接続料相当額 ・音声伝送役務に係る接続料相当額 ・国際ローミングに係る費用 ・インターネット接続サービスに係る費用 ・P-GWに係る費用 ・他事業者との接続に際して支払う費用	○

<算定方法>

利用者料金	収入額			2024年12月分の利用者料金を使用 なお、音声通話料金は契約者数及び音声通話プラン契約者が支払う通話料（従量料金を含む）に基づき算定
	家族割			対象外
	FTTHアクセスサービス等とのセット割引※3			対象外
	特定決済方法割引			対象外
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価		MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（108,378円/10Mbps [2024年2月届出]）を使用
		平均使用通信量		2024年12月分の使用通信量を使用
		設備容量の上限値の考え方		2023年度の実績を利用（各ブランドにて共通の値を使用）
	音声接続料相当額	①基本料※4		MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（75円[2024年3月届出]）等を使用
		②通話料	接続料単価	MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している接続料（0.045747円/秒[2024年3月届出]）を使用
			平均通話時間	2024年12月分の通話時間を使用
	その他費用			2023年度の実績を使用
営業費相当額				接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近５年平均（2019年度～2023年度）を使用。 なお、検証対象サービス等の提供を直接目的としない費用は算定から除外。

※１　検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。
※２　検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする。
※３　FTTHアクセスサービス、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、モバイルルーターサービス及びケーブルテレビサービスとのセット割引
※４　契約者数の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料に緊急通報の卸料金を加えたものとする。

2025年３月31日　ＫＤＤＩ公表資料より
https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/public/interconnection/stacktest/pdf/stacktest_result_2024.pdf

各社公表内容（ソフトバンク）

接続料と利用者料金の関係の検証結果（2025年3月31日）

検証品目	検証に用いた接続料等※1	検証結果※2
Y!mobile シンプル2 Mプラン	• データ伝送役務に係る接続料相当額 • 音声伝送役務に係る接続料相当額 • 国際ローミングに係る費用 • インターネット接続サービスに係る費用 • P-GWに係る費用 • 他事業者との接続に際して支払う費用	○

<算定方法>

利用者料金		2024年度（第3四半期まで）の平均利用者料金（「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」を踏まえ各種割引を考慮）を使用
設備等費用	データ接続料相当額	接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している予測接続料（94,326円/10Mbps[2024年2月届出]）を使用 平均使用通信量：2024年度（第3四半期まで）の平均使用通信量を使用 設備容量の上限値の考え方：2023年度の実績を使用（いずれのブランドも共通）
	音声接続料相当額	①基本料※3 MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している00XY自動付与機能接続料（93円/回線[2024年3月届出]）等を使用 ②通話料 接続料単価：MVNOから本件検証の要望があった時点で適用している通話モード接続料（0.053904円/秒[2024年3月届出]）を使用 平均通話時間：2024年度（第3四半期まで）の平均通話時間を使用
	その他費用	2023年度の実績を使用
営業費相当額		接続会計に基づく移動通信役務の営業収益に対する営業費用の割合の直近５年平均（2019年度～2023年度）を使用。

※1　検証に用いた具体的な値は当社のサービス戦略に係る経営情報であるため非公表とする。
※2　検証対象サービス等の利用者料金による当社の収入と当該サービス等の提供に必要な設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない場合に、検証結果を"○"とする。
※3　契約者の過半数が接続を利用しているため、届出接続料の基本料に緊急通報の卸料金（コストベース）を加えたものとする。

© 2025 SoftBank Corp.

2025年３月31日　ソフトバンク公表資料より　https://www.softbank.jp/corp/set/data/aboutus/public/interconnection/pdf/verification.pdf

令和5年総務省告示第 183 号（電気通信事業法施行規則第 25 条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を改正する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

（意見募集期間：令和7年1月 18 日（土）～同年2月 17 日（月）（案件番号：145210426））

意見提出者一覧

意見提出者　1件（個人：1件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。

（敬称略）

受付	意見提出者
1	個人A

意見	考え方	修正の有無
意見1	考え方1	
○　固定電話の IP 化は理解しておりますが、IP 電話(050)に関しても MNP を早期にご対応いただきたいです。 ○　また、料金改定によって電話回線が不具合が増えることはさけてほしいです。 （個人 A）	○　本件は、令和5年総務省告示第 183 号（電気通信事業法施行規則第 25 条の7の5第3号の規定に基づく卸電気通信役務を告示する件）の一部を改正する告示案について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外であることから、今後の参考とさせていただきます。	無

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明
（加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定等）

令和6年10月

接続約款の変更認可の申請日等

1

1．申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）
代表取締役社長　　澁谷　直樹

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）
代表取締役社長　　北村　亮太

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

2．申請年月日

令和6年9月30日（月）

3．主旨

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定
②光回線再利用に係る機能の追加
③IP網への移行等に係る改定等
④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定
⑤波長分割多重装置に係る機能の追加
を行うため、接続約款の変更を行うもの。

4．実施予定期日

認可後、速やかに実施
※一部の規定変更等については、令和７年１月１日以降又はＮＴＴ東日本・西日本の準備が整った日に実施

主な変更内容

主な変更内容 （P.2～ 20）

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定（P.3 ～ 5）

②光回線再利用に係る機能の追加（P. 6 ～ 8）

③IP網移行に伴う規定の改定等（P. 9 ～ 14）

④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定（P. 15 ～ 18）

⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定（P. 19 ～ 20）

参考資料 （P. 21 ～ 22）

加入光ファイバの残置回線に係る検討経緯

4

○　シェアドアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線（以下単に「**分岐端末回線**」という。）の接続料については、利用者との契約のある回線（以下「現用回線」という。）に係る接続料のほか、**利用者との契約の解約等によりサービス提供に用いられなくなった回線（以下「残置回線」という。）に関して、次のとおり整理されている。**

- **撤去する場合には、**当該回線を利用していた接続事業者が当該回線の**撤去費用及び未償却残高を負担**
- **残置する場合には、**当該回線を利用していた接続事業者が引き続き当該回線に係る**維持等に要する費用**（償却済み比率を考慮）**を月額で負担**

（現用回線と残置回線を区別せず原価を算定した上で現用回線数に応じて接続料を設定されている**他の接続機能（シングルスター方式等）とは異なり、網改造料に準じた取扱い**となっている。）

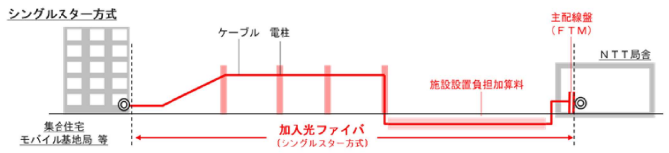

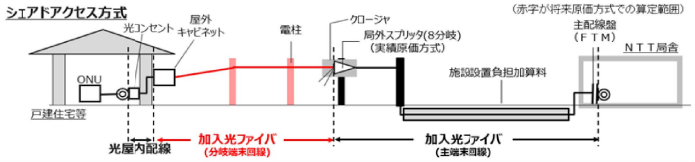

接続料原価（適用対象：現用回線）＝ 回線コスト（残置回線に係るものを含む。）／現用回線総数

シングルスター方式等

接続料原価（適用対象：残置回線を含む全回線）＝ 取得固定資産価額 × 設備管理運営費比率（網改造料における端末回線伝送機能の比率に基づく）＋ 減価償却費（耐用年数（25年）終了後は０円）

シェアドアクセス方式の分岐端末回線

○　そのような維持負担額及び撤去に係る負担額等の費用負担方法をとっているのは、平成16年度における接続約款の変更の認可（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号。同年12月21日認可）において、「**接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてＮＴＴ東日本及び西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況にある**」とされたことを踏まえたものである。

○　しかし、**接続料の算定等に関する研究会第七次報告書**において、転用の進展等により、シェアドアクセス方式の分岐端末回線に係る「特殊な状況」は既に解消していることから、今後生じる残置回線については、個別の接続事業者に維持管理費等を請求せず、**基本的な接続料の原則どおり現用回線数に応じた負担にすることが適当である旨の方針が示されたところ**。

加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定

5

○　今般、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の方針及び事業者間協議の議論内容を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本から、残置回線数に応じて接続事業者が個別に維持管理費を負担している現状の算定方法を見直し、**現用回線数に応じた負担とする基本的な接続機能の原則どおりの算定とするため、分岐端末回線接続料の原価に残置回線コストを算入する旨の接続約款の変更認可申請が行われたもの。**

○　なお、既存残置回線については、接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては回線数が少ない傾向にあることや、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては再利用可能性が不透明であることから、**既存残置回線は従前の負担（維持負担額及び撤去に係る負担額等を個別請求）**とし、**新規残置回線のコストのみ網使用料化**を行う。

	新規残置回線（見直し時期後に残置される回線）	既存残置回線（見直し時期前から残置されている回線）
残置費用	網使用料の算定対象	維持負担額として個別請求
撤去費用		撤去に係る負担額等として個別請求

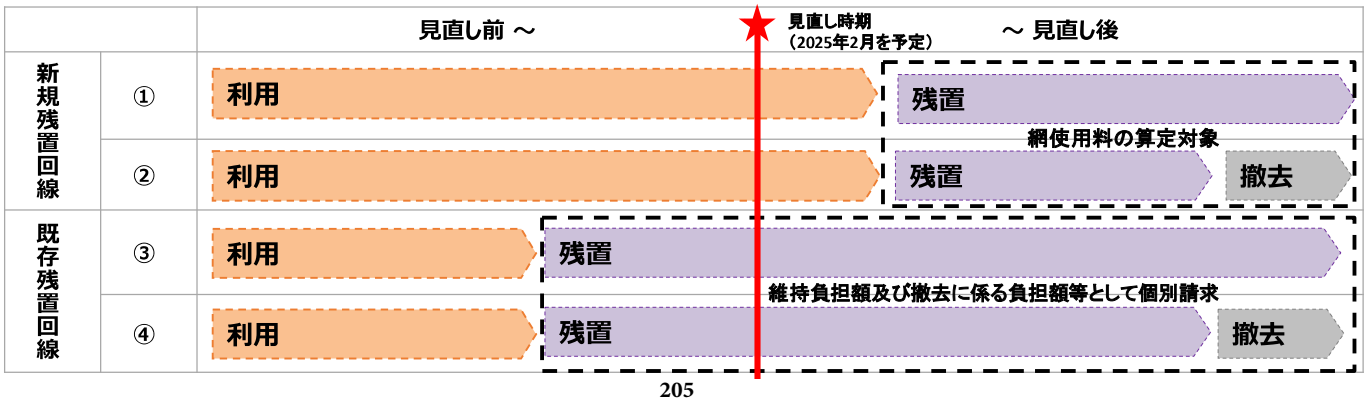

主な変更内容 （P.2～ 20）

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定（P.3 ～ 5）

②光回線再利用に係る機能の追加（P. 6 ～ 8）

③IP網移行に伴う規定の改定等（P. 9 ～ 14）

④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定（P. 15 ～ 18）

⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定（P. 19 ～ 20）

参考資料 （P. 21 ～ 22）

光回線再利用に係る検討経緯

○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ設備を利用してFTTHアクセスサービスを提供する**接続事業者・光コラボ事業者間で**、利用者が事業者変更を行う際、**同じＮＴＴ東日本・西日本の設備を利用しているにもかかわらず、利用者住宅等への引込線の撤去工事が必要**となる等の課題がある。

○ これを不要とすることを目的として、令和2年3月以降、関係事業者（NTT東日本・西日本、KDDI、SNC、NTTドコモ、ソフトバンク（令和2年7月～）、その他の接続事業者・光コラボレーション事業者（令和5年10月～））において、協議を進めている。（総務省も令和2年6月からオブザーバ参加）

○ 総務省主催の**「競争ルールの検証に関するWG」（以下、競争WG）においては、**報告書2020にて**「早期に実現されるよう協議の状況を注視していくことが必要」、**報告書2022においては、**引込線転用スキームのスコープについて整理（ＮＴＴ東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみ）**した上で、**「協議参加事業者６社においては、（…）可能な限り早期に実現することが適当」「引込線転用スキームの実現に際しては（…）可能な限り多くの事業者が参加することが望ましい」との提言を行ってきた**。

○ 以上の検討の方向性が示されて以降、総務省がオブザーバ参加しつつ、事業者間協議が進められたところ、既に引込線転用に係る実現方式やシステムの仕様等について合意を得られているところであり、現在、NTT東日本・西日本及び関係事業者において、接続事業者・光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行うスキーム（以下「光回線再利用」という）に係るシステム改修や運用ルール整備等を進めているところ。

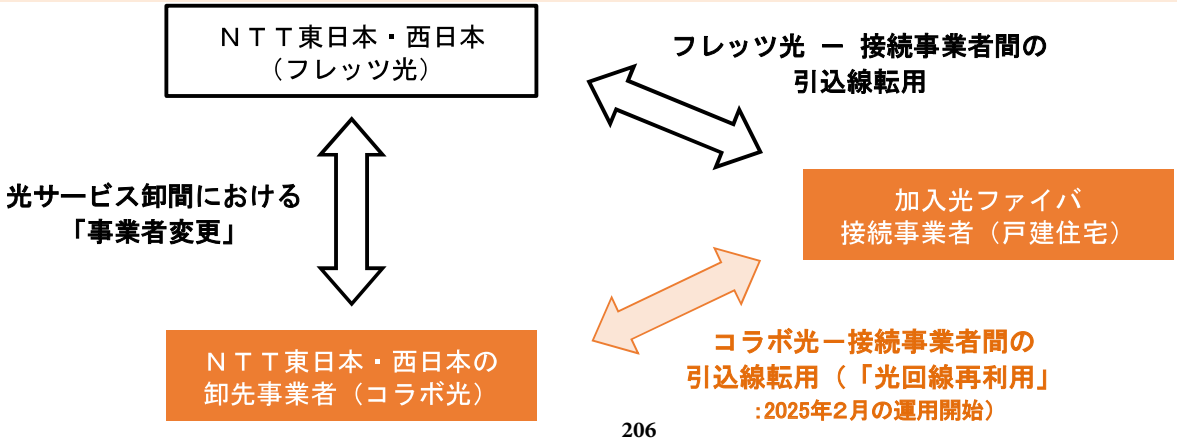

光回線再利用に係る機能の追加

○ 光回線再利用に係る実現方式等については、2023年5月の競争WGにおいて**コラボ光における「事業者変更」の運用を基に一部簡素化したスキームを採用**することで合意がなされた旨の報告があったところ。

○ **本スキームの運用にあたっては、ＮＴＴ東日本・西日本が発行する承諾番号を用いて廃止オーダーと新設オーダーの紐づけを行い、廃止・新設の同時工事及び引込線等の転用**を行うことから、**光ファイバ開通申し込み受付システム等に個別の開発が必要**となる。

○ 今般、**2025年２月の運用開始に向けて**行われている事業者間協議の議論内容を踏まえ、**光回線再利用に係る光ファイバ開通申込受付システムに追加される機能に係る網改造料について新たに規定**する。

	機能	概要
１－１ 網改造料の対象となる機能 （東）第72欄 （西）第71欄	**ア 光回線再利用を行うための機能**	光回線再利用に必要な**承諾番号の発行・管理**（有効期限等）**等の機能**
	イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能	**接続事業者のシステムとＮＴＴ東日本・西日本の光ファイバ開通申込受付システムの間を連携し承諾番号を発行するための付加機能**

■光回線再利用に係る機能イメージ（例：SA⇒コラボの場合）

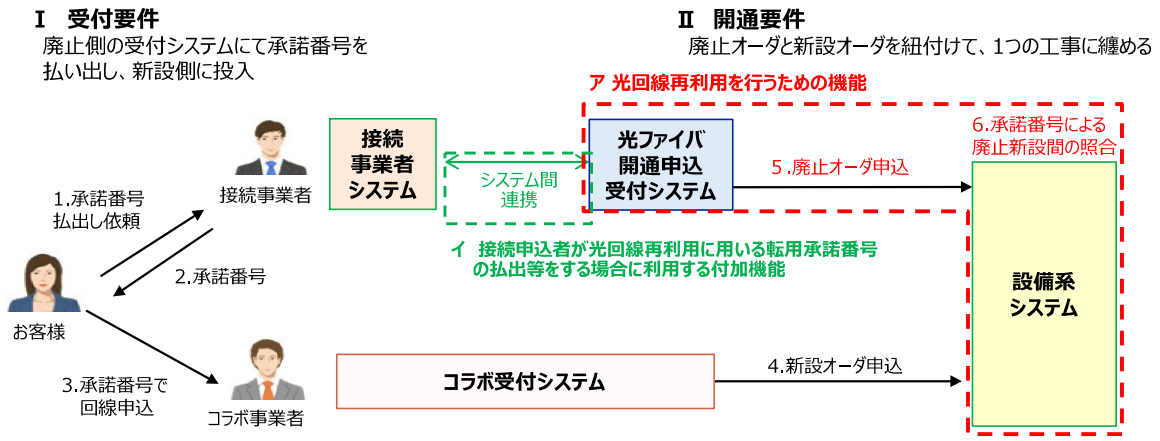

主な変更内容 （P.2～ 20）

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定（P.3 ～ 5）

②光回線再利用に係る機能の追加（P. 6 ～ 8）

③IP網移行に伴う規定の改定等（P. 9 ～ 14）

④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定（P. 15 ～ 18）

⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定（P. 19 ～ 20）

参考資料 （P. 21 ～ 22）

固定電話網のIP網への移行

情報通信審議会　電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会（第42回）資料42-1より抜粋

10

- **NTTは、**加入電話の契約数等が減少し、2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えることを踏まえ、2015年11月、**PSTN**※（公衆交換電話網）**をIP網に移行する構想**（下図）**を発表。**
- 2016年2月、**総務大臣から「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会**（電気通信事業政策部会）**に諮問。2017年3月に一次答申、同年9月に二次答申**を取りまとめ。
- **答申を踏まえ、総務省**では、IP網移行に必要な**制度整備を実施。NTT東日本・西日本及び関係事業者**では、**IP網移行に向けた準備・取組**を実施。

※ Public Switched Telephone Network

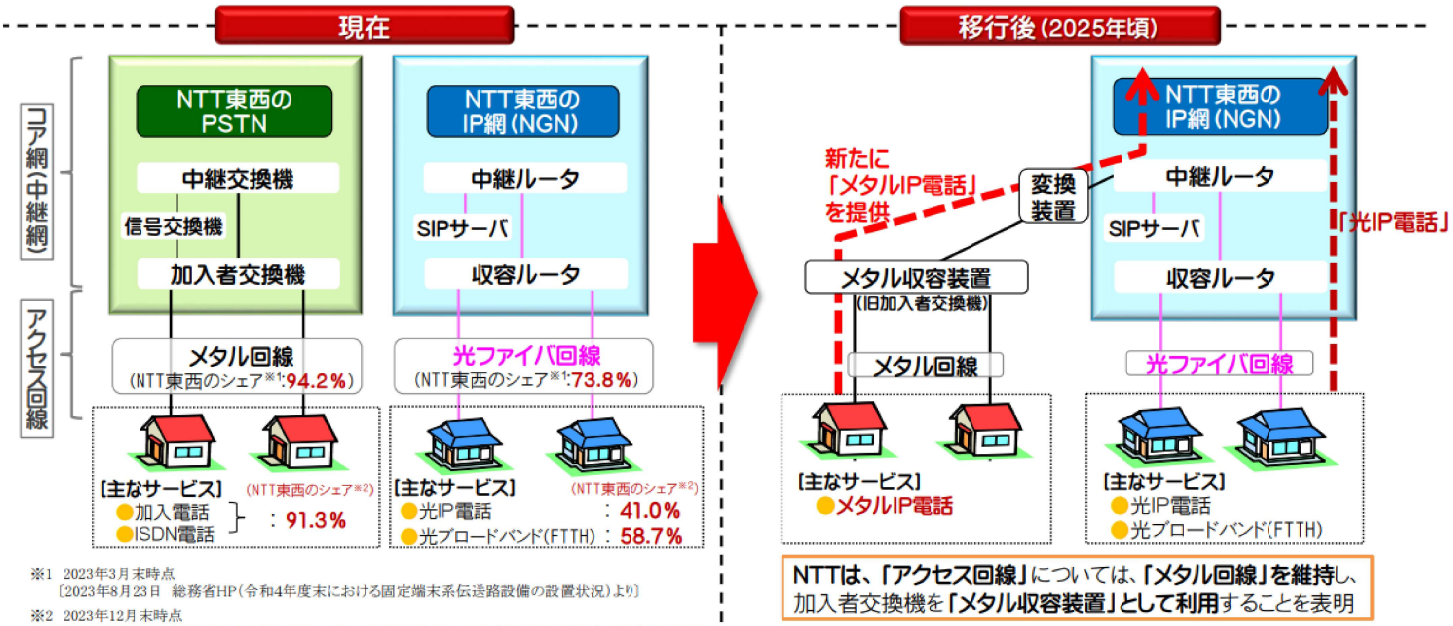

※1　2023年3月末時点
〔2023年8月23日　総務省HP（令和4年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況）より〕

※2　2023年12月末時点
〔2024年3月22日　総務省HP（電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（令和5年度第3四半期（12月末））を基に総務省が作成〕

IP網移行に伴う規定の改定等 ①

11

○　令和５年10月、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について情報通信審議会へ諮問。同審議会において、IP網への移行後における音声接続料の在り方について審議を実施。

○　今般、**現行の加入電話・メタルIP電話、光IP電話、及びワイヤレス固定電話の接続料は令和６年12月31日までを適用期間としていることから、令和７年１月１日以降の接続料算定等について、情報通信審議会からの「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（令和６年６月答申）を踏まえ、接続料規則第３条に基づく許可申請により所要の改定を行う**もの。

○　具体的には、**令和７年３月までの間、現に認可を受けている接続料（加入電話・メタルIP電話接続機能、光IP電話接続機能及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場合における接続料規則第四条の表五の項の機能（中継交換機能に限る。）の接続料 に係るものに限る。）を暫定的に適用**するとともに、**ワイヤレス固定電話は「光IP電話接続機能」の接続料を適用**する。

○　また、**令和７年度の接続料の改定に合わせて変更認可を受けた接続約款に基づき、当該期間の接続料については遡及して精算を行う旨を附則に規定する**。

情報通信審議会「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（令和6年6月）抜粋

第5章 接続料算定方法の適用期間

第1節 検討の背景及び検討事項

（略）令和3年答申においては、**令和4年度以降の加入電話／メタルIP電話の接続料算定方法の適用期間について検討を行い、IP網への移行予定を踏まえ、IP接続への接続ルート切替えの完了が予定されている令和6年 12 月までとすることが適当とされた**。

以上を踏まえつつ、今般の検討においても、IP網へ移行後の接続料算定方法の適用期間について検討を行った。

第2節 意見及び考え方

2 考え方

（略）　また、NTT東日本・西日本から、**令和7年1月から同年3月までの3か月間分の接続料を個別に算定することは実務的に非常に困難**であるとの意見があった。これが全く不可能であるとまでは言えないものの、NTT東日本・西日本における**規制対応コストをいたずらに増大させないという観点から、令和7年1月から同年3月までの接続料については、令和6年4月から同年 12 月までに適用される接続料を暫定的に適用した上で、令和7年度の接続料の改定と合わせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定し、令和7年1月から同年3月までの分は遡及精算することもやむを得ない**。なお、接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年 12 月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい。

IP網移行に伴う規定の改定等 ②

○ IP網への移行過程において、現在はSTM-POI接続及びIP-POI接続の２つの接続形態が併存。
○ 今後、IP網への移行に伴い、PSTN 網の設備（STM-POI）は不要となる見込みであることを踏まえ、**STM-POIの撤去工事について、2025年１月以降に順次実施される予定**。
○ 現在、**加入者交換機接続用伝送路設備等の新設・廃止を含む改修については、接続約款上、翌年度上期の工事は当年度10月、翌年度下期の工事は翌年度４月に申込まれた場合に、定期の申込みとして取り扱う**規定となっている。
○ また、網改造に係る廃止工事においては、接続事業者の希望時期等を踏まえ工事を行い、当該接続事業者において**利用中止工事の完了月までの網改造料を負担**とする旨を規定している。
○ 今般、ＮＴＴ東日本・西日本において効率的な廃止工事を実施する観点から、**当該STM-POIの撤去に係る工事の受付及び実施を一括で進めることを予定している**ことから、**PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場（以下、「意識合わせの場」という）にて合意した手続に則り申込みを受け付けた場合には、定期の申込みとして取り扱う（翌年度上期の工事は当年度10月、翌年度下期の工事は翌年度４月に申込まれたものと同様とみなす）旨を規定**するとともに、接続事業者間における公平な負担の観点から、**実際の工事完了のタイミングに依らず、意識合わせの場において合意する利用中止の期日を含む月までの期間に係る網改造料を負担とする旨を特例措置として附則に規定**するもの。

＜網改造料の支払いに係る改定イメージ＞

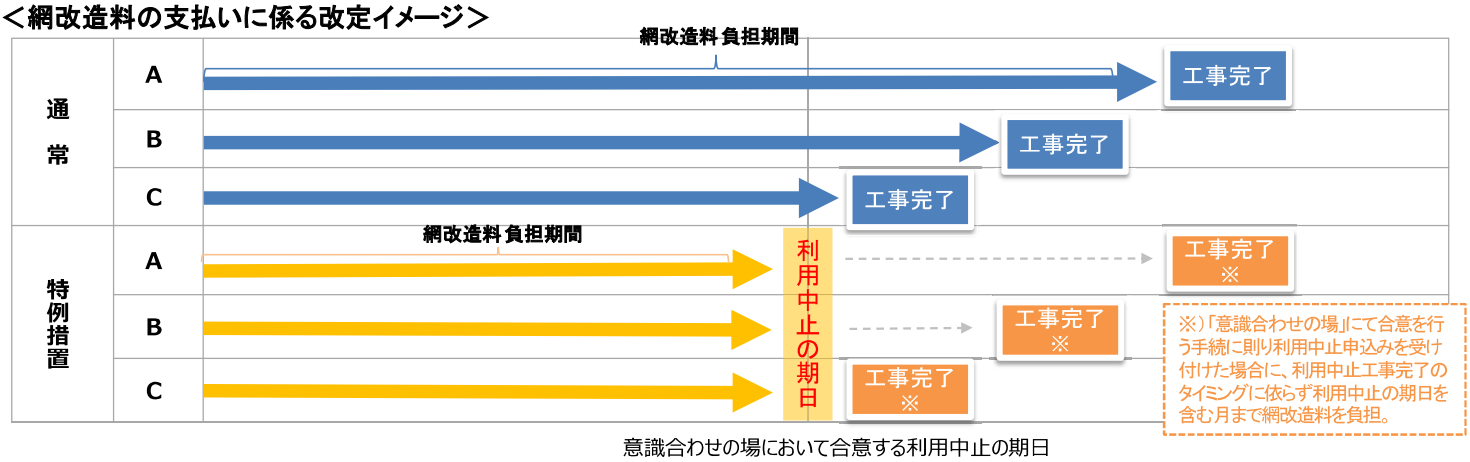

【参考】加入電話・メタルIP電話の接続料（主要例）

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第141回）資料141-1より抜粋

IP網への移行期間中における加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料算定過程

【第8次PSTN－LRICモデル】 【第9次IP－LRICモデル】

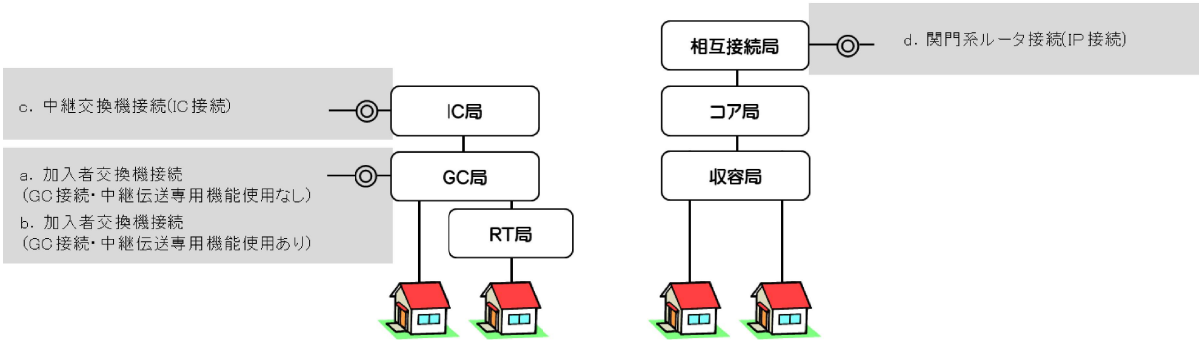

部分機能	単金	3分当たり	トラヒック割合
a. 加入者交換機接続機能（一）（GC接続・中継伝送専用使用なし）	0.59746円/回 0.057152円/秒	10.88円	6.0%
b. 加入者交換機接続機能（二）（GC接続・中継伝送専用使用あり）	0.59746円/回 0.058598円/秒	11.15円	31.1%
c. 中継交換機接続機能（IC接続）	0.70193円/回 0.065363円/秒	12.47円	62.9%

部分機能	単金	3分当たり	トラヒック割合
d. 関門系ルータ接続機能（IP接続）	0.30852円/回 0.044159円/秒	8.26円	100.0%

PSTNモデル 23%　　IPモデル 77%

	単金	3分当たり
① 加入電話・メタルIP電話接続機能	0.39010円/回 0.048439円/秒	9.11円

【参考】光IP電話の接続料等

情報通信行政・郵政行政審議会　電気通信事業部会（第141回）資料141-1より抜粋

14

IP網への移行期間中における光IP電話の接続料等

○ IP網への移行期間中、光IP電話では、IGS接続（接続ルート切替前）及びIP接続（接続ルート切替後）の2つの接続形態が併存することとなるため、接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、これら2つの接続形態について、接続に係る負担を単一に設定している。

○ 具体的には、以下の3機能の接続料等の合算値を、接続ルート切替前後で共通の接続事業者の負担としている。

■ IP網への移行期間中における光IP電話に係る3機能

光IP電話接続機能	光IP電話の提供を行うための設備を用いて通信の交換及び伝送を行う機能の接続料を設定。算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】
中継交換機能	LRIC方式により算定する中継交換機能の接続料について、光IP電話接続機能と組み合わせて適用する場合の算定においては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。【毎年度要認可手続：今般令和6年度分の認可申請あり】
県間伝送機能	IP音声県間接続において他事業者が負担する金額の算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】

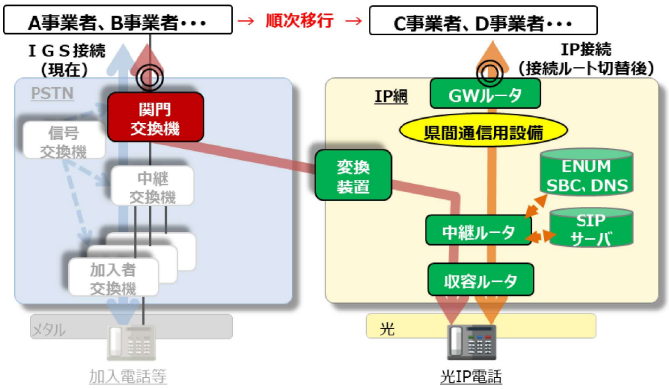

	令和6年度		令和5年度	
	単金	3分当たり	単金	3分当たり
光IP電話接続機能	東日本：0.83421円/回 西日本：0.74220円/回	東日本：1.317円 西日本：1.407円	東日本：0.83421円/回 西日本：0.74220円/回	東日本：1.356円 西日本：1.445円
	東日本：0.0019864円/秒 西日本：0.0029948円/秒		東日本：0.0019864円/秒 西日本：0.0029948円/秒	
⑦’中継交換機能 （光IP電話接続機能組合せ用）	0.046592円/回		0.066769円/回	
	0.00041227円/秒		0.00051451円/秒	
県間伝送機能	東日本：0.000026494円/秒 西日本：0.000024646円/秒		東日本：0.000026494円/秒 西日本：0.000024646円/秒	

15

主な変更内容　（P.2～ 20）

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定（P.3 ～ 5）

②光回線再利用に係る機能の追加（P. 6 ～ 8）

③IP網移行に伴う規定の改定等（P. 9 ～ 14）

④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定（P. 15 ～ 18）

⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定（P. 19 ～ 20）

参考資料　（P. 21 ～ 22）

双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定等

○　固定電話における事業者間相互の番号ポータビリティについては、2011年12月の情報通信審議会答申において、**PSTNからIP網への移行に当たり、「NTT東西と競争事業者間」及び「競争事業者間相互」の番号ポータビリティ（いわゆる「双方向番号ポータビリティ」）の実現が求められることが整理**されており、**事業者において、2025年1月からの「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に向けて調整が進められている**。

○ なお、**「双方向番号ポータビリティ」の実現にあたっては、従来のいわゆる「片方向番号ポータビリティ」における番号管理機能を有する加入者交換機を通じて固定電話の発着信を行う仕組みから、全事業者がIPを使用して直接接続するENUM方式に対応した番号データベースを構築して発着信を管理する仕組みへと移行**する必要がある。

○　このことから、**双方向番号ポータビリティ実現に係る番号データベースへの番号ポータビリティ情報を登録等する工事費について新たに規定**するとともに、その他の**加入者交換機を通じて実現していた番号ポータビリティに係る機能について削除**を行うもの。

＜区分を見直す工事費＞

区分		
ルーティング番号登録工事費	ア	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用のうち基本額
ルーティング番号等削除工事費	ア及びイ	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用
ルーティング番号変更工事費	ア	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用のうち基本額

IP網移行後の番号ポータビリティに要する工事費として、区分を統合し、単一の工事費に変更

固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	ENUMサーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用

＜廃止する機能・工事費・手続費＞

費目	区分	
網使用料	一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能
工事費	ルーティング番号登録工事費※ア以外	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用のうち加算額
	ルーティング番号変更工事費※ア以外	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用のうち加算額
手続費	ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用
	同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用

【参考】双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定等

情報通信審議会　電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会（第30回）資料30-1より抜粋

PSTNからIP網への移行に伴う「番号ポータビリティ」の仕組みの変化

○　現在のＰＳＴＮでは、番号取得事業者（ＮＴＴ東日本・西日本）のみが番号データベースを持ち、発信側からの照会に応じて移転先の情報を返信し、移転先に再接続している（リダイレクション方式）。

○　ＩＰ網において「双方向番号ポータビリティ」を実現するためには、全ての固定系ＩＰ電話事業者がＩＰ化対応の番号解決の方式（ＥＮＵＭ方式※）に対応した「番号データベース」を導入するとともに、「業務システム」の改修が必要である。

※「E.164 Number Mapping方式」：インターネットのIPアドレス問い合わせの技術を応用して、番号に対応する接続先の情報を取得するための標準規格

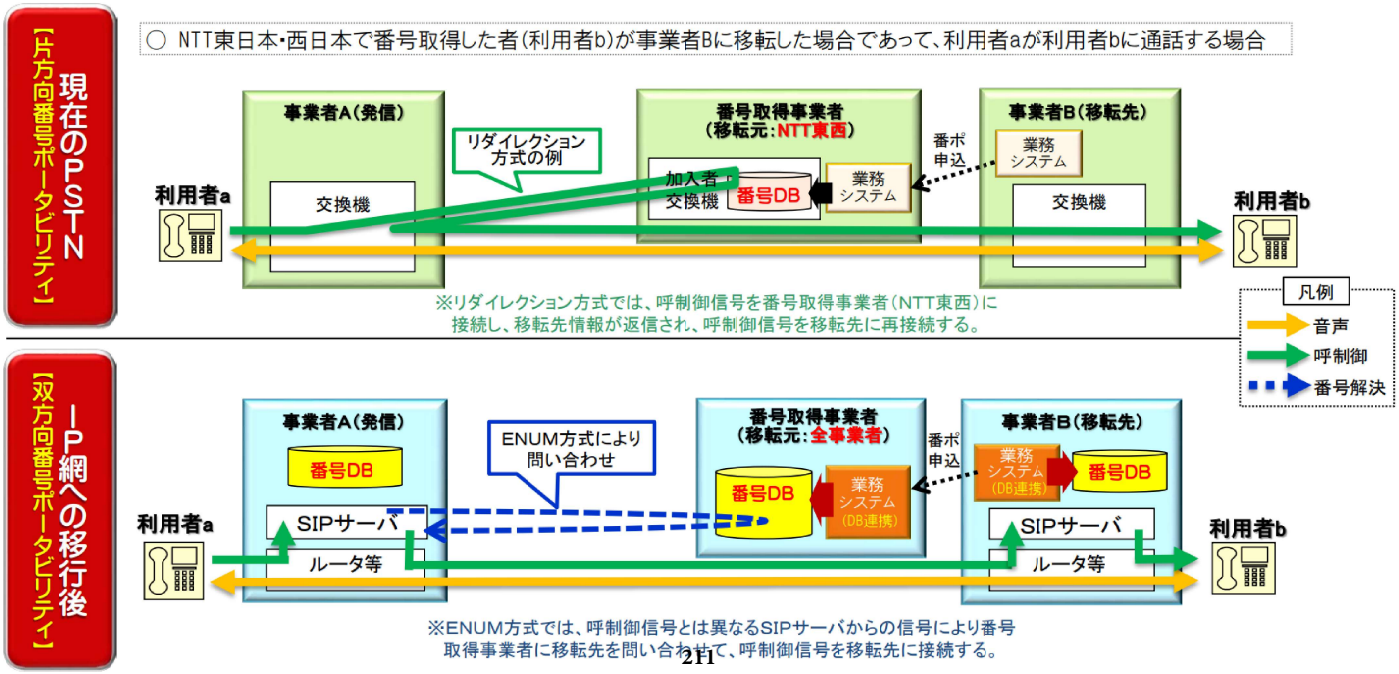

【参考】ロケーションポータビリティの拡大

「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申
～移行後のIP網のあるべき姿～ より一部抜粋

18

○　現在のＰＳＴＮ網においては、加入者交換機の番号データベースがある収容局単位でメタル電話を管理しているため、収容局の範囲内での「ロケーションポータビリティ」（引越し等により利用者の住所が変わっても引き続き同じ電話番号を利用できる仕組）が可能。

○　ＩＰ網への移行に伴い、番号管理の地理的な単位が広がるため、従来の収容局エリアを越える範囲（例：同一番号区画の範囲）において、ロケーションポータビリティが可能となる。

○　ＮＴＴ東日本・西日本においては、双方向番号ポータビリティの導入を前提として、利用者利便の向上を図るため、双方向番号ポータビリティを利用可能な地理的範囲を番号区画の範囲内とするようロケーションポータビリティを拡大予定。

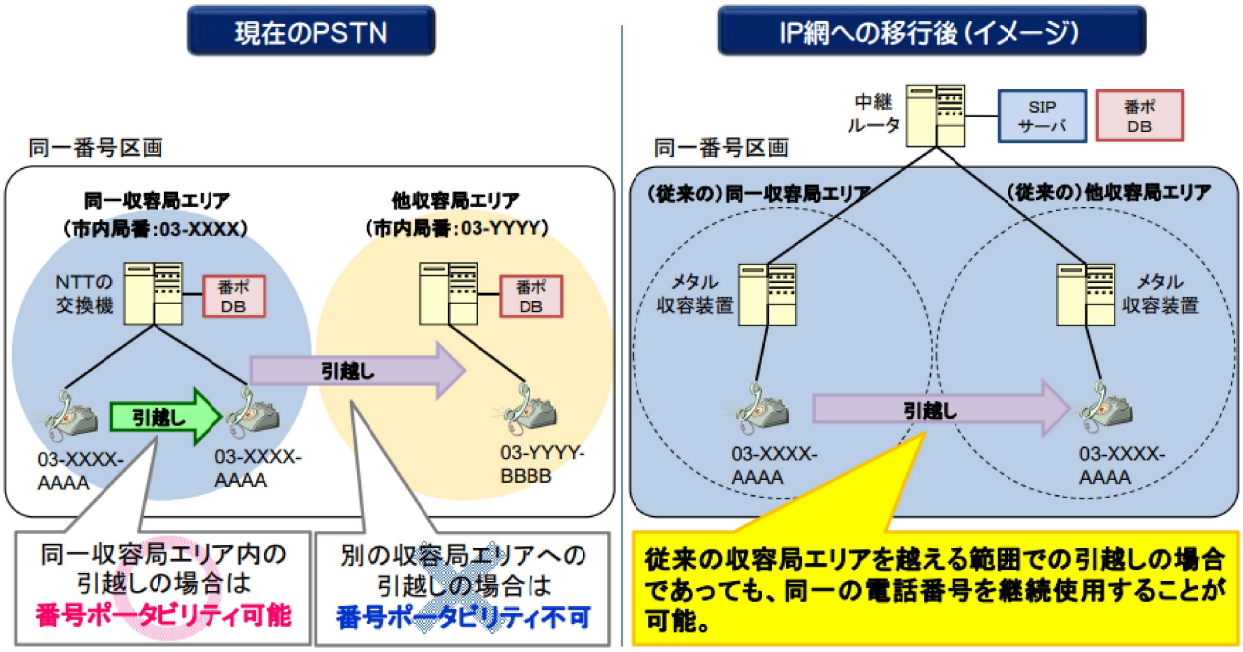

19

主な変更内容　（P.2～ 20）

①加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法の改定（P.3 ～ 5）

②光回線再利用に係る機能の追加（P. 6 ～ 8）

③IP網移行に伴う規定の改定等（P. 9 ～ 14）

④双方向番号ポータビリティ開始に伴う改定（P. 15 ～ 18）

⑤波長分割多重装置に係る機能の追加に係る改定（P. 19 ～ 20）

参考資料　（P. 21 ～ 22）

波長分割多重装置等に係る機能の追加について

○　波長分割多重装置等を用いたネットワークの構築に関して、次のとおり規定の整備を行う。
・特別光信号中継伝送機能と端末回線伝送機能の組み合せによる場合の網使用料の適用について規定するとともに、
・利用者の要望に応じ個別に構築・設置を行う装置に係る機能について、網改造料を新たに規定する。

＜想定される新たな構成＞

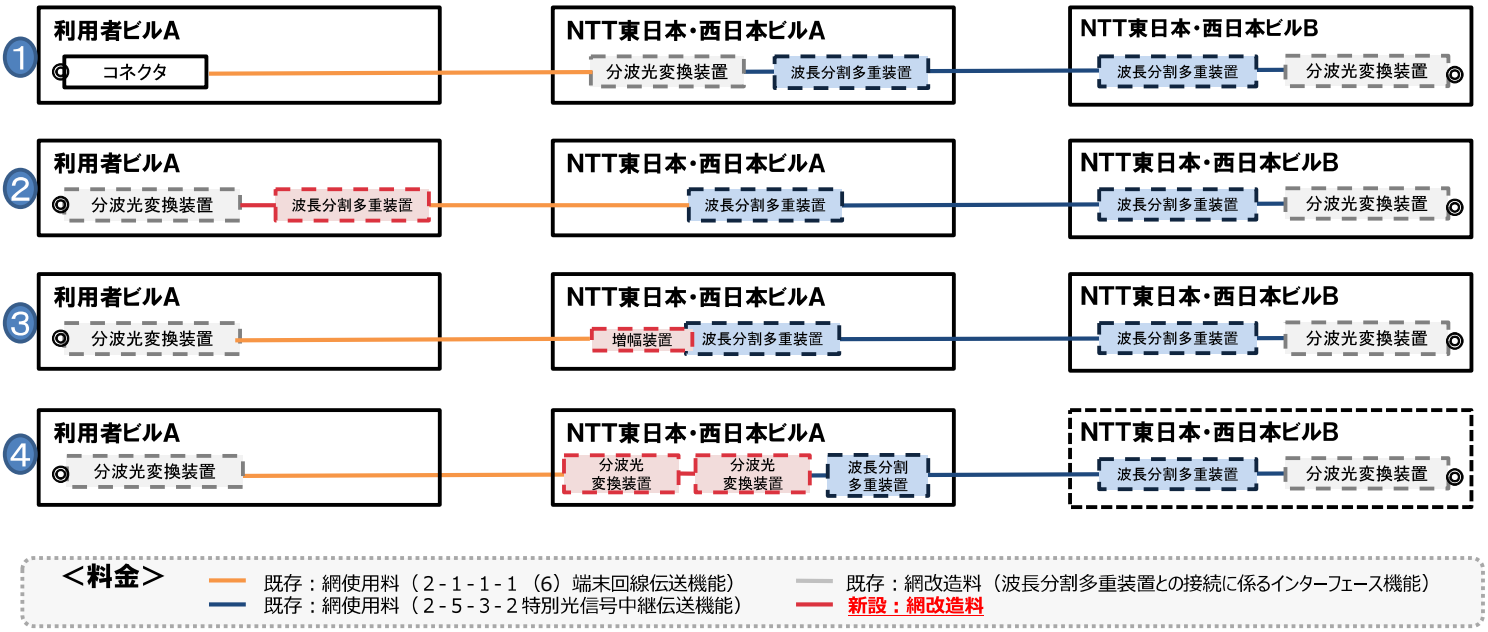

＜料金＞
- 既存：網使用料（２-１-１-１（６）端末回線伝送機能）
- 既存：網使用料（２-５-３-２特別光信号中継伝送機能）
- 既存：網改造料（波長分割多重装置との接続に係るインターフェース機能）
- 新設：網改造料

（参考資料）

接続約款変更の認可に至る流れ

○　第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第４項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。

○　審議会（※１）においては、**申請内容を公表して意見募集を２回実施**（※２）（２回目の意見募集では、１回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を２回実施することにより、ＮＴＴ東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、１回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。

※１：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。

※２：接続に関する議事手続規則（平成20年９月30日電気通信事業部会決定第６号）による。

○　意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、ＮＴＴ東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

通常の認可プロセス

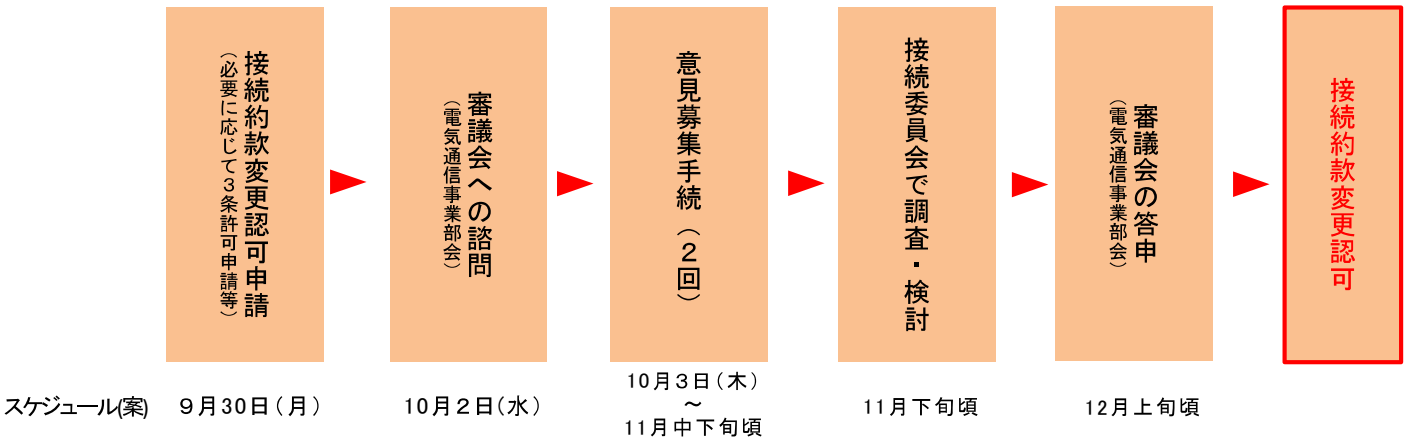

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（令和7年度の接続料の改定等）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等

令和7年1月

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

１．申請者

東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）
　代表取締役社長　　澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）
　代表取締役社長　　北村 亮太

（以下「ＮＴＴ東日本」及び「ＮＴＴ西日本」を「ＮＴＴ東日本・西日本」という。）

２．申請年月日

令和７年１月17日（金）

３．主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、
① 令和７年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
② 令和７年度の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等に係る接続料の改定等
③ 実績原価方式に基づく令和７年度の接続料の改定等
④ 長期増分費用方式に基づく令和７年度の接続料の改定等
を行うため、接続約款の変更を行うもの。

４．実施予定期日

認可後、令和７年４月１日（火）より適用
※一部の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）に係る機能等については、令和７年１月１日（水）に遡って適用

接続約款の変更認可申請の全体像

○　今回、実際費用方式（将来原価方式及び実績原価方式）、長期増分費用（ＬＲＩＣ）方式に基づく令和７年度の接続料の改定等について申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第２項）	接続料規則第３条(※)に基づく許可等	Ｒ５年度　Ｒ６年度　**Ｒ７年度**　Ｒ８年度　Ｒ９年度
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料　等）	・乖離額調整　等	将来原価（３年）
【今次申請】ＮＧＮに係る接続料の改定等 （光ＩＰ電話の接続料、ＩＰｏＥ方式に係る県間接続料　等）	・乖離額調整　等	（県内等）将来原価（３年９ヶ月）→（県内等）将来原価（４年３ヶ月） （県間）将来原価（１年７ヶ月）→（県間）将来原価（４年３ヶ月） （10Gb/sインタフェース）将来原価（５年）→（10Gb/sインタフェース）将来原価（５年）
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカッパ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費　等）	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのＧＷルータの利用中止費　等	実績原価　実績原価　実績原価
【今次申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （メタルＩＰ電話の接続料の一部機能　等）	–	LRIC　LRIC　LRIC

接続約款の認可申請に併せて行われる報告	・接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

※　接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（３条許可）。

主な変更・報告内容等

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）

④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）

④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）

⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

ＮＴＴ局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

シングルスター方式

ＮＴＴ局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

※1　シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
※2　主配線盤（ＦＴＭ）の１芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、ＦＴＭに係るコストを、ＦＴＭを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
※3　接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（ＩＮＳネット1500、高速ディジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式

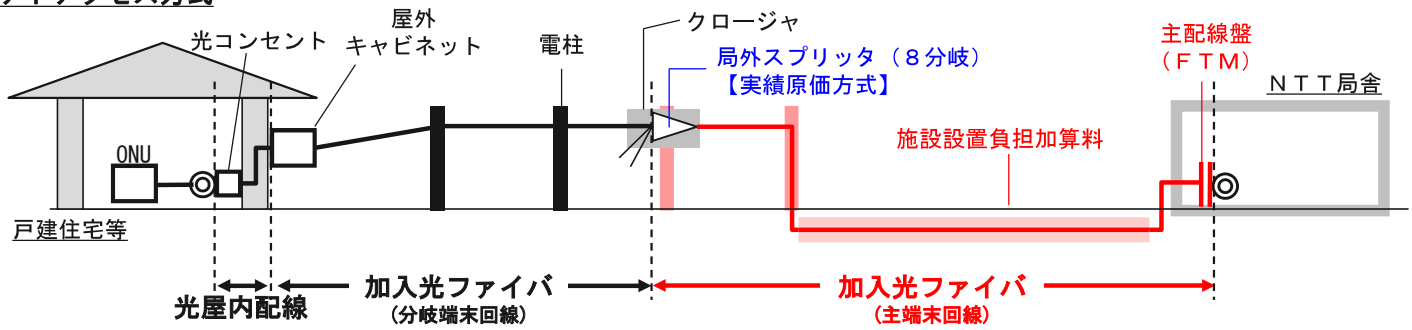

シングルスター方式

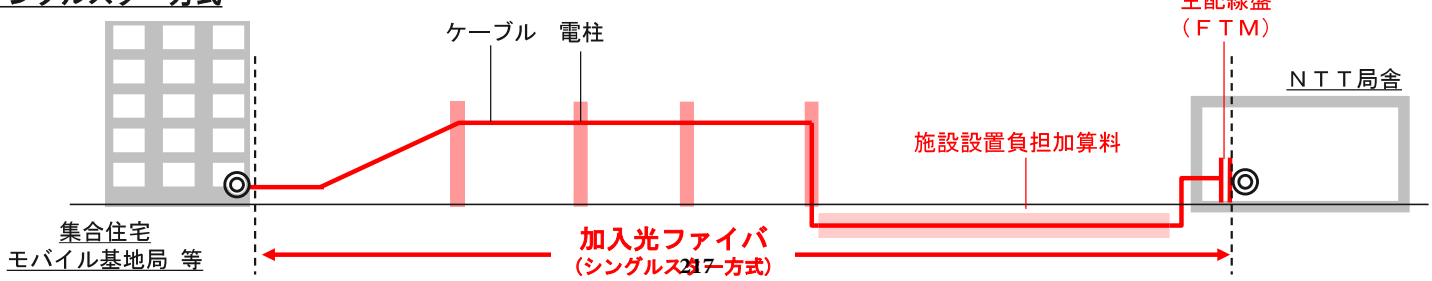

加入光ファイバの接続料の推移

○　加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和５年度の接続料の改定**（令和５年５月26日諮問、７月31日答申・認可）**において、令和５年度から令和７年度までの３年間について**年度ごとのコストと需要を予測して算定する**将来原価方式**（第１号将来原価方式）**により算定され、認可済み**。

○　今回、当該認可済接続料について、３条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和５年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和７年度の適用接続料は、認可済接続料から＋87円～＋121円程度上昇**。

＜主な増加要因（対予測値）＞　【東】設備管理運営費（道路占用料等）＋7億、報酬等＋39億円　　【西】特別損失（能登地震）＋14億円、報酬等＋50億円

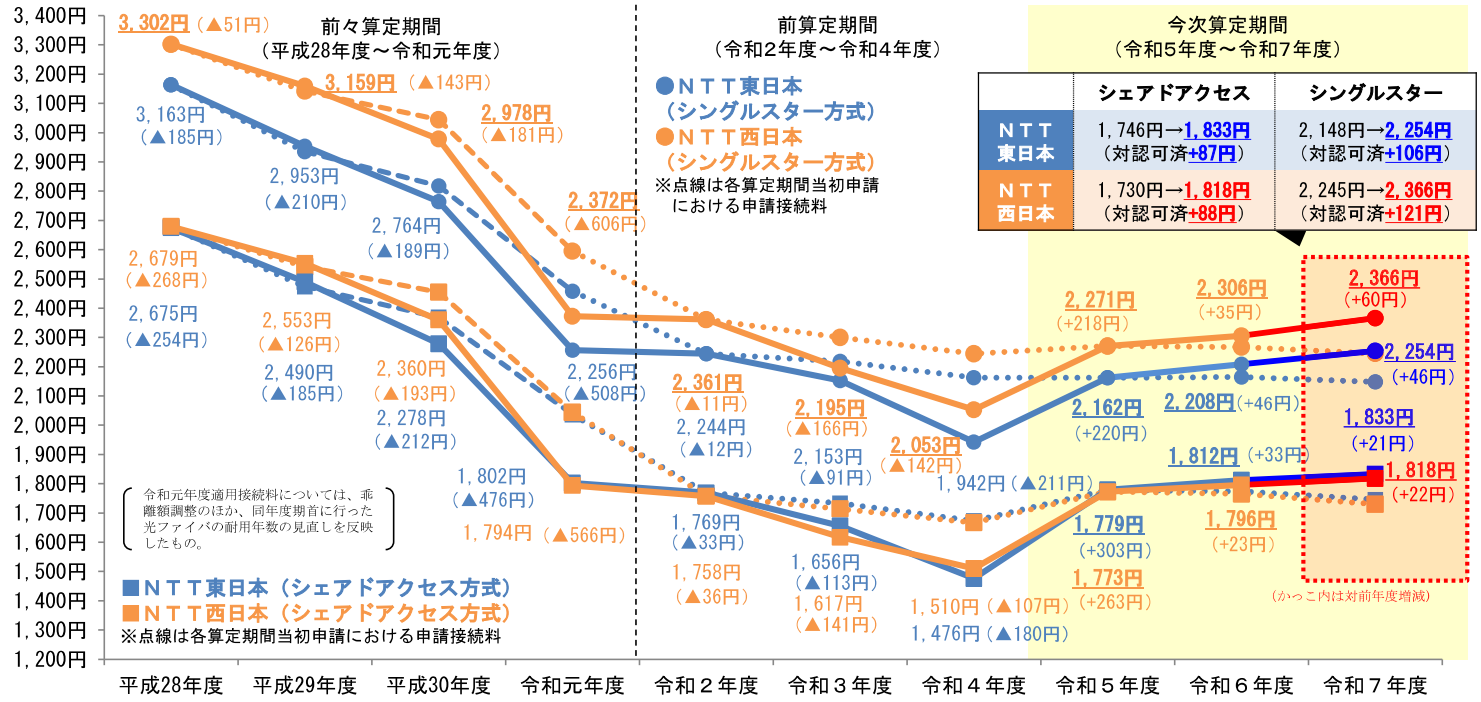

加入光ファイバ接続料（将来原価方式）の乖離額調整

○　接続料規則においては、第１号将来原価方式による接続料算定で生じた調整額については０と規定（第12条の２第１項）とされており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額（乖離額）を接続料原価に算入することは、原則として認められていない**。

○　しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、３条許可（令和５年７月31日付け総基料第161号）により、（第１号将来原価方式で算定されているものの）特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。

○　今回、**令和５年度に係る**実績が確定したため、実績収入と実績原価の差額（**実績差額**）**を令和７年度の接続料原価に算入**する旨の３条許可申請が行われている（令和７年１月17日付け東相制第000200000524号及び相制第155500000432号）。

○　令和５年度の実績差額は、予測値と比較して、収入においてはほとんど差分が生じなかったものの、接続料原価において、

・　設備管理運営費については、ＮＴＴ東日本・西日本双方において費用の効率化等による負の差分があった一方で、**ＮＴＴ東日本において東京都内の道路占用料の上昇**等のコストの増加があり、結果として**ＮＴＴ東日本で＋７億円**、**ＮＴＴ西日本で▲19億円**の差分

・　報酬においては、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇等の影響により、**ＮＴＴ東日本で＋39億円**、**ＮＴＴ西日本で＋50億円**の差分

が生じており、合計すると、**ＮＴＴ東日本で＋53億円**、**ＮＴＴ西日本で＋47億円**の正の差分が生じている。

○　本乖離額を令和７年度予測芯線数（ＮＴＴ東日本：467万芯線、ＮＴＴ西日本：378万芯線）で除した額が令和７年度接続料に反映される。

		NTT東日本（令和5年度）			NTT西日本（令和5年度）		
		予測値（①）	実績値（②）	増減額（②）-（①）	予測値（①）	実績値（②）	増減額（②）-（①）
接続料原価（億円）		1,048	1,100	52	844	892	48
	設備管理運営費	1,166	1,173	7	1,057	1,038	▲19
	特別損失	0	0	0	0	14	14
	報酬	603	642	39	405	455	50
	控除額	▲704	▲698	6	▲632	▲629	3
	乖離額	▲17	▲17	0	14	14	0
自己資本利益率		5.07%	5.35%	0.28%	5.07%	5.35%	0.28%
	リスクフリーレート	0.09%	0.62%	0.53%	0.09%	0.62%	0.53%
自己資本比率		75.3%	74.5%	▲0.8%	51.8%	53.4%	1.6%
収入（億円）		1,048	1,048	▲1	844	845	1
調整額（接続料原価－収入）**（億円）**		0	53	53	0	47	47
芯線数（万芯）		455	458	0	364	365	1

シェアドアクセス方式に係る接続料（令和7年度申請接続料）

○ **ＮＴＴ東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線から主端末回線まで）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料**は、次のとおり。

○ 光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると１収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。

○ 例えば、主端末回線に１芯線あたり４ユーザ収容した場合には、ＮＴＴ東日本ではユーザ当たり1,114円、ＮＴＴ西日本では1,228円でＮＴＴ局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。

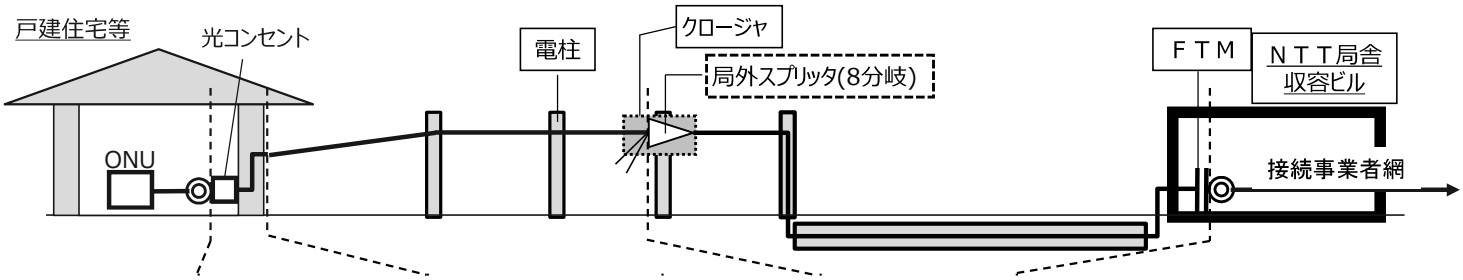

	光屋内配線加算額※２	光信号分岐端末回線※３	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	209円(196円) /分岐端末回線	407円(367円) /分岐端末回線	40円(43円) /分岐端末回線	1,833円(1,812円) /主端末回線
NTT西日本	201円(187円) /分岐端末回線	500円(468円) /分岐端末回線	72円(75円) /分岐端末回線	1,818円(1,796円) /主端末回線

※１　光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
※２　光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
※３　ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
※４　令和５年能登半島地震に起因する災害特別損失を接続料原価に算入した令和７年度接続料。
※５　括弧内は令和６年度適用接続料。

収容数ごとの１収容（ユーザ）あたり接続料

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,489円	1,573円	1,267円	1,114円	1,023円	962円	918円	885円
NTT西日本	2,591円	1,682円	1,379円	1,228円	1,137円	1,076円	1,033円	1000円

主な変更・報告内容等　（P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等　（P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料　（P. 69～82）

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料について

○ NTT東日本・西日本の令和7年1月以降のNGNに係る法定機能の接続料は、以下のとおり。

機能名			接続料設定単位	NTT東日本 令和7年1月～令和10年度 申請接続料	NTT東日本 令和3年度～令和6年12月 適用接続料	NTT西日本 令和7年1月～令和10年度 申請接続料	NTT西日本 令和3年度～令和6年12月 適用接続料
端末系ルータ交換機能	1Gbit/sタイプ	下記以外	1装置(収容ルータ)ごと・月額	46.3万円(＋13.8%)	40.7万円	48.0万円(＋11.1%)	43.2万円
		専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置(SNIルータ(IP電話))ごと・月額	49.0.万円(▲17.6%)	59.5万円	33.1万円(▲34.6%)	50.6万円
	10Gbit/sタイプ		1装置(収容ルータ)ごと・月額	99.6万円(＋41.3%)	70.5万円	93.3万円(＋34.2%)	69.5万円
一般収容ルータ優先パケット識別機能	1Gbit/sタイプ 10Gbit/sタイプ	SIPサーバを用いて制御するもの	1chごと・月額	3.01円(＋40.7%)	2.14円	2.41円(＋17.0%)	2.06円
		優先クラスを識別するもの	契約数ごと・月額	2.92円(＋20.2%)	2.43円	2.39円(＋5.3%)	2.27円
		上記以外	1装置(収容ルータ)ごと・月額	11,917円(＋44.2%)	8,267円	11,478円(＋37.4%)	8,354円
関門系ルータ交換機能	網終端装置(PPPoE接続)(※)		1装置(網終端装置)ごと・月額	36.1万円(＋49.2%)	24.2万円	53.6万円(＋88.7%)	28.4万円
	ゲートウェイルータ(IPoE接続)		1ポートごと・月額	資料37頁参照	資料37頁参照	資料37頁参照	資料37頁参照
	ゲートウェイルータ(IP音声接続)		1秒ごと	0.000007753円(▲51.0%)	0.000015833円	0.000010547円(▲42.0%)	0.000018197円
SIPサーバ機能	専ら光IP電話の提供の用に供するもの		1通信ごと	1.24059円(+59.3%)	0.77885円	1.13176円(+67.2%)	0.67708円
	上記以外の場合		1通信ごと	0.46312円(▲40.5%)		0.37153円(▲45.1%)	
SIP信号変換機能			1通信ごと	0.030195円(▲40.6%)	0.050835円	0.030820円(▲48.9%)	0.060322円
番号管理機能			1通信ごと	0.034153円(＋27.0%)	0.026894円	0.034563円(＋4.9%)	0.032936円
ドメイン名管理機能			1通信ごと	0.017413円(▲47.2%)	0.032998円	0.014327円(▲58.4%)	0.034415円
一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ・伝送路	ベストエフォート	1Mbitごと・月額	0.000026010円(▲47.9%)	0.000049946円	0.000030759円(▲57.5%)	0.000072345円
		優先クラス		0.000024938円(▲57.3%)	0.000058437円	0.000022132円(▲73.6%)	0.000083919円
		高優先クラス		0.000032720円(▲47.6%)	0.000062433円	0.000038725円(▲57.2%)	0.000090431円
		最優先クラス		0.000032877円(▲47.8%)	0.000062933円	0.000038848円(▲57.4%)	0.000091155円

(括弧内は前期適用接続料比)

※ 網改造料により負担されているものを除く。
※ 端末系ルータ交換機能(10Gbit/sタイプ)、一般収容局ルータ優先パケット識別機能(10Gbit/sタイプ)は令和2年度～令和6年12月 適用料金。
※ 一般収容ルータ優先パケット識別機能(1Gbit/sタイプ・10Gbit/sタイプ)のうち優先クラスを識別するもの、一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス)については、現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料。

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料

○ **一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（10Gbit/sタイプ）について、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）と同様の組合せに対応できることとなったことから、新たに設定。**
○ **光IP電話接続機能について**、NTT東日本・西日本において前算定期間の適用額と比べて**上昇している主な理由**は、**平成20年のNGN構築の際に設置を行ったSIPサーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加**したことによるもの。
○ その他の機能については、**収容ルータの更改投資など高速制御部に係る一部コストの増加により、**NTT東日本・西日本において、**一般収容ルータ優先パケット識別機能の接続料額が上昇**。**一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）**は、**保守業務等の内部効率化等のコスト削減や需要増加等**により、**前算定期間の適用額と比べて低減**。

■ 法定機能の組合せ

	組合せ適用対象の法定機能
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続）	端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話)以外)、一般収容ルータ優先パケット識別機能(注)、関門系ルータ交換機能(網終端装置(ISP))、一般中継系ルータ交換伝送機能(ベストエフォートクラス)　注:SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外
光IP電話接続機能※1	端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話))、一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)、SIPサーバ機能(専ら光IP電話の提供の用に供するもの)、SIP信号変換機能、番号管理機能、ドメイン名管理機能、一般中継系ルータ交換伝送機能(最優先クラス・高優先クラス)、関門系ルータ交換機能(ゲートウェイルータ(東西間接続)、ゲートウェイルータ(IP音声接続))

※1 IP通信網県間区間伝送機能を含む。

■ 前算定期間の接続料との比較

			NTT東日本 令和7年1月～令和10年度 申請接続料※4	NTT東日本 令和3年度～令和6年12月 適用接続料	NTT西日本 令和7年1月～令和10年度 申請接続料※4	NTT西日本 令和3年度～令和6年12月 適用接続料
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能〈NTT東日本・西日本のみ〉	1G	1装置ごと・月額	102.0万円 (＋6.9%)	95.4万円	101.6万円 (＋1.0%)	100.6万円
	10G		192.9万円 －	－	226.7万円 －	－
光IP電話接続機能※2		3分当たり	2.14円 (＋56.2%)	1.37円	1.76円 (＋20.5%)	1.46円
一般収容ルータ優先パケット識別機能（優先クラスを識別するもの）		1契約ごと・月額	2.92円 (＋20.2%)	2.43円	2.39円 (＋5.3%)	2.27円
一般中継系ルータ交換伝送機能※3（優先クラス）		1Mbitごと・月額	0.000024938円 (▲57.3%)	0.000058437円	0.000022132円 (▲73.6%)	0.000083919円

※2 令和3年度～令和6年12月の適用接続料は、光IP電話接続機能の接続料に中継交換機能(3分当たり)とIP通信網県間区間伝送機能(3分当たり)を加算したもの。
令和7年1月～令和10年度の申請接続料は、光IP電話接続機能の接続料にIP通信網県間区間伝送機能(3分当たり)を加算したもの。
※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にならない。
※4 現行の算定期間に生じた乖離額調整後の接続料。

NGNの県内通信用設備に係る接続料（NGN県内接続料）の概要

○ **NGNについては**、NTT東日本・西日本が提供するFTTHアクセスサービスである**フレッツ光（光サービス卸を含む）**や**ひかり電話**、**優先転送サービス（他社利用分を含む）等のために利用**されている。

○ これまで、**令和3年4月～令和6年12月におけるNGNの県内通信用設備に係る接続料の算定については**、令和7年1月までの間に**固定電話網をPSTN（公衆交換電話網）からIP網に移行することを踏まえて**、**当該IP接続への切替の開始から完了までの接続料の急激な変動を緩和するため**、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、**3年9ヶ月の複数年度の将来原価方式により算定が行われた**。

○ 今回申請のあった、令和7年以降のNGNの県内通信用設備に係る接続料については、収容局ルータ及びSIPサーバについて保守限界を迎えることから、**令和7年から令和10年度頃にかけて当該設備の大幅更改を予定しており、接続料の急激な変動を緩和するため**、接続料規則第8条第2項第2号に基づき、**4年3ヶ月（令和7年1月～令和11年3月）の複数年度の将来原価方式により算定**。

○ **フレッツ光の契約数**について、令和6年度の事業計画見込み値、及び販売状況等を踏まえ、**NTT東日本は▲3万契約純減、NTT西日本は▲2万契約純減と予測**。

○ **ひかり電話のチャネル数**については、令和6年度の事業計画見込み値、及び販売状況等を踏まえ、**NTT東日本は▲23万契約純減、NTT西日本は▲21万契約純減と予測**。

○ **優先転送サービス**については、令和5年度実績をもとに、令和7年1月以降の需要を**＋2～3千契約と予測**。

○ 投資については、これらの**需要等に対応するために必要となる最小限の設備量**を見込む。施設保全費等については、令和5年度実績をもとに、取得固定資産価額の伸び率に効率化率を加味して算定。効率化率については、**企業努力によるコスト効率化を見込み、▲3%／年と設定**。

■ NGNに係る需要予測

		令和5年度末 実績	令和6年度末 見込み	令和7年度末 予測	令和8年度末 予測	令和9年度末 予測	令和10年度末 予測
東日本	フレッツ光 【万契約】	1,326	1,323	1,320	1,317	1,314	1,311
	（前年度比）	—	（▲3）	（▲3）	（▲3）	（▲3）	（▲3）
	ひかり電話 【万ch】	992	969	945	922	899	875
	（前年度比）	—	（▲23）	（▲23）	（▲23）	（▲23）	（▲23）
	優先転送サービス 【千契約】	18	20	23	25	28	30
	（前年度比）	—	（＋2）	（＋2）	（＋2）	（＋2）	（＋2）
西日本	フレッツ光 【万契約】	1,024	1,022	1,020	1,018	1,016	1,014
	（前年度比）	—	（▲2）	（▲2）	（▲2）	（▲2）	（▲2）
	ひかり電話 【万ch】	858	837	816	794	773	752
	（前年度比）	—	（▲21）	（▲21）	（▲21）	（▲21）	（▲21）
	優先転送サービス 【千契約】	11	14	16	19	21	24
	（前年度比）	—	（＋3）	（＋3）	（＋3）	（＋3）	（＋3）

NGNの県間通信用設備に係る接続料（NGN県間接続料）の概要

○ **ＮＧＮの県間通信用設備については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第70号）**及び関連省令等（いずれも令和５年６月16日施行）**を踏まえ、第一種指定電気通信設備として適正原価・適正利潤の原則に基づき接続料を設定**している。

○ これまで、IPoE接続、IP音声接続、及び優先パケット転送機能に係る県間接続料は、ＮＧＮ県内接続料の算定にあわせて、PSTN網からIP網の移行を踏まえ、接続料規則第８条第２項第２号に基づき、令和６年12月までの複数年度の将来原価方式により算定が行われてきた。

○ 今回申請のあった、令和７年以降のＮＧＮの県間通信用設備に係る接続料については、**全国集約ＰＯＩ及びブロックＰＯＩから単県ＰＯＩへの移行等が見込まれていることから、接続料の急激な変動を緩和するため**、接続料規則第８条第２項第２号に基づき、**４年３ヶ月（令和７年４月～令和１１年３月）の複数年度の将来原価方式により算定**。

○ **ＩＰｏＥ接続に係る県間接続料については**、現行の適用料金と比較して
全国集約ＰＯＩで**ＮＴＴ東日本▲9万円**／ポートごと月額（▲1.3%）、**ＮＴＴ西日本▲189万円**／ポートごと月額（▲29.2%）、
ブロックＰＯＩで**ＮＴＴ東日本▲119万円**／ポートごと月額（▲30.9%）、**ＮＴＴ西日本▲143万円**／ポートごと月額（▲26.6%）**の低減**となる。

○ ＩＰ音声接続及び優先パケットに係る県間接続料については、現行の適用料金と比較して
ＩＰ音声接続県間接続は、ＮＴＴ東日本で▲0.00124092円／３分あたり（▲26.0%）、ＮＴＴ西日本で▲0.00053028円／３分あたり（▲12.0%）の低減。
優先パケット県間接続は、ＮＴＴ東日本で▲0.000100758円／１Mbitごと※（▲71.2%）、ＮＴＴ西日本で▲0.000119966円／１Mbitごと（▲92.0%）の低減。

※ ＮＴＴ東日本においては、優先パケット接続に係るトラヒック量の実績が予測を大きく上回ったことから、令和３年４月から令和６年12月において生じた乖離額を算入した場合、マイナスの乖離額が接続料原価を上回り接続料が負の値となるため、当該期間に生じた乖離額を接続事業者と個別精算する旨を接続約款の附則に記載する旨の申請があった。これに伴い、当該個別精算に伴う影響については、令和６年度接続料において行う。

■ IPoE県間接続に係る接続料金

（全国集約POI）		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用期間 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	959	240	914	868	834	779	3635
	需要(ポート数)	10	3	11	10	11	13	48
	接続料金（円/ポート・月）	7,991,667		6,924,242	7,233,333	6,318,182	4,993,590	6,923,611※
NTT西日本	コスト(百万円)	1,244	311	1,088	988	956	1,000	4,343
	需要(ポート数)	19	5	19	18	17	19	78
	接続料金（円/ポート・月）	5,456,140		4,771,930	4,574,074	4,686,275	4,385,965	4,573,718※

（ブロックPOI）		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度 予測	適用期間 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	3,190	798	2,704	2,248	2,160	1,980	9,890
	需要(ポート数)	69	17	75	71	80	89	332
	接続料金（円/ポート・月）	3,852,657		3,004,444	2,638,498	2,250,000	1,853,933	2,655,371※
NTT西日本	コスト(百万円)	1,480	370	1,376	1,412	1,437	1,467	6,062
	需要(ポート数)	25	6	26	29	31	35	127
	接続料金（円/ポート・月）	4,933,333		4,410,256	4,057,471	3,862,903	3,492,857	3,946,194※

※ 現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料

■ IP音声県間接続に係る接続料金

		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度予測	適用料金 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	26	7	23	18	15	12	74
	需要(千時間)	315,417	78,854	316,912	288,836	262,887	238,904	1,186,393
	接続料金（3分当たり）	0.00414		0.00369	0.00315	0.002772	0.002412	0.003528※
NTT西日本	コスト(百万円)	24	6	22	19	16	14	77
	需要(千時間)	290,281	72,570	294,985	270,965	248,226	226,808	1,113,554
	接続料金（3分当たり）	0.004086		0.003816	0.003546	0.003258	0.002988	0.003906※

■ 優先パケット県間接続に係る接続料金

		令和6年度 予測	4Q	令和7年度 予測	令和8年度 予測	令和9年度 予測	令和10年度予測	適用料金 4年3か月
NTT東日本	コスト(百万円)	40	10	34	28	24	20	116
	需要(Tbit)	651,320	162,830	658,747	666,219	673,740	681,312	2,842,849
	接続料金（円/bit当たり）	0.000062151		0.000051401	0.000042343	0.000035667	0.000028841	0.000040762
NTT西日本	コスト(百万円)	52	13	45	42	38	35	174
	需要(Tbit)	783,766	195,942	777,788	771,814	765,845	759,880	3,271,269
	接続料金（円/bit当たり）	0.000066385		0.000058101	0.000054210	0.000050075	0.000046284	0.000010424※

10Gbit/sインタフェースに対応する設備の接続機能

14

○ **ＮＴＴ東日本・西日本は、令和２年度４月よりを開始した最大概ね10Gbps のFTTHアクセスサービス※の提供にあたって、10Gbit/sインタフェースに対応した光信号伝送装置・局内４分岐スプリッタを導入したことに伴い**、これら設備に係る**接続料を新たに令和２年度接続料改定の際に、令和２年度から令和６年度までの５年間、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式（第１号将来原価方式）により設定した**。

○ 今回申請のあった改定案における**接続料は、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、５年間（令和７年度～令和11年度）の第１号将来原価方式にて算定**され、併せて、**各年度の実績収入と実績原価の差額を調整するための第一種指定電気通信設備接続料規則第３条による許可申請**があった。

※ ＮＴＴ東日本・西日本より「フレッツ 光クロス」として令和２年４月１日（水）よりサービス提供を開始

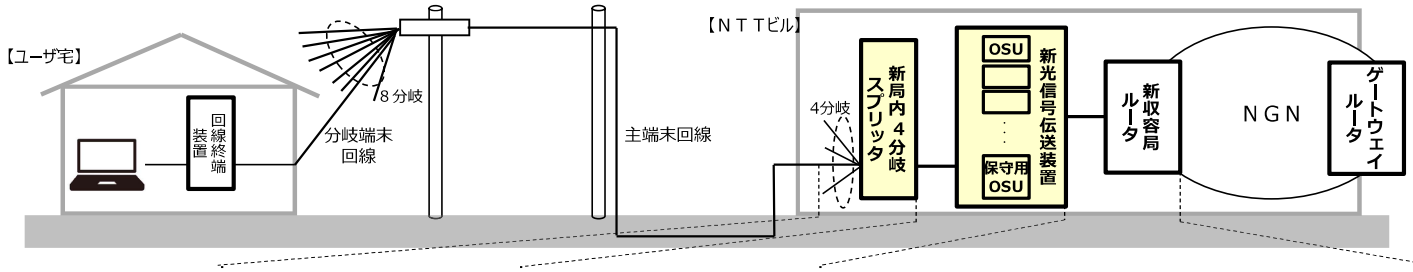

設備		局内4分岐スプリッタ	光信号伝送装置	収容局ルータ	
接続機能（接続約款）		光信号多重分離機能	端末回線伝送機能（光信号伝送装置）	端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータ優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外）
接続料金	設定単位	1局内スプリッタあたり	1光信号伝送装置あたり＋1OSUあたり	1収容局ルータあたり	1収容局ルータあたり
	料金額（タイプ1-2）	・東日本：419円（423円）／月 ・西日本：408円（415円）／月	・東日本： 80,759円(72,025円)／月[基本部] 10,992円(15,189円)／月[OSU] 12,151円(12,491円)／月[保守用OSU] ・西日本： 77,499円(76,996円)／月[基本部] 10,727円(15,185円)／月[OSU] 11,587円(13,440円)／月[保守用OSU]	・東日本：996,225円（705,208円）／月 ・西日本：933,424円（694,904円）／月	・東日本：11,917円／月 ・西日本：11,478円／月

※ 現行算定期間に応じた乖離額調整後の接続料（端末系ルータ交換機能及び一般収容局ルータ優先パケット識別機能（SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外）は調整前単金）。
※ 括弧内は令和2年度から令和6年度適用接続料。
※ 収容局ルータについては、NGN県内設備として4年3カ月の第２号長期将来原価方式にて申請（資料10頁参照）。

令和7年度の音声接続料について

15

○ ＩＰ網への移行後、**組合せ適用接続機能の接続料を新たに設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料とし、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均を行い算出。**

○ **将来原価方式により算定している光IP電話固有設備（③）及び共通設備（④）については、SIPサーバの更改やメディアゲートウェイの廃止等の影響により、NTT西日本と比べてNTT東日本の接続料が上回っている。**

○ **長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話固有設備（①）については、NTT東日本と比べてNTT西日本の接続料が上回っている。**

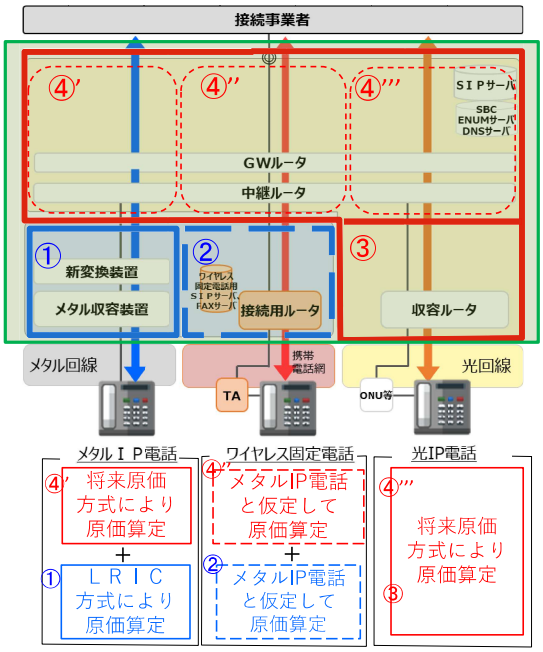

■音声接続料

	単金※	3分当たり
組合せ適用接続機能	東日本：1.61650円／回 西日本：1.35534円／回 東日本：0.0139976円／秒 西日本：0.0140327円／秒	**東日本：4.14円** **西日本：3.88円**

	単金※	3分当たり
光IP電話	東日本：1.97404円／回 西日本：1.67132円／回 東日本：0.0009319円／秒 西日本：0.0004984円／秒	東日本：2.14円 西日本：1.76円

	単金※	3分当たり
メタルIP電話及びワイヤレス固定電話（将来原価方式による算定部分を含む）	東日本：0.54240円／回 西日本：0.44909円／回 東日本：0.0500259円／秒 西日本：0.0500561円／秒	東日本：9.55円 西日本：9.46円 （①のみ 東日本：8.97円 西日本：8.97円）

※現行の算定期間に生じた乖離額等調整後の接続料

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）

④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）

④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）

⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

ドライカッパの接続料の推移

○ ドライカッパ接続料の算定における需要である**メタルサービス**（加入電話・直収電話やＤＳＬサービス等）**に係る回線数は**、光サービス等への需要移行等により**継続的に減少**。

○ 今回の改定案における**ドライカッパの令和７年度接続料**について、ＮＴＴ東日本・西日本とも、**費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続**している中で、**令和６年度と比べて上昇**。

（単位：円／回線・月）

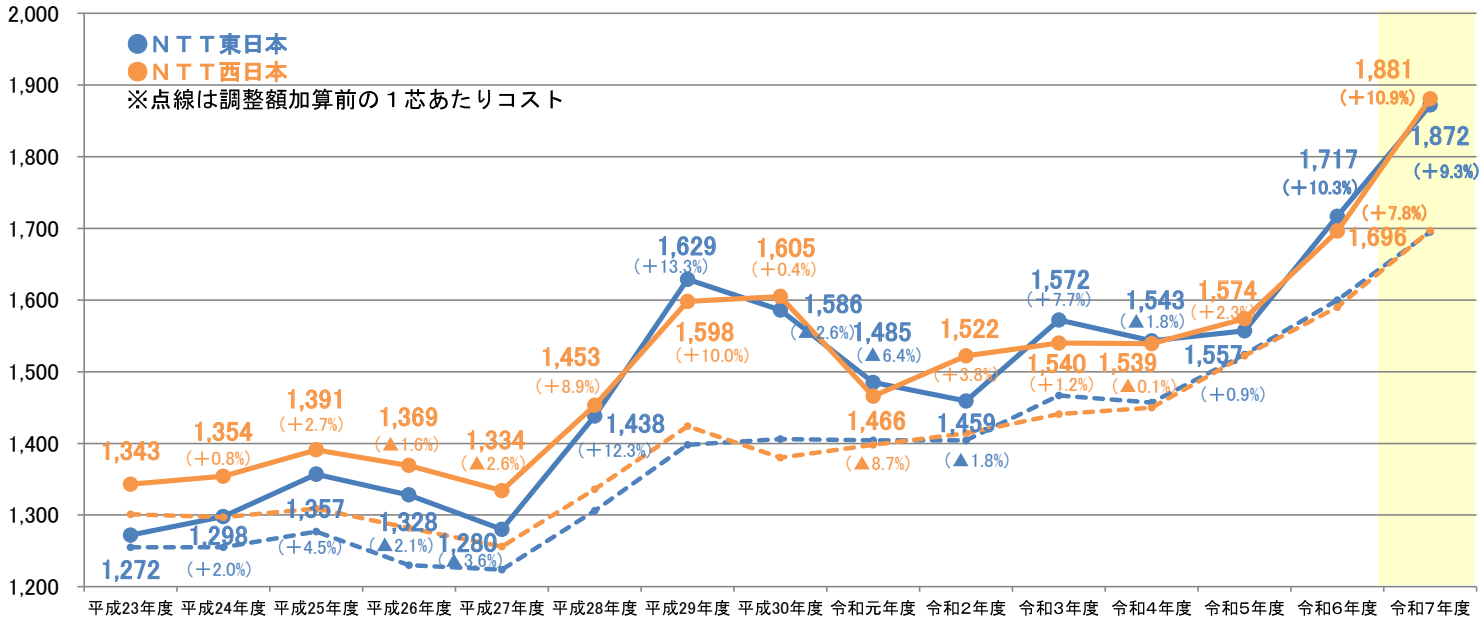

※１ 回線管理運営費を含む。
※２ 各年度の４月１日時点での適用料金（令和７年度接続料は現在申請中のもの）。
※３ 災害特別損失を接続料原価（本資料では報酬（利潤）を含む。以下同じ。）に算入したのは、ＮＴＴ東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料（東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算）、ＮＴＴ西日本の平成30年度の接続料（平成[illegible]熊本地震に起因する災害特別損失）及び令和７年度の接続料（令和５年能登半島地震に起因する災害特別損失）。

ドライカッパの接続料に係る需要及び原価

○　ドライカッパ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカッパとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。

○　メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和５年度においては、**令和４年度と比較すると**、

- **需要については、ＮＴＴ東日本で▲６％、ＮＴＴ西日本で▲９％の減少**
- **原価については、ＮＴＴ東日本で▲３％、ＮＴＴ西日本で▲３％の減少**　となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要（ＮＴＴ東日本）

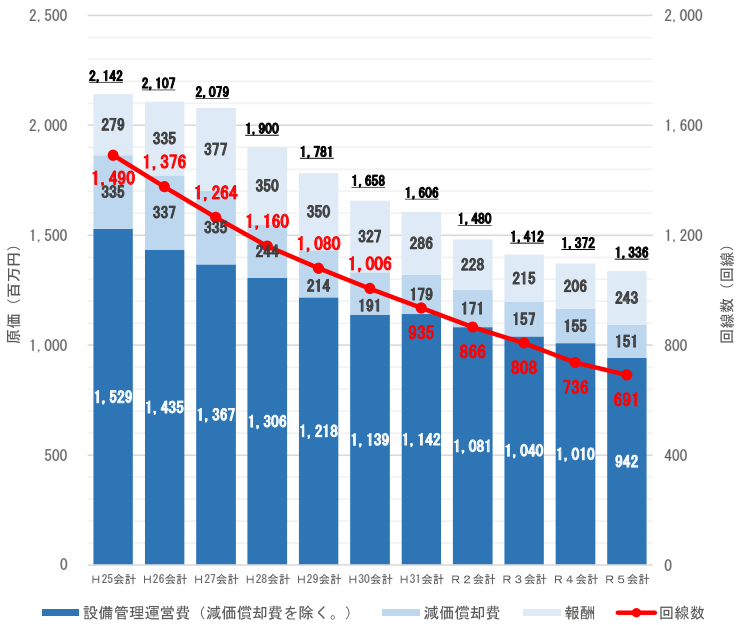

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要（ＮＴＴ西日本）

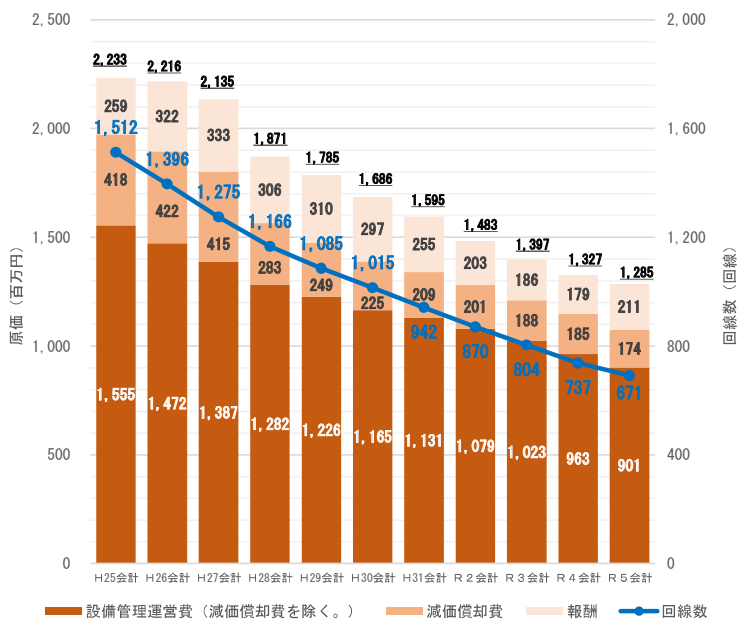

※１　メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外ＲＴ（※２）に収容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外ＲＴ収容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外ＲＴ収容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカッパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。
※２　遠隔収容装置（ＲＴ：Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置。

工事費・手続費

○　ＮＴＴ東日本・西日本が行う**接続に係る業務に関する工事費・手続費**については、実績原価方式により毎年度改定。

○　工事費・手続費の算定に用いる**作業単金については**、令和７年度において、人件費の増加等の影響を受けた**労務費単金**（※1）、**管理共通費の増加に伴い、ＮＴＴ東日本・西日本とも上昇**した。

作業単金（ＮＴＴ東日本・平日昼間（※2））

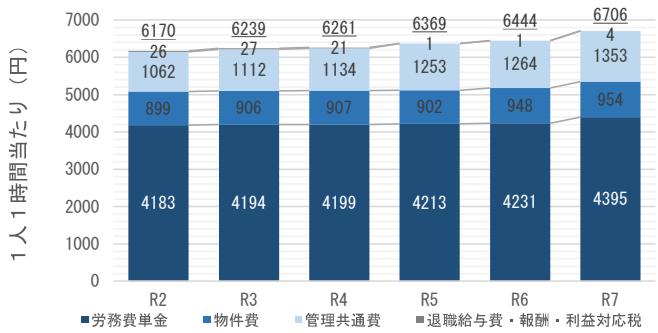

作業単金（ＮＴＴ西日本・平日昼間（※2））

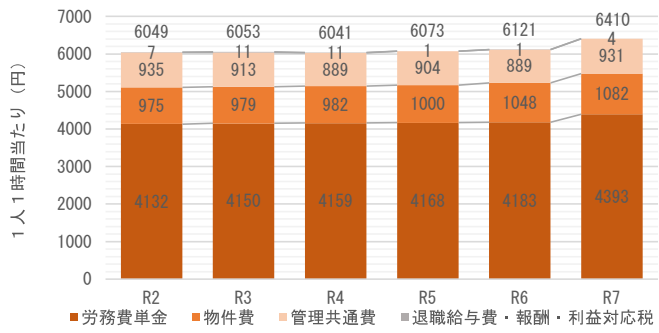

※１　ＮＴＴ東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。
※２　平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にＮＴＴ東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35　平日深夜：0.75　土日祝昼夜間：0.45　土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■　**光屋内配線に係る工事費**

- 光屋内配線に係る工事費について、**屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響**を与えていることが想定される（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1／3であることが判明。）ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、**毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請**（平成27年３月31日付け総基料第63号）。
- 今回、ＮＴＴ東日本・西日本において作業時間を**調査したところ**、その比率は平成26年度と令和６年度で**有意な差が認められなかった**ことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。
- **物品費及び作業単金の上昇**により、ＮＴＴ東日本・西日本ともに当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費（屋内配線を新設する場合）

ＮＴＴ東日本		ＮＴＴ西日本	
Ｒ７申請	Ｒ６適用	Ｒ７申請	Ｒ６適用
15,455円（+573円）	14,882円（+326円）	15,001円（+615円）	14,386円（+278円）

（１件あたり。かっこ内は対前年度増減額）

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）

④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）

④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）

⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）

○ 固定電話のIP網移行については**令和６年12月に移行を完了**。

○ なお、IP網移行期間中に一部のモバイル事業者（KDDI、ソフトバンク）※とNTT東西の間で認識の齟齬が生じ、IP網移行前にモバイル網において具備していた、緊急通報呼における「切断遅延機能」がIP網移行後に実装されていないことが判明したため、当該モバイル事業者側で機能開発が完了するまで当該モバイル事業者発緊急通報呼について**暫定的にSTM-POIを利用中**（個別に相互接続協定を締結）。

※ドコモは当該機能を実装済であり、既にIP網へ切替済。楽天モバイルは、既にIP網へ切替済であり、今後機能具備すべく開発時期等調整している状況。

- 現在、固定電話発 緊急通報呼は、発信者が通話を切断しようとした場合でも、「自動呼び返し」等の方式により、通話を継続できるようになっています。
- **モバイル発 緊急通報呼は、コールバックする方式**（通話切断後、指令台から発信者番号に対してコールバックする方式）を採用していますが、非通知呼の場合でもコールバックできるようにするため、**指令台側から強制的に発信者番号を取得する機能が具備**されています。
- 発信者番号の強制取得は、通話中のみ可能であるため、通話時間が短い場合等、通話中に発信者番号を取得できないケースに備え、**発信者が電話を切断した後も一定時間切断を遅延させる「切断遅延機能」がモバイル事業者網に具備**されています（**その間に指令台にて発信者番号を取得**）。

■モバイル発緊急通報呼における「切断遅延機能」の仕組み（発信者番号非通知呼※の場合）

※発信者番号通知呼はナンバーディスプレイで番号取得（＝切断遅延機能は不要）

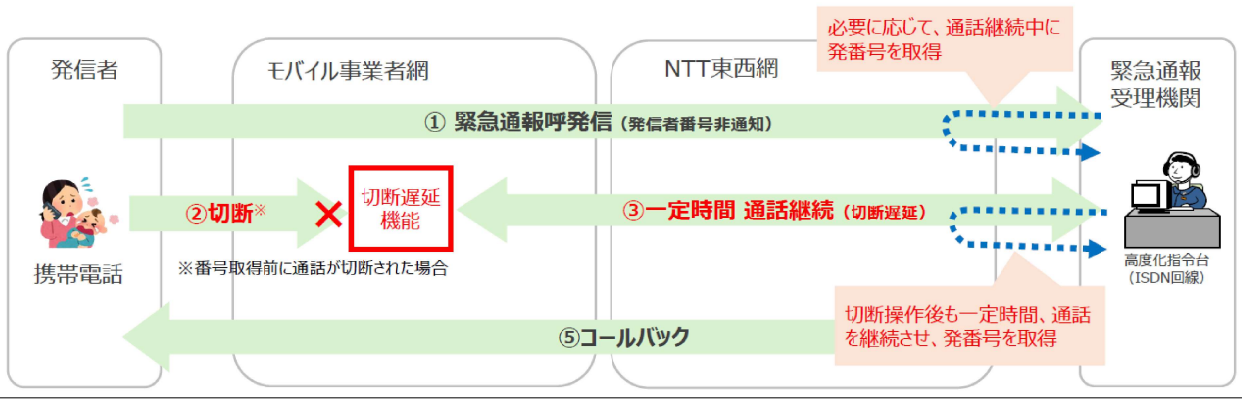

（情報通信審議会 電話網移行円滑化委員会（第43回R6.9.26）NTT説明資料から抜粋）

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）

④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）

④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）

⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要①

※項番1,2,4,5については、一般法定機能を組み合わせた適用機能の単位で乖離額の調整を行うものを含む。

1．接続料規則第３条に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	組合せ適用機能（組合せ適用対象となる一般法定機能）に係る調整額の取り扱いについて	継続	光IP電話接続機能及び一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能について、前期算定期間(令和３年４月～令和６年12月)における実績収入と実績原価の差額※を、当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること ※令和6年4月から同年12月は見込み値の差額
2		継続	当該機能について、前期算定期間における令和６年４月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること
3	廃止機能に係る調整額の扱い	継続	特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能において令和３年４月～令和５年12月の間に生じた実績原価及び調整額と実績収入との差額を、後継機能である一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料原価に算入すること
4	端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能のうち10Git/sタイプに係る機能の調整額の扱い	継続	端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するものを除く)のうち10Git/s タイプに係る機能について、第１号将来原価方式で算定した前期算定期間(令和２年度～令和６年度)における実績収入と実績原価の差額※を、第２号長期将来原価方式で算定する当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること ※令和6年4月から同年12月は見込み値の差額
5		継続	当該機能について、前期算定期間における令和６年４月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に組合せ適用機能の単位で算入すること
6	光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち10Git/sタイプに係る機能の調整額の扱い	継続	光信号分離機能及びその他端末回線伝送機能のうち10Git/s タイプに係る機能について、第１号将来原価方式で算定した前期算定期間(令和２年度～令和６年度)における実績収入と実績原価の差額※を、同方式で算定する当期算定期間(令和７年度～令和11年年度)の接続料原価に算入すること ※令和6年度は見込み乖離額
7		継続	当該機能について、第１号将来原価方式で算定した前期算定期間における令和６年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額及び同方式で算定する当期算定期間(令和７年度～令和11年年度)の間に生じる実績収入と実績原価の差額を、次期算定期間(令和12年度以降)の接続料原価に算入すること
8	一般県間中継系ルータ交換伝送機能に係る調整額の扱い	継続	一般県間中継系ルータ交換伝送機能（県間優先転送接続機能及び県間IP音声接続機能に係る機能に限る）について、前期算定期間(令和３年４月～令和６年12月)における実績収入と実績原価の差額※を、当期算定期間(令和７年１月～令和11年３月)の接続料原価に算入すること ※令和6年4月から同年12月は見込み値の差額
9		継続	当該機能について、前期算定期間における令和６年４月から同年12月までの収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、次期算定期間(令和11年度以降)の接続料原価に算入すること
１０	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和５年度の乖離額の調整）	継続	加入光ファイバに係る接続機能（光信号端末回線伝送機能）について、令和５年度の収入と原価の差額に係る見込値と実績値の差額を、令和７年度の接続料原価に算入することを求めるもの
１１	固定電話のIP網移行に伴う旧PSTN設備の除却費の扱い	継続	固定電話のIP網への移行に伴い不要となる設備の除却損・撤去費について、後継機能である光IP電話接続機能・メタルIP電話接続機能の接続料原価に適用機能ごとに加算すること
１２	令和５年度能登半島地震に伴う災害特別損失の扱い【ＮＴＴ西日本のみ】	新規	今回申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第二様式第二（損益計算書）の間区別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することを求めるもの。
１３	実績需要が無かった機能の接続料の扱い【ＮＴＴ東日本のみ】	継続	通信路設定伝送機能（高速ディジタル伝送に係るもの）の6.144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和５年度の実績需要が０となり、令和７年度接続料が算定できないため、令和６年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。
１４	特設公衆電話に係る費用の扱い	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
１５	ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い	継続	ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能は、総務省令に基づきメタルIP電話接続機能と仮定して接続料を算定するため、接続約款の料金表に接続料を規定しないこと。

2．電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第６号）附則第６項に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第４条の表５の項に規定する関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。

能登半島地震に伴う特別損失の扱いについて

○　ＮＴＴ西日本においては、能登半島地震に伴う災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することについて、３条許可申請が行われている。

■ NTT西日本からの許可申請内容（抜粋）

１２．接続料規則第７条（原価算定に用いる資産及び費用）関連

申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定すること。

（理由）

２０２３年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営にあたって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定にあたっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため。

2025年度に適用する接続料申請に用いる設備区分別費用

（単位：百万円）

	電気通信事業	管理部門	NGN・ひかり電話網	端末系伝送路（メタル）	主配線盤（メタル）	端末系伝送路（光）	主配線盤（光）	通話料対応設備（LRIC）	データ系設備	番号案内設備	公衆電話設備	専用線設備	網改造料等	利用部門
営業費用（①）	1,015,823	475,531	94,239	111,551	3,698	103,375	2,225	55,750	29,192	1,738	3,784	12,898	57,062	540,292
特別損失（②）	3,962	3,588	271	1,160	49	1,379	10	321	107	1	0	76	213	374
合計（①＋②）	1,019,785	479,119	94,509	112,711	3,747	104,754	2,236	56,091	29,299	1,739	3,784	12,974	52,275	540,666

その他の変更・報告内容等

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

分岐端末回線の接続料

○ 分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。

○ 加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**１回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

接続料 ＝ 分岐端末回線の創設費（※１） ÷ 耐用年数 ＋ 分岐端末回線の創設費 × 設備管理運営費比率（※２） 引込線コスト

＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３） ÷ 耐用年数 ＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３） × 設備管理運営費比率 電柱コスト

減価償却費相当　　保守運営費相当

＋ 利潤（他人資本費用、自己資本費用、利益対応税）（※４） ＋ 調整額

○ 令和７年度においては、設備管理運営費比率の上昇や電柱の取得固定資産価額の上昇により、**ＮＴＴ東日本で＋40円の増**、**ＮＴＴ西日本で＋33円の増**。

○ なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※５）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和５年度実績値）は、**ＮＴＴ東日本で0.3%、ＮＴＴ西日本で0.5%**となっている。

※１　減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、ＮＴＴ東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。
※２　網改造料の算定式においては、除却費を個別に支払うものとそれ以外で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ除却費を個別に支払う場合以外の比率を用いている。
※３　引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。
※４　自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。
※５　単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■ 接続料（ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

ＮＴＴ東日本（円／回線・月）

	Ｒ３適用	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６適用	Ｒ７申請
１回線あたりコスト	383	373	345	360	376
調整額	▲ 28	▲ 44	▲ 18	7	31
分岐端末回線接続料	**355**	**329**	**327**	**367**	**407**

ＮＴＴ西日本（円／回線・月）

	Ｒ３適用	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６適用	Ｒ７申請
１回線あたりコスト	485	467	455	458	477
調整額	▲ 23	▲ 54	▲ 12	8	22
分岐端末回線接続料	**462**	**413**	**443**	**466**	**499**

分岐端末回線の接続料（原価構造）

■ 創設費（引込線）

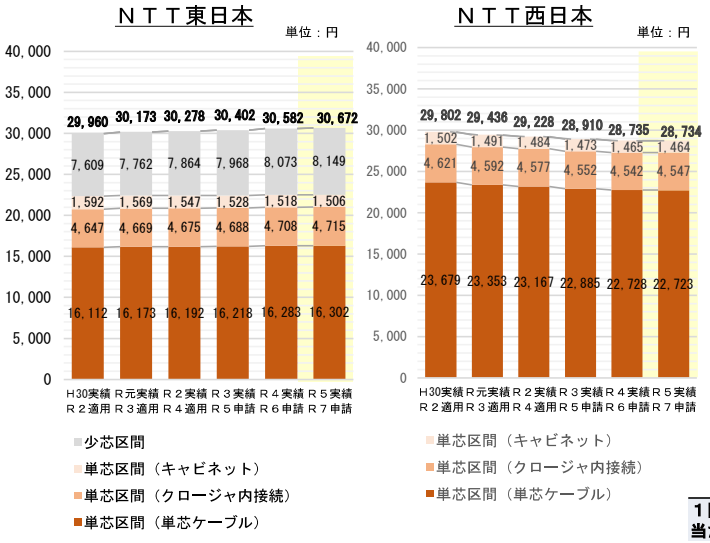

■ 創設費相当（１回線あたり電柱）

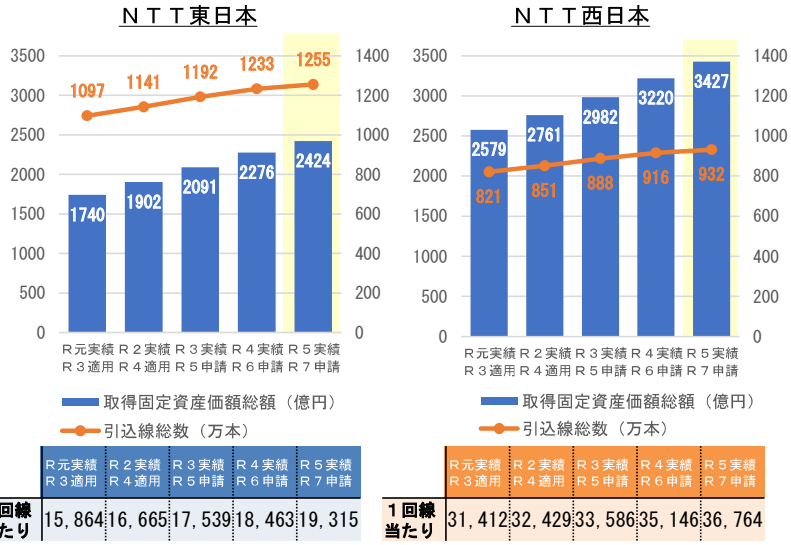

	R元実績 R３適用	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請	R５実績 R７申請
１回線当たり	15,864	16,665	17,539	18,463	19,315

	R元実績 R３適用	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請	R５実績 R７申請
１回線当たり	31,412	32,429	33,586	35,146	36,764

■ １回線あたりコスト

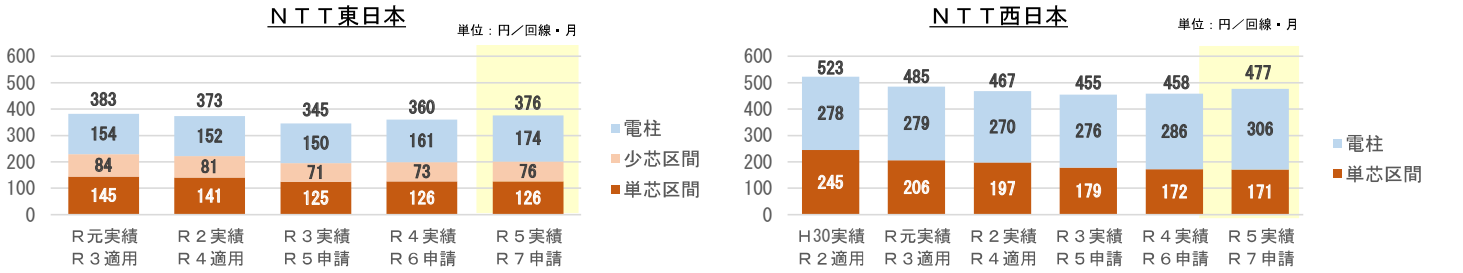

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

○ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け**①企業努力による更なる効率化・費用削減**、**②償却方法の定額法への移行**、**③コスト把握の精緻化**を進め、前々算定期間（**平成28年度から令和元年度**）**でＮＴＴ東日本では▲630億円、ＮＴＴ西日本では▲537億円削減**。

○ その後、令和３年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえ、総務省からＮＴＴ東日本・西日本に対し、令和２年度から令和４年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和３年５月28日付け総基料第124号）。令和２年度から令和４年度の接続料改定においては、**平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組む**こととし、固定資産の増加はあったものの、**施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映**したところ、**ＮＴＴ東日本では▲518億円、ＮＴＴ西日本では▲568億円削減**。

○ 今次算定期間（令和５年度から令和７年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和５年７月31日付け総基料第162号）を踏まえ、今般の申請において、**令和５年度には、ＮＴＴ東日本で▲66億円、ＮＴＴ西日本で▲93億円の費用削減**があった旨、報告があった。

○ なお、令和４年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和４年３月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■令和５年度の加入光ファイバの費用削減

①企業努力による更なる効率化・費用削減
- 局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- 保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- 請負工事会社とのシステム連携強化による保全・開通業務・施工管理業務の効率化
- 光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- 電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減　等

②加入光ファイバの耐用年数見直し（令和5年度に行った見直しによる効果）

■令和５年度の費用削減実績

費用削減等に係る取組の影響額(※1)（単位：億円）	NTT東日本	NTT西日本
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲13	▲51
施設保全費	▲22	▲38
管理・共通費	＋10 (※2)	▲11
試験研究費	▲０	▲２
②光ファイバの耐用年数見直し	▲53	▲42
合計	▲66	▲93

※１　費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（令和3年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。
※２　管理・共通費（ＮＴＴ東日本のみ）については「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う特別整備等による費用の増加」により、「結果的に費用が増加した」との報告があった

（参考）シェアドアクセス方式に係る工事費

○　シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用に際しては、ＮＴＴ東日本・西日本が種々の工事を行う必要があるが、主端末回線・分岐端末回線の設置工事に係るコストについては、それぞれの網使用料に含まれている（※１）。

○　そのため、主端末回線・分岐端末回線以外の設備に係る工事費についてのみ個別の負担を要することとなるが、**分岐端末回線を新設する際の主要な工事費については、労務費・物件費・作業委託費の上昇により、令和７年度においてはいずれも上昇**。

■ シェアドアクセス方式に係る令和７年度工事費

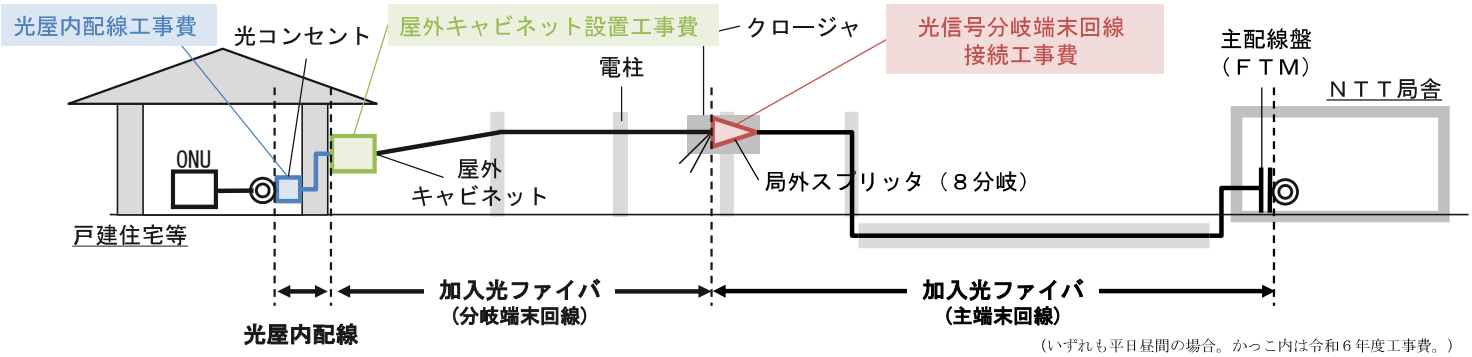

（いずれも平日昼間の場合。かっこ内は令和６年度工事費。）

	光屋内配線工事費（光屋内配線を新たに設置する場合）			屋外キャビネット設置工事費（※２、３）	光信号分岐端末回線接続工事費（※３）
		作業費	物品費		
ＮＴＴ東日本	15,455円（14,882円）/件	13,077円（12,566円）/件	2,378円（2,136円）/件	1,345円（1,326円）/件	4,994円（4,885円）/件
ＮＴＴ西日本	15,001円（14,386円）/件	12.608円（12,040円）/件	2,393円（2,346円）/件	1,411円（1,377円）/件	4,446円（4,339円）/件

既存の光屋内回線を転用する場合については、作業内容及び必要な物品に応じて、低廉な工事費が設定されている（※４）。

	光コンセントも含めて転用できる場合	光コンセントを新設する必要がある場合
ＮＴＴ東日本	897円（開通試験を実施しない場合）6,041円（実施する場合）	4,997円
ＮＴＴ西日本	4,432円（回線終端装置の撤去を同時に行う場合）6,463円（行わない場合）	5,492円（回線終端装置の撤去を同時に行う場合）7,524円（行わない場合）

※１　平日昼間以外に分岐端末回線の設置工事を行うことを希望する場合については個別の負担を要する（光信号分岐端末回線設置等加算工事費）。　※２　屋外キャビネットの利用がない場合は不要。
※３　調査により当該工事に係る作業委託費を把握し算定。　※４　その他、利用事業者の変更がなく、光コンセントの位置を移動するために必要な工事を行う場合の工事費（工事費(27)-2 イ）が設定。

資本構成比の算定方法

○　ＮＴＴ東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第４回会合　ＮＴＴ東日本・西日本資料）している。

○　具体的には、ＮＴＴ東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、
・　「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※１）については、自己資本から、
・　それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、
圧縮して資本構成比を算定している。

※１　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ東日本）

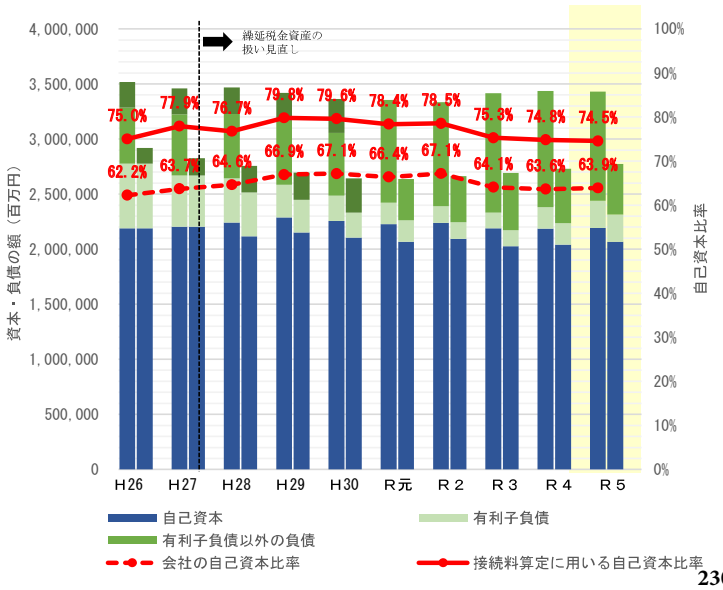

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ西日本）

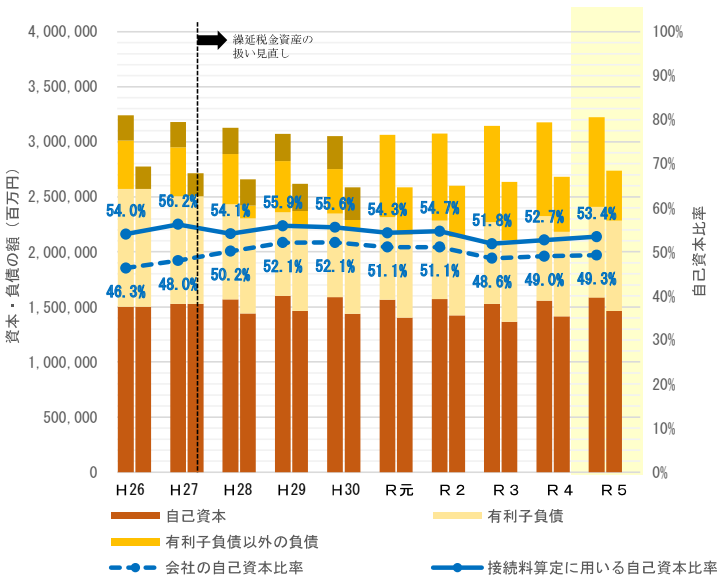

自己資本利益率の算定

○　今次申請に用いる自己資本利益率は、**リスクフリーレート（前年度＋0.32）とリスクプレミアム（前年度＋0.4）の上昇により増加**。
○　また、令和３年度以降の主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たって、長期安定的な指標であるイボットソン社の長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用したことに加え、期待自己資本利益率の算定にあたり**コロナ禍の影響を受けていた令和２年の算定値2.87%が、算定対象期間から抜けたことも変動の要因**となっている。

■　自己資本利益率の算出方法

	H31・R元	R２	R３	R４	R５
主要企業の自己資本利益率（①＋②）	7.15（※２）	5.04（※２）	8.89	9.00	9.72
リスクフリーレート（①）（10年ものの国債利回り）	0.00（※３）	0.04	0.09	0.30	0.62
リスクプレミアム（②）（R３以降：イボットソン社データ（※１））	7.15	5.00	8.80	8.70	9.10
期待自己資本利益率（①＋②×β）（β＝0.566）	－	2.87	5.07	5.22	5.77

逆算　逆算　逆算

５年間の平均値：7.96%

いずれか低い方を採用

３年間の平均値：5.35%

R７適用値：5.35%

※１　Copyright © 2024　Ibbotson　Associates　Japan,　Inc.　イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります
※２　ＮＥＥＤＳ（株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、全国４証券取引所に上場しており、７期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業（金融業及び外国企業を除く。）の平均値を使用。
※３　日本銀行の金融政策の影響により、令和元年度４月期～３月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、これまでの申請では「0.00%」とされている。

■第一種指定電気通信設備接続料規則（抄）
（自己資本費用）
第12条　一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率
２　（略）
３　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。
期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）
４　前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
５　（略）

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」を踏まえた規定の追加 ①

○　今般、**「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書の内容を踏まえ**、接続事業者間の適切な運用の確保・円滑な事業者間協議を制度的に裏付ける等の観点から、**接続約款において具体的に定めることが適当とされた**次の**事項について**、ＮＴＴ東日本・西日本から、**所要の規定を追加**する申請があった。

・**接続関連システム経費に関する情報開示手続**、**開示する情報**

・加入光ファイバ等の提供遅延に係る改善策として、**エリア毎の納期回答逼迫状況開示手続きや中間回答**（コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから１月を超える場合に、当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を伝える通知）**に係る手続き**

第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

・　**第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方**について、実態を確認したうえで検討。
⇒　NTT東日本･西日本の**指定設備接続約款において、接続関連システム経費に関する情報開示手続**(開示の時期･契機を含む。)、**開示する情報**(開発･改修する想定、機能数及び必須／付加の別、機能毎の想定費用及び接続料(コロケーション料金･手続費等を含む。)への想定影響額／影響期間等)を**具体的に規定**することが適当。

第16章　雑則
（指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供）
第99条の15　当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。
(1)　開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別
(2)　機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間
(3)　前号に規定する費用の確定額
(4)　開発規模に関する情報

附　則（令和７年１月17日東相制第000200000524号及び相制第155500000432号）
（実施時期）
この改正規定は、認可を受けた後、令和７年４月１日から実施します。

青字：追加規定箇所

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」を踏まえた規定の追加 ②

34

加入光ファイバ等の提供遅延の改善

・ **NTT東日本･西日本の加入光ファイバの提供遅延の改善策**について、実態等を確認したうえで検討。

⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、一部エリアの遅延を始め、依然として改善を要する点も存するため、NTT東日本･西日本は、個別事象という説明にとどまらず、原因を具体的に特定し、必要な対策を講じることが適当。また、NTT東日本･西日本は、**エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定め**たうえで、要因分析の結果に応じて所要の対策を講じるとともに、**コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから1月を超える場合に、当該時点で回答可能な内容(回答時期の目途等)を伝える中間回答手続を接続約款で定める**ことが適当。

第14章　相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第95条の４　第10条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）第５項又は第６項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)　当社が第10条の３第５項又は第６項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア　当社と建設請負契約を締結しない場合

(ｱ)　その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。

２週間以内

(ｲ)　(ｱ)(ｳ)以外の場合

１ヶ月以内

(ｳ)　その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。

１ヶ月半以内

イ　ア以外の場合

２ヶ月以内

(2)　建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間

ア　通信用建物において工事を実施する場合

(ｱ)　その接続に必要な装置等が第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－２欄に定める箇所で接続される場合

１ヶ月以内

(ｲ)　(ｱ)以外の場合

１ヶ月半以内

イ　ア以外の場合

３ヶ月以内

２　（略）

３　第１項ただし書きの場合（当社と建設請負契約を締結しない場合に限ります。）において、当社は当社設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また、通知までの期間が、当社が第10条の３第５項又は第６項に規定する回答を行った日から１か月を超える場合（前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。）は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知（その時点で当社が把握可能な情報に限ります。）することとします。

第16章　雑則

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の７　当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(8)　（略）

(9)　都道県府県の区域ごとにおける光信号端末回線（光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。）の納期回答状況

青字：追加規定箇所

光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示

35

○　総務省主催の**「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ**、**「異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費」の対象に**ついて、現行の「中継光ファイバ」に加えて、**「加入光ファイバ」についても新たに追加**するもの。

○　あわせて、協定事業者が自社の保有する光ファイバの経路情報等を提示した場合には、ＮＴＴ東日本・西日本が保有する光ファイバの経路と協定事業者が提示する経路の重複有無に加え、重複する場合はその重複箇所(クロスポイント)を協定事業者に対し回答する旨を規定するもの。

■クロスポイント調査イメージ

■受領内容

・調査対象ルート（要望事業者自営ルート等）図

・どの道路上のルートであるか判別可能である情報

■回答内容（クロスポイント有無を表形式で回答）

申込番号	調査区間	クロスポイント有無
1	区間A	無し
2	区間B	有り

クロスポイント「有」の場合、要望事業者から受領した調査対象ルート図上にクロスポイント区間を記載

回答図面（案）

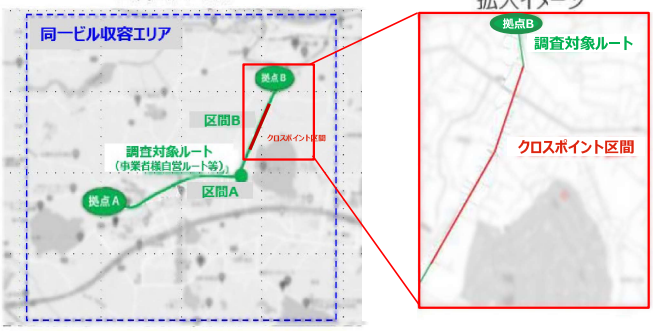

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）

④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）

② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）

③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）

④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）

⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

NGNの県内通信用設備に係る法定機能接続料（関門系ルータ交換機能）

○ NTT東日本・西日本の令和7年1月以降のNGNに係る法定機能の接続料については、以下のとおり。

○ 接続事業者が支払う接続料は、ゲートウェイルータ（以下「GWルータ」という。）の料金をポート数比で按分した値が適用されることから、**ポート数の増加に伴い、1ポートあたり月額料は減少傾向**。

○ 東京都に所在するGWルータは、令和6年9月まで東日本集約・東京POIとして東日本集約POI（東日本全域を接続対象地域とするPOI）及び東京POI（東京都を接続対象地域とするPOI）の双方を兼ねて利用されていたところ、装置上限に達する見込みであることを踏まえ、**令和6年10月から東京POIとして利用する新たなGWルータを増設し、当該更改に伴う移行が行われた。**

○ また、**群馬県、新潟県、宮城県、福島県において**は、接続事業者からの要望を受け、**新たに単県POIが2025年度に開設**されるため、当該POIについて、関門系ルータ交換機能の網使用料を接続約款に追加する申請があったもの。

○ なお、**徳島県及び高知県は、ベンダのサポート終了を迎える一部物品の更改を2024年度内に予定（他の単県POIにおいても2025年度以降に順次更改を予定）しており、それぞれ2.5%、2.6%増加**。

ＮＴＴ東日本

POI名	2025年度申請※2 1ポートあたり月額	対前年度増減率	（参考）2024年4月1日時点 1ポートあたり月額	ポート数 2025年4月1日	ポート数 2024年4月1日
東日本集約POI	458,271	-	158,146	8	64
東京POI	169,501			62	
千葉POI	194,018	▲6.8%	208,207	23	23
埼玉POI	178,086	▲9.1%	195,907	28	27
神奈川POI	167,782	▲3.2%	173,414	34	32
北関東ブロックPOI	621,967	▲24.5%	824,208	5	4
北海道POI	199,432	▲20.9%	252,197	22	19
東北ブロックPOI	164,207	▲15.8%	195,089	31	29
北関東・甲信越ブロックPOI	184,934	▲21.2%	234,639	24	21
茨城POI	317,908	▲5.7%	337,050	10	10
栃木POI	392,702	▲6.1%	418,060	7	7
群馬POI※3	1,066,083	-	-	3	-
新潟POI※3	1,585,042	-	-	2	-
宮城POI※4	806,625	-	-	4	-
福島POI※4	1,585,042	-	-	2	-

※1:網改造料の算定に係る2025年度適用の諸比率を用いて算定
※2:2025年4月1日時点の利用見込（個別建設申込み受領済みのもの）に基づき算定
※3:群馬POI及び新潟POIの月額料金及びポート数は、開設を予定している4月末日の利用見込に基づき算定
※4:宮城POI及び福島POIの月額料金及びポート数は、開設を予定している5月末日の利用見込に基づき算定

ＮＴＴ西日本

POI名	2025年度申請※2 1ポートあたり月額	対前年度増減率	（参考）2024年4月1日時点 1ポートあたり月額	ポート数 2025年4月1日	ポート数 2024年4月1日
西日本集約 関西1POI・大阪POI	168,113	▲5.0%	176,938	48	47
関西2POI・兵庫POI	246,382	▲12.1%	280,407	19	17
東海POI・愛知POI	206,683	▲12.5%	236,112	26	23
中四国POI・広島POI	274,083	▲8.6%	299,849	17	16
九州POI・福岡POI	220,490	▲7.4%	238,156	24	23
京都POI	297,717	▲19.4%	369,286	10	7
静岡POI	446,046	▲4.2%	465,823	9	8
岐阜POI	414,653	▲16.8%	498,467	6	5
三重POI	586,500	▲1.9%	597,708	4	4
熊本POI	489,900	▲1.9%	499,533	5	5
鹿児島POI	489,967	▲18.2%	599,083	5	4
岡山POI	415,417	▲1.9%	423,597	6	6
長崎POI	768,806	▲33.4%	1,154,208	3	2
山口POI	489,967	▲18.2%	599,083	5	4
滋賀POI	587,771	▲1.9%	599,083	4	4
石川POI	490,067	▲57.5%	1,153,792	5	2
富山POI	1,132,458	▲1.8%	1,153,792	2	2
奈良POI	769,417	▲33.3%	1,153,792	3	2
愛媛POI	769,417	▲33.3%	1,153,792	3	2
香川POI	1,132,458	▲1.8%	1,153,792	2	2
佐賀POI	1,132,458	▲1.8%	1,153,792	2	2
沖縄POI	587,833	▲1.8%	598,875	4	4
大分POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
和歌山POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
宮崎POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
福井POI	769,722	▲1.1%	778,056	3	3
徳島POI	1,173,708	2.5%	1,145,042	2	2
島根POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
鳥取POI	1,132,958	▲1.1%	1,145,042	2	2
高知POI	1,175,167	2.6%	1,145,042	2	2

NGN県間接続料の算定方法（算定方法、需要の予測）

○　ＮＧＮの県間接続料については、全国集約ＰＯＩ及びブロックＰＯＩから単県ＰＯＩへの移行等が見込まれていることを踏まえ、接続料の急激な変動を緩和するため、４年３ヶ月（令和７年１月～令和10年３月）を算定期間とする将来原価方式（第２号長期将来原価方式）により算定する（これにより**算定期間中におけるＧＷＲの利用ポート数の変動の影響も平準化**される。）。

○　需要（ポート実績トラヒック及びＧＷＲのポート数）については令和５年度までの契約数・トラヒック量等を基礎、原価については令和５年度接続会計を基礎として需要に応じた必要最小限の投資を見込むことで、将来の原価・需要を予測。**原価をポート実績トラヒック等を用いて各機能に按分**したうえ、**ＩＰｏＥ接続に係る原価をＧＷＲのポート数で除して接続料を算定**。

（１）需要の予測

①　ＧＷルータのポート数

・　ＶＮＥ事業者毎にピークトラヒックの予測を行い、直近のポート容量に対する利用率からポート数を予測。
・　単県ＰＯＩ等への移行動向が判明している分は個別に考慮。

期末ポート数（ＮＴＴ東日本）

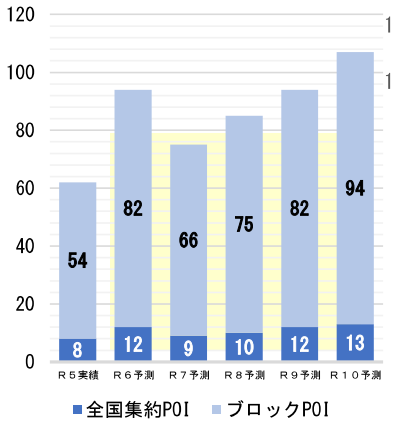

期末ポート数（ＮＴＴ西日本）

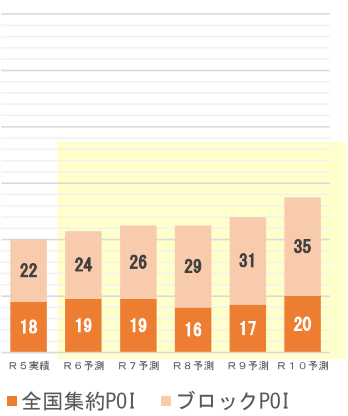

②　ポート実績トラヒック比

・　フレッツ光の最新の需要動向を反映してポート実績トラヒックを予測。

ポート実績トラヒック比（ＮＴＴ東日本）

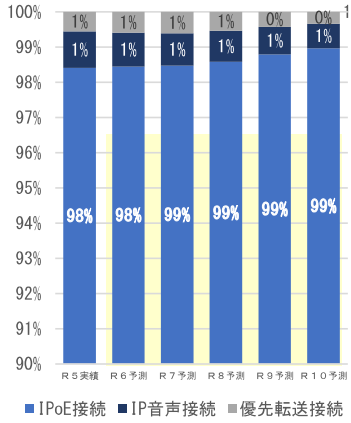

ポート実績トラヒック比（ＮＴＴ西日本）

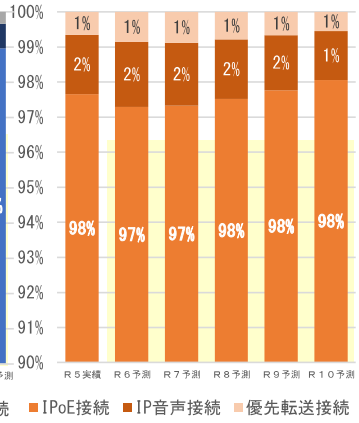

NGN県間接続料の算定方法（原価の分計）

○　ＮＧＮ県間接続料（IPoE接続）の原価範囲は、県間中継ルータ（関門系ルータを除く。以下同じ。）及び県間伝送路であるところ、**県間伝送路のうち一部**（県間中継ルータ～関門系ルータ）**については各機能で占有されるため直課**し、他機能についてはポート実績トラヒック比で按分。

○　県間伝送路の占有区間と共用区間の分計については、**芯線長比をコストドライバとして按分**。

（２）原価の予測

※GWルータは県間接続料の対象外
（関門系ルータ交換機能の原価範囲）

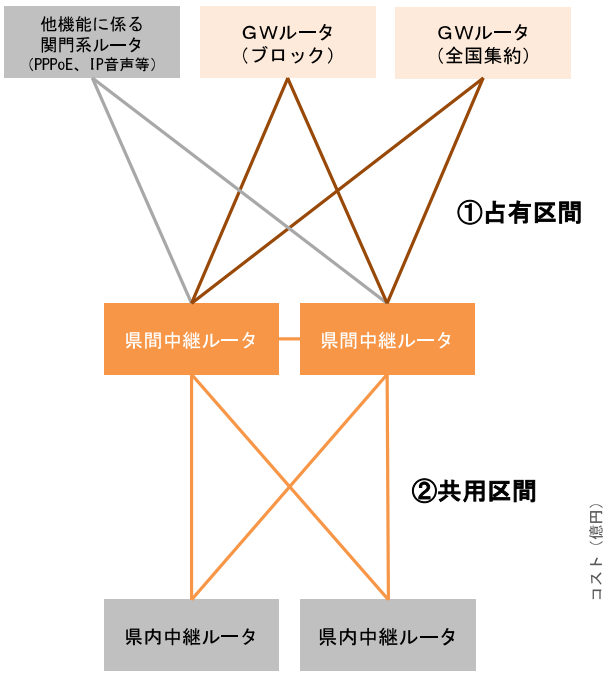

（県内接続料の原価範囲）

①占有区間（GWルータ～県間中継ルータ間の県間伝送路）

占有区間の費用（ＮＴＴ東日本）

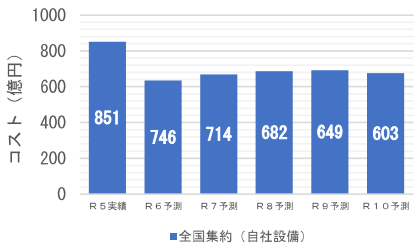

※　ＮＴＴ東日本においては他社設備、ブロックＰＯＩ占有区間に係るコストは発生していない。

占有区間の費用（ＮＴＴ西日本）

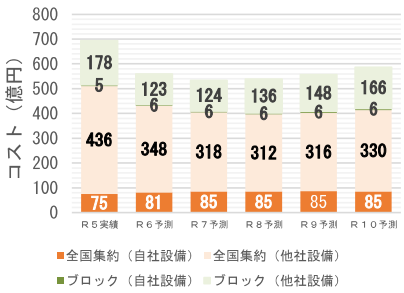

②共用区間（県間中継ルータ、県間中継ルータ～県内中継ルータ間の県間伝送路）

共用区間の費用（ＮＴＴ東日本）

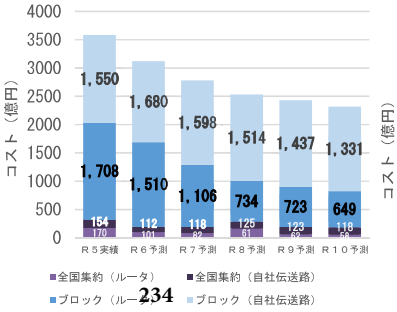

共用区間の費用（ＮＴＴ西日本）

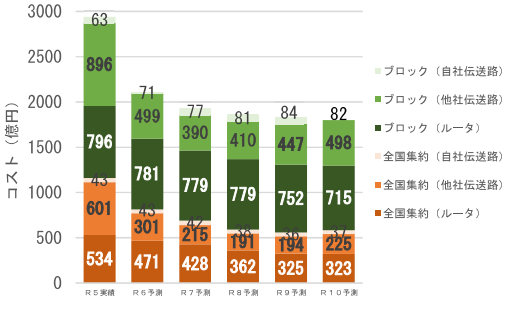

中間配線架について

○ 令和3年1月14日公布の省令改正（令和3年総務省令第1号）**により**、県間通信用設備（IP音声県間接続及び優先パケット県間接続）と同様に**指定設備である県内設備と一体的に利用される中間配線架（パッチパネル）**についても、**「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけられ、接続料に準じた負担及び条件等の設定**を求められることとなった。

○ 中間配線架は、光IP電話接続機能を利用するために用いられるものであることから、IP網への移行期間におけるその他NGN接続料と同様にNGNに係る接続料の算定に準じ、**3年9ヶ月（令和3年4月～令和6年12月）の複数年度で将来原価方式に準じた算定**を行ってきたところ。

○ **令和6年度内に各接続事業者の需要が終局となることに加えて、今後の追加投資も予定されていないことから、令和7年1月から令和8年3月までの適用接続料は令和5年度の実績費用を基に実績原価方式にて算定**。

○ 各設備ごと（架、ポートパネル、ジャンパ）の**必要設備量合計と調達物品単価を基に、網改造料の算定方式により創設費・年経費を算定**。

○ 現行接続料の算定期間のうち、令和3年度～令和5年度における予測と実績の差分については、今回乖離額調整による対応を行うこととし、令和6年度の予測と実績の差分等は令和8年度適用接続料にて調整

○ なお、中間配線架は事業者間における意識合わせを踏まえ、東京に2架※1、大阪に2架※1設置し、各者1架当たり32ポート※2ずつ割り当て（NTT東日本・西日本を含めた10者それぞれに東京、大阪それぞれ64ポート割り当て）。共用L2SW利用事業者（全15者）は1事業者分のポートを全者で共有。

※1 設備の冗長化。

※2 冗長化の観点から他事業者（共用L2SW含む）1者当たり2ポートの割り当て（10者×2ポート＝20ポート）及び今後新規参入をする事業者が現れた場合の予備ポート（12ポート（6者分））。

■設備イメージ

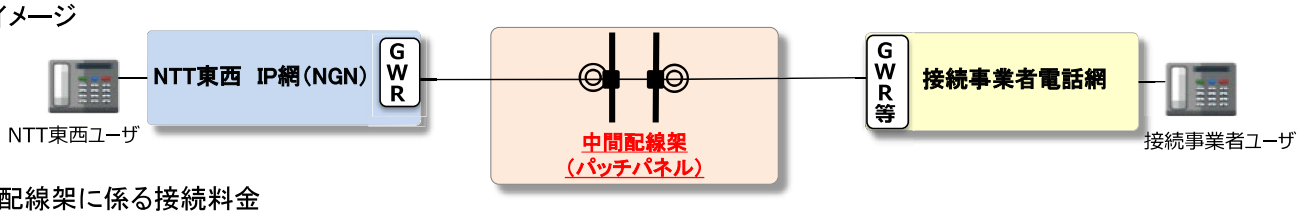

■ 中間配線架に係る接続料金

		令和7年1月～令和8年度 申請接続料※	令和3年度～令和6年12月 申請接続料
NTT東日本	コスト（千円）	676	1,377
	需要（ポート）	640	2,448
	接続料金（円/ポート・月）	**88**	**47**
NTT西日本	コスト（千円）	665	1,380
	需要（ポート）	640	2,448
	接続料金（円/ポート・月）	**87**	**47**

※ 現行算定期間に生じた乖離額調整後の接続料

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

中継光ファイバ

○　**中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**ＷＤＭ**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。

○　芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・ｍ単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。

○　接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトで中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

原価・需要（ＮＴＴ東日本）

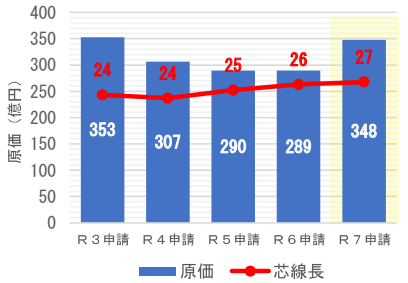

原価・需要（ＮＴＴ西日本）

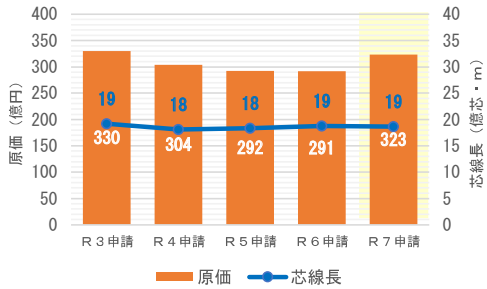

中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）

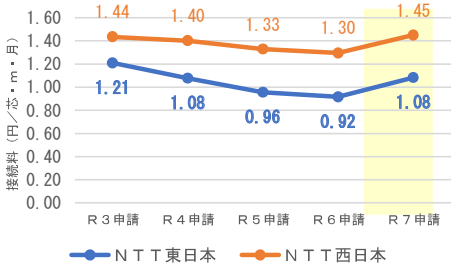

（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

局内光ファイバ

○　**局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル１芯あたり創設費（前年度９月末値）

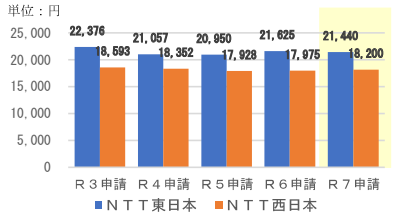

（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（２芯～32芯）のケーブル１ｍ当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

÷

未利用芯線コストを応分に負担するため、芯線利用率で割戻

芯線利用率（前年度９月末値）

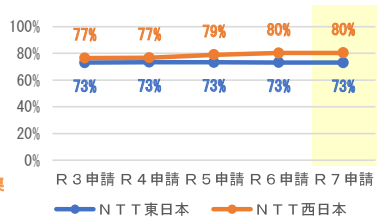

網改造料の算定式に準じて算定

（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料

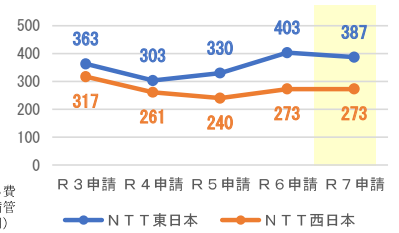

電柱及び管路・とう道の利用に係る料金

○　ＮＴＴ東日本・西日本が設置する**電柱及び管路・とう道**のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の４第２項第２号に規定する接続約款記載事項）。

○　ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
- 　電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱**及び**電柱上にＰＯＩを設置する場合に最低限必要な１又は複数の電柱**
- 　管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いＮＴＴ東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**

とされている。

○　**電柱については取得固定資産価額**（※１）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。

○　令和７年度においては、**電柱については物品費の高騰等による取得固定資産価額の上昇**により値上がり、**管路・とう道については資産の減価償却が進みＮＴＴ西日本は値下がりしている一方、保全・補修等により費用が増加したＮＴＴ東日本は値上がり**となっている。

電柱使用料

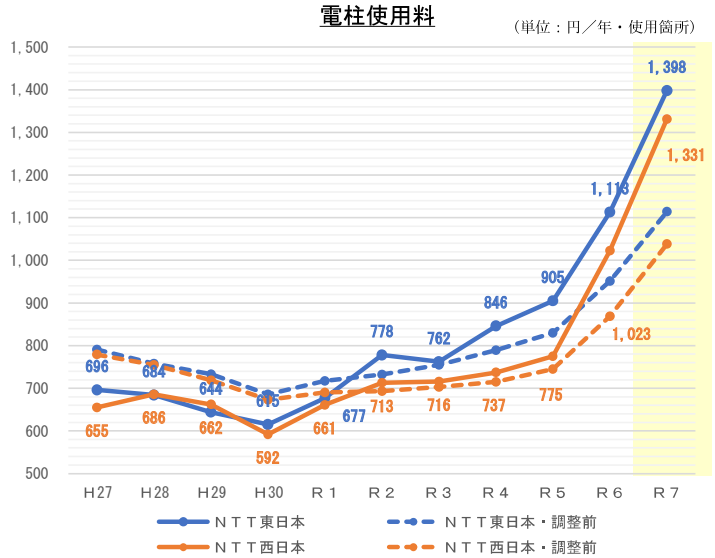

管路・とう道に係る料金
（都道府県の区域毎に定められている料金の平均）

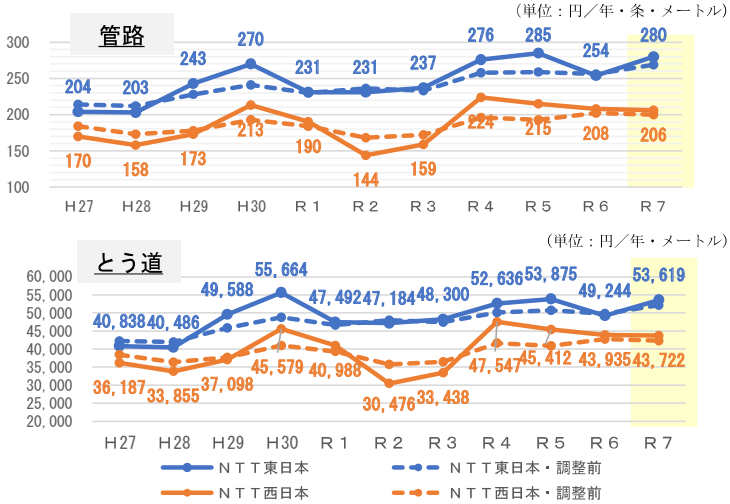

※１　自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破砕復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（８。平成19年度11月８日の料金改定で６から変更。）で除する。

実績原価方式に基づく主な接続料　料金表①

①端末回線伝送機能

区分		単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
一般帯域透過端末伝送機能〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線ごと	58円（46円）	86円（64円）	46円（40円）	68円（55円）
	回線部分	1回線ごと	1,814円（1,649円）	1,795円（1,633円）	1,671円（1,560円）	1,628円（1,535円）
帯域分割端末伝送機能〔ラインシェアリング〕※1	回線管理機能	1回線ごと	244円（169円）	221円（152円）	149円（109円）	363円（210円）
	MDF部分	1回線ごと	76円（65円）	68円（59円）	64円（58円）	64円（56円）
光信号伝送装置〔GE－PON〕※2	1Gb/s	1装置ごと	1,031円（1,217円）	1,012円（1,159円）	1,372円（1,398円）	1,269円（1,309円）
通信路設定伝送機能を組み合わされるもの※1	2線式のもの	1回線ごと	1,764円（1,603円）	1,722円（1,577円）	1,625円（1,516円）	1,583円（1,495円）
光屋内配線を利用する場合の加算額※2		1回線ごと	209円（198円）	201円（190円）	196円（190円）	187円（182円）

※1 タイプ1-1（保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。
※2 タイプ1-2（保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

②光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
光信号電気信号変換機能〔メディアコンバータ〕※3	100Mb/s	非集線型〈1MCタイプ〉	1回線ごと	377円（432円）	－	681円（551円）	－
	1Gb/s		1回線ごと	983円（1,138円）	410円（556円）	1,826円（1,452円）	614円（689円）
光信号分離機能〔局内スプリッタ〕※3	局内4分岐のもの		1回線ごと	107円（141円）	98円（161円）	159円（176円）	240円（236円）

※3 タイプ1-2（保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

③中継伝送機能

区分	単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
光信号中継伝送機能〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	1.083円（1.064円）	1.445円（1.374円）	0.916円（1.010円）	1.295円（1.304円）

実績原価方式に基づく主な接続料　料金表②

⑥通信路設定伝送機能（主な品目のみ）

区分					単位（月額）	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内調整前） NTT西日本
通信路設定伝送機能	一般専用に係るもの〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合		1回線ごと	10,900円（10,051円）	8,912円（8,863円）	11,037円（9,882円）	9,261円（9,254円）
			上記以外の場合		1回線ごと	13,470円（12,060円）	11,332円（10,900円）	13,159円（11,479円）	11,529円（11,106円）
				10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	2,710円（1,970円）	710円（650円）	2,070円（1,490円）	820円（640円）
	高速ディジタル伝送に係るもの〔ディジタルアクセス〕〈エコノミークラス〉※	64kb/s	同一MA内の場合		1回線ごと	10,326円（9,516円）	8,455円（8,399円）	10,440円（9,346円）	8,766円（8,761円）
			上記以外の場合		1回線ごと	12,752円（11,412円）	10,738円（10,319円）	12,440円（10,855円）	10,904円（10,506円）
				10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	2,560円（1,860円）	670円（610円）	1,950円（1,410円）	770円（600円）
		1.536Mb/s	同一MA内の場合		1回線ごと	185,401円（145,864円）	172,016円（122,933円）	128,161円（111,951円）	157,461円（115,578円）
			上記以外の場合		1回線ごと	243,625円（191,368円）	226,808円（169,013円）	176,161円（148,167円）	208,773円（157,458円）
				10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	61,440円（44,640円）	16,080円（14,640円）	46,800円（33,840円）	18,480円（14,400円）

※ タイプ1-1（保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

⑦番号案内機能等

区分		単位	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
番号案内サービス接続機能	一般中継局ルータ接続	1案内ごと	392円（307円）	298円（257円）	319円（252円）	397円（268円）
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	－	7.09円（8.18円）	－	9.46円（9.46円）
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	－	3.32円（4.43円）	－	6.54円（6.02円）
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	－	6.81円（7.98円）	－	9.32円（9.62円）

※ 番号案内機能についても、固定電話網のIP網への移行に伴い、合わせてIP網への移行が進められており、これまでPSTNを経由して番号案内設備にアクセスされていたところ、IP網を経由してアクセスする形態への移行が、
- 令和4年5月～ NTT東日本・西日本の光IP電話発の移行
- 令和5年8月～ 接続事業者発の移行
- 令和5年9月～ NTT東日本・西日本の固定電話発の移行

と進められ、令和7年1月に移行完了。

⑧公衆電話機能

区分	単位	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和6年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	4.7611円（3.6524円）	3.7146円（2.9545円）	4.1057円（3.2199円）	3.3852円（2.6664円）

主な工事費・手続費・コロケーション料金等　料金表

46

①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和7年度単金		令和6年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,706円	6,410円	6,444円	6,121円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,766円	7,370円	7,383円	7,067円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,979円	8,468円	8,458円	8,149円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	8,070円	7,645円	7,654円	7,337円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,282円	8,743円	8,727円	8,419円

②管路・とう道等の料金の改定

（ｉ）管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位（年額）	令和7年度平均料金（カッコ内は調整前）		令和6年度平均料金（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	280円（269円）	206円（200円）	254円（256円）	208円（202円）
とう道	1メートルごと	53,619円（52,173円）	43,722円（42,313円）	49,244円（49,781円）	43,935円（42,786円）
土地	1平方メートルごと	1,341円（1,231円）	713円（667円）	1,199円（1,159円）	668円（635円）
建物	1平方メートルごと	30,055円（30,476円）	24,899円（23,951円）	33,022円（32,466円）	24,609円（24,071円）

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

（ii）電柱使用料の改定

区分	単位（年額）	令和7年度料金（カッコ内は調整前）		令和6年度料金（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	1,398円（1,114円）	1,331円（1,038円）	1,113円（951円）	1,023円（869円）

③個別負担の接続料（網改造料）等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料（網改造料）については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出（※2）した上で、設備管理運営費を算出（※3）している。

※2 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)
※3 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

（ｉ）取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		令和7年度数値		令和6年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.279	0.329	0.273	0.319
	電力設備	0.977	0.870	0.949	0.814
	伝送機械設備	0.162	0.249	0.161	0.244
	無線機械設備	0.703	0.265	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.113	0.090	0.089	0.093
	土地及び通信用建物以外	0.002	0.002	0.004	0.002
共通割掛費比率		0.045	0.094	0.052	0.099

（ii）年額料金の算定に係る比率

区分		令和7年度数値		令和6年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理運営費比率※4	端末回線伝送機能	0.025	0.023	0.027	0.024
	端末系交換機能	0.047	0.045	0.051	0.048
	中継系交換機能	0.040	0.038	0.042	0.043
	中継伝送機能	0.047	0.042	0.043	0.045
	通信料対応設備合計	0.047	0.044	0.050	0.048
	データ系設備合計	0.109	0.094	0.118	0.100

※4 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

（iii）電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		令和7年度数値		令和6年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.354	1.168	1.379	1.103
	発電設備	0.656	1.086	1.671	1.041
	電源設備及び蓄電池設備	0.926	0.019	0.918	0.782
	空気調整設備	1.582	2.173	1.538	2.141
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.017	0.018	0.016	0.017

NTT西日本における令和6年度の接続料改定における手続費の算定の誤り

47

○　ＮＴＴ西日本の**令和6年度の接続料改定**（令和６年１月16日申請、１月23日諮問、３月24日答申、同日認可）**において**、「**債権譲受手続費**」（ＮＴＴ東西が協定事業者から契約者が支払うべき料金の債権を譲り受けたときに、ＮＴＴ東西が行う利用者料金の回収業務に対する手続費）について、同社における**確認漏れ**により、接続料規則の定める「適正な原価に適正な利潤を加えた額」とは異なる、**誤った料額が申請**された。

○　**当該手続費に係る収入と原価・利潤を一致させるため**、令和７年度の接続料改定において、接続約款（附則）に、**当該年度に請求差額が生じた場合には、令和6年度の正しい料額を用いて精算するための規定を置く**旨の申請があった。

※令和６年４月１日以降、**当該手続費の請求はなされていない**。

■　誤りの内容

区分		内訳		単位	令和6年度適用料金	
					正しい料額	誤った料額（申請料金）
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7)電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	17.63 18.15	17.63 0.19

＿＿＿NTT東日本　……NTT西日本

■　誤りの原因・再発防止策等

・当該手続費に係る修正を行った際、修正過程で誤った額を転記したことに気付かないまま申請が行われたことによるもの。
・約款修正の二重チェックの実施等、説明資料及び申請資料の確実な相互確認作業の徹底等により再発防止を図る。

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

長期増分費用（LRIC）方式による接続料算定

○ 長期増分費用（LRIC：Long-Run Incremental Costs）方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ

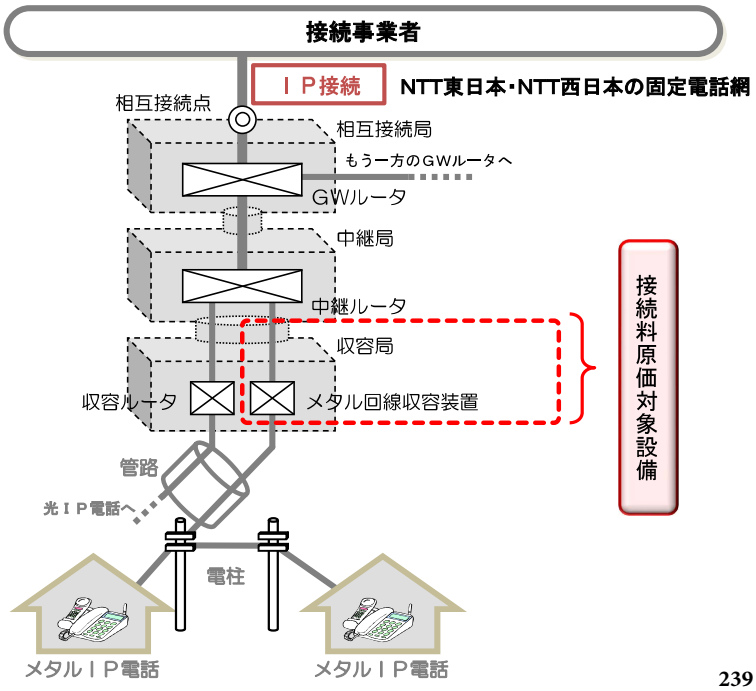

LRICモデルの策定及びその適用の決定

□ LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。

□ 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

※ 2～3年毎に実施。令和7年1月1日以降からは、第9次IPモデルを適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

□ 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ（回線数、設備単価、耐用年数等）を最新の値に見直し。

□ 接続約款の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。

＜参考 令和6年度の認可接続料＞
加入電話・メタルIP電話接続機能： 9.11円／3分

※ 毎年度実施。

第9次IP-LRICモデルにより算定した接続料等の改定額及び接続料原価

●接続料等の改定額

区分	単位	令和7年度	令和6年度
① メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.0274529円	0.024394円
② 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.0223891円	0.019520円

●算定根拠

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和7年度	令和6年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	23,588	24,932	▲5.4%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	19,237	19,950	▲3.6%

算定根拠（IP－LRICモデルに入力する通信量）

（1）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、その上で各通信形態別のトラヒックがIP網移行前後で変更となることを踏まえ、IP網移行後の通信量実績の比率で配賦したものをサービス別トラヒックとする。

「令和6年度下期＋令和7年度上期」予測通信量 ＝ 「令和5年度下期＋令和6年度上期」実績通信量×（1＋対前年同期予測増減率※）

※ 対前年同期予測増減率は、①令和6年10月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和6年11月～令和7年9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和6年4月～10月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和5年10月及び令和5年11月～令和6年9月の構成比を用いて加重平均したもの。さらにIP網移行後の通信量実績（令和6年2月～10月）における東西別、回数・時間別、通話形態別の区分で配賦する際の比率やIP網移行によりNTT網を経由しなくなるサービス呼の加算（令和6年11月相当の予測通信量を、同年10月の実績値及び同年12月の予測値から算定）も加味する。

＜ZA内・ZA間・IP接続（サービス呼以外）＞

（単位：百万回、百万時間）

		「R6下＋R7上」予測通信量			「R5下＋R6上」実績通信量			対前年増減率		
			東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本
ZA内	回数	1703	794	908	1,720	814	906	▲0.9%	▲2.5%	▲0%
	時間	42	21	21	42	21	21	▲0%	▲0%	▲0%
ZA間	回数	426	212	214	444	217	227	▲4.1%	▲2.3%	▲5.8%
	時間	9	5	4	10	5	5	▲0%	2.5%	▲2.5%
IP接続（サービス呼以外）	回数	4,710	2,376	2,334	5555	2,788	2,767	▲15.2%	▲14.7%	▲15.6%
	時間	145	75	70	181	94	87	▲19.9%	▲20.2%	▲19.5%

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

○ サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万回、百万時間）

		令和7年度	令和6年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	回数	8,541	10,201	▲16.3%
	時間	239	284	▲15.8%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	時間	239	284	▲15.8%

主な変更・報告内容等 （P. 5～24）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～8）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 10～15）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 17～19）
④ 固定電話のIP網移行に伴う対応（報告）（P. 21）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請）（P. 23～24）

その他の変更・報告内容等 （P. 27～67）

① 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 27～35）
② 令和7年度の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続料の改定等（P. 37～40）
③ 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 42～47）
④ 長期増分費用方式に基づく令和7年度の接続料の改定等（P. 49～51）
⑤ 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 53～67）

参考資料 （P. 69～82）

接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針（平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定）

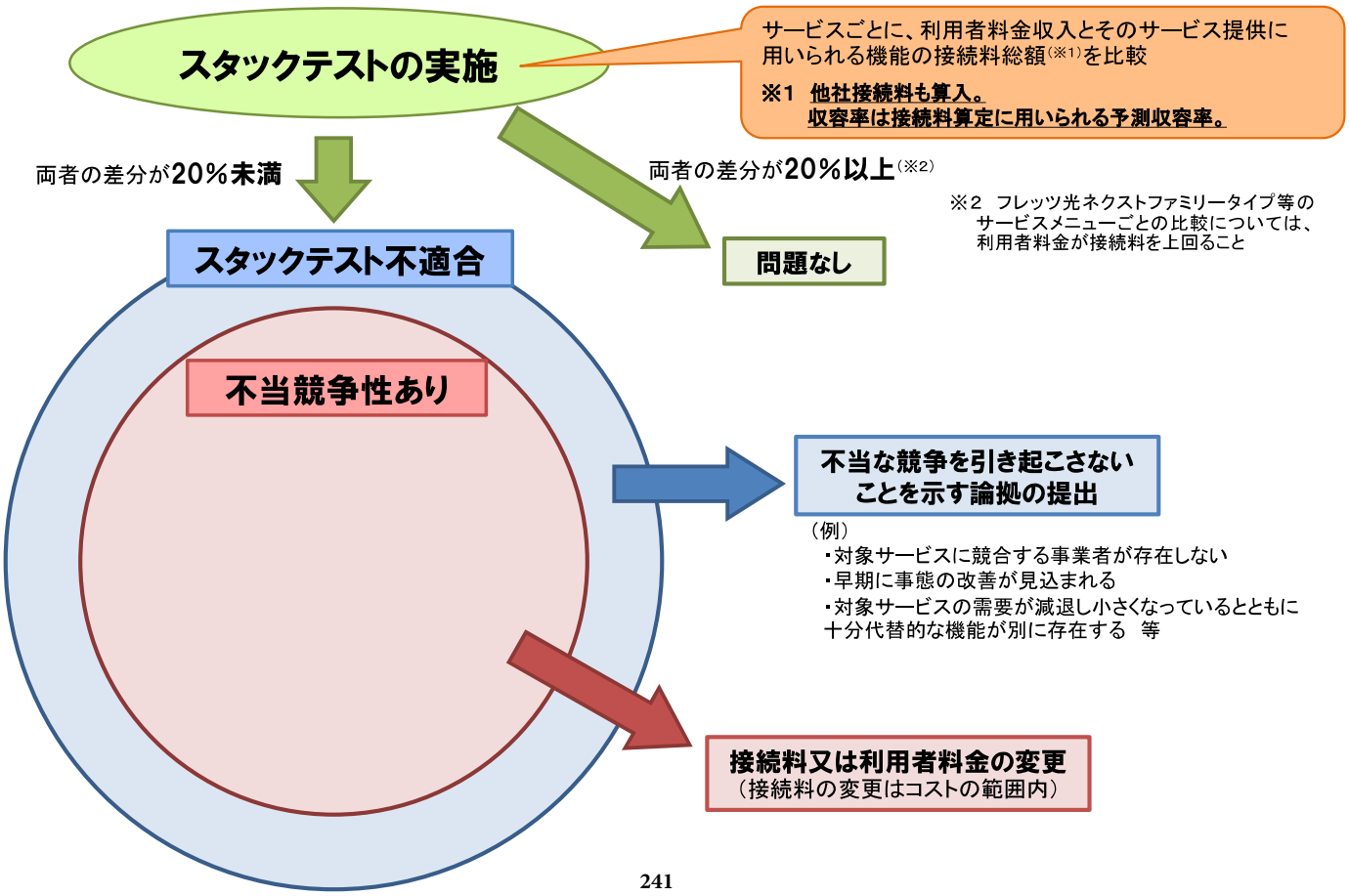

スタックテストの結果①（サービスごとの検証）

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本において令和５年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 （（①−②）/①）	営業費相当基準額との比較
フレッツ光ネクスト		5,069億円	2,403億円	2,666億円 （52.6%）	○
ひかり電話	移動体着含む	1,093億円	207億円	886億円 （81.1%）	○
	移動体着除く	876億円	109億円	767億円 （87.6%）	○
ひかり電話ネクスト		20億円	9億円	11億円 （55.0%）	○
ビジネスイーサワイド		412億円	305億円	107億円 （26.0%）	○

NTT西日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 （（①−②）/①）	営業費相当基準額との比較
フレッツ光ネクスト		3,798億円	2,006億円	1,792億円 （47.2%）	○
ひかり電話	移動体着含む	1,014億円	179億円	835億円 （82.3%）	○
	移動体着除く	798億円	94億円	704億円 （88.2%）	○
ひかり電話ネクスト		8億円	4億円	4億円 （50.0%）	○
ビジネスイーサワイド		440億円	319億円	121億円 （27.5%）	○

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②（サービスメニューごとの検証）

赤枠内委員限り

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①−②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	プライオ					○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

NTT西日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①−②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

※１　利用者料金は令和６年３月31日時点（総務省要請を受け割引を考慮した後の額）
※２　フレッツ光ネクストについては、複数年将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も各機能の適用期間と合わせた複数年平均を用いて接続料相当額を算定。

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

加入光ファイバの未利用芯線について

○　加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し**、かつ、（総務省において）**認可申請時においてできる限り一般公表する**こととされている。

○　これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとすることが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、ＮＴＴ東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※1　ＮＴＴ東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。
※2　令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書（令和2年9月）

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

(3)考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

○　これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和６年10月末における芯線使用率について調査を実施**。

○　**地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査**。**架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査**。サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

○　ＮＴＴ東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して３ビル、架空光ケーブルに関して３箇所**の調査を実施。

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本
架空光ケーブル	■調査対象箇所（ルート） ルート１：新宿ビル（東京都） ルート２：新宿ビル（東京県） ルート３：八戸三沢ビル（青森県） ■調査実施時期 平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず 令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上 令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、令和６年10月（第７回）	■調査対象箇所（ルート） ルート１：名古屋栄ビル（愛知県） ルート２：大阪日本橋ビル（大阪府） ルート３：金沢松任ビル（石川県） ■調査実施時期 平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず 令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上 令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、令和６年10月（第７回）
地下光ケーブル	■調査対象ビル 大規模：新宿ビル（東京都） 中規模：山形ビル（山形県） 小規模：角館ビル（秋田県） ■調査実施時期 平成30年10月（第１回）、令和元年12月（第２回）、令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、令和６年10月（第７回）	■調査対象ビル 大規模：大阪日本橋ビル（大阪府） 中規模：岡山今村ビル（岡山県） 小規模：指宿ビル（鹿児島県） ■調査実施時期 平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年４月【それ以外】（第１回）、 令和元年12月（第２回）、令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、令和６年10月（第７回）

個別事情の調査・分析について

○ **「最小限投資合理性」の考え方等を踏まえ**、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル

② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル

③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ **下位ロットの収容率を下回る芯線使用率**

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

（架空光ケーブルの場合）　（地下光ケーブルの場合）

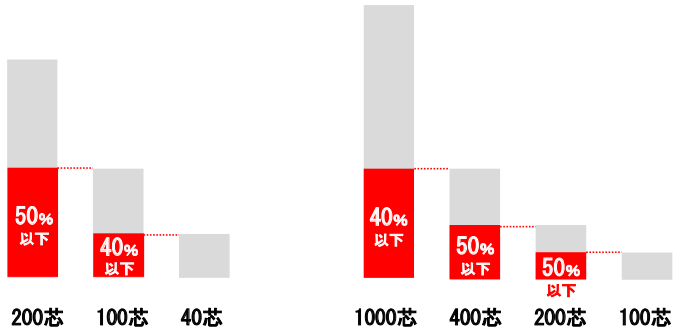

■ **経済的耐用年数**

※直近の調査時点である令和５年10月に採用していた耐用年数を用いる。

※かっこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年（平成13年度以前）
地下光ケーブル	30年（平成５年度以前）

（参考）接続料の算定に関する研究会　第三次報告書

第６章　加入光ファイバとの接続　２．加入光ファイバの未利用芯線　（２）考え方

イ　令和２年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ**。

そのため、令和２年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、（将来原価方式が採用される場合には）この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※　合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

架空光ケーブルに関する調査結果（1/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート1：新宿ビル（東京都）

（調査対象ルート）

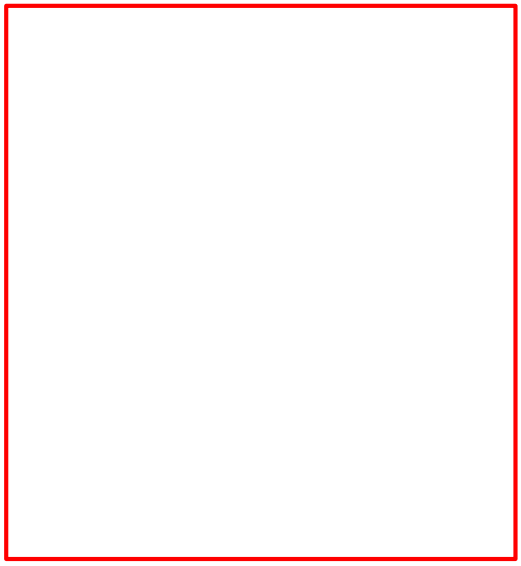

◎　き線点

■　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）200芯ケーブル（　　年敷設）

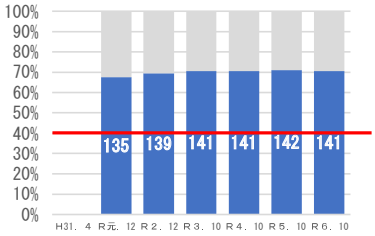

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

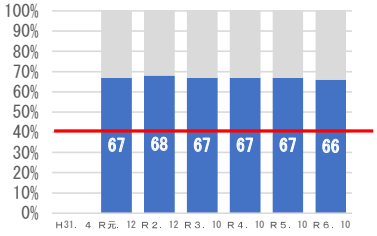

（３）100芯ケーブル（　　年敷設）

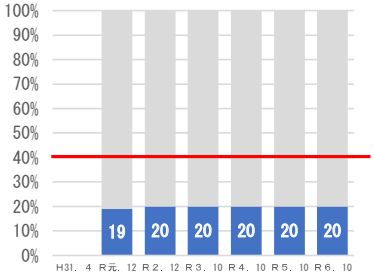

（４）40芯ケーブル（　　年敷設）

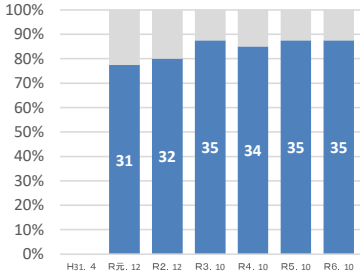

架空光ケーブルに関する調査結果（2/4）

赤枠内委員限り　60

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート2：新宿ビル（東京都）

◎ き線点　■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

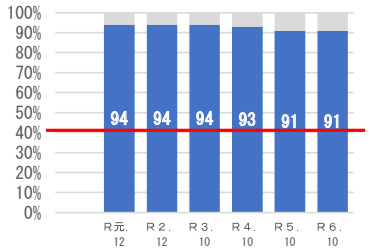

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

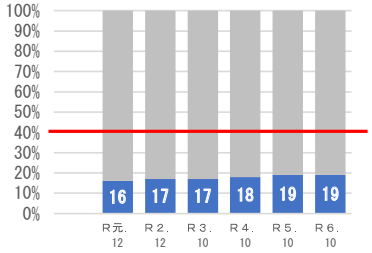

（３）100芯ケーブル（　　年敷設）

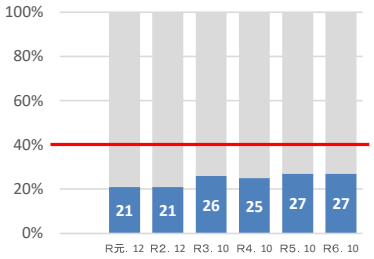

（４）40芯ケーブル（　　年敷設）

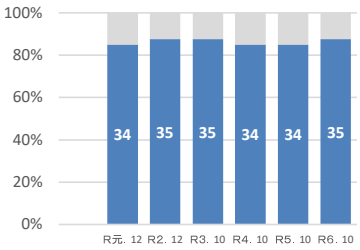

（５）40芯ケーブル（　　年敷設）

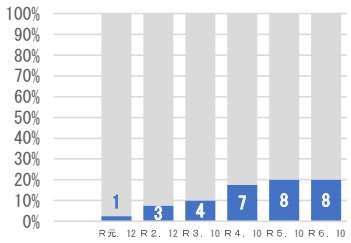

架空光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内委員限り　61

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート3：八戸三沢ビル（青森県）

◎ き線点　■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

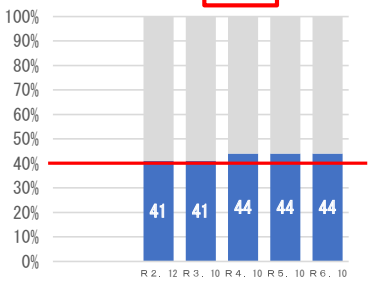

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

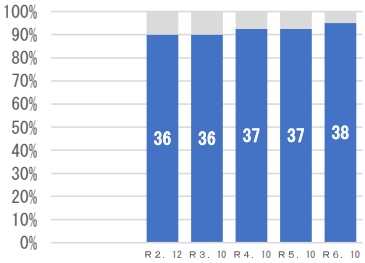

西日本ルート1：名古屋栄ビル（愛知県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

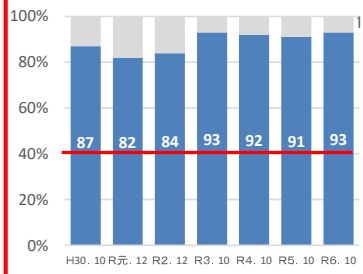

（２）100芯ケーブル（　　年敷設）

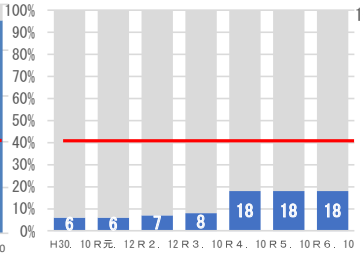

（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

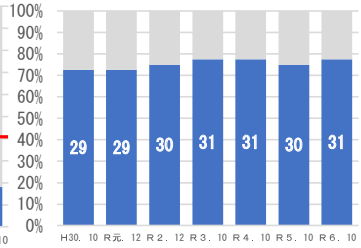

架空光ケーブルに関する調査結果（4/4）

赤枠内委員限り　62

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2：大阪日本橋ビル（大阪府）

◎ き線点　■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

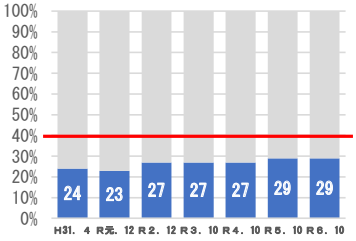

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

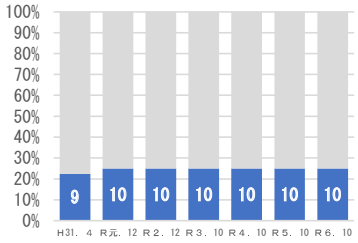

（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

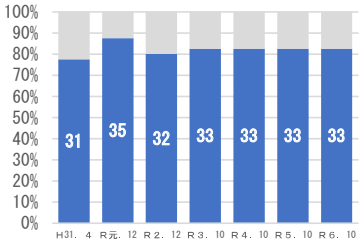

西日本ルート3：金沢松任ビル（石川県）

（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）

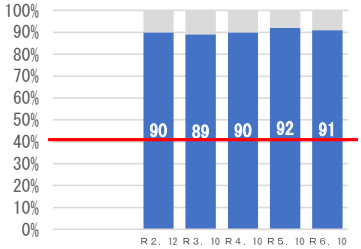

（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

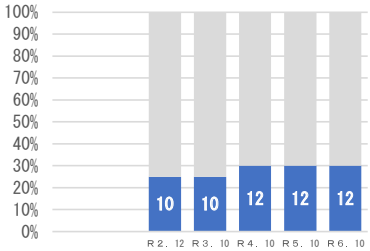

地下光ケーブルに関する調査結果（1/4）

赤枠内委員限り　63

東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（2/4）

赤枠内委員限り　64

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

○　個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
○　②として、１方面（200芯ケーブル（平成11年敷設））において、ISDNの廃止によりに伴い芯線使用率が減少しているものがある。
○　③として、１方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設及び新興住宅地の宅地造成の一時的な影響により、芯線使用率が低下していたが、接続事業者のエリア拡大等に伴って上昇しているものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（3/4）

赤枠内委員限り　65

西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

○　個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
○　③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
・　３方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある。
・　１方面（100芯ケーブル（平成13年敷設））において、大手企業の需要増により
　１方面（100芯ケーブル（平成31年敷設））において、大手企業のデータセンタ需要にそれぞれ起因して、芯線使用率が上昇しているものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（4/4）

赤枠内委員限り　66

西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

○　個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
○　②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）に該当するケーブルとして、F方面（1000芯ケーブル（平成24年敷設））において、工事利用のため確保していた芯線が工事完了後芯線使用率が低下。
○　③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る１方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

光配線区画の見直し等

67

○　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）において、**ＮＴＴ東日本・西日本による既存の光配線区画**（加入光ファイバにおいて、主端末回線１芯線を共用することのできる地理的範囲）**の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、毎年の**光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請**（平成27年９月18日付け総基料第176号）。

■　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年９月14日情報通信審議会答申）

第３章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方　３．３．光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

ＮＴＴ東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、ＮＴＴ東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「８収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、ＮＴＴ東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

また、ＮＴＴ東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やＮＴＴ東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

■　既存の光配線区画の見直し等に関するＮＴＴ東日本・西日本の取組（ＮＴＴ東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

・既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
・加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
・また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（ＮＴＴ西日本のみ）。
・今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の状況（ＮＴＴ東日本）

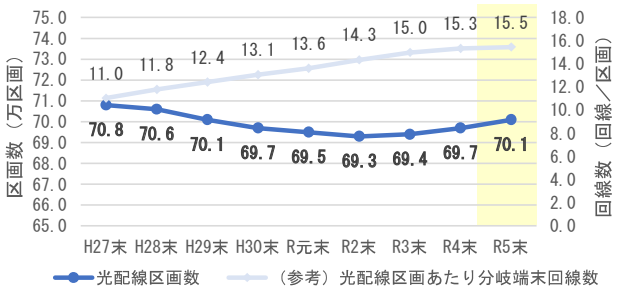

光配線区画の状況（ＮＴＴ西日本）

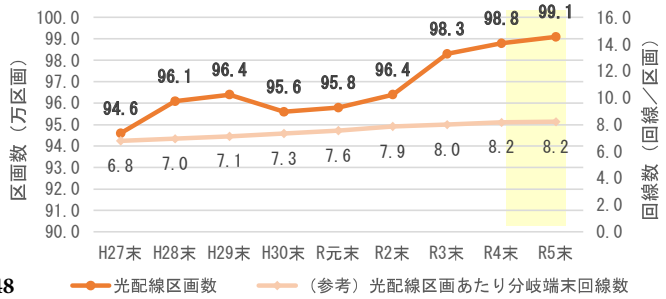

（参考資料）

接続約款変更の認可に至る流れ

○　第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第４項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。

○　審議会（※１）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を２回実施**（※２）（２回目の意見募集では、１回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を２回実施することにより、ＮＴＴ東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、１回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。

※１：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。

※２：接続に関する議事手続規則（平成20年９月30日電気通信事業部会決定第６号）による。

○　意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、ＮＴＴ東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

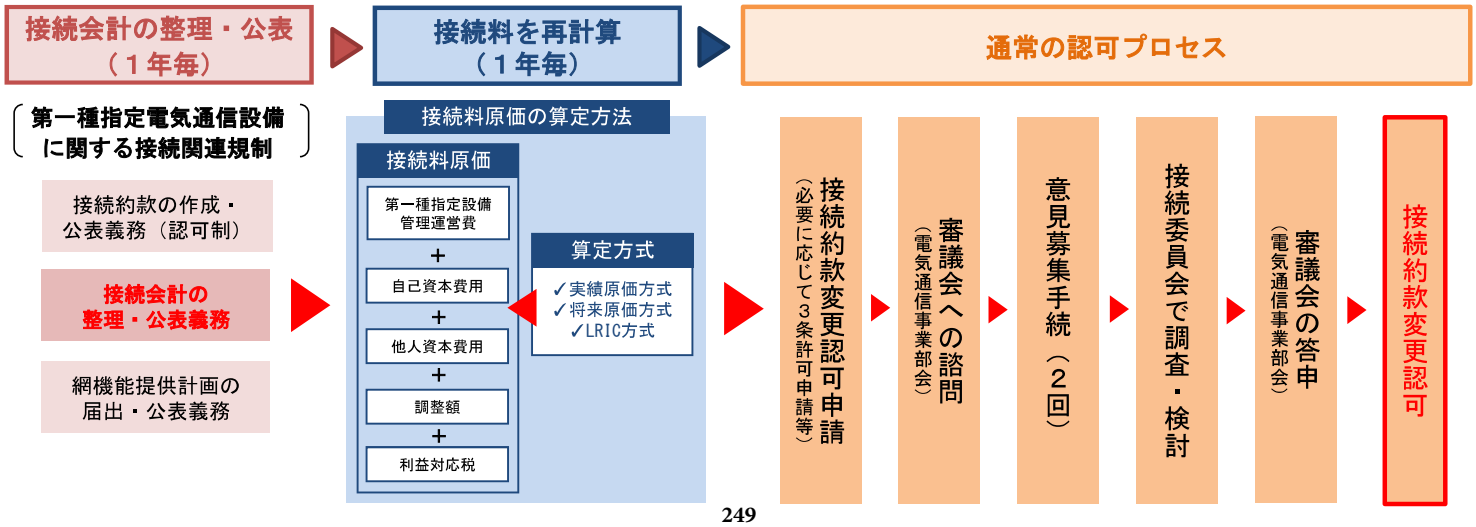

電気通信事業分野における接続

70

○　電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

■　携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Ａは、事業者Ｂの携帯電話網の接続料を支払う。

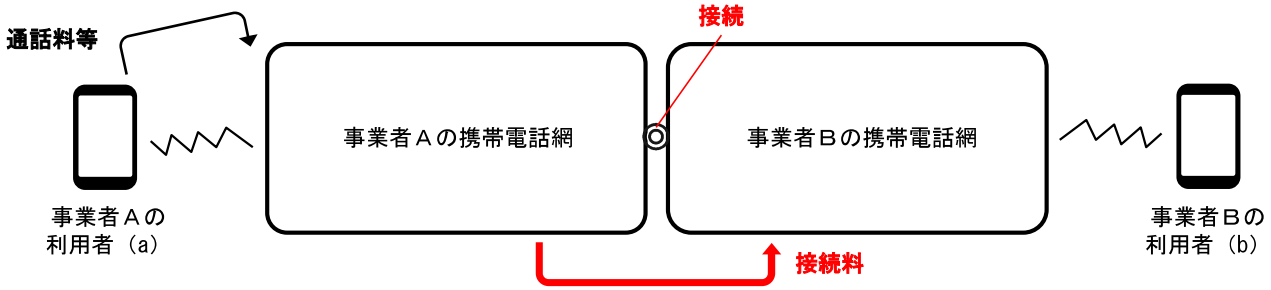

■　固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Ｘは、事業者Ｙの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。

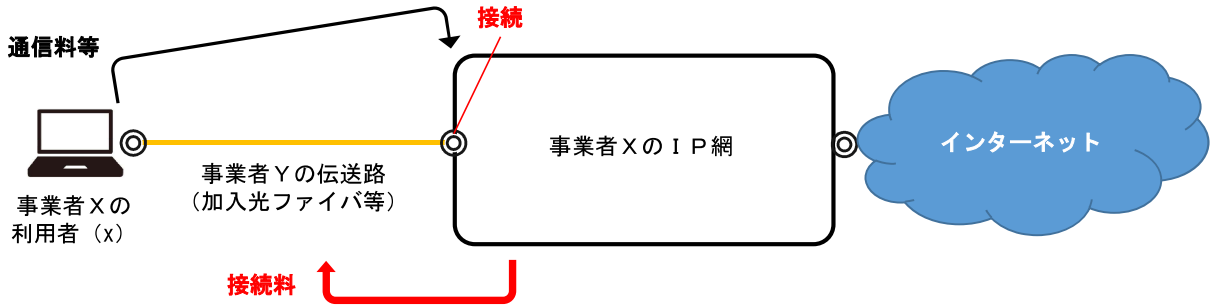

指定電気通信設備制度の概要

71

- 固定通信では、加入者回線系の設備（光ファイバ等）を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律（指定電気通信設備制度）等を課している。

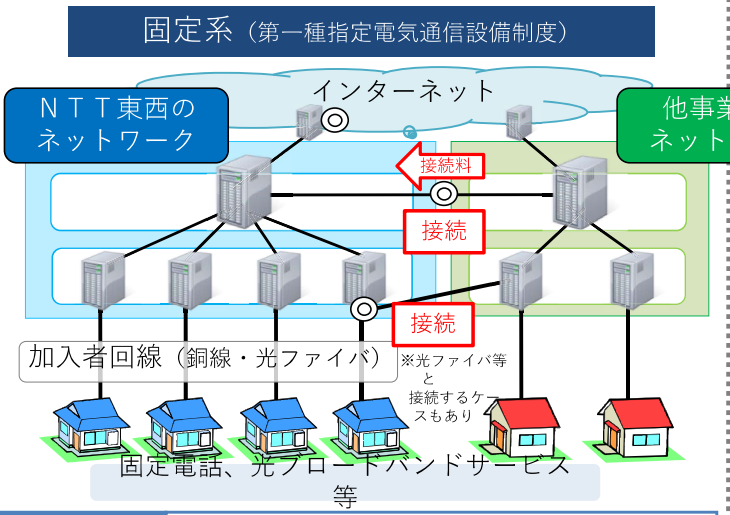

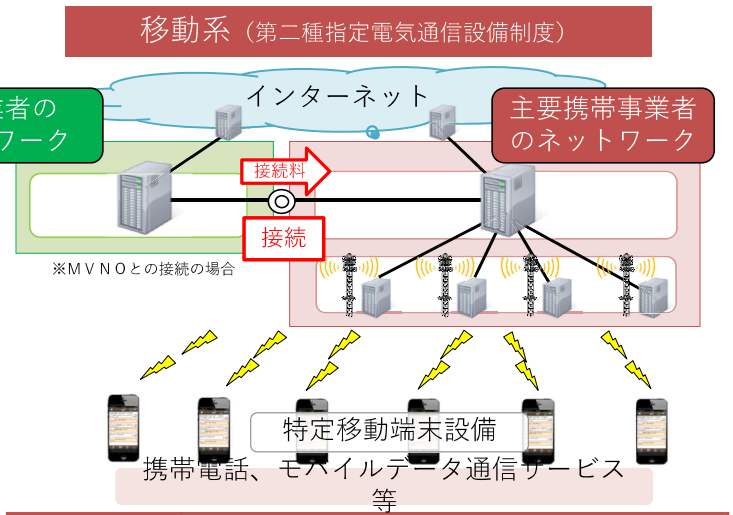

指定要件	業務区域ごとの５０％超の加入者回線シェア ⇒ ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本
接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）の認可制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出・公表義務

指定要件	業務区域ごとの１０％超の端末シェア ⇒ ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ
接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）※の届出制 接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

72

○ 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。

○ 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件：業務区域において**50％超のシェアを占める加入者回線**を有すること［第33条第1項］

対象設備：加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備　［同上］

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定（平成9年・13年）

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

①接続約款の策定・公表義務（認可制）

接続料、接続条件（接続箇所における技術的条件等）**について接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。［第33条第2項］

②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。［第33条第13項］

③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。［第36条］

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則［第33条第9項］

【接続約款の認可の要件［第33条第4項］**】**

- **機能ごとの接続料**、標準的な**接続箇所における技術的条件**等**が適正・明確に定められている**こと。　「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」
- **接続料が**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令（第一種指定電気通信設備接続料規則）で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当**なものであること。（総括原価方式による算定）

  接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入**（接続料×通信量等（需要））**が、**当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない**。［第一種指定電気通信設備接続料規則第14条］
- **接続条件が**、第一種指定設備に**自己の**電気通信設備を接続することとした**場合の条件に比して不利なものでない**こと。
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでない**こと。

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

73

○ **第一種指定電気通信設備制度においては**、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等について、**総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。

○ **法定機能は**、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、**他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。

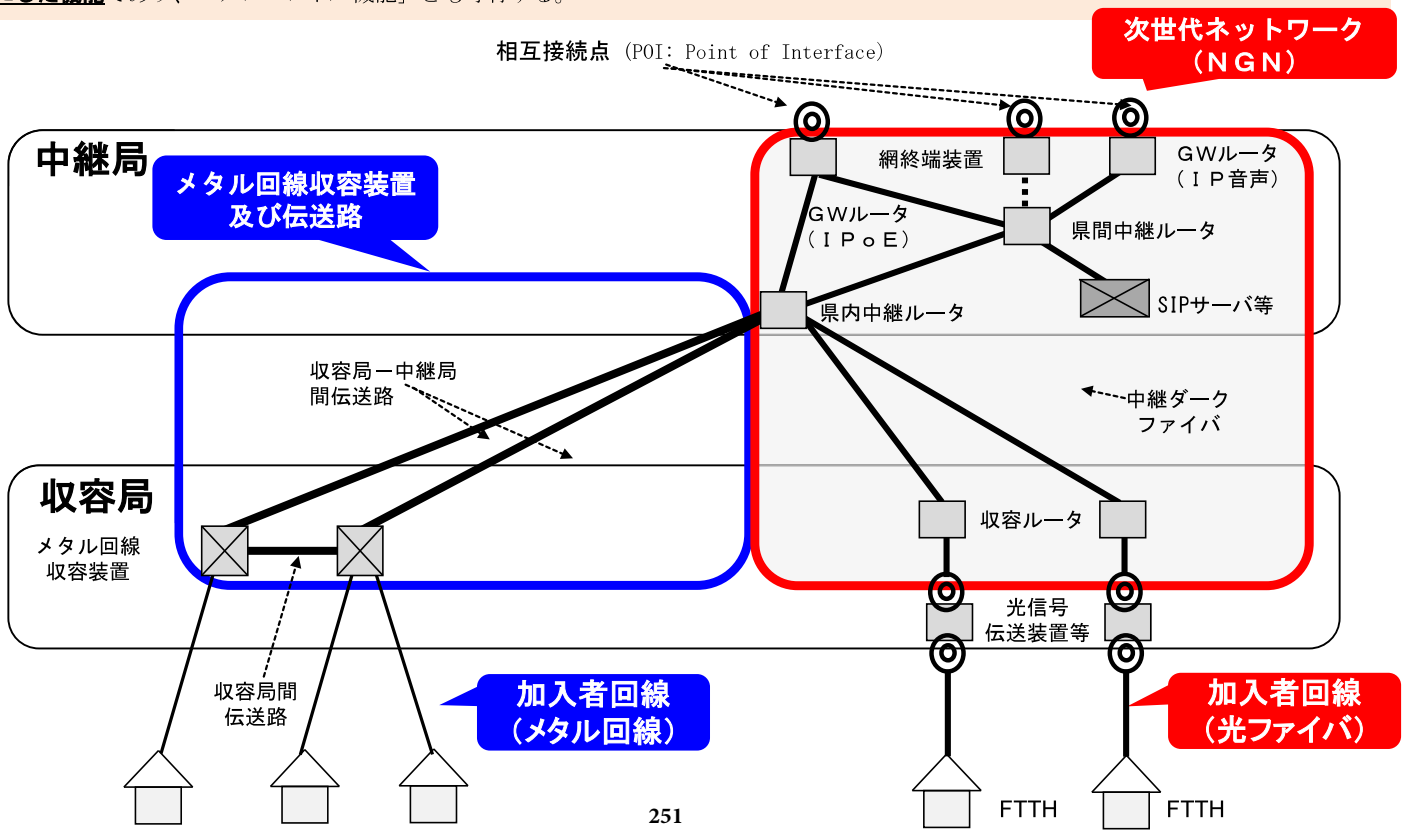

接続料算定の原則と対象機能

接続料の認可基準
（電気通信事業法
第33条4項2号）

■接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式（LRIC）		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用	・電話網（メタル回線収容装置、中継系伝送路設備）
実際費用方式	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線（光ファイバ） ・NGN
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線（ドライカッパ、ラインシェアリング） ・中継光ファイバ回線 ・専用線、・公衆電話 ・IP関連装置

接続料算定の原則
（接続料規則第14条第1項）

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入（接続料×通信量等）が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

→ 接続料 × 通信量等 ＝ 接続料原価

接続料 ＝ 接続料原価（接続料規則第8条第1項） / 通信量等（需要）（接続料規則第14条第2項） ＝ （第一種指定設備管理運営費（設備コスト） ＋ 他人資本費用 ＋ 自己資本費用（適正報酬額） ＋ 利益対応税） ＋ 調整額 / 法定機能ごとの通信量等の直近の実績値（※）（将来原価方式の場合：将来の合理的な通信量等の予測値）

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。（接続料規則第14条第3項）

（参考）IP網への移行による音声通信の接続形態の変化

○ NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTN（公衆交換電話網）からIP網への移行を予定。
○ IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル（東京、大阪の2箇所）における発着二者間の直接接続（双方向接続）となる。
○ この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

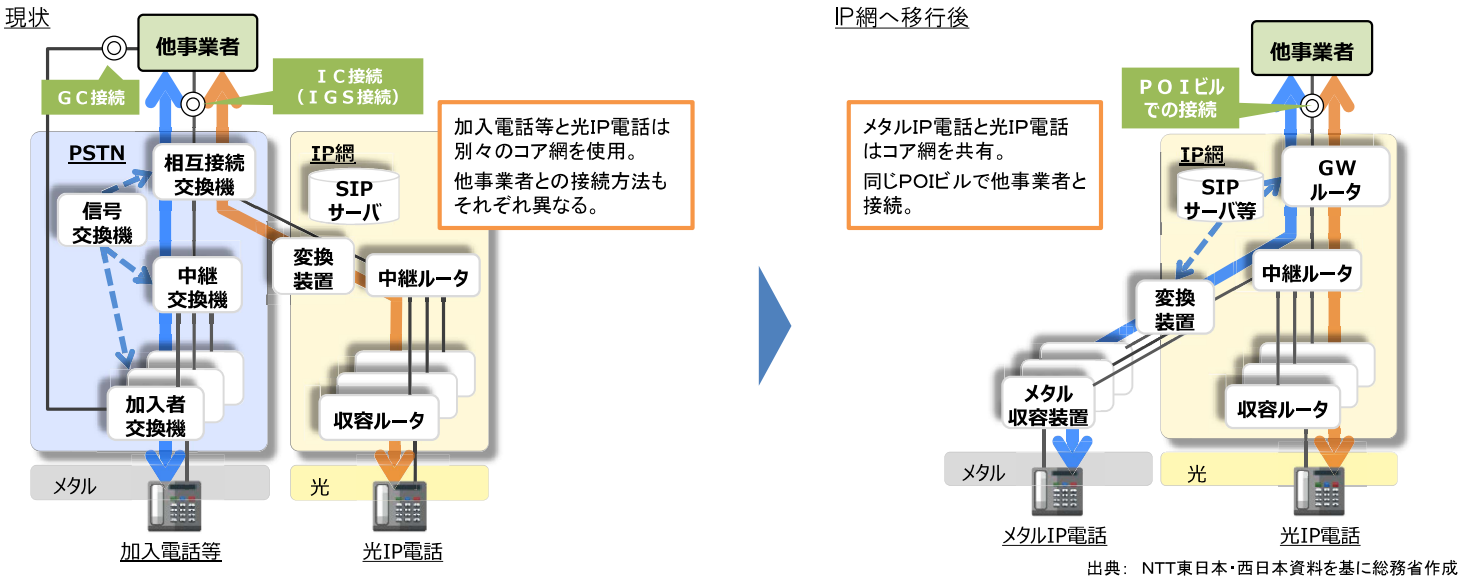

出典： NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続（300か所以上） IC接続（約100か所）	IGS接続 （IC接続の附随機能）

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 （東京、大阪の2か所）	

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○　ＮＧＮにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。

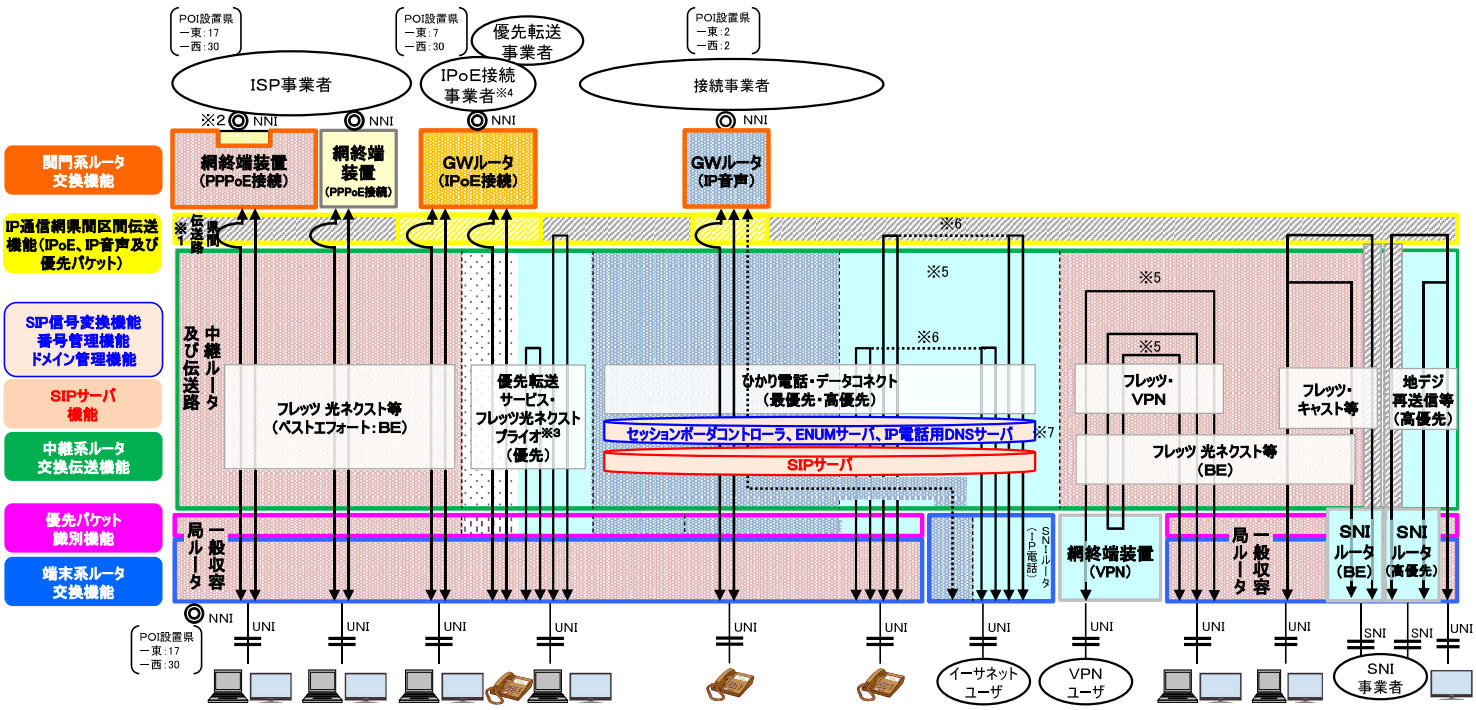

※1 県間通信用設備については、IP音声接続・優先パケット・IPoE接続に係るもののみ第一種指定電気通信設備。
※2 網終端装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
※4 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
※5 県間伝送路を疎通する場合もあり
※6 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり
※7 トラヒック種類によっては使用しない場合もあり
※8 県内通信の場合は利用しない

- :収容局接続
- :光IP電話接続
- :優先パケット識別機能（優先クラス）
- :中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）
- :関門系ルータ交換機能（IPoE接続）
- :網改造料として回収
- :県間通信用設備（非指定）※8
- :第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担
- :県間中継系ルータ交換伝送機能（IPoE接続、IP音声接続、優先クラス）※8

（参考）固定電話網のIP網への移行工程

① ひかり電話のＩＰ相互接続は2021年１月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年５月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
② 加入電話着は2022年度（2022年6月）から接続ルート切替を開始。
③ 加入電話発は2023年度（2024年1月）から接続ルート切替を開始予定。
（2023年度（2024年１月）にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定（契約の移行は伴わない）。）
④ 2024年度（2025年１月）にＩＰ網への接続ルート切替が完了する予定。

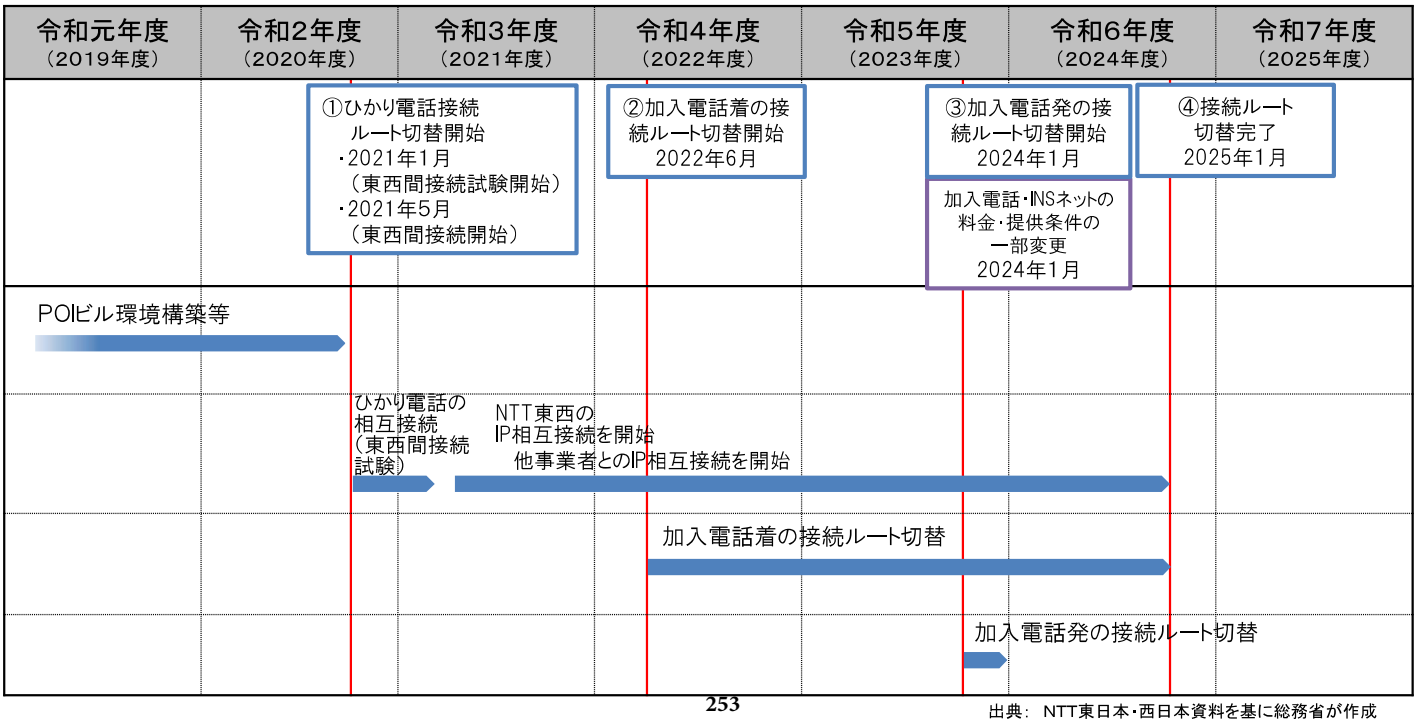

出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省が作成

（参考）単県POIの設置状況

○　ＩＰｏＥ接続においては、
- **全国集約ＰＯＩ**：全国（ＮＴＴ東日本では東日本全域、ＮＴＴ西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **ブロックＰＯＩ**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **単県ＰＯＩ**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする

の３種類のＰＯＩがあり、ＩＰｏＥ接続を利用する接続事業者（ＶＮＥ事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するＰＯＩを選択可能。

○　単県ＰＯＩではＮＧＮの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**ＩＰｏＥ接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約ＰＯＩ、ブロックＰＯＩ、単県ＰＯＩを組み合わせて全ての県域と接続する必要**がある（**ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行おうとする場合、全県域の単県ＰＯＩで接続を行う必要**がある。）。

○　なお、**令和７年１月現在においては、ＮＴＴ西日本において全県域に単県ＰＯＩが設置**されているものの、**ＮＴＴ東日本においては単県ＰＯＩが設置されていない県域が存在し**、ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行っているＶＮＥ事業者は存在しない。

■ＰＯＩ増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について
（平成29年９月８日付け総基料第162号）

２　接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

■単県ＰＯＩの設置状況

※　本申請のあった令和７年１月17日現在。
※　冗長性の確保のため、各ＰＯＩにおいては２箇所にルータを設置。

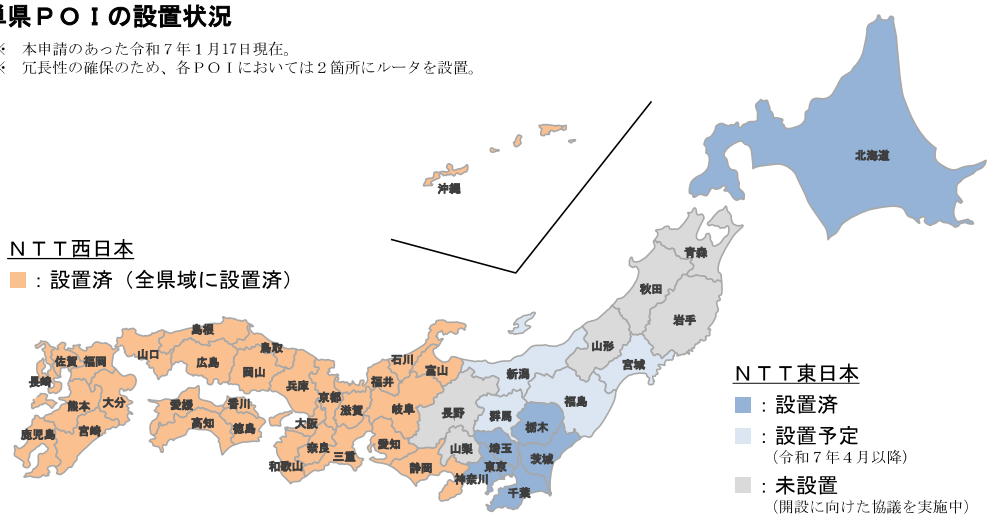

法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分（第一種指定電気通信設備接続料規則第４条）		通称	機能の概要
端末回線伝送機能	1. 帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2. 帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	3. 光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	4. 総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500（キャリアズレート）	ＩＳＤＮ加入者回線により通信を伝送する機能
	5. その他端末回線伝送機能	ＯＬＴ等	ＯＬＴ及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	6. 端末系ルータ交換機能	ＮＧＮの収容ルータ	収容ルータにより通信の交換を行う機能（一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く）
	7. 一般収容ルータ優先パケット識別機能	ＮＧＮの優先パケット識別	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	8. メタル回線収容機能	メタル収容装置	メタル回線収容装置及びＰＳＴＮのメディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）により音声信号とパケット相互間の変換を行う機能
	9. ワイヤレス固定電話交換機能※2	ワイヤレス固定電話用収容ルータ	ワイヤレス固定電話用収容ルータにより通信の交換を行う機能
10. 光信号電気信号変換機能		メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
11. 光信号分離機能		局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能
12. 関門系ルータ交換機能		ＮＧＮの網終端装置、ＧＷルータ	関門系ルータ（網終端装置、ＧＷルータ）により通信の交換を行う機能
中継伝送機能	13. 一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	14. 特別光信号中継伝送機能	ＷＤＭを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて１波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	15. 一般中継系ルータ接続伝送機能	メタルＩＰ電話に係るＮＧＮの中継伝送路	メディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）と中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	16. 一般中継系ルータ交換伝送機能	ＮＧＮの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	17. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能	ＮＧＮの県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
18. イーサネットフレーム伝送機能		イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
19. 通信路設定伝送機能		専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
20. SIPサーバ機能		ＮＧＮのＳＩＰサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
21. SIP信号変換機能		ＮＧＮのセッションボーダコントローラ	ＳＩＰサーバと連携して、事業者の網内で流通するＳＩＰ信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なＳＩＰ信号に変換する機能
22. 番号管理機能		ＮＧＮのＥＮＵＭサーバ	ＳＩＰサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能
23. ドメイン名管理機能		ＮＧＮのＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能
24. ワイヤレス固定電話用制御等機能※2		ワイヤレス固定電話用制御等設備	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
25. 番号案内機能		番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能
26. 公衆電話機能		公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能
27. 端末間伝送等機能		専用線（キャリアズレート）	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能
28. クロック提供機能		クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能

＊接続料の算定方式
：実績原価方式　：将来原価方式（加入光ファイバ）　：将来原価方式（NGN）　：長期増分費用（LRIC）方式　：キャリアズレート※1　：その他

※1 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。
※2　令和7年1月1日から令和10年3月31日までの間、ワイヤレス固定電話をメタルIP電話と仮定して接続料原価を算定しているため、上記表中のうち、ワイヤレス固定電話のみに係る2つの機能については、接続料の算定方法を定めていない。

報酬の算定方法

○　報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の**機能の提供に用いられる資産の資本調達コスト**と位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

＝

他人資本費用（第11条）＝ **レートベース**（設備毎の正味固定資産価額から算定）× **他人資本比率**（全社の資本構成比率から算定）× **他人資本利子率**

＋

自己資本費用（第12条）＝ **レートベース** × **自己資本比率** × **自己資本利益率**

＋

利益対応税（第13条）＝ **レートベース** × (**自己資本比率** × **自己資本利益率** ＋ **有利子負債以外の負債比率** × **有利子負債以外の負債の利子相当率**) × **利益対応税率**（法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定）

期待自己資本利益率の過去３年間の平均値又は**主要企業の過去５年間の平均自己資本利益率**のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率（「ＣＡＰＭ的手法」により算定）

＝ **1-β** × **リスクの低い金融商品の平均金利**（国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は０）＋ **β** × **他産業における主要企業の平均自己資本利益率**

■　ＣＡＰＭ的手法

○　資本試算評価モデル（ＣＡＰＭ：Capital Asset Pricing Model）は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。

○　接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

○　ＣＡＰＭの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率（右図のr_E）は、市場自己資本利益率（右図のr_m）とリスクフリーレート（右図のr_f）をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。（市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。）

○　βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。

※　第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、（第一次）接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」（平成９年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。）の改正により、自己資本利益率の算定にＣＡＰＭ的手法が導入された。

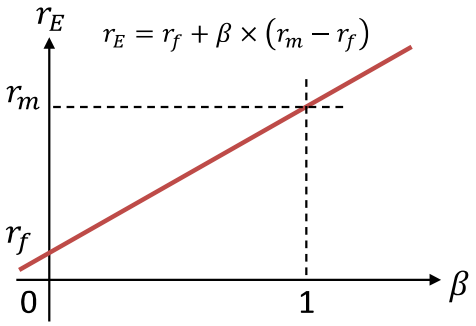

調整額の概要

○　調整額は、**過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる**仕組み（※１）。

○　その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

調整額 ＝ **前々算定期間における費用** － **前々算定期間における接続料収入（＝ 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要）** ＋ **前々算定期間接続料に算入した調整額**

○　第１号将来原価方式・ＬＲＩＣ方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。

※１　コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年３月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

■　加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第１号将来原価方式における特例許可による調整額）

・　第１号将来原価方式（接続料規則第８条第２項第１号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるＮＴＴ東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の２第１項において、第１号将来原価方式の調整額は０と規定）。

・　加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間３～４年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるＮＴＴ東日本・西日本のみに負担させることは適当ではないことから、ＮＴＴ東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第３条ただし書きの規定による許可）。

■　ＩＰ網への移行後のＮＧＮ県内接続料における調整額の扱い（第２号長期将来原価方式における接続料規則の規定に基づく調整額）

・　固定電話網のＩＰ網への移行後におけるＮＧＮの接続料については、収容局ルータ及びSIPサーバについて大幅更改を予定しており、接続料の急激な変動を緩和するため、第２号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第１号将来原価方式又はＬＲＩＣ方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。

調整額の反映のイメージ

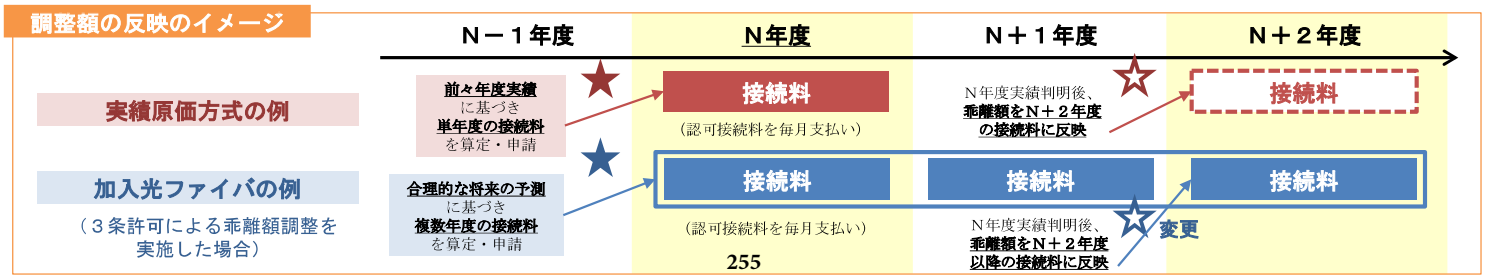

「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の概要

○　スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る**接続料の水準の妥当性を検証**するため平成11年から開始。

○　具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年３月30日）を踏まえ、総務省は、**平成19年７月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表**し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第４項）。

○　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）を踏まえ、**平成30年２月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」**（令和４年11月に「**固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針**」に名称を変更）**を策定・公表**し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第４項を削り、規則第14条の２を新設）。

- 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

１　電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
２　電気通信事業法第33条第２項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

① フレッツ光ネクスト
② ひかり電話
③ ひかり電話ネクスト
④ ビジネスイーサワイド

⑤　その他総務省が決定するサービスメニュー
（第１号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）

（参考）
・令和４年11月改定においてフレッツ・ＡＤＳＬを削除
・令和５年11月改定において加入電話・ＩＳＤＮ基本料・通話料及びフレッツ光ライトを削除し、ひかり電話ネクストを追加

検証方法

①～④：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証

⑤　：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

（公印・契印省略）

総 基 料 第 56 号
令和７年３月 31 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長　澁谷　直樹　殿

総務省総合通信基盤局長
湯本　博信

令和７年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和７年度の接続料の改定等）について」（令和７年１月 21 日付け諮問第 3191 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申（令和７年３月 26 日付け情郵審第 19 号）がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

１　加入光ファイバ等（加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションをいう。以下同じ。）の提供遅延の状況について、「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書を踏まえた貴社の取組・検討状況の報告について（要請）」（令和４年 11 月 22 日総基料第 229 号）記２（５）（注）により報告を求めた事項に係る令和６年度の状況について、本年６月 30 日までに報告すること。

ただし、次に掲げる期間及び標準対応期間の遵守率については、報告を要しない。

ア　加入光ファイバ（シェアドアクセス方式のものであって、接続申込時に提供可能時期回答が可能であるものに限る。）に係る接続申込みから提供可能時期の回答まで及び接続申込みから提供可能時期まで

イ　コロケーションに係る設置申込みから提供可能時期の回答まで及び設置申込みから提供可能時期まで（ただし、下記２に基づき、コロケーションに関して貴社が行った取組の具体的内容等は報告すること。）

２　接続料の算定等に関する研究会において行われた議論の内容に留意して、

加入光ファイバ等の提供遅延の改善（提供遅延に係る接続事業者又は利用者への情報提供の方法の改善を含む。）に向けた貴社における取組、検討等の状況について、取組・検討の時期を明示した上で、次の事項を本年６月 30 日までに報告すること。

ア　貴社が行った取組の具体的内容（当該内容を示すデータ及び取組の結果生じた改善状況の説明を添付すること。）

イ　貴社と接続事業者又は接続事業者の団体等との協議等の状況（当該協議等の結果を踏まえた取組を行った場合には、その具体的内容及び取組の結果生じた改善状況についても報告すること。）

ウ　今後貴社が行う取組の計画（当該取組の一環として接続約款の変更を行う計画がある場合は、当該変更の概要についても報告すること。）

（注）「『加入光ファイバ等の提供遅延に関する報告について（要請）』（令和３年８月 27 日総基料第 201 号）により要請した内容に係る令和３年度及び令和４年度における状況（次の方針に基づいて数値を整理すること。）

・ 令和４年度については、令和４年９月末までの状況を報告すること。
・ 月別及び都道府県別の報告を求めていたものについては、それぞれ四半期別及び地域ブロック別の報告とすること。
・ 事業者別の報告を求めていたものについては、主要な接続事業者（『日本電信電話株式会社及びＮＴＴグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）』（令和３年 10 月 29 日総基事第 233 号）に基づき『ＮＴＴ東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ』として日本電信電話株式会社が報告を行っているデータにおける主要な接続事業者をいう。）別の報告及び全事業者合計の報告とすること。」

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以　上

（公印・契印省略）

総 基 料 第 56 号
令和７年３月 31 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長　北村　亮太　殿

総務省総合通信基盤局長
湯本　博信

令和７年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和７年度の接続料の改定等）について」（令和７年１月 21 日付け諮問第 3191 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申（令和７年３月 26 日付け情郵審第 19 号）がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

１　加入光ファイバ等（加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションをいう。以下同じ。）の提供遅延の状況について、「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書を踏まえた貴社の取組・検討状況の報告について（要請）」（令和４年 11 月 22 日総基料第 229 号）記２（５）（注）により報告を求めた事項に係る令和６年度の状況について、本年６月 30 日までに報告すること。

ただし、次に掲げる期間及び標準対応期間の遵守率については、報告を要しない。

ア　加入光ファイバ（シェアドアクセス方式のものであって、接続申込時に提供可能時期回答が可能であるものに限る。）に係る接続申込みから提供可能時期の回答まで及び接続申込みから提供可能時期まで

イ　コロケーションに係る設置申込みから提供可能時期の回答まで及び設置申込みから提供可能時期まで（ただし、下記２に基づき、コロケーションに関して貴社が行った取組の具体的内容等は報告すること。）

２　接続料の算定等に関する研究会において行われた議論の内容に留意して、

加入光ファイバ等の提供遅延の改善（提供遅延に係る接続事業者又は利用者への情報提供の方法の改善を含む。）に向けた貴社における取組、検討等の状況について、取組・検討の時期を明示した上で、次の事項を本年６月 30 日までに報告すること。

ア　貴社が行った取組の具体的内容（当該内容を示すデータ及び取組の結果生じた改善状況の説明を添付すること。）

イ　貴社と接続事業者又は接続事業者の団体等との協議等の状況（当該協議等の結果を踏まえた取組を行った場合には、その具体的内容及び取組の結果生じた改善状況についても報告すること。）

ウ　今後貴社が行う取組の計画（当該取組の一環として接続約款の変更を行う計画がある場合は、当該変更の概要についても報告すること。）

（注）「『加入光ファイバ等の提供遅延に関する報告について（要請）』（令和３年８月 27 日総基料第 201 号）により要請した内容に係る令和３年度及び令和４年度における状況（次の方針に基づいて数値を整理すること。）

・ 令和４年度については、令和４年９月末までの状況を報告すること。
・ 月別及び都道府県別の報告を求めていたものについては、それぞれ四半期別及び地域ブロック別の報告とすること。
・ 事業者別の報告を求めていたものについては、主要な接続事業者（『日本電信電話株式会社及びＮＴＴグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について（要請）』（令和３年 10 月 29 日総基事第 233 号）に基づき『ＮＴＴ東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ』として日本電信電話株式会社が報告を行っているデータにおける主要な接続事業者をいう。）別の報告及び全事業者合計の報告とすること。」

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以　上

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」に対する意見及びその考え方

（意見募集期間：令和６年６月 29 日（土）～同年７月 29 日（月）
案件番号：145210322）

意見提出者一覧

意見提出者　９件（法人：８件、個人：１件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人Ａ
2	株式会社ハイスタンダード
3	中部テレコミュニケーション株式会社
4	ソフトバンク株式会社
5	株式会社アイ・ピー・エス・プロ
6	株式会社ＮＴＴドコモ
7	株式会社三通
8	Ｃｏｌｔテクノロジーサービス株式会社
9	ＫＤＤＩ株式会社

■トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）

※提出意見については、各意見の上段に意見の概要を記載している。

意見	考え方	修正の有無
意見１ ●　本ガイドラインの策定に賛同。 ●　現時点では想定されないトラヒック・ポンピングが発生した場合は、本ガイドラインを見直す等、柔軟かつ適切に対応いただきたい。	考え方１	
○　着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用の考え方等が示されたことで、結果的にトラヒック・ポンピングの抑止に寄与すると考えるため、本ガイドラインの制定に賛同します。 ○　また、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用する以外の方法や潜脱的に本ガイドラインを回避する方法等を用いるなど、現時点では想定されないトラヒック・ポンピングが発生した場合は、本ガイドラインを見直す等、柔軟且つ適切に対応いただきたく考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。	無
意見２ ●　本ガイドライン案の内容に賛成。 ●　総務省においてトラヒック・ポンピングの動向を注視の上、過度な事象が散見される場合は本報告書及びガイドラインに基づく必要な措置を講じていただくことを要望。	考え方２	
○　第八次報告書（案）及びトラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）（以下、「ガイドライン（案）」といいます。）の内容に賛成します。 ○　着信インセンティブ契約が悪用され、過去に組織犯罪法違反の疑いで逮捕者が出ていることを踏まえて、総務省殿において、トラヒック・ポンピングの動向を注視の上、過度な事象が散見される場合は本報告書及びガイドラインに基づく必要な措置を講じていただくことを要望します。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○　本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。	無
意見３ ●　トラヒック・ポンピングに対する考え方が明確に示され、本ガイドライン案が作成されたこと及び本ガイドライン案において、不適切な着信インセンティブ契約は業務改善命令の要件に該当し得るものとし、トラヒック・ポンピングを禁じることを明示したことに賛同。 ●　公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピングは断じて許されるものではないと考える。	考え方３	
○　接続料の算定等に関する研究会における、トラヒック・ポンピングに関する調査結果、および非公開形式での議論を踏まえ、「トラヒック・ポンピング」に対する考え方が明確に示され、「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン案」という）が策定されたこと、また本ガイドライン案では、不適切な着信インセンティブ契約は業務改善命令の要件に該当し得るものとし、トラヒック・ポンピングを禁じることを明示した内容に賛同します。	○　本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○　公共の利益を著しく阻害するおそれがあるトラヒック・ポンピング行為は、断じて許されるものではないと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】		
意見４ ●　相互接続協定に着信インセンティブ契約を禁ずる旨の記述が無かったとしても、料金設定権を有する事業者の同意を得ずに着信インセンティブ契約を締結することは相互接続協定に反するものと考える。	考え方４	
○　ある事業者が料金設定権を有する事業者の同意を得ずに着信インセンティブ契約を締結していた場合、相互接続協定に着信インセンティブ契約を禁ずる旨の記述が無かったとしても、事前の同意を得ていないことから相互接続協定に反するものと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本ガイドライン案のとおり、他者料金設定トラヒックについて、その料金を定める電気通信事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると考えます。	無
意見５ ●　他社料金設定トラヒック・インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求められた事業者が、仮に開示を拒む、開示内容が不十分、虚偽の回答を行うといった場合は、業務改善命令の対象となる可能性があると考える。	考え方５	
○　料金を設定する事業者が他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の有無及びその内容を明らかにすることを求めた際には、求められた事業者はこれに応じる必要があり、仮に、開示を拒む、開示内容が不十分、虚偽の回答を行うといった場合は業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者が、料金を定める事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えます。	無
意見６ ●　着信側事業者の接続料がベンチマークではない場合でも、その接続料に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）を含むべきではないと考える。	考え方６	
○　左記（事務局注）のとおり、接続料における「適正な原価」に着信インセンティブの原資を含めるべきではありません。 ○　また、この趣旨を踏まえると、着信側事業者の接続料がベンチマークではない場合であっても、その接続料に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）を含むべきではないと考えます。 （事務局注：３　トラヒック・ポンピングの禁止（1）接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約（※２）また、接続料の水準について裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成 30 年 1 月 16 日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に	○　本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。	無

販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれると考えることは難しい。協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」（平成 30 年 10 月 16 日情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」）との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることを懲懲するものではなく、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもない。） 【ＫＤＤＩ株式会社】		
意見７ ●　着信側事業者が発信側事業者の是正要請に応じない場合及び着信インセンティブ契約によって自らの接続料収入を増加させようとする行為は業務改善命令の対象となる可能性があると理解。 ●　トラヒック・ポンピングと着信インセンティブ契約は業務改善命令の対象になり得ると考える。	考え方７	
○　着信側事業者が発信側事業者の是正要請に応じない場合、及び着信インセンティブ契約によって自らの接続料収入を増加させようとする行為は業務改善命令の可能性があると理解しました。 ○　本ガイドラインの趣旨を踏まえると、トラヒック・ポンピングと着信インセンティブ契約は業務改善命令の対象になり得ると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　今般、総務省では、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある着信インセンティブ契約について、例えば「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」や「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」を業務改善命令の要件に該当しうるとしてガイドライン案を作成したところです。	無
意見８ ●　本ガイドライン案において、着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の考え方が明確化されたことに賛同するとともに、大変感謝。 ●　今回の整理に基づき、発信側事業者から総務省に対して、トラヒック・ポンピングの疑いがある事業者に関する情報提供が行われたときは、総務省において必要な措置を講じることが望ましい。 ●　発信側事業者が着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の有無等を確認したときは、当事者間で守秘義務を課す等の措置を講じた上で、着信側事業者は着信インセンティブ契約に係る情報を一定程度開示し説明する等、事業者間協議を促進することが望ましい。着信側事業者が着信インセンティブ契約の存在を認めないときは、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を例示しつつ、発信側事業者からの求めに応じて、着信側事業者がトラヒックの変動等に係る情報を一定程度開示し説明する等、事業者間協議を行うことが望ましい。総務省のガイドラインにおいて、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を参考として例示することを要望。	考え方８	
○　当社は、トラヒック・ポンピングは早期に解決が必要な政策課題であると考えており、本ガイドライン（案）において、「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した事業者は、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる」という着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の考え方が明確化されたことは、トラヒ	○　本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　総務省においては、トラヒック・ポン	無

ック・ポンピングの撲滅に繋がるものとして賛同するとともに、大変感謝申し上げます。
○　この点、事業者間協議での解決を促進し、制度の実効性を高める観点から、以下のとおり意見を提出します。

＜(1)法の理解・遵守の徹底について＞
・ 今回の整理に基づき、法の厳正な執行の観点から、発信側事業者より当該行為の疑いがある事業者に関する情報提供が総務省に対し行われたときは、総務省において対象事業者に事実確認を行い、必要な措置を講じることが望ましいと考えます。

＜(2)事業者間協議における情報開示について＞
・ 発信側事業者は、本ガイドライン（案）に基づき、着信側事業者にトラヒック・ポンピングの疑いがある場合、当該事業者に対して、まずは着信インセンティブ契約の有無等を確認することとなります。その際、着信側事業者は当事者間で守秘義務を課す等の措置を講じた上で、着信インセンティブ契約に係る情報を一定程度開示しつつ説明する等、事業者間協議を促進することが望ましいと考えます。
・ しかし、着信側事業者が着信インセンティブ契約の存在を認めないときは、事業者間協議における対応が困難になると想定しております。この点、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況を例示（※）しつつ、発信側事業者からの求めに応じて、着信側事業者がトラヒックの変動等に係る情報を一定程度開示しつつ説明する等、事業者間協議を行うことが望ましいと考えます。

（※）例えば、当社と着信インセンティブ契約の存在を認めている着信側事業者との間の音声相互接続通信においては、発着信通話時間比率や平均保留時間が、他の着信側事業者との間のものと比較して著しく乖離しているという特徴があります。（表1参照）
・ 事業者間協議によりトラヒック・ポンピングの解決を図るため、トラヒック・ポンピングの疑いがある状況の例示について、本ガイドライン（案）や「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月公表）において参考として記載することを要望します。
・ 着信側事業者によって当社に対するトラヒック・ポンピングが最も盛んに行われていたと疑われる2022年度月別における当社と各着信側事業者との最大の発着信通話時間比率（当社発/当社着）及び平均保留時間（当社発通話時間/通話回数）は以下のとおりです。

【表1】　赤枠内は非公開情報

区分	事業者 ()内は2022年度末時点の事業者名	発着信通話 時間比率	平均保留 時間（秒）

ピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。
○　総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。

・ 当社と接続をしている事業者のうち約7割の事業者において、凡そ発着信通話時間比率が4倍未満に収まっており、平均保留時間の平均は約160秒となっております。
当該値を上回る事業者（表中網掛）について、当社はトラヒック・ポンピングの疑いがあると考えております。網掛において、青色で網掛しているのは着信インセンティブ契約の存在を事業者間協議において認めている事業者、緑色で網掛しているのは当該契約の存在を事業者間協議において認めていない事業者となります。網掛している事業者における発着信通話時間比率は、約8倍～約1,400倍、平均保留時間は約600秒～約2,600秒となっており、その他事業者とは著しく乖離しております。

【株式会社ＮＴＴドコモ】

意見９	考え方９	
●　トラヒック・ポンピングを抑制するためには、「かけ放題サービス」の提供側における対策も必要だが、その点が触れられていないことに違和感を感じる。		
○　「かけ放題サービス」は利用者にとって便利なサービスである一方で、トラヒックポンピングを誘発する原因ともなっている認識です。 ○　「かけ放題サービス」そのものにも改善策を講じる必要があると考えますが、本議論ではその点が全く触れられていないことに疑問を感じます。 ○　サービス自体に悪用性や社会的な問題が発生する可能性がある場合、まずはサービス提供側がそのサービスに規制を設けるのが通常であるかと思います。 ○　トラフィックポンピングを抑制するために、発信側と着信側の双方が協力して対策を講じることが必要ですが、提供者側の規制、規約がガイドラインに記載がない事に違和感を感じます。 【株式会社ハイスタンダード】	○　かけ放題サービスは、利用者利便の向上に大きく資するサービスであり、当該サービスを利用して意図的に接続料収入を得ようとするトラヒック・ポンピングについては、速やかな解決を要する問題であると考えます。 ○　ガイドライン案においても、トラヒック・ポンピングについて、着信側事業者が発信側事業者からの求めがあった場	無

	合に必要な情報を提供することを記載しており、双方が協力して対策を講じることが必要と考えます。	
意見10 ● そもそも「かけ放題サービス」が存在するためにトラヒック・ポンピングが発生する訳であり、トラヒック・ポンピングを発生させないためには、「かけ放題サービス」側にテコ入れする必要があるが、この点が一切触れられていないことは大いに疑問。 ● 「かけ放題サービス」について、一定の基準でトラヒックを制限すべきであり、その上で本施策を実行すべきである。	考え方10	
○ ・「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。 とあるが、そもそも「かけ放題サービス」が存在するためにトラヒックポンピングが発生する訳であり、本末転倒である。 ○ トラヒックポンピングを発生させないためには、「かけ放題サービス」側にテコ入れをする必要があるが、本件（本議論）ではその点が一切触れられていない点が大いに疑問である。 ○ ２４時間３６５日完全無制限の「かけ放題サービス」を許す必要はなく、一定の線でトラヒックを制限すべきであろう。 ○ その上で、本施策を実行するべきである。 ○ 例えば、飲食店が「食べ放題」「飲み放題」サービスを提供する際、食べ残しや飲み残し、あるいは、顧客が（持参した入れ物等で）食べ物や飲料を持ち帰るという悪質な行為が発生しないようにお店側（提供側）で策を講じるのは当たり前である。 ○ 持ち帰った先で転売等の商売をいかにさせないかという策を一生懸命議論しても仕方なかろう。 ○ 本件は、そういった提供側の努力義務を完全に無視して話が進んでしまっているため、違和感のあるガイドラインになっている。 ○ 本来、トラヒックポンピングが発生しないよう発信側も着信側も努力するという内容のガイドラインでなければならない。 【個人Ａ】	○ 御意見に対する考え方については考え方９のとおりです。	無
意見11 ● トラヒック・ポンピングの防止のためには、発側事業者における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認及び当該サービスの利用顧客に対する十分なＫＹＣの実施等も併せて検討されるべき。また、同一電話機から同一番号への発信を制限するなどの規制も併せて検討されるべき。	考え方11	
○ 当社は、トラヒック・ポンピングは社会的に許容される行為ではなく、禁止されるべきものであると考えているが、トラヒック・ポンピングは、着信手数料契約のみならず、発信事業者側の通話定額制サービスの存在等も含む、複合的な要因の下で発生する事象である。 ○ 従って、トラヒック・ポンピング防止のためには、発側事業者における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認（トラヒックのモニタリングや必要なユーザー管理措置を含む）及び当該サービスの利用顧客に対する十分なKYCの実施等も併せて検討されるべきである。また、同一電話機から同一番号への発信を数分間に一回に制限するなどの規制も併せて検討されるべきである。 ○ また、通信業界全体の将来的な対応として、疑いのある事例の監視、対処及び報告の制度の導入、通信事業者とリセラーとの間でのレベニュー・シェアリングの規制、顧客との契約に適用する公正利用ポリシーの採用など、様々な方法が挙げられるところであり、ヨーロッパ市場においては、既に20年以上にわたり、Fair Usage Policy	○ トラヒック・ポンピングに関する御意見に対する考え方については考え方９のとおりです。 ○ 通信業界全体の将来的な対応に関する御意見については、参考として承ります。	無

が、市場内の事業者を対象に厳格に施行されていることを付言する。 【Ｃｏｌｔテクノロジーサービス株式会社】		
意見12 ● 何をもって「かけ放題サービス」が利用者利便の向上に大きく資すると判断しているのか疑問。通話料の低廉化をもって、広く全ての利用者に低廉な従量料金でサービス提供することが最も利用者利便の向上に資すると思われる。 ● トラヒック・ポンピングは、かけ放題サービス及び着信インセンティブ契約の両方により成り立つものであり、発側が従量料金でサービス提供すれば、何ら問題にならないことも事実。	考え方12	
○ 「かけ放題サービス」が利用者利便性の向上に大きく資していると、何をもって判断されているのか疑問である。 ○ 携帯電話料金が高止まり傾向にある中で、「かけ放題」は一見すると、一部利用者の利便性に寄与しているように見えます。 ○ しかしながら、オールＩＰ化が見えた現状においてすれば、定額料を支払った一部の利用者に利便性を供与するのではなく、通話料の低廉化をもって、広く全ての利用者に低廉な従量料金で提供するのが最も利用者利便性の向上に資する方策だと思います。 ○ トラヒックポンピングは、いわゆるかけ放題サービスと、いわゆる着信インセンティブ契約の両方があって成り立つものであり、発側が従量料金であれば、何ら問題にならないことも事実です。 ○ 事実、かけ放題サービスが始まるまでは着信インセンティブ契約が問題になったことは無いと認識しています。 【株式会社アイ・ピー・エス・プロ】	○ 御意見に対する考え方については考え方９のとおりです。	無
意見13 ● 本ガイドライン案では、トラヒック・ポンピングの要因が「着信インセンティブ契約」であると定義されているように見受けられるが、これを一般論として捉えることは適切ではない。 ● 一律に販売手数料を「悪」と見なすことは自由経済の行動に反し、あまりにも限定的な考え方と感じる。	考え方13	
○ ガイドライン案の内容において、トラフィックポンピングの要因が「着信インセンティブ契約」であると定義されているように見受けられます。しかし、これを一般論として捉えるのは適切ではないと感じています。 ○ トラフィックポンピングは特定の契約形態や市場環境による一部の現象であり、すべての着信インセンティブ契約が問題を引き起こすわけではありません。中小事業者にとっては、通話料の割引や販売業者への手数料の支払いを通じて、自社の通信ネットワークの利用促進や市場シェアの拡大を図る一般的な商業行為です。さらに、販売手数料モデルは、かけ放題サービスが提供される前から存在しており、多くの場合、電話サービスを通じて市場や顧客に有益な情報を提供する付加価値サービスでもあります。トラフィックポンピングは、悪意のある者たちが発信事業者および着信事業者の仕組みを悪用した結果に過ぎません。一方的で一律に販売手数料を「悪」と見なすのは、自由経済の行動に反し、あまりにも限定的な考え方だと感じます。 【株式会社三通】	○ ガイドライン案においては、「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」及び「接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約」については、業務改善命令の対象になる可能性があるとしています。	無
意見14 ● 発信事業者と着信事業者が協力して防止策を講じることを期待していたが、着信事業者に責任を押し付ける形で捉えられているように見受けられる。	考え方14	
○ トラフィックポンピングは、悪意のある者たちが発信事業者および着信事業者の仕組みを悪用することで生じる問題です。これは、発信者と着信者が共謀し、直接的な利益を得る詐欺行為とも言えます。この結果、発信事業者と着信事業者の両方が被害を受けています。 ○ 総務省の法令指導に基づき、発信事業者と着信事業者が協力して防止策を講じることを期待していましたが、現状では、このような悪用が一般化とされ、また「意図的にトラフィックを増大させる」という現象が着信事業者に	○ 御意見に対する考え方については考え方９のとおりです。	無

責任を押し付ける形で捉えられているように見受けられます。 【株式会社三通】		
意見15 ● 悪用のリスクを含む各種の商業リスクを考慮しつつ、市場やユーザーにとって有益なサービスを提供することが求められるが、一方では有益なサービスを提供するとしつつ、他方で他の事業者にサービス停止を要求することは、公正な市場競争の原則に反する行為であり、信頼を損なう行為である。	考え方15	
○ 携帯事業者が行っている「かけ放題サービス」も市場を獲得するための商業行為ですが、悪用のリスクを含む各種の商業リスクを考慮しつつ、市場やユーザーにとって有益なサービスを提供することが求められます。しかし、有益なサービスを提供すると言いながら、他の事業者にサービス停止を要求するのは、公正な市場競争の原則に反する行為であり、信頼を損なう行為です。これは、立場の強い者が立場の弱い者をいじめるような不公平な行為とも見なされます。 【株式会社三通】	○ 御意見に対する考え方については考え方９のとおりです。	無
意見16 ● 本ガイドライン案に記載の典型的なトラヒック・ポンピングのイメージ図は限定的である。	考え方16	
○ 定義されたイメージ図は限定的なものであり、悪用されるイメージ図は以下のようになっていると理解しています。 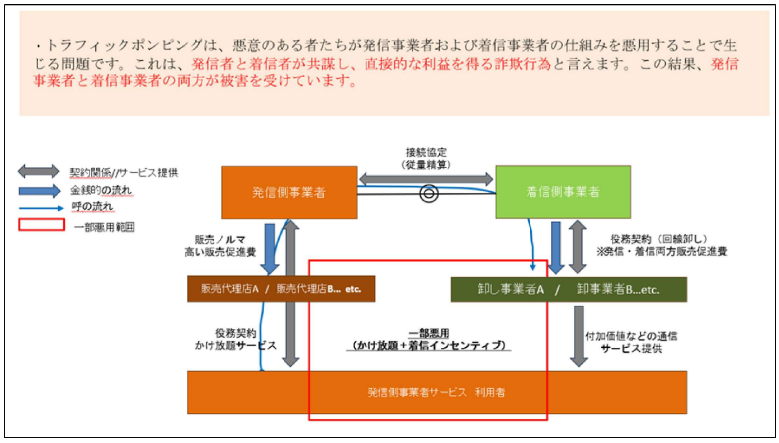 【株式会社三通】	○ トラヒック・ポンピングは、着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることと考えており、今般、本ガイドライン案において、不適切な着信インセンティブ契約の具体例を示し、業務改善命令の要件に該当し得るとしているところです。 ○ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドライン等の見直しや所要の行政上の対応を行っていくことが適当と考えます。	無
意見17	考え方17	

● トラヒックを根絶することに対して異議は無く、着信インセンティブ契約の停止がトラヒック・ポンピングを根絶するための有力な手段と判断された場合、当社はその方向性に沿い、法令を遵守する。 ● 一方で、当社は市場の健全性と構成な競争が維持されることを望んでおり、通信事業者が市場を維持し、活性化させていく義務があると考えている。市場の活性化が進むことを期待。		
○ 全体において、目的である「トラフィックポンピングを根絶する」ことに対して異議はありません。結果的に着信インセンティブ契約の停止が今のトラフィックポンピングを根絶するための有力な手段と判断された場合、当社は通信事業者としてその方向性に沿い、法令を遵守いたします。 ○ しかし、「電話」は150年以上の歴史を持ち、当初は唯一の非対面コミュニケーションツールとして高い優位性がありましたが、近年ではSNSなどの無料ツールが多数登場し、電話自体は本来の「通話機能」だけでなく、その高い公共性を活かして情報などの付加価値サービスを提供することが市場から求められています。当社は市場の健全性と公正な競争が維持されることを望んでおり、このような新しい技術やツールが次々と生まれる時代において、通信事業者が市場を維持し、活性化させていく義務があると考えています。市場の活性化が進むことを期待しています。 【株式会社三通】	○ 本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。	無

以上

トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン

令　和　６　年　９　月
総　　務　　省

１　ガイドラインの目的

電気通信事業は、国民生活や産業経済活動に必要不可欠な通信サービスを提供する事業であって、高い公共性を有している。同時に、ある電気通信事業者のネットワークが他の電気通信事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している。

このような接続の重要性に鑑み、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 32 条においては、ネットワークを有する電気通信事業者は、原則として、その設置する電気通信回線設備との接続に関する他の電気通信事業者からの請求に応じなければならないとされている。一方で、電気通信設備の接続を含め、電気通信事業者等の業務の方法等が不適切に行われ、利用者の利益や公共の利益が阻害されている場合においては、総務大臣が電気通信事業者等に対して、業務の方法の改善等を命ずること（業務改善命令）ができることとしている[1]。

昨今、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されている[2]。

本ガイドラインは、このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、「トラヒック・ポンピング」において見られる「着信インセンティブ契約」に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものである。

２　用語の定義

本ガイドラインは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政

[1] その他、電気通信設備間の接続について、総務大臣の協議再開命令及び協定の細目について当事者の協議が不調の場合には、総務大臣の裁定を行うことができる。
[2] 接続料の算定等に関する研究会　第七次報告書（令和５年９月）69 頁

省令第 25 号）において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 着信インセンティブ契約

音声伝送役務に係る接続協定（発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の電気通信事業者間精算方式が採用されているものに限る。以下同じ。）の一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の電気通信役務の利用者（以下「利用者」という。）との間で締結する契約であって、着信側の電気通信事業者（以下「着信側事業者」という。）が、発信側の電気通信事業者（以下「発信側事業者」という。）の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等（※１）を支払うもの（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。）のことをいう。

（※１）インセンティブの態様が金員であるか否かを問わないので、例えば、特定の電話番号への通話時間に応じて懸賞として景品等を提供する場合も含む。

(2) トラヒック・ポンピング

着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることをいう。

(3) 他者料金設定トラヒック

接続協定において他の電気通信事業者が電気通信役務に関する利用者料金を定めることとされているトラヒックをいう。

(4) 他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

３　トラヒック・ポンピングの禁止

トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等を発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。このため、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。

なお、以下の事例は、あくまでも例示であって、これに該当しない場合であっても、業務改善命令の要件に該当する場合には、業務改善命令の対象となり得る。

(1) 接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

電気通信事業者間で合意した接続協定に関して、一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の同意を得ずに当該接続協定に反する行為を行うことは、通常、接続に関し不当な運営を行っているものであり、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じるおそれがあると言うことができる。

この点、着信インセンティブ契約に関し、他者料金設定トラヒックについて、その料金を定める電気通信事業者の同意を得ずに、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなるため、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障を生じるおそれがあると考えられる。

特に、料金設定に当たっては、需要の的確な把握が不可欠であるが、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者が、料金を定める電気通信事業者の求めに応じず、そのような契約の有無及びその内容を明らかにしない場合、料金を定める電気通信事業者は、場合によっては、需要の的確な把握が困難となり、料金設定等の適正な実施に支障を生じ、不適切な料金設定や一部のサービスの停止等をせざるを得なくなり、利用者の利益の侵害など公共の利益が著しく阻害される可能性も否定できないと考えられる。

したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記に該当すると考えられる場合、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者は、電気通信事業法第29条第１項第10号の要件に該当し、同号の業務改善命令の対象となる可能性があると考えられる。

なお、利用者料金の設定権の所在を含む接続協定の細目について、電気通信事業者間の協議が不調であるときは、総務大臣への裁定申請を行うことが可能であるが、利用者料金の設定権の所在に関する裁定については、「利用者料金の設定権に関する裁定方針」（令和４年１月６日総務省）に基づき、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者（通常の通話であれば、発信側事業者）が有することを基本的な方針として裁定することになるから、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約のように、着信側事業者が料金設定に実質

上関与することを認める裁定は、通常、行われない（※２）。

（※２）また、接続料の水準について裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成 30 年１月 16 日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に販売促進費用（他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約におけるインセンティブの原資を含む。）が含まれると考えることは難しい。
協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」（平成 30 年 10 月 16 日情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」）との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることを慫慂するものではなく、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものでもない。

(2) 接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約

着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。

上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。

したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記の行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないため、電気通信事業法第 29 条第１項第 12 号の要件に該

当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

4　その他

総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

（参考）典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの

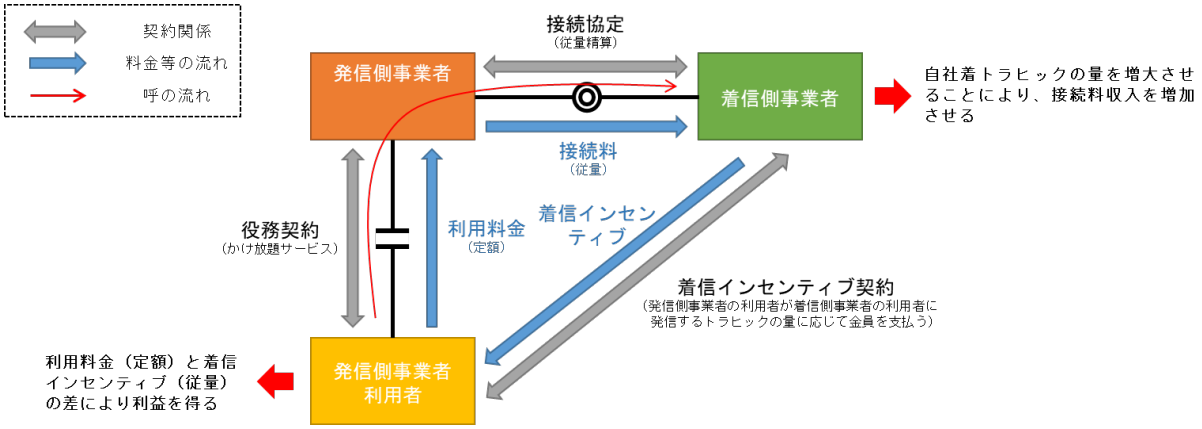

電気通信事業法施行規則の一部改正について
（「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加）

概　要

令 和 ６ 年 １ ０ 月 ２ 日
総務省総合通信基盤局
電 気 通 信 事 業 部
料 金 サ ー ビ ス 課

改正の概要

● 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」（座長：相田仁　東京大学特命教授。以下「研究会」という。）において、各種課題の議論・検証を進めてきた。

● 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処に関しては、 令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討を実施。検討の結果、次の事項について、トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性が示された。

- **接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとすることが適当。**
- **技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすることが適当。**
- **総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの策定や所要の行政上の対応を行っていくことが適当。**

● 今般、研究会においてとりまとめられた第八次報告書（令和6年9月12日（木）公表）を踏まえ、接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「省令」という。）の改正案を作成した。

改正事項

「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加 …… 2
【電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「省令」という。）の一部改正】
参考資料 …… 4

改正案の内容
「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加

2

- 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、**「これに応じなければならない。」（接続応諾義務）ことが規定**されており、**同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる**。
- 今般、接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、当該事業者の利用者との間で他社料金設定呼の利用量に応じて、金員等のインセンティブを支払う旨の契約（以下「他社料設呼インセンティブ契約」という。）を締結する場合等、**接続協定の技術的・経済的事項に重大な違反を行っており、改善を行わない場合に限定して、省令に規定する「正当な理由」に追加**することとする。

省令改正案 【施行規則】

●電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由）

第二十三条　法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。

二　電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

三　電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと（第一号に掲げる理由を除く。）。

※参考

●電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（電気通信回線設備との接続）

第三十二条　電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一　電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

二　当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

規定の趣旨

・他社料設呼インセンティブ契約については、個々の事案について、**客観的な事実に基づき、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できる場合**については、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」があるとして、**現行の電気通信事業法第32条第2号に該当し、接続拒否を行うことが可能**である。

・一方、**他社料設呼インセンティブ契約の締結が明らかにされない場合**や、明らかであっても**相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合（損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合）には、ただちに接続拒否を行うことはできず**、救済範囲に一定の限界があるという（業務改善命令や裁定による事後的な救済は可能）という課題が存在する。

・このため、**接続応諾義務を規定した趣旨**や、**国際協定において、技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案**した上で、**技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合**であって、**正当な理由なく是正の求めに応じない場合に限定し、接続拒否を行う正当な理由に追加**するものである。

今後のスケジュール（案）

3

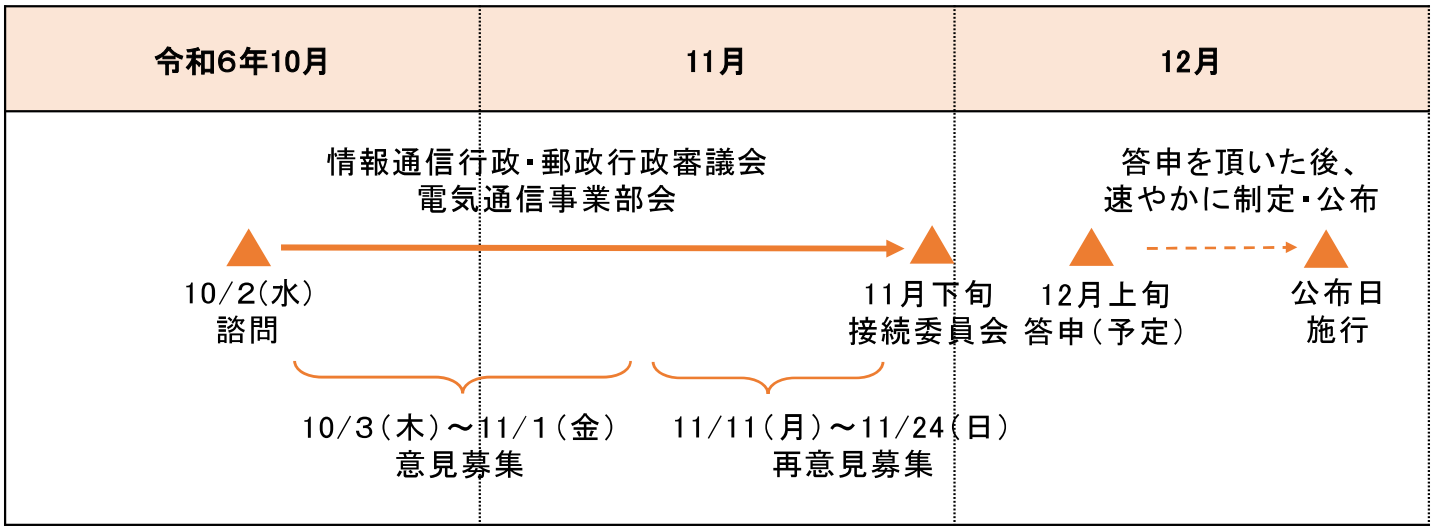

（参考）接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

■「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- 第83回会合（令和6年4月16日（火））　トラヒック・ポンピングに係る調査の結果について（非公開）
- 第85回会合（令和6年5月20日（月））　トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について
- 第86回会合（令和6年6月 7日（金））　トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について
- 第88回会合（令和6年9月 5日（木））　第八次報告書（案）に対する意見及びその考え方について

令和6年9月12日（木）　第八次報告書、着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン 公表

参　考

（参考）トラヒック・ポンピングの概要

接続料の算定等に関する研究会（第86回）資料86－3より抜粋

5

○　音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。

○　トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。

- 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
- 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を経由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
- 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
- なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

＜典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの＞

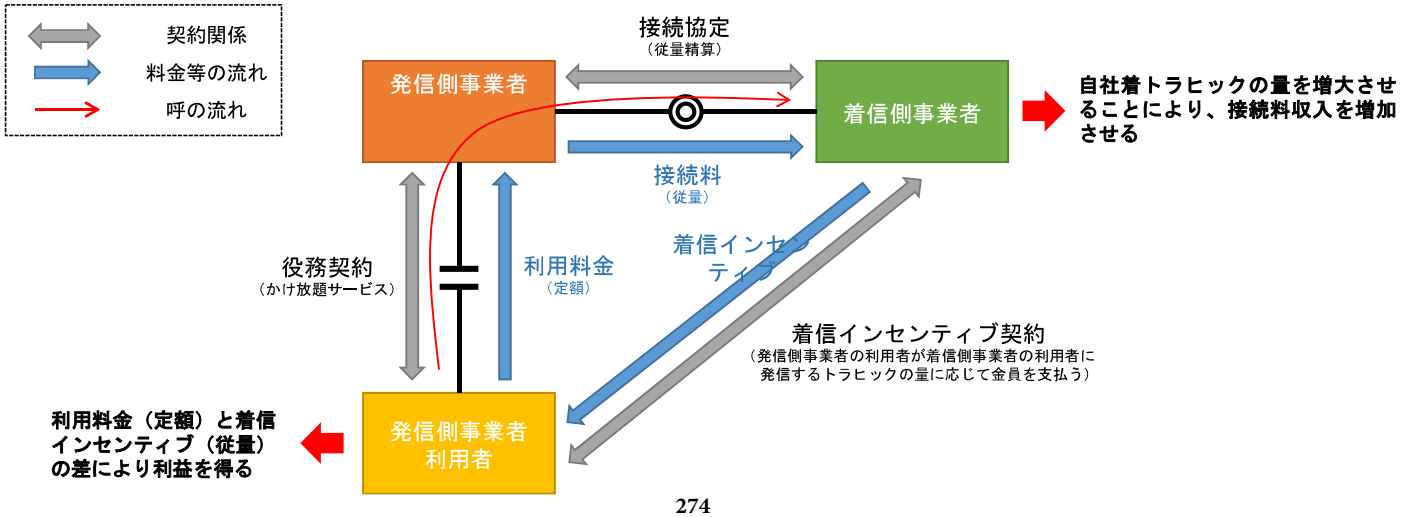

「電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由」の追加

接続料の算定等に関する研究会（第86回）資料86－3より抜粋

● 電気通信事業法第32条では、電気通信回線設備との接続に関する請求について、**「これに応じなければならない。」（接続応諾義務）ことが規定**されており、**同条各号及び省令に規定する「正当な理由」に該当する場合に限定して、接続請求を拒むことができる**。

● 接続請求する事業者が、請求の相手方となる事業者の同意を得ずに、当該事業者の利用者との間で他者料金設定トラヒックの量に応じて、金員等のインセンティブを支払う旨の契約（以下「他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」という。）を締結する場合については、個々の事案について、**客観的な事実であること、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを請求を受けた側が合理的に説明できる場合**については、経営に著しい支障を与え、「電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ」があるとして、**現行の電気通信事業法第32条第2号に該当し、接続拒否を行うことが可能**である。

● 一方、**他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約の締結が明らかにされない場合や、明らかであっても相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できない場合（損失の規模が経営に著しい支障を与えるとまでは言えない場合）**には、ただちに接続拒否を行うことはできず、**救済範囲に一定の限界がある**（業務改善命令や裁定による事後的な救済は可能）という課題が存在する。

● このため、**接続応諾義務を規定した趣旨や、国際協定において、技術的に可能な場合には原則接続すべきことが定められていることとの整合性等を勘案**した上で、**技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合に限定し、正当な理由**に追加してはどうか。

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書」　概要

● 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備（※）を用いた「卸役務」に関するルールの在り方等を検討。（※）NTT東日本・西日本、MNO3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）等のネットワーク。

● 令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、次の①～⑨の事項について、令和6年6月までフォローアップ・検討を実施。これらの結果等について、第八次報告書として取りまとめ。

①「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

・ **トラヒック・ポンピングに関する調査結果**を踏まえ、**着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等**について検討。

⇒ ・ **接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結**した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は**業務改善命令の対象となる可能性がある**とすることが適当。

・ **技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反**がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、**接続拒否ができるようにする**ことが適当。

・ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて**ガイドラインの策定や所要の行政上の対応**を行っていくことが適当。

（参考）典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの

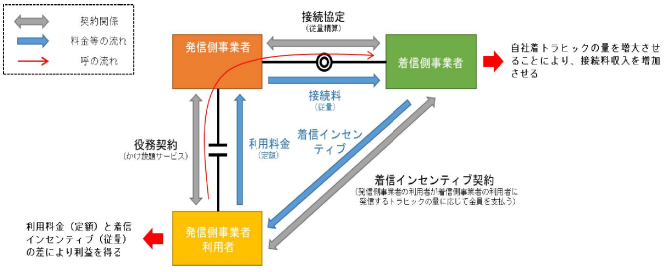

②モバイル接続料のさらなる適正化の推進

・ モバイル接続料費用配賦WGにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の**費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置**等について検討。

・ 令和5年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保について検討。

⇒ 特に、**5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて**、次の事項を整理。

・ **データ接続料**について、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定する場合と、4G・5G（NSA方式）のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、**試算を求める**ことが適当。試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった**特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合**には、**一体算定を共通的な考え方とする方向で検討**することが適当。その際、費用配賦見直しの激変緩和措置を踏まえ、少なくとも**令和8年度接続料から**、一体算定とする方向で検討することが適当。

・ **音声接続料**については、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G（SA方式）に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期に**共通的な考え方を策定し、適用**することが適当。